

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

s

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)	
3 拠出先の概要	
国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)は、1946 年 11 月4日に設立。本部はパリ(フランス)。2026 年4月現在、加盟国数は194 か国、準加盟地域は12。ユネスコは、第二次世界大戦への反省を踏まえて設立された国連専門機関であり、正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて加盟国間協力を促進することにより、平和及び安全に貢献することを目的としている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、ユネスコが加盟国間の友好と相互理解を促進することに寄与することを目的とし、ユネスコの専門分野における取組を支援するもの。ユネスコ所掌分野(教育、科学、文化、情報コミュニケーションなど)全体において、日本とユネスコのプライオリティ及びニーズに基づき、特に日本の国益の増進につなげるために重要と考える事業に対する柔軟かつ分野横断的な支援を可能としたものである。具体的には、日本が日本信託基金へ拠出し、同基金により、ユネスコが、本件拠出の重点分野とする開発途上国などの有形・無形文化遺産の保存修復や保護促進、人材育成、文書遺産の保護、能力開発、防災などの事業を関係国のニーズも踏まえて実施しているほか、これらの事業を管理する職員が日本からユネスコ事務局に派遣されている。拠出した事業を通じてユネスコ加盟国との関係強化を推進し、ユネスコの所掌分野における戦略目標達成に貢献することで、ユネスコにおける日本の発信力を強化する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 605,000 千円	
(参考)令和8年度ユネスコ分担金当初予算額 3,595,204 千円(分担率:6.984%)。	
令和7年度補正予算額:1,036,000 千円。	
拠出国・機関の順位(暦年):2024 年 33,414 千 USD(外務省、文部科学省等の拠出合計額)、4位	
2023 年 21,811 千 USD(外務省、文部科学省等の拠出合計額)、6位	
2022 年 8,810 千 USD(外務省、文部科学省の拠出合計額)、11 位	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
大臣官房(外務報道官・広報文化組織)国際文化協力室、ユネスコ日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件抛出は、令和7年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策：広報、文化交流及び報道対策を有機的に連携させて、海外における対日理解の促進と親日感の醸成を図るとともに、国内外における我が国外交政策への理解を増進し、もって日本外交を展開する上での環境を整備すること。」「施策Ⅲ-1：内外広報・文化交流・報道対策」、「分野5：文化の分野における国際協力の実施」に設定された中期目標「文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。」を達成するための手段の一つと位置付けている。（令和7年度外務省政策評価書）

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

・ユネスコは、教育、科学、文化などを所掌する国連専門機関であり、世界遺産及び無形文化遺産の登録のみならず、国際的取組・協力の推進や「持続可能な開発目標（SDGs）」達成に向けた取組に不可欠な国際機関である。日本は、ユネスコと協力して、開発途上国などに対する教育、科学、文化面などの支援を行うと共に、ユネスコにおける議論に歴史問題が持ち込まれるといったユネスコの政治化問題などに対処している。また、ユネスコの責任ある加盟国として、上記 1-1(1)の目標達成のため、世界遺産登録を含む様々な意思決定の場で議論を主導できるよう、また、日本のプレゼンス確保のため、本件抛出を戦略的に活用している。

・本件抛出を通じて、開発途上国などにおける人類の貴重な有形・無形文化遺産の保存や保護、人材育成事業に対する直接的支援を実施。これらの事業は、日本の持つ専門的知見や技術的能力を開発途上国などに提供し、能力を高めることを目標に策定されており、分担金と異なる「日本の顔が見える」支援として不可欠な手段であり、その成果は、ユネスコ事務局内及び加盟国において、日本の政策や立場に対する理解の醸成に繋がっている。

・本件抛出はユネスコにおいて日本が重視するポストの獲得につながっている。具体的には、対象期間中に行われた選挙により、以下のポストを獲得し、日本の外交政策を踏まえての各会合への参画、ユネスコにおいて日本外交を展開する上での環境整備につなげることが可能となった。

(1)ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）執行理事国及び IOC 議長

(2)ユネスコ執行委員会委員国

(3)本部庁舎委員会委員国

(4)人間と生物圏計画国際調整理事会理事国

(5)政府間水文学計画政府間理事会理事国

(6)国際コミュニケーション開発計画政府間理事会（IPDC）理事国及び IPDC 議長

・本件抛出による事業の選定に当たっては、日本の優先する分野、日本の有する知見や技術を活かせる分野などを考慮しており、日本人職員が案件形成し主担当となる案件を多く採用している。ユネスコ事務局で活躍する日本人職員の担当業務目的の達成の一助となっているほか、日本人職員のキャリア形成につながる有益なものとなっている。

・「ユネスコ活動に関する法律」第5条に基づき、昭和 27 年（1952 年）に「日本ユネスコ国内委員会」が設置され、日本とユネスコとの協力を推進している。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

・本件抛出は、日本のみが抛出する日本信託基金に対するものであり、その用途は、日本とユネスコ事務局の優先分野や優先地域、ニーズを踏まえ、必要に応じて事務局や支援申請を希望する加盟国とも直接意見交換の上、日本の国益の増進の観点にも照らして日本政府が承認し、決定している。

・抛出先であるユネスコ自体の意思決定プロセスにも、日本は、以下のとおり意向を反映できる地位などを確保している。

・日本は、1952 年以來継続して、ユネスコの事業・予算を始めとした主要政策の検討・実施に関する審議を行うユネスコ執行委員会の委員国を務めている。同委員会は、加盟国 194 か国のうち、2年ごとの総会における選挙で選出され

た 58 か国から構成され、基本的に年に2回(通常4月と 10 月)開催される。ユネスコの運営に積極的に関与するためには、執行委員国であることが不可欠である。直近では、第 221 回執行委員会(2025 年4月)、第 222 回執行委員会(2025 年 10 月)に委員国として出席し、予算の審議、行財政における課題、各事業における重要事項の決定などに関する議論及び決定などに参画し、適切な予算の編成、予算執行、組織運営に積極的に関与した。第 43 回ユネスコ総会(2025 年 11 月)で行われた執行委員会委員国選挙で当選し、引き続き執行委員国(2025-2029 年)として活動している。

・また、2021 年 11 月、日本は、世界遺産の審議・登録決定を行う世界遺産委員会委員国(196 の世界遺産条約締約国の中から選挙で選ばれた 21 か国で構成)に選出され(2021 年-2025 年)、世界遺産委員会(直近では 2025 年7月にフランス・パリで開催)において、ユネスコ事務局や他の加盟国と連携し、日本関連案件を含む世界遺産に関する円滑な審議に精力的に取り組んだ。

・無形文化遺産については、日本は、1950 年に制定された文化財保護法に基づき、国際社会に先駆けて無形文化遺産保護に取り組み、日本は同分野において豊富な知見を有すると評価されており、無形文化遺産保護条約の起草や運用(含:ユネスコ拠出金事業を通じた開発途上国における無形文化遺産保護に係る人材育成)に貢献。2025 年 12 月の無形文化遺産保護条約政府間委員会において、「和紙:日本の手漉和紙技術」「山・鉾・屋台行事」「伝統建築工匠の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の拡張登録が決定された。

・「世界の記憶」事業については、2025 年1月から本件拠出により、ガーナ及びマリを対象に「危機に瀕するアフリカの文書遺産の保存とアクセシビリティの向上」を開始し、「世界の記憶」事業の趣旨である記録遺産保護への取組に貢献することで、歴史戦の文脈で政治問題化のリスクを抱える「世界の記憶」事業につきユネスコが日本の意向を重視するよう取り組んできた。かかる中、第 221 回執行委員会において、日本が提案した「増上寺が所蔵する三種の仏教聖典叢書」が国際登録された。

・ユネスコ総会下部機関において、日本は、法規委員会(2023-2025 年)、人間と生物圏計画国際調整理事会(2021-2025 年)、政府間水文学計画政府間理事会(2021-2025 年)、政府間生命倫理委員会理事会(IGBC)(2023-2027 年)、文化財原保有国返還促進政府間委員会(ICPRCP)(2023-2027 年)など複数の委員国/理事国として各種会合・取組に参画及び貢献してきており、第 43 回総会(2025 年 11 月)での選挙では、新たに本部庁舎委員会(2025-2029 年)及び IPDC(2025-2029 年)の委員国にも選出されて活動範囲を拡大するとともに、IPDC 理事会では加納ユネスコ日本政府代表部大使が、また、IGBC では元滋賀大学長の位田隆一教授がそれぞれ議長に選出され、日本は、ユネスコの多様な分野における活動に主導的な役割を担っている。

・IOC 執理事会においては、道田豊東京大学特任教授・総長特使が議長に再任(2025-2027 年)されたほか、日本政府も理事国(2025-2027 年)として、持続可能な海洋計画と管理、IOC データ構造の改革など、科学に基づく政策課題の解決に向けた取組に積極的に参画するなど、ユネスコの海洋学の取組に貢献している。2025 年6月に第 33 回総会、2026 年1月に役員会合が開催され、日本政府として積極的に議論に貢献した。

・以上のように、日本は、ユネスコ全体の意思決定につながる議論を行う場である執行委員会を始めとする各種委員会などの場で、各種議論に積極的に参加し、適切な事業の運営などに携わってきており、ユネスコの運営に大きく貢献してきている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

・2025 年5月、岩屋外務大臣は、パリのユネスコ本部にて、アズレー事務局長と会談を行い、日本とユネスコの協力などについて意見交換を行った。アズレー事務局長からは、同事務局長任期中の日本からの幅広い支援に対する謝意が述べられた。

・2025 年6月、松本外務大臣政務官は、第3回国連海洋会議出席のためフランス・ニースを訪問中にヘルゲセン IOC 事務局長と意見交換した。同事務局長から日本の協力に対し謝意が表明された。

- ・2025 年9月、石破総理大臣を訪日中のアズレー事務局長が表敬。先方から、教育、科学、文化などあらゆる分野におけるユネスコの取組を日本が長年にわたって支援してきたことへの謝意が表された。
- ・2025 年9月、岩屋外務大臣は、訪日中のアズレー事務局長と会談した。先方から、同事務局長の任期中において、日本が多分野にわたるユネスコの取組を支えてきたとして、謝意の表明があり、両者は、世界遺産を始めとする様々な分野で協力していくことで一致した。
- ・2025 年9月、あべ文部科学大臣は、訪日中のアズレー事務局長と会談した。先方からは、防災分野を始め、これまで日本がユネスコに対して行ってきた貢献に対し、謝意が示された。
- ・2026 年1月、堀井外務副大臣は、パリにてエルアナーニー事務局長と会談を行い、加盟から 75 周年を迎える日本が、教育、科学、文化などあらゆる分野で長年ユネスコを支えてきたことを振り返るとともに、引き続き、様々な分野で協力しながら、日・ユネスコ関係を発展させていくことを確認した。
- ・2026 年3月、茂木外務大臣は、パリにてエルアナーニー事務局長と会談を行った。同事務局長からは、日本がユネスコに加盟してから 75 年間、様々な分野で協力してきていることに対し、謝意が表された。
- ・2025 年5月、パリで、日本信託基金年次レビュー会合が開催され、加納ユネスコ日本政府代表部大使及び日本の関係省庁（外務省、文部科学省、国土交通省）職員が出席、ユネスコからは事務次長、各局事務局長補出席の下、本件拠出の適切な活用について働きかけを行った。また、同会合では、ユネスコ事務局から拠出対象事業の進捗状況について報告があり、拠出が適切に管理・運用されていることを確認した。

・日本側の取組

- ・1-2 のとおり、2025 年 11 月に行われた第 43 回ユネスコ総会にて執行委員会委員国選挙が行われ、日本が再選出された（任期は 2029 年まで）。
- ・2025 年 11 月、大菅駐チュニジア日本国大使は本件拠出による事業である「COVID-19 後の世界遺産サイトマネジメント：世界遺産サイトにおける保存、観光と生計戦略」の成果発表会を兼ねた工芸展示会の開会式に出席し、その様子はチュニジアの複数のウェブサイト（La Presse など）でも報じられている。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件拠出による事業は、具体的内容を検討する際に、可能な限り日本の専門的知見や技術・能力を開発途上国などの支援にいかせるよう、日本の関係機関、有識者との連携を図ってきている。具体的な例は以下のとおり。

- ・1994 年以来継続して支援を行っているカンボジア・アンコール遺跡の修復事業では、「日・アプサラ・アンコール遺跡救済チーム（JASA）」を通じて、これまで多くの日本人専門家が現地に赴きカンボジア人スタッフと共同で保存修復作業を実施している。2023 年に設立 30 周年を迎えた「アンコール遺跡保存開発国際調整委員会」（ICC）では日本は引き続きフランスとともに共同議長を務めているほか、塚脇真二金沢大学名誉教授及び稲葉信子筑波大学名誉教授らが専門家として参画した。なお、同委員会では、遺跡保全と住民ニーズの両立を目的とした対策を中心に議論が行われ、地域人材の育成、持続可能な観光の推進、環境への配慮の重要性が示された。これを踏まえ、2025 年6月、同委員会において、保全戦略の見直しやバリアフリーを含む訪問者動線の改善、カーボンニュートラルの推進、再定住コミュニティへの支援など、計 29 項目にわたる専門家による勧告を、稲葉信子筑波大学名誉教授が発表し、同勧告は採択された。

- ・「アジア太平洋地域のレジリエントな世界遺産都市のための気候変動対策の推進力」の一環として、2026 年3月7日～9日、ユネスコ・バンコク地域事務所、立命館大学及び独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所が共催し、地域会議及び能力強化ワークショップを立命館大学（京都）で開催。同会議には、アジア太平洋地域 61 か国から世界遺産都市の管理者、気候変動の専門家ら約 80 名が対面で、また 600 名以上がオンラインで参加した。同会議を

通じて、参加者はアジア太平洋地域における世界遺産都市の気候変動対策に対する理解を深めるとともに、参加者は専門的なネットワークを構築した。

・文化財不法輸出入等禁止条約(1970 年条約)及び文化財原保有国返還促進政府間委員会(ICPRCP)関連会合へは、2014 年以降、八並廉九州大学准教授が専門家として出席しているほか、日本政府にも多くの助言を行っている。直近の関連会合(2025 年5月)では、同准教授は、各国代表発言、決議案審議における法的・技術的助言を行うことで、特に、国内法整備が遅れている開発途上国などの各国内法と条約との間のギャップの解消による条約適用強化、及びユネスコ関連条約間のシナジー促進に貢献した。また、同准教授は、アジア太平洋グループ代表としてICPRCP 専門家会合(2025 年 12 月～2026 年3月)において、勧告案作成の文言交渉にも携わっている。

・2025 年6月4日、オンラインで 2025 年度次世代ユネスコ国内委員会が開催され、教育・科学・文化の3つのワーキンググループによる取組や、ユースフォーラムの開催を通じて、若者のユネスコ活動への参加・参画が促進され、次世代ユネスコ国内委員会の認知度向上にもつながったことが報告された。日本国内における若者のユネスコ活動を活性化させることを通じて、日本の対ユネスコ外交を後押しするとともに、ユネスコに対する日本の関与の在り方へのインプットが行われ、ユネスコの8か年中期戦略(2022-2029 年)においてプライオリティ・グループとされている若者の活動を後押しする貢献につながっている。

・2025 年7月、ユネスコは、これまでの日本信託基金などを通じたユネスコ事業への貢献に感謝し、その成果を紹介するため、7月2日を「ビジビリティ・デイ」とし、日本の貢献の特設ページを作成し活動を紹介した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)拠出金は、日本がユネスコと戦略的に連携して、両者のプライオリティ及びニーズに基づき、特に日本の国益の増進につなげるために重要と考える事業を実施することで、日本とユネスコ加盟各国との関係強化を推進するとともに、ユネスコの所掌分野における戦略目標実現に貢献しており、ユネスコにおける日本の発信力を強化するに当たっての不可欠なツールとなっている。

本件拠出を通じて、日本は主に開発途上国などの有形・無形文化遺産の保存修復や保護促進、人材育成、文書遺産の保護や防災などユネスコ事務局の優先分野に基づいた事業を支援してきており、2-2 のとおり効果をあげている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。行財政マネジメントにおいては、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)拠出金は、ユネスコが加盟国間の友好と相互理解を促進することに寄与することを目的として、日本が戦略的にユネスコと連携、日本とユネスコのプライオリティ及びニーズに基づき、特に日本の国益の増進につなげるために重要と考える事業を実施することで、ユネスコの所掌分野(教育、科学、文化、情報コ

コミュニケーションなど)における戦略目標の実現に貢献し、ユネスコ加盟各国との友好と相互理解を促進し、ユネスコにおける日本の発信力を強化することを目的とする。

評価対象期間内に事業が完了した事業は6件、同期間中に実施中の事業は15件、未着手の案件は10件。

報告書は事業完了後6か月以内に提出されることとなっており、評価期間内に完了した事業6件の内、最終事業報告書の期限が評価対象期間内である2件については、提出期限内に報告書を受領済み。

なお、実施中の案件については毎年「中間報告書」にて事業内容を把握し、適切に運用されていることを確認しており、問題が生じている事業はない。

【今次評価対象期間内に完了し、最終報告書の提出があった事業(2件)】

・アフリカ地域世界遺産推薦のためのキャパシティビルディングプログラム(終了 2025/6/2)は、世界遺産条約の締約国でありながら登録遺産を持たないアフリカ諸国に対し、能力強化支援を行い、質の高い推薦書の作成を通じて世界遺産一覧表への登録実現を支援することを目標として実施した。

ユネスコは推薦書の完成度向上や管理計画の策定などのため、対象国(シエラレオネ、ギニアビサウ、ジブチ、赤道ギニア、エスワティニ、ブルンジなど)に対し、専門家の派遣、現地ミッションの実施、ワークショップの開催、地図作成や地理情報システムの整備支援など、多岐にわたる支援を提供した。

こうした取組の成果として、第47回世界遺産委員会(2025年7月開催)において、同事業が支援したシエラレオネの「ゴラ・ティワイ複合施設」及びギニアビサウの「ビジャゴス諸島の沿岸・海洋生態系－オマティ・ミンホ」の2件が世界遺産一覧表に登録された。シエラレオネの登録案件は、一般財団法人自然環境研究センターの日本人専門家である米田久美子氏が、国際専門家と連携して技術支援を提供し、推薦書の完成度向上に寄与した。ギニアビサウの登録案件は2013年に審議が延期されていたものであったが、ユネスコが同国の生物多様性・保護地域研究所(IBAP)と緊密に連携しつつ、保全上の課題解決、地図作成、地理情報システム構築及び報告書作成を支援し、今回、登録が実現した。

同事業では、2件の登録に加え、ジブチ、赤道ギニア、エスワティニ、ブルンジなどの対象国に対し世界遺産登録に向けた支援を行った。ジブチでは、2025年4月の現地ミッションの派遣から始まり、岩絵専門の考古学者2名及び文化遺産専門家の起用、約40名が参加するワークショップの開催、同年9月の推薦書提出、さらに2026年1月のヒボ青年・文化大臣同行による最終現地調査と世界遺産センターへの最終推薦書の提出まで、世界遺産一覧表の登録への一連のプロセスを支援した。ユネスコは、赤道ギニアでは同国初となる暫定一覧表の策定と候補地の選定、エスワティニでは予備評価申請書の提出を支援した。ブルンジにおいては、2025年の自然・文化遺産の国際専門家による現地ミッションの派遣を経て、2026年2月にユネスコ世界遺産センターが更新版暫定リスト(全10件)を承認しており、同国初の世界遺産登録候補地の特定に向け前進した。

・「東南アジアにおける世界遺産アーカイブの保護」(2023年2月～2025年6月)では、タイ、インドネシア、カンボジアを対象地域とし、東南アジアの厳選された世界遺産に関連する文書遺産の保護と目録作成を目的に支援を実施した。同事業全体を通じた目標達成度は120%程度。対象とした世界遺産は、アユタヤ歴史都市(タイ)、ポロブドゥール寺院遺跡群(インドネシア)、コー・ケー遺跡(カンボジア)。世界遺産管理者のアーカイブ保護能力向上のためのワークショップが、2025年5月にアユタヤで、2025年6月にジャカルタで実施された。研修は東南アジア諸国から30名程度の参加者を目標としていたが、アユタヤで49名、ジャカルタで30名以上が受講し、当初の目標を上回る参加者が得られた。同事業を通じて作成した「世界遺産アーカイブマニュアル」はパイロット実施国であった3か国の言語、インドネシア語、クメール語、タイ語に翻訳されたが、オンライン研修に参加した他国からマニュアルの活用に対する関心が高かったため中国語及びロシア語への翻訳も追加した。マニュアルはユネスコ・デジタルライブラリーで公開され、広く活用されている。同事業は遺産保護や修復の上でも重要となる遺産に関連する文書遺産の適切な管理に資するものであり、その重要性を鑑みてユネスコの公式ウェブサイトの中でも大きくとりあげられた。

【今次評価対象期間内に完了した事業(4件)】

評価対象期間内に完了した事業は以下のとおり。

・COVID-19 後の世界遺産サイトマネジメント：世界遺産サイトにおける保存、観光と生計戦略（終了 2026/2/2）は、COVID-19 パンデミックにより深刻な打撃を受けた世界遺産サイトを対象に、遺産保護と地域社会の生計回復を両立させることを目標として実施された。具体的には、地域コミュニティとの連携強化、文化を基盤とした収入創出の仕組みづくり、能力強化研修の提供、デジタル技術の活用による販路拡大など、各パイロットサイトの実情に即した多角的な支援が行われた。2025 年 12 月には、ユネスコ世界遺産センターが最終モニタリング・ワークショップを開催し、4か国（カーボベルデ、ベトナム、チュニジア、ホンジュラス）のパイロットサイトの実施パートナー、ユネスコ本部及び現地スタッフ、国際的な研究者や専門家が一堂に会して成果を共有した。

パイロットサイトの国別の主な成果は以下のとおりである。

カーボベルデのシダーデ・ヴェーリャでは、パンデミック後の経済混乱への対応として、職人、工芸品販売者、文化イベント運営者などを対象に5回以上の能力強化研修を実施した。あわせて、バーチャル視察とオンライン販売機能を備えたデジタルプラットフォームを開発し、地元企業の販路拡充を図った。さらに、多くの地元企業が非正規に活動している実態を踏まえ、同国財務省及び国家の「Going Digital」計画と連携し、地元企業の正規化促進にも取り組んだ。

ベトナムのチャンアン複合景観地域では、観光業への依存度が高く、COVID-19 パンデミックの影響による失業と世帯収入の減少が顕著であり、特に女性への影響が深刻であった。ユネスコは、商品開発やデジタルツールを活用したプロモーションに関する研修を実施した。その結果、合計 5,432 人が受益し、52 の中小企業・世帯が日本の専門家と協働してエコ包装を取り入れた「遺産にやさしい」製品を合計 20 点開発し、世帯収入の回復を支援した。また、オンラインカタログやフォトブック『Trang An: Heritage and Flowers』、テーマ別ガイドの公開を通じて、チャンアン複合景観についての情報発信を強化した結果、冬季フェスティバルには約 5,000 人が来場するなど、特に若者の積極的な参加が見られた。

チュニジアのスースのメディナでは、競合する製品の増加、顧客の減少、経済危機により脆弱化した職人活動の支援を目的として、「調査・インベントリ」、「訓練」、「成果の発信」の三段階からなる研修が実施された。全工芸分野を網羅した調査の上で 13 分野の職人 39 名を登録し、そのうち 10 名を選抜して演習、交流、個別・グループ課題、デザインのマスタークラスを組み合わせた体系的かつ実践的な研修を行った。成果はチュニジアの首都チュニス旧市街のダル・エル・ベイでの工芸展示会において公開され、メディア及び関係機関から広く注目を集めた。

ホンジュラスのマヤ遺跡コパンでは、2023 年 11 月以降、先住のマヤ・ Chol' Ch'ol' 系コミュニティ、市民社会、政府機関を巻き込んだ地域協議を重ね、そこから得られたニーズに基づいて訪問者・地元企業・研究者・遺跡管理者向けの公式サイトを開設した。また、ホンジュラス人類学・歴史研究所は SNS 運用を見直すとともに、管理計画、公共利用計画及びリスク管理計画を公開し、遺産管理体制の透明性と実効性の向上を図った。

・「太平洋・カリブ SIDS (Small Island Developing States: 小島嶼開発途上国)における無形文化遺産保全に関する能力強化」(2022 年1月～2025 年 12 月)では、緊急事態の文脈における目録作成を促進・実施する研修へ 200 名の参加が想定されていたところ、400 名が参加した。災害リスク軽減を統合した地域ベースの目録 10 点の作成を目標としていたが、結果として 29 点の目録を作成した。同事業を通じて、2024 年 12 月にはユネスコとカリブ災害緊急管理機関 (CDEMA) の間で覚書が締結されるという重要な成果につながり、バハマ及びベリーズの国家緊急対応機関との更なる連携に向けた、実りある新たな協議が行われた。2025 年 12 月には、太平洋地域とカリブ海地域の SIDS 間の地域間経験交流ウェビナーが開催され、参加者が共通点と相違点から学び合う貴重な南南対話の場となった。同事業を通じ複数の国家防災機関の参加が実現し、パートナーシップが築かれた。またユネスコ公式ウェブサイト及び SNS は同事業を紹介し、その中で日本信託基金であることを明記し、日本の協力のレジリエンス確保にも貢献した。

・東レンネルにおける災害対応力強化に向けた地元先住民コミュニティ支援(終了 2025/12/31)は、太平洋地域で唯一の危機遺産に指定されている世界自然遺産・東レンネル(ソロモン諸島)において、気候変動や病害などの環境課題に対するレジリエンスの強化及び食糧安全保障の向上を目標として実施された。世界自然遺産としての価値を守り

ながら、地元先住民コミュニティの自立的な対応力を高めることを主眼とし、現地の実施協力機関である Kastom Gaden Association (KGA)を中心に実践的な支援を展開した。

取組の中心となったのは、東レンネルの4つのコミュニティを対象としたワークショップの開催である。2025 年4月及び9月に、KGA の専門家の指導のもと、KGA に派遣されていた JICA 海外協力隊隊員の大串勇人氏が現地での指導及びワークショップを実施し、16 歳から 71 歳までの男女延べ約 150 名が参加した。各コミュニティの女性グループが中心的な役割を担い、現地調達可能な資材と地域資源を活用した持続可能な形で実施した。また、2025 年3月から4月に、東レンネルのコミュニティにおける伝統知識や慣習の記録化作業が行われ、地域固有の知識体系の保存・継承にも取り組んだ。記録化された伝統知識の一部は、2025 年 10 月に刊行されたユネスコの出版物『Indigenous Knowledge, Ancestral Places: Navigating Change in UNESCO Designated Sites』及びユネスコ公式ウェブサイトに掲載され、国際的な発信にも貢献した。

・アンコールトムバイヨン寺院保全事業(第6期)(終了 2025/12/31)は、カンボジアのアンコール遺跡群に位置するバイヨン寺院の長期的な保全を目的として実施された第6期事業であり、構造安定化のための技術的調査や、現地人材の育成・技術移転、来訪者のアクセス環境の改善を主要な目標として実施した。

主な取組として、2025 年6月に中央塔の 3D 測量及び図面更新を実施したほか、危険箇所の再評価、監視機器の設置、微生物誘導炭酸塩析出(MICP)に関する調査を行い、構造物の現状把握と将来的な保全手法の検討に向けた基盤の整備を進めた。また、中央塔直下の縦坑において消石灰を混合した改良土による埋め戻し工程を実施し、構造の安定化を図った。

人材育成・技術移転においては、施工現場での技術移転に加え、2025 年8月にはカンボジアの大学生を対象とした地中レーダーの技術研修を開催し、次世代の遺産保全を担う人材の育成に取り組んだ。同年 11 月には長期的人材育成の一環として、東京藝術大学と連携し、ノコール・クラウ小学校において石彫とスケッチのワークショップを実施し、地域の若い世代への文化遺産の継承にも貢献した。

訪問者のアクセス改善に関しては、年間を通じてバイヨン北東部における散石整理の作業を通じて現地スタッフを支援したほか、バイヨン寺院内部でのコウモリ増加への対策について、日本人専門家から影響を最小化するための助言を得た。

また、本事業における取組は、文化財保存科学専門家の岩崎好規氏らによる学術論文「アンコール砂の特性とバイヨン寺院中央塔の保存」において、アンコール地域特有の砂質地盤の特性を設計・施工に反映した代表的事例として言及され、科学的知見の蓄積にも貢献したことが学術的に認められた。

【実施中の事業(15 件)】

15 件全ての事業について、2025 年5月に中間報告書にて適切に実施されていることを確認している。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況:

2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分を含む。)、日本信託基金の財務報告書の提出あり。

2025 年 12 月(日本の 2025 年度拠出分を含む。)、日本信託基金の財務報告書の提出あり。

日本信託基金の財務報告書は6か月ごと(毎年6月末及び 12 月末)に提出されている。

最新の財務報告書(2025 年 12 月 31 日付)では、2024 年度に拠出した 3,619,832 ドル、2025 年度に拠出した 2,343,863 ドルなどを含めて 24, 169, 258 ドルが全体収入、支出分を引いた後の残高として 5, 111, 906 ドルが記載されている。

このほか、事業が完了した案件については、事業完了後6か月以内に、最終財務報告書が提出されることとなって

いる。評価対象期間においては、4件の最終財務報告書が提出され、実施中の 15 案件について中間財務報告書が提出された。内容において特段の問題は見られない。

なお、ユネスコ全体予算については、2025 年9月公表の 2024 年財務報告書によると、総収入額は、過去5年は増加傾向にあり、2024 年の総収入額は前年度比 8.8%増の9億 1,668 万ドルであった。対する支出は、8億 4,868 万ドル（前年度比 14.8%増）となった。

・監査

1. 外部監査

監査主体:南アフリカ共和国会計監査総局

対象:2024 年の財務諸表

結果:財務面では、財務諸表が国際公会計基準(IPSAS)に準拠しており、適正に処理されており問題はない。機関の権限内で取引が行われており、財務関係資料は全ての重要な点において合理的、かつ適正に管理されており信頼性に問題がない。組織面では、監査対応は適切、内部統制は適切に機能しており、継続して運営可能であること、過去の勧告のフォローアップがなされている。

2. 内部監査: 制度あり(各分野、事業について実施し、拠出金全体及び拠出金のみに対しては実施されていない)

監査主体:ユネスコ事務局内部監査サービス部門(IOS)

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
45	45	42	44	38	-6	2590
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
3	1	1	1.67	1	-0.67	76
備考						

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

JPOを除いた専門職(P)以上の全職員に占める日本人職員数は上位10か国中、フランス、イタリア、中国に次ぐ4位であり、3.3%を占める。なお、ユネスコが定める日本の「望ましい職員数」(分担金による通常予算で人件費が手当てされている専門職(P)以上の850ポストを対象とし、分担率及び人口などの要素を用いて算出)は、16名から27名である一方で、当該対象ポストの日本人職員数は28名で、「望ましい職員数」を超えている。職員数における公平な代表性は事務局長の優先事項となっており、ユネスコの新規採用において「望ましい職員数」を満たしていない加盟国出身者が優先されるため、日本人職員の新規採用は不利な状況にあり、これ以上の積み上げは容易ではない。また、2025

年7月に米国が脱退を表明、実際の脱退は2026年末であるものの、2025年から分担金の拠出を停止したこと、11月に就任した新事務局長が事務局の改革を進めていることにより、現在、正規職員の採用が縮小、凍結、また、任期延長が認められないケースも増えているため、新規採用及び昇進が困難となっている。

上記の状況ではあるものの、人事支援については、引き続き事務局との対話及び意見交換を通じて情報収集を行っているほか、特に幹部ポストの地域配分が特定の地域グループに偏っていることについて改善を求めている。また、日本人職員の新規送り込みのために、特に日本が重視する分野、日本が高い技術や経験を有するなど得意な分野について洗い出すなど、戦略を策定し、日本とユネスコの共同事業を主管する地域事務所などから日本人職員の採用希望に関する相談が寄せられる場合には、事務局に検討を依頼している。さらには、外務省幹部が事業実施現場に出張する機会などには、可能な限り日本人職員と面会し、ユネスコの人事募集や採用方針の現状について情報収集を行うとともに、日本人職員の昇進の希望や、昇進に資する拠出の可能性などについて聴取及び意見交換を行っている。

ユネスコ日本政府代表部においては、ユネスコへの関心惹起とともに、中長期的な日本人職員の増強も見据え、ユネスコ日本人職員の声を同代表部のホームページ上で紹介したり、高校生や大学生によるユネスコ事務局訪問などを積極的にアレンジしたりしている。2026年1月から3月にかけて、大阪公立大学、神戸大学、東京大学、奈良女子大学、不二聖心女子学院高等学校の生徒・学生を受け入れ、ユネスコ職員との懇談や本部視察など、ユネスコの業務について理解を深める機会を設けた。こうした機会を通じて、広く国際機関でのキャリア形成の魅力、意義などを紹介し、高校生や大学生にユネスコを始めとした国際機関に関心を持ってもらうための取組を進めている。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

s

a

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合大学(UNU)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合大学	
3 拠出先の概要	
国際連合大学(以下、国連大学)は、日本の積極的な誘致活動の結果、第28回国連総会決議3081(1973年)に基づき、1975年の国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定によって設立された。日本(東京都渋谷区)に本部を置く唯一の国連機関であり(同大学本部にはサステナビリティ高等研究所(以下、UNU-IAS)が併設されており、同研究所は金沢市にいしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット(以下、UNU-IAS OUIK)を設置している。)、世界12か国に13の研究所・プログラムが存在する。国連大学は、地球規模課題などの解決、持続可能な開発目標(SDGs)達成などのための調査・研究を行い、その調査・研究の成果を国連諸機関などに提言することで国連のシンクタンクとしての役割を果たすとともに、大学院教育やセミナー、各種プログラム実施を通じ、人材育成にも貢献している。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、国連大学本部の運営及び事業活動のための経費であり、国連大学の活動基盤を支援するコア拠出である(文部科学省及び環境省からの拠出金は、主に UNU-IAS のプロジェクトへのイヤーマーク拠出となっている。)。日本政府は、ホスト国として国連大学本部機能の基盤を下支えすることにより、国連大学の学術研究、教育、出版、国際会議、シンポジウムの開催など、国連大学の国際的な活動に貢献するとともに、日本国内における SDGs 達成に向けた活動や、日本政府の長期的な目標である国連機関で勤務する日本人職員の増強に資する日本人の人材育成を支援している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 169,099 千円	
●2024 年(令和6年)分の日本の拠出額:4,207,416USD、日本の拠出率:17.33%(拠出順位:2位、外務省、文部科学省、環境省の拠出合計額)。参考:1位 ドイツ(8,779,326USD)、3位 ノルウェー(2,832,014USD) ●2023 年(令和5年)分の日本の拠出額:5,258,359USD、日本の拠出率:17.29%(拠出順位:2位、外務省、文部科学省、環境省の拠出合計額)。参考:1位 ドイツ(9,400,289USD)、3位 ノルウェー(3,067,164USD) ●2022 年(令和4年)分の日本の拠出額:4,649,103USD、日本の拠出率:17.9%(拠出順位:3位、外務省、文部科学省、環境省の拠出合計額)。参考:1位 ドイツ(7,149,453USD)、2位 ノルウェー(4,796,782USD)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
大臣官房(外務報道官・広報文化組織) 国際文化協力室	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和7年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策」、「施策Ⅲ-1 内外広報・文化交流・報道対策」、「分野5 文化の分野における国際協力の実施」の下に設定された中期目標「文化、スポーツ、教育、知的交流の進行のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和7年度外務省政策評価書)
1-1 (2) 上記 1-1 (1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
●国連大学は、国連加盟国の分担金を財源とする国連の通常予算からの運営資金配分はなく、第 27 回国連総会決議(2951(XXVII))に基づき、国連大学本部及び世界 12 か国 13 の研究所・プログラムのホスト国政府からの任意拠出金などにより運営されている。日本は、ホスト国として国連大学の活動を支援する責務があり、本件拠出は、国連大学本部の運営及び事業活動のための経費に使用され、国連大学の活動基盤となる本部の運営を支援する極めて重要なコア拠出である。本件拠出を通じて、国連大学の活動の中心である本部機能の基盤を下支えすることにより、国連大学の学術研究、教育、出版、セミナー、シンポジウムの開催などの国際的な活動に貢献している。 ●国連大学は、国連のシンクタンクとして、地球規模課題解決に関する研究、また国連諸機関の政策立案に向けた研究を行っている。SDGs やジェンダー、平和構築、環境、アフリカ支援など、日本が推進する地球規模課題の分野における研究やシンポジウム、セミナーなどの行事・事業において、加盟国政府の指導者、政府職員、国際機関の職員、大学教授など様々な分野の有識者が政策発信を行うことにより、SDGs を始めとする国際的な問題に対する日本国内外での関心を高めている。 ●国連大学は、2010 年から、UNU-IAS において大学院学位プログラムを開始しており、教育機関として、開発途上国出身者を中心とする人材育成にも寄与している。2024 年時点では、大学院学位プログラムに参加する 321 名の学生のうち 54%が開発途上国出身であり、卒業後は国連機関や政府機関、大学・研究所などへ就職する学生も多く、開発途上国の人材育成にも貢献している。また、2023 年3月から学長を務めるマルワラ学長(南アフリカ出身、国連事務次長(日本国内の国連職員で最も高位))は、①日本における国連大学のビジビリティの向上、②国連大学と日本の大学との連携強化、及び③日本の大学とグローバル・サウスの大学をつなげる架け橋としての役割の強化を目指しているところ、同学長の取組を後押しし、国連大学の開発途上国出身者などに対する人材育成に貢献することは日本が重視するグローバル・サウスとの連携強化にも寄与する。 ●国連大学は、毎年、学生や若手社会人を対象に、地球規模課題と国連大学の取組への意識を高めることを目的とした国連大学グローバル・セミナーを開催している。2025年8月、第41回国連大学グローバル・セミナー「気候危機とともに生きる: 能登、金沢、白山から学ぶレジリエンスと持続可能な社会づくり」が開催され、参加した日本人学生からは、例えば、高い意識を持った他の参加者との貴重なディスカッションや、国際機関の職員とのコネクション、実践的な学びの機会が得られるなどの感想を得るなど、日本の若者の知見を広げることに寄与している。 ●国連大学は女性・平和・安全保障(WPS)や地球規模課題といった日本の外交政策上、重要な分野の著名な講演者によるイベントを複数実施しており、2025 年3月にはバトムンク・モンゴル外相を招いた WPS シンポジウムのほか、同年5月には天皇陛下及びカール 16 世グスタフ・スウェーデン国王御臨席のもと、水と気候変動に関するセミナーを開催した。 ●今次評価対象期間中、外務省が国連大学と共催したイベントは 12 件に上る。また、マルワラ学長と日本政府関係者との連携も緊密であり、2025 年6月及び7月に英利外務大臣政務官、同年9月に松本外務大臣政務官、同年12月に堀井外務副大臣がそれぞれ意見交換を行い日本として国連大学の活動を引き続き支援していく旨表明し、マルワラ

学長からこれまでの日本の貢献に対して謝意が表明された(1-3 参照)。こうした緊密な連携・協力は、日本に本部を置く唯一の国連機関である国連大学だからこそ実現できるものである。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

●国連大学の最高意思決定機関である理事会は、個人資格で選任される理事 12 名のほか、3名の職権上の理事(国連事務総長、国連教育科学文化機関(UNESCO)事務局長及び国連訓練調査研究所(UNITAR)所長)及び国連大学学長で構成されている。個人資格の理事 12 名の任期は6年で、半数が3年ごとに改選されるが、歴代日本人が1名選出されており、日本政府とも連携して、日本の意向をハイレベルで反映できる地位を確保している(2022 年5月から佐藤元ユネスコ日本政府代表部大使が個人資格の理事を務めている。)

●2025 年 10 月から鈴木綾氏(東京大学教授)が上級副学長を務めている。上級副学長は、国連事務次長補ランクの重要ポストであり、同ポストを日本人が務めることにより、引き続き日本の意向を国連大学の意思決定プロセスに効果的に反映できる体制となっている。

●国連大学に拠出する政府省庁(外務省、文科省、環境省)は、国連大学とのハイレベル協議を年1回開催し、国連大学の方針、運営、事業の成果を聴取し、日本との共同事業などについての協議を行うことにより、日本の意向を直接学長に伝達できるという体制を構築している。また、日本に本部があるという地理的メリットを最大限活用し、ハイレベル協議の他にも非公式な対話・協議を頻繁に実施し、日本の意向を可能な限り反映できるよう緊密な意思疎通・連携を行っている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

●日本は、年に1回の頻度で国連大学とのハイレベル協議を実施しており、評価対象期間においては、2026 年2月に対面で実施(先方:マルワラ学長、鈴木上級副学長、山口 UNU-IAS 所長、日本側:外務省岡野国際文化交流審議官ほか)し、国連大学の方針、運営及び日本政府との協力などについて協議した。同協議以外にも、マルワラ学長と岡野国際文化交流審議官は日頃より緊密な意思疎通を図っており、日本と国連大学の連携などについて意見交換を行っている。

●2025 年6月及び7月、英利外務大臣政務官はイベント参加のため国連大学を往訪し、マルワラ学長と意見交換を行った。

●2025 年9月、岩屋外務大臣は、あべ文部科学大臣、浅尾環境大臣、小池東京都知事とともに国連大学 50 周年記念レセプションに参加し、国連大学の SDGs の実現を含む地球規模課題解決への尽力に敬意を表するとともに、国連大学が引き続き重要な役割を果たすことを期待する旨述べた。

●2025 年 12 月、堀井巖外務副大臣は、マルワラ学長と意見交換を行い、拠出金を効率的に使用するよう要請した。それに対し、マルワラ学長から、日本の拠出に対し謝意が表明された。マルワラ学長からは、日本による支援に謝意を表するとともに、国連大学と日本の一層の協力強化に取り組んでいきたい旨述べた。

●なお、国連大学と外務省国際文化協力室の間では、日頃から緊密な意思疎通を図っており、イベントごとに意見交換や情報共有を行っている。また、年次報告などの主要資料に加え、四半期ごとに国連大学関連のメディア掲載情報や運営ホームページ及び SNS の閲覧数などの報告を受けている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

●UNU-IAS の大学院学位プログラムでは、東京大学大学院工学研究科(都市工学専攻)とのダブルディグリープログラムや、東京大学大学院新領域創成科学研究科及び上智大学との共同ディプロマのほか、東京大学、上智大学、国際基督教大学との間で単位互換制度を設けており、日本の大学の国際化に寄与している。

- 2025 年7月から 2026 年1月に向け、東京都教育委員会との新たな協力として、「海外探求フィールドワーク指定校」の高校生 5,629 人に対し、国連大学の取組や SDGs に関する講義などを実施したほか、同委員会主催の東京高校英語プレゼンテーションのファイナリストを対象に国連大学の研究を紹介し、国連職員との意見交換などを実施した。
- 国連大学は、若手研究者、専門家と国連大学との交流と対話を促進することを目的に、国連、特に国連大学での活動に関心のある大学院生を対象に年に2回募集を行い、国連大学で実践的な経験を積む機会を提供するジュニアフェローシップ・プログラムを実施している。国連大学は、年間8名のジュニアフェロー採用を目指しており、2025 年については、同プログラム経験者が外務省派遣 JPO として国連機関に採用された実績がある。また、2026 年には国連大学本部は外務省派遣 JPO の受入れ候補ポストを新設予定。
- 2025 年 11 月、一般社団法人グローバル・クラスルーム日本協会は、国連大学の会場提供を受け、第 20 回全日本高校模擬国連大会を開催した(160 名以上参加)。
- 国連大学は年間を通じて、SDGs に関心のある高校生や大学生を招き国連大学本部ビルの見学ツアー(UNU School Visit)を実施し、国連の組織、活動や貢献についての説明を行っている。2025 年には 400 名以上の学生を受け入れ、若者の国際問題及び国連機関への関心を高めることに貢献した。
- 2025 年、国連大学は「学生未来リーダーズ・ブートキャンプ」プログラムを新設し、国際機関でのキャリアを目指す高校生、大学生を対象に国連システムに関する講義、模擬授業などの研修を開始。100 名以上の学生が参加した。
- 2025 年、国連大学は、学術的・教育的連携を目指し、岡山大学及び長崎大学と若手研究者育成などに関する協力協定を締結した。
- 2025 年3月、国連大学は日本マイクロソフト株式会社と連携し、AI を SDGs 支援に活用する方法を紹介する無料のオンラインコースを作成、AIトレーニングを提供している。
- 2025 年6月、国連大学は株式会社スペースデータと、宇宙開発や AI、デジタルツイン技術を活用した研究協力、人材育成、国際会議の開催、特に、気候変動、災害対策、持続可能な都市開発など、グローバルな社会課題への貢献を見据えた学術協力に関する覚書に署名した。
- 白波瀬上級副学長(任期:2021 年 10 月から 2025 年9月)は「Big Ideas」シリーズを通して 2025 年に 18 回のイベントを実施、1450 名以上が参加した。
- 国連大学は 2025 年日本国際博覧会の国連パビリオンでイベントを2つ実施。マルワラ学長と吉本興業の共催で SDGs に関するイベント「Walk the Talk for SDGs in EXPO2025 UN&YOSHIMOTO」を実施したほか、国連大学と国連人道問題調整事務所の七夕企画(7/5-7/7)には 6,000 名以上が参加するなど、国連や SDGs についての効果的な広報の機会となった。
- 2025 年8月、第9回アフリカ開発会議にて公式テーマイベント「人工知能とアフリカの高等教育: 持続可能な進歩のためのイノベーションの推進」及び「デジタル時代におけるガバナンス: アフリカへの教訓」を開催した。
- 2024 年8月、外務省の提案を受け、初めてこども霞が関見学デーの「関係機関のプログラム」として国連大学による「こども国連大学見学デー」を実施した。評価対象期間中の 2025 年8月に開催された第2回目には日本人の小学生約 40 名及びその保護者が参加、国連及び国連大学に関する講義並びに国連大学内の視察を行うことで、幅広い年代への広報に寄与した。
- マルワラ学長は日本の 47 都道府県を訪問し、地方において直接発信することで国連や SDGs についての認知度を高めることを目指しており、訪問先の主要な大学などで教員や学生、市民を対象に特別講演会を実施している。2025 年には奈良県、三重県、茨城県、福岡県、熊本県、佐賀県、長崎県、広島県、愛媛県、高知県、宮崎県、鹿児島県を訪問し、学生・教職員を対象とする特別講演会を実施し、また地方自治体を表敬訪問するなど、大学、企業、地方自治体との連携強化に努めている。

●本件拠出は、国連大学が地球規模課題などの解決や SDGs 達成などのための調査・研究、人材育成などを行うことで、SDGs、特に目標4(質の高い教育をみんなに)、目標5(ジェンダー平等を実現しよう)、目標10(人や国の不平等をなくそう)などを達成し、ひいては日本の「文化、スポーツ、教育、知的交流の進行のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。」などの外交政策上の目標に資することを目標としている。

●国連大学は、2-1(2)のとおり、戦略目標に沿って研究プログラムの追求などを行うとともに、SNS を戦略的に活用することにより、国連大学を含む国連全体の活動に係る発信も積極的に行い、また、国連大学が有する知識及び研究成果の普及・発信を日本国民などに行っている。

●また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

●基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

●国連大学は、国連大学戦略計画(2025 年-2029 年)において、「知識・パートナーシップ・インパクト」の3軸を柱に、グローバル・サウスとの連携を特に強化しながら、研究・教育・イノベーションを通じて国連システム内外の政策形成に貢献する機関として発展することを目指し、以下の3つの包括的な目標を設定している。

(1)知識:研究と教育を通じて知識と能力を高める。

①影響力のあるタイムリーな研究の強化

②能力開発、教育、学位プログラムの増加

(2)パートナーシップ:特にグローバル・サウスとの連携強化と国連システムにおける協力強化

①パートナーシップとコラボレーションの強化

②研究者と政策立案者を結びつけ、研究の取組を促進する。

(3)インパクト:特にグローバル・サウスにおける事業拡大とアウトリーチを通じて、知名度と影響力を向上させる。

①新たな地域や新たなテーマへの戦略的拡大

②アイデアとタイムリーな解決策のカタリストとなる。

●2-1(2)は、以下の4つの包括的な目標を設定した前回戦略目標(2020 年-2024 年)に基づく取組・成果。

(1)政策に関連した研究プログラムの追求:平和とガバナンス、社会変化と経済発展、環境・気候・エネルギーの3つの研究テーマを掲げ、世界各地の研究所で学術研究、出版、国際会議、シンポジウム、講演会の開催及び大学院レベルの人材育成などの活動を行う。また、3つの研究テーマについて、研究所の大学院プログラムが運営されており、若手研究者が複雑な政策課題に関する実践的な経験を積む機会を提供する。各研究所は、現地のパートナーの支援を受けながら運営しており、現地の大学との強固なパートナーシップを活用する。

(2)組織文化への投資とイノベーションの推進 ① 性別や地理的な多様性の向上への取組。ジェンダー公正(Gender Parity)の達成を目指す。② 平等、公平、包括的な職場を確保するため、障害者の参加を支援する。

(3)コラボレーションとコミュニケーションの強化 ① 国連大学とその活動の認知度を高めるための大学全体のコラボレーションとコミュニケーションを強化する。② 今後5年間で活動の拠点をヨーロッパ(ジュネーブ、ブリュッセル、ウィーン)とアフリカ(ナイロビ)に広げることを目指す。

(4)財務の持続可能性を促進する。本部が日本にあるという地の利を活かし、日本政府を始め、日本の大学や企業との連携の幅を広げ、国連大学の認知度の更なる向上を目指す。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

●最新の報告書(2025 年5月付)によれば、国連大学は、2-1(1)の 2000 年-2024 年の戦略目標に基づき、主に以下の取組・活動を実施している。

(1)2024 年には、国連大学全体で 173 の学位履修プログラムが実施され、31,609 名が参加した。メディアへの露出や国連大学と連携している大学などで広報協力を得るなどし、学生の関心を高めたことが参加者増加につながったと考えられる。2024 年は 1,245 件の内部・外部出版物があり、国連大学の研究成果や知識の共有が図られている。

(2)①国連大学理事会の理事は、12 名中 10 名が女性であり、国連大学職員は、675 名中 45%が開発途上国出身者、51%が女性。学生は、321 名中 54%が開発途上国出身者で、64%が女性である。2024 年に実施された研修参加者の 78%が開発途上国出身者であり、開発途上国出身者に対する人材育成についても引き続き、積極的に取り組んでいる。

②障害者雇用についても、推進するべく、現在も、引き続き取組が行われている。

(3)①国連大学は、各研究所の所長 13 名と学長をはじめとする国連大学本部の職員との間で国連大学研究所長・研修センター長会議(CONDIR)を年に1度対面で開催している。テレビ会議も定期的に行っており、国連大学全体の方針について緊密に意思疎通を行っている。また、環境問題などに配慮し、国連大学のデジタル出版物を効率的に検索し活用できるよう、国連大学のホームページにおいて研究成果や論文などを掲載、一般公開するなどの取組が行われている。2024 年から 2025 年にかけては(評価対象期間外も含む)、350 件以上が掲載され、知識の普及や国際共同研究を促進する機会の提供など、国際的なシンクタンクとしての体制をデジタル面からも強化した。

②2026 年中に、ボローニャ(イタリア)に、AIに関する研究所を新設予定。ビッグデータや AI から得られる知見を SDGs 達成のために活用し、グローバル・サウス出身の研究者とも共有する構想となっており、デジタル社会におけるシンクタンクとしての機能強化が期待される。同じく 2026 年内にクーセグ(ハンガリー)にフューチャーズ・リテラシー(現在の行動を決定するために未来のシナリオを活用する能力)と予測方法論に特化した研究所を新設予定。フューチャーズ・リテラシーの視点から、平和と安全保障、最先端技術(人工知能、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、ニューロテクノロジーなど)を活用する研究と研修に重点を置き、中・東欧における初の国連大学研究所となる予定。

(4)日本とマレーシアに所在する国連大学事務局は、人事・財務システムの管理・提供、国連大学理事会への決算報告を行い、引き続き健全な財務状況の維持に努めている。また、国連大学理事会の財政・予算・人材委員会は予算の審議・承認を行っており、財政状況を定期的に管理している。財源は、各国からの拠出金だけではなく、石川県や金沢市などの地方自治体を始め、株式会社りそなホールディングスなどの民間団体からも支援を受けており、多様な財源を組み合わせることで国連大学の活動及び研究の質の向上を確保している。

●併せて、国連大学は日本での認知度向上につながる取組として、以下の事業を実施した。

(1)1-4に記載のとおり、日本の 47 都道府県における直接の発信を目指しているマルワラ学長は、着任以来、北海道から沖縄県までの主要な大学や地方自治体などを訪問し、学生・教職員、一般市民に対して特別講演会を実施するなど国連大学を始めとする国連の活動を紹介、国連大学の認知度向上に向け、活発に活動している。

(2)評価対象期間中には、学長による対談シリーズ(24回実施)や上級副学長によるBIG IDEAS対話シリーズ(18回)を始めとする有識者との意見交換などのイベントを積極的に行い、その模様を広報した。

●国連大学の SNS のフォロワー数は大幅に伸びており、Instagramに関しては、2025 年春の時点で 770 名であったが、評価対象期間中には、2,500 名を超え3倍以上の登録者数を記録した。Linked Inについても、1,500 名から 2,180 名と約 45%増加し、X(旧 Twitter)では 8,000 名から 8,200 名、Facebook では 8,600 名から 9,200 名とそれぞれ着実に増加しており、SNS を活用した国連大学の活動の紹介が活発に行われている。また、国連大学の活動の一部は、日本の新聞やテレビなどのメディアで取り上げられている。今次評価対象期間においては、NHK 出版の中学生基礎英語

「ラジオ #中学生の基礎英語 レベル1」に毎月マルワラ学長のコラムが掲載され、日本のメディアへの掲載件数も誌面 139 件、オンラインメディア 309 件と、引き続き高い露出件数を維持している。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・会計年度: 1月から12月
- ・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025年7月(日本の2024年度拠出分)
- ・決算状況 国連大学の2025会計年度: 収入: 1億2,749万米ドル、支出: 1億2,749万米ドル、差額: 0
- ・外部監査 監査主体: 国連会計検査委員会(BOA)、結果: 決算報告書が正確かつ適正に作成されている旨確認されている。
- ・その他 国連機関である内部監査室、会計検査委員会、及び行財政問題諮問委員会が国連大学の監督機能を担っている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則2025年12月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
3	5	5	4.33	5	0.67	747

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
2	2	2	2	2	0	91

備考

4-1(3) 上記4-1(1)及び4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

●ハイレベル協議や外務省国際文化交流審議官と国連大学幹部の面会の機会などを捉え、国連事務次長補(ASG)ポストはじめ、日本人職員の増強に向けた働きかけを複数回行っている。

●2025年10月から、鈴木綾東京大学教授が上級副学長(ASGポスト)を務めている。

●JPO出身の岡本人事部長が、日本人職員採用に向けたワークショップを定期的 to開催(対象期間内10回、参加者218名)するなど、日本人職員増強に積極的に取り組んでいる。具体的には、国連機関への就職を希望する日本人を対象に、選考試験のための履歴書の書き方や、面接対応など、キャリアカウンセリングを行った。このほか、キャリアア

ドバイスのビデオ作成を行っており、今後の日本人の採用に向け積極的に活動している。また 2024 年9月に国連大学内のメンターシップ制度を創設し、日本人職員がキャリア相談できる制度により気軽にキャリアアップなどについて相談ができる仕組みが整えられている。2026 年1月開始のメンターシップ制度二期生として現在日本人職員3名が当制度に参加している。

●2026 年には、国連大学は、本部(青山)に外務省派遣 JPO の対象ポストを新設し、同年2月に当該 JPO ポストについての説明会を実施。約 90 名の参加者に対し、キャリアアドバイスなどを実施した。参加者の 95%が 30 代以下であったため、若い世代に対する広報の一環として、同時に、国連大学の活動及び国連の取組を知る有益な機会を提供した。さらに、2025 年度、2026 年度の外務省派遣 JPO として、国連大学日本人コンサルタントが連続で採用されており、将来の国連職員の育成機関としても有効に機能している。

●Academic Affiliation Agreements(AAA)契約制度を新設し、研究者と国連大学が直接学術連携契約を結ぶことを可能とした。同制度により、今次評価対象期間に新たに4名の若手日本人研究者に活躍の場を提供している。さらに、国連ボランティア(UNV)と新しく MOU を締結し、日本人 UNV を新たに1名受け入れている。また、コンサルタント契約を活用し現在 10 名の若手日本人研究者が国連大学のプロジェクトに携わっている。

●2025 年6月、国連大学と世界知的所有機関(WIPO)日本事務所は、国際機関で働く日本人インターンを招いてのオンライン・パネルディスカッションを日本語にて共催。大学生を中心に 80 名以上が視聴し、国際機関におけるインターンの日々の業務やキャリア展望などについて発信する機会となった。また、同イベントに先立ち、国連・国際機関の駐日事務所などの現役・元インターン約 25 名を集めてのネットワーキング・イベントを行い、国際機関でのキャリアを目指す若手同士の交流を図った。

●2026 年1月、国連大学に所属するジュニアフェローインターン4名(うち日本人インターン1名を含む)がジュニアフェローとしての業務や国際的なキャリアについてのオンライン・パネルディスカッションを英語にて開催。国連大学における日々の業務やこれまでの学びの歩み、今後のキャリア展望について発信し、国内外の学生を中心に 40 名以上が視聴した。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
アセアン留学生交流等拠出金	
2 拠出先の名称	
アスジャ・インターナショナル	
3 拠出先の概要	
アスジャ・インターナショナル(以下、「アスジャ」)は、2000 年4月、東南アジア諸国連合(アセアン)元日本留学生評議会(ASCOJA)の日本側カウンターパートとして設立された国際民間組織(事務局は東京)。日本とアセアン諸国間の友好協力関係の中核的担い手となる人材の育成を目的とする。2026 年3月現在、日本及び東ティモールを除くアセアン 10 か国の理事による理事会と事業を実施する事務局により構成され、外務省の拠出金により運営されている。 (参考)ASCOJA とは、東ティモールを除くアセアン各国にある元日本留学生の同窓会組織(帰国留学生会)の連合体。世界最大規模の元日本留学生の同窓会組織であり、各国で活躍する元日本留学生が多数会員として所属している。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、①ASCOJA から推薦されたアセアン諸国出身の文部科学省国費留学生を対象とする日本国内での日本人学生などとの交流事業、②ASCOJA とアスジャがアセアン諸国において実施するシンポジウムの開催の経費に充てられる。本件拠出は、アスジャが元日本留学生の同窓会組織としては世界最大規模の団体である ASCOJA と協力し、アセアン諸国の人材育成、日本との交流強化、元日本留学生のフォローアップ、元日本留学生間のネットワークの強化を行うことで、日本とアセアン諸国の友好関係の中核的担い手となる人材の一層の増加を図り、ひいては日本とアセアン諸国の更なる関係強化を図る。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 61,011 千円	
拠出率 100%(日本のみが拠出)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
外務報道官・広報文化組織 人物交流室	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策」、「施策Ⅲ-1 内外広報・文化交流・報道対策」、「分野4 国際文化交流の促進」に設定された中期目標「文化・人的交流事業を一層推進すると

もに各国国民の対日理解の促進に注力し、親日層・知日層の形成を図る。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和7年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

アセアン諸国出身の文部科学省国費留学生と日本国内での日本人学生などとの留学生交流への日本の貢献(任意拠出金)を通じ、人的交流を通じた日本とアセアン諸国の友好協力関係の中核的担い手となる人材の育成に主体的に関わり、それらの人材を外交活動に活用している。

(1) アスジャの有用性・代替不可能性

アセアンは、経済規模では 1994 年には日本の GDP の約 1/8 であったが、2025 年には人口 6.7 億人の巨大市場へと急速成長を遂げ、その GDP は約 3 兆 6,000 億ドルを超え、日本とほぼ同規模に達している。2026 年以降はアセアン経済が日本経済を上回る見通しの中、アセアンとの関係を強化し、その活力を日本に取り入れ、共に成長していくことにより日本に大きな利益をもたらすことが期待される。また、アセアンは自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の観点でも重要であり、文化・人的交流を通じたアセアンの青年の日本への理解深化や親日層・知日層の拡大は、インド太平洋地域の平和と安定という安全保障面からも重要性を増している。このような背景の中、アスジャは、アセアン諸国出身の文部科学省国費留学生が日本留学中に対日理解を深め、日本人学生などとの、及び、日本留学を修了しアスジャ交流事業を卒業した学生(以下、「アスジャ修了生」)同士のネットワークを構築することを支援する活動を実施しており、対日理解・友好関係増進に貢献する人材を継続的に育成するものとして非常に重要。また、2000 年以来 25 年以上にわたりアスジャが築いてきた ASCOJA との厚い信頼関係は、アセアン諸国出身の留学生を対象とする留学生交流の推進において必要不可欠であり代替可能な団体や取組などは存在しない。

(2) 学生向け交流事業の重要性

アスジャは、ASCOJA が日本の在外公館と協力して推薦するアセアン諸国出身の文部科学省国費留学生約 75 名(以下、「アスジャ生」)を対象として、日本国内において日本人学生などとの様々な交流事業を継続的に実施している。これら交流事業により、アスジャ生は、外国人留学生が通常の日本留学で得られる以上の日本に関する知識、経験及び人的つながりを得ており、将来の対日理解・友好関係増進へ貢献する人材の育成に貢献している。また、アスジャ生による小学校訪問などの交流事業は、日本国民のアセアンに対する理解を草の根レベルで深めるものであり、受入れ先の機関や日本側参加者から高い評価を得ているほか、双方の人的交流促進に役立っている。さらに、アスジャがアスジャ生の受け皿となっていることは、アセアン諸国が優秀な留学生を日本に送り出す気運を高めることにもつながっており、有望な留学生の受け入れ拡大を目指す日本の方針とも一致するものである。なお、本拠出金は、アスジャ生の渡航費用や奨学金には充てられず、アセアンの優秀な学生が文部科学省国費留学生として日本に留学するという貴重な機会を活かして、アスジャ生が日本について深く学び日本とのつながりを構築するための交流事業に充てられるものであり、その結果として、今後の日・アセアン関係の更なる増進を先導していく役割を担う人材を育てるものである。

(3) ASCOJA との共催シンポジウム開催の有用性

ASCOJA には、元日本留学生であるラオス商工業大臣、同前保健大臣、カンボジア上院副議長、駐日大使、企業幹部、大学学長など、アセアン各国の政財官界の重鎮が所属しており、5万人以上の会員を擁している(2026 年1月現在)。アスジャへの拠出を通じて、アセアン各国で第一線で活躍する ASCOJA 会員が一堂に会するシンポジウムを支援することは、民間企業による ASCOJA を通じた元日本留学生の中・長期的なフォローアップが難しい中で非常に重要であり、日本の外交資産であるアセアンの元日本留学生のネットワーク維持・活性化に貢献している。また、同シンポジウムでは、アセアン諸国の一般市民の参加を得て、日本とアセアンとの人的交流のあり方について多岐に亘る分野で議論が行われるところ、同シンポジウムは、ASCOJA 会員のみならず、アセアン諸国の一般市民の対日理解促進及び友好関係増進にも貢献している。

(4)その他

ア 2026 年3月、世界各国で活躍中の元日本留学生を集めた国際会議である帰国留学生総会が東京で開催され、世界8か国を代表して外務省が招へいた元日本留学生8名と、アスジャの支援を得て ASCOJA からアスジャ理事会に出席するために訪日していた7名が同総会に参加した(外務省からは、堀井外務副大臣が出席)。同総会開催に際し、高市総理大臣はビデオメッセージを寄せ、帰国留学生会はそれぞれの出身国で日本のプレゼンスを高める重要な存在であると述べた。同総会において、ASCOJA から、南西アジア、欧州、アフリカなどの地域出身の元日本留学生に対して、ASCOJA の運営や活動について紹介を行った結果、欧州地域の参加者から、ASCOJA のような国境横断的な帰国留学生会創設に向けた意欲が示されるなど、本件拠出を通じた支援によるアセアン以外の地域への波及効果も生まれている。このように、本件拠出を通じた、アセアン諸国を始めとする元留学生への支援の重要性は引き続き高い。

イ 2025 年 10 月、日・アセアン首脳会談出席のためにマレーシアを訪問した高市総理大臣は、現地紙に寄稿文を寄せ、アスジャと ASCOJA を通じた留学生交流が活発に行われており、これらの取組を通して、将来の世代を担う人材同士の信頼と相互理解を深めていく旨表明した。また、同会談の際に発出された議長声明の第 24 項においてアスジャと ASCOJA は人的交流を継続的に促進させる手段の一つとして位置づけられており、アセアン側からも日・アセアンの人的交流の重要な手段として認識されている。

ウ ASCOJA とアスジャの活動支援を目的として設立された「ASCOJA・アスジャ議員連盟」が活動している。議連の会長を務める鈴木俊一自民党幹事長からは、「アスジャ・ASCOJA が行っている人的交流は地味な活動かもしれないが、長い目で見ると草の根交流という観点から非常に重要」とのコメントを得ており、日本にとり戦略的に重要であるアセアンとの人的交流を促進する手段として評価されている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

アスジャの意思決定機関はアスジャ理事会であり、日本及びアセアンの 10 か国(ASCOJA 所属の帰国留学生会の代表各1名が理事を務める)の理事が出席する。審議事項につきアスジャ事務局から外務省に事前に確認が求められており、日本の意向を確実に反映できる体制となっている。また、アスジャ理事会に出席する日本理事は、外務省が指名・任命することとなっており、同理事を通じて、日本の発言力を確保している。加えて、外務省職員もオブザーバーとしてアスジャ理事会に参加しており、必要に応じて日本の意向を表明する地位・機会を確保している。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

アスジャと外務省との間では、必要に応じ随時打ち合わせを行い、活動重点分野の特定、事業報告、今後の事業計画などについて意見交換を行っている。加えて、担当者レベルでは毎週連絡・調整を行い、意思疎通を図っている。

2026 年3月、アスジャ理事会の機会に、アスジャ理事をはじめとするアスジャ・ASCOJA 関係者約 40 名と ASCOJA・アスジャ議員連盟も招いた懇親会が開催され、今後の ASCOJA・アスジャ間の協力や国会議員レベルの往来につき意見交換が行われた。同懇親会には同議連から福田達夫衆議院議員、あべ俊子衆議院議員、高村正大衆議院議員が出席し、いずれの出席議員からもアスジャの行う留学生交流の重要性を評価する発言があった。

・日本側の取組

外務省は、アスジャが拠出金を適切かつ効果的に使用するよう監督・指導を行っており、アスジャ事務局が理事会へ提出する前に翌年度予算案を確認し、必要に応じて予算内容について修正を働きかけている。

2-1(2)にあるとおり、2025 年 11 月に実施された「地方産業文化体験」では、外務省から、戦後 80 周年を迎える 2025 年に平和学習の一環として広島を訪問することを強く奨励した結果、訪問先に広島が加えられることとなった。また、外務省からの働きかけにより、戦時中から続く広島市民と東南アジア諸国からの国費留学生との交流の歴史及びアスジャが実施している留学生交流事業について広報することを目的としたセミナー「被爆した南方特別留学生(太平洋戦争中に東南アジアから招へいされた日本最初の国費留学生)との絆」が、一般市民の参加も得て開催された。

その他、アスジャが主催・出席するイベントには、総理大臣メッセージ・外務大臣メッセージを発出するほか、外務副大臣、外務省政務・幹部が可能な限り出席し、政府・外務省としてのプレゼンスを示しており、例えば上述のセミナー「被爆した南方特別留学生との絆」開催に際しては、茂木外務大臣がメッセージを発出した（外務省人物交流室長代読）。また、外務省は、アスジャが各種交流事業を適切に実施していること、及び外務省からの拠出金を受けて事業を実施していることをしかるべく広報していることについて確認を行っている。

ASCOJA との関係においても、2025 年 10 月に開催された第 28 回 ASCOJA 総会（於：タイ）には、外務省を代表して岡野外務省国際文化交流審議官が出席し、外務省として ASCOJA 及び ASCOJA の有する元日本留学生間のネットワークを重要視している姿勢を示した。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件拠出は、目標「文化・人的交流事業を一層推進するとともに各国国民の対日理解の促進に注力し、親日層・知日層の形成を図る。」を達成するために、一般の留学生活や民間の旅行では体験することができない、日本社会を深く学ぶための交流事業を実施しており、優秀なアスジャ生が将来、日・アセアン友好関係増進の中核を担う人材となる意欲を高めるとともに、日本での多様な分野における人脈構築を支援している。こうした事業の実施に当たっては、国内の受入協力先として、地方自治体、教育・研究機関、民間企業などが関与し、交流事業の内容を充実させる一方で、アスジャとの協働事業が、受入協力先に対しても活動の活性化や団体の国際化などの効果をもたらしている。

2025 年度に受入協力先がアスジャとの協働事業から裨益した事例は、以下のとおり。

【地方自治体】

アスジャは 2-1(2)のとおり、「地方産業文化体験」事業を実施しており、ここ数年、訪問先の日本企業を始めとする関係団体からは、将来的に、海外向けの広報や地元企業とアスジャ生のマッチングにつながり、日本の地方の活性化に貢献しうる事業であるとの評価を得ている。特に、同事業では「道の駅」訪問を必ず日程に組み込んでいることから、アスジャ生は地域活性化に向けた地方自治体による取組について学ぶことができ、地方創生にも貢献している。東京近郊に在住することが条件となっているアスジャ生にとり、同事業はアスジャ生がよく知らない地方を知るよい機会となっており、同事業への参加後に地方（群馬県）への移住を決めたアスジャ生も存在する。

2025 年 11 月、アスジャがセミナー「広島で被爆した南方特別留学生との絆」を開催した際には、公益財団法人広島平和文化センターが外務省とともに同セミナーの共催となり、会場の無償提供や香川・広島平和文化センター理事長によるセミナー開会式での挨拶などの協力を得た。同セミナーは一般市民にも広く開かれたイベントであったことから、広島平和文化センターの担当者からは、「戦後 80 周年の機会に、戦時中から続くアセアンとの留学生交流について広島市民に知ってもらいよい機会となった。広島平和文化センターとしても学ぶ点が多く大変意義深いセミナーであった」旨コメントがあった。

【日系企業】

(1) アスジャは、2014 年以来、公益財団法人東芝国際交流財団とともに毎年 1 回、ASCOJA が推薦する高校生と日本の高校生の約 1 週間にわたる交流事業を日本で実施。2026 年 3 月に行われた同交流事業には、日本とアセアンの高校生 16 名とアドバイザーが参加し、プログラムを通じて相互理解を深めるとともに、持続可能な社会を作るためのアジアの長期ビジョンを共同で構想した。プログラムに参加するアセアン諸国の優秀な高校生選定に当たってはアスジャがこれまで ASCOJA と築いてきた協力関係が活用されており、同財団からもアスジャは実施に不可欠な共催相手であるとの高い評価を受けている。

(2) アスジャは、アスジャ生向けに、日本での就職などについて説明を行うウェビナー（2-1(2)の(8)参照）を開催したり、アスジャ生の書く日本語レポートをアスジャ事務局が添削する「日本語学習支援強化事業」（2-1(2)の(9)参照）を実施したりするなどして、アスジャ生が日本で就職するための知識や能力を習得することを支援する事業を行ってお

り、卒業後の日本への定着にも貢献している。2000 年から 2025 年までに日本におけるアスジャ交流事業に参加したアスジャ修了生 264 名の2割程度は日本企業に就職し、その活動に貢献している。

【教育機関】

(1)ASCOJA から推薦されたアスジャ生が、日本の大学(東京大学、一橋大学、東京科学大学、筑波大学など)で、日本人学生とともに学習することにより、日本人学生の国際化や、国際的な視点での研究にも貢献している。

(2)アスジャは、2-1(2)のとおり、アスジャ生と日本の学生との交流も進めている。2-1(2)の(5)の「国際理解協力のための学校訪問」事業では、アスジャ生が関東近郊の小学校・中学校・高等学校を訪問し、日本の小中高生に出身国の文化習慣などを教える授業を行っており、小中高生のアセアン地域に対する理解を深めるとともに、国際感覚の醸成に寄与するものとして、受入れ機関から同事業の実施継続の要望が出されるなど、高い評価を受けている。

【NGO・NPO】

2-1(2)の(2)にある「日本生活体験」事業の一環として、アスジャは、栃木県小山市で活動する国際交流団体「おいふぁ」や茨城県守谷市で活動する国際交流団体「MIFA(守谷市国際交流協会)」からの支援を得てホームステイ事業を実施しており、2025 年はアスジャ生 15 名が 15 家庭でホームステイ事業を実施した。同事業実施に当たり、アスジャでは事前にアスジャ生に対して日本家庭におけるマナーやエチケットについてレクチャーを行っていることから、マナーを守り日本家庭に順応しようと努めるアスジャ生は非常に好意的に受け入れられており、それぞれの自治体の国際化推進や住民の英語力向上に貢献するものとして協力団体から高い評価を受け、事業継続の要望が表明されている。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

アセアン留学生交流等拠出金は、アスジャが、帰国留学生会としては世界最大の団体である ASCOJA と協力し、アセアン地域の人材育成、日本との交流強化、元日本留学生のフォローアップ、元日本留学生間のネットワークの強化を行うことで、アセアン地域における対日理解・友好関係増進へ貢献する人材の一層の増加及び日本とアセアン諸国の更なる関係強化を図ることを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「文化・人的交流事業を一層推進するとともに各国国民の対日理解の促進に注力し、親日層・知日層の形成を図る」に貢献することを目標としている。

アスジャは、基準2のとおり、アスジャ生向け交流事業を通じて、日本とアセアン諸国間の友好協力関係の中核的担い手となる人材の育成などといった効果を上げている。具体的には、上記 1-4 のとおり、2000 年から 2025 年までのアスジャ修了生のうち約2割が日本企業(国内外)に就職している他、日本語教師・通訳として活躍中の者が 27 名(2025 年5月現在)おり、こうした人材が日本とアセアンの協力関係強化に大きく貢献している。また、2025 年度のアスジャ修了生 10 名のうち、7名が日本に残り就職活動をしたり、実際に日本企業に就職したりしており、2033 年までに外国人留学生の国内就職率6割を目指す日本政府の方針にも一致している(2023 年教育未来創造会議第2次提言)。

また、基準2のとおり、ASCOJA とのシンポジウム共催を通じて、日本の外交資産ともいえる ASCOJA と日本との関係維持・強化や元日本留学生同士のネットワーク構築・強化にも貢献している。具体的には、アスジャ・ASCOJA 関係者を始めとする元日本留学生が集まり、ラオスにてシンポジウムが開催され、221 名が同シンポジウムに参加し、日・アセアン間の留学生交流が促進された。同シンポジウムは、アセアン諸国の政財官界の重鎮を擁し、日・アセアン関係の持続的な強化のためアセアン諸国からの留学生の親日・知日派育成を望む ASCOJA が期待する成果を上げており、高い評価を受けている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

①アセアン諸国から優秀な文部科学省国費留学生を受け入れ、同留学生に日本語習得及び日本文化・日本人を深く理解する機会や日本人大学生などと交流する機会を提供し、将来の日本とアセアン諸国との友好協力関係の中核的担い手となるリーダーを育成すること。そのために年間を通じて、交流事業に参加する文部科学省国費留学生を70名程度確保する。

②人材交流、ビジネス交流などのシンポジウムを開催することにより、日本とアセアンにおける元留学生同士のネットワークを強化するとともに、日本の関心事項に関するインプットを行うこと。また、アスジャ・ASCOJA シンポジウムを毎年開催し、200名程度の対面参加を確保する。これらの活動を通じ、ASCOJA と日本との関係維持・強化や元日本留学生同士のネットワークの構築・強化を図る。

③中・長期的には、日本とアセアンの関係強化に中核的な役割を果たし、平和と繁栄の実現に向けて日本とともに貢献する人材を育成する。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

本件拠出によりアスジャが実施している全10事業の詳細は、以下のとおり。

1 学生向け交流事業

【対日理解促進】

(1) 地方産業文化体験

2025年11月、山口県、島根県及び広島県を訪問(25名のアスジャ生が参加)。広島県では、戦後80周年の機会を捉えセミナー「広島で被爆した南方特別留学生との絆」を開催。一般市民も含め対面で65名、オンラインで110名が参加し、第二次世界大戦以前から続く広島市民とアセアン諸国からの日本への留学生との交流を広報する行事として、中国新聞・読売新聞に同セミナーに関する記事が掲載された。参加者からは、「広島市民と東南アジアからの留学生が戦時中から交流していたことを知らなかったため、学びの多いセミナーであった」、「アスジャ生の(日本語で行った南方特別留学生に関する)発表が素晴らしかった」などのコメントが寄せられた。

(2) 日本生活体験

2025年7月に栃木県小山市で、8月に茨城県守谷市にて日本人家庭へのホームステイ事業を実施(15名のアスジャ生が参加)。

(3) 日本文化体験

2025年6月に歌舞伎、2026年1月に平安文化と伝統工芸をテーマに、日本の伝統文化を座学と体験を通じて学習する日本文化体験事業を実施(それぞれ28名及び27名のアスジャ生が参加)。

(4) 知日家育成ウェビナー

2025年4月、5月、6月、7月及び8月、日本の近代化をテーマとするウェビナーを実施(それぞれ19名、16名、19名、18名及び15名のアスジャ生が参加)。

【国際交流】

(5) 国際理解教育のための学校訪問

2025年6月、東京都内の小学校を訪問し、アセアンを紹介する授業を実施するとともに、小中学生との交流会を実施した(16名のアスジャ生が参加)。

(6) 日本人学生との国際交流ワークショップ

2025年8月、アスジャ生が日・アセアンの諸課題や国際協力について日本の学生と議論する5日間のワークショップを合宿形式で開催(アスジャ生25名と日本人大学生7名が参加)。

(7) 開発合宿

2025年12月、(於:東京)において、アセアン諸国に所在する元日本留学生会(同窓会)の組織化や日・アセアンの人的交流などについて議論する合宿を開催(12名のアスジャ生が参加)。

【高度人材育成】

(8) 高度人材育成ウェビナー

2025 年5月及び 12 月、現在日本企業に勤めるアスジャ修了生を講師として招き、日本での就職活動やビジネスマナーをテーマとするウェビナーを開催(それぞれ 12 名及び9名のアスジャ生が参加)。

(9) 日本語学習支援強化事業

上記のような交流事業を実施するごとに、参加者全員にレポートを書かせ事務局でその添削を行う。レポートの添削を通じて、アスジャ生が自然な日本語を身につけることを目的とする。

【その他】

(10) アスジャ修了生同窓会

2026 年2月、アスジャ修了生同士のネットワーク構築及びアスジャ修了生と現役アスジャ生との最初の交流の機会を提供することを目的として、アスジャ生の参加も得てアスジャ修了生の同窓会を開催(11 名のアスジャ生、29 名のアスジャ修了生が参加)。

上記の活動を通じて、アセアン諸国からの文部科学省国費留学生に対し日本文化・日本社会を深く理解する機会を幅広く提供し、将来の日本とアセアンとの友好協力関係の中核的担い手となるリーダー(知日家)となるための素地を形成することができた。また、2025 年度を通じて、アスジャ生計 67 名を対象として事業を実施することができた。

母国に帰国したアスジャ修了生の中には、ASCOJA に所属する各国帰国留学生会に所属し日本とアセアン諸国との関係強化に資する活動を続けている者も多く、特にラオスでは、ラオス元日本留学生会(JAOL)において3つ存在する副会長ポストのうち、2つをアスジャ修了生が占めるなど、アスジャ修了生が帰国後に ASCOJA を構成する帰国留学生会の要職に就いて活動する好循環が生まれている。また、日本に残ってアスジャ事務局に就職したり、普段は日本企業に勤めながら、アルバイトとしてアスジャの活動を支えたりしているアスジャ修了生も多く存在し、アスジャ交流事業への参加をきっかけとして、日本とアセアンの留学生交流に従事する人材が誕生している。

また、アスジャの活動はアセアン側のみならず、日本側にも日・アセアンの関係強化に貢献する人材を生み出している。例えば、上記(6)日本人学生との国際ワークショップに参加した日本人大学生の中には、アスジャの行う交流事業に感銘を受け、ワークショップへの参加以降、運営側としてアスジャの交流事業に参加するようになった者が複数存在する。中には、就職し社会人となった後でも、無給で上記(1)地方産業文化体験に参加するなどアスジャの活動に熱心な日本人もあり、アスジャの行う交流事業が、日本とアセアンの架け橋となる日本人を生み出している好例である。

さらに、アスジャ・ASCOJA の実施する事業への参加という直接的な形ではないものの、アスジャ修了生が母国に帰国後、日本語教師となり現地での日本のプレゼンス向上に貢献するケースも多い。例えば、天皇皇后両陛下も訪問されたインドネシアにあるダルマ・プルサダ大学は、インドネシアの元日本留学生らが創設した大学ということもあり、アスジャ修了生が帰国後に同大学に日本語教師として就職するケースが多く、アスジャの交流事業により日本語が磨かれたアスジャ修了生が、帰国後にその能力を生かし現地の日本語教育を向上させている。

なお、アスジャは創設から 25 年が経過したことから、アスジャ修了生が、アセアン各国・各機関で要職につく年齢に到達してきており、現在、アジア生産性機構の事務局長を務めるインドラ・プラダナ・スィンガウィナタ氏(インドネシア人)や、上述のダルマ・プルサダ大学の第3副学長(インドネシア人)はいずれもアスジャ修了生である。

2 ASCOJA との共催シンポジウム

2025 年9月、ラオスにてアスジャと ASCOJA の共催で「持続可能な食糧システムに向けて」と題するシンポジウムを実施。アスジャ・ASCOJA 関係者、アセアン各国出身の元日本留学生、農業関係者、その他一般市民など 221 名が参加。同シンポジウムは ASCOJA とアスジャの関係者が集まり、関係を深める貴重な機会となった。同シンポジウムは、基調講演を行う日本人専門家を招いており、日本人研究者の国際進出にも貢献している。また、シンポジウムが開催される際には、シンポジウムのマージンで「ASCOJA 世代交代ミーティング」や「アスジャ・ASCOJA ミーティング」など

今後の両団体の活動・協力に向けた話し合いが行われており、アスジャと ASCOJA の関係者が集まる機会が最大限活用されている。 3 その他 【広報】 アスジャの行う活動をより一般に広く、またわかりやすく広報すべく、アスジャの HP リニューアルを実施した。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・会計年度: 4月から3月 ・決算報告書の受領(先方公表)年月 : 2025 年5月(日本の 2024 年度拠出分) ・決算状況 - アスジャ・インターナショナルの 2024 会計年度: 収入: 88,653,018 円 - 支出: 64,253,361 円 - 差額: 24,399,657 円(理事会の承認を得て繰越し) ・外部監査 監査主体: 朝岡公認会計士事務所、結果: 問題なし。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
3	4	3	3.33	2	-1.33	2
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
事務総長 松岡和久						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
100%日本の拠出金であり、直接雇用の正規職員(常勤)は全て日本人、かつ日本にある小規模な国際組織である						

ため、日本人職員数の増減を評価の対象とするのは適当ではない。

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	a	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金(対日理解促進交流プログラム)	
2 拠出先の名称	
本件拠出先は、本件拠出事業の実施対象である4地域の11機関となっている。 (アジア大洋州地域) 東南アジア諸国連合(ASEAN)事務局、日中友好会館、中華経済研究院、日韓学術文化青少年交流共同事業体、南アジア地域協力連合(SAARC)、AFS Intercultural Programs, India (AFS India)、南太平洋大学(USP) (北米地域) モーリー・アンド・マイク・マンズフィールド財団、カナダ・アジア太平洋財団(APFC) (欧州地域) アジア欧州財団(ASEF) (中南米地域) AFS Intercultural Programs 国際本部	
3 拠出先の概要	
11の本件拠出先は、いずれも関係国・地域の条約又は複数の国・地域の団体により設立された国際機関などであり、おおむね当該地域に本部を置いている(うち6機関は日本にも拠点あり。また、AFS Intercultural Programs 国際本部については、地域外の米国のニューヨークに、ASEF は地域外のシンガポールに所在。)。いずれの機関も経済・社会・文化的発展などの促進、地域の諸問題に関する協力などを活動目的とし、人材育成、人的交流及び教育・文化・学術面の活動において実績を有しており、友好協力、共同研究などの促進において積極的な取組を行っている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、以下の4つの地域における青年の招へい・派遣・オンライン交流事業の費用に使用される。 (アジア大洋州地域) JENESYS(ジェネシス) (北米地域) カケハシ・プロジェクト (欧州地域) MIRAI(ミライ) (中南米地域) Juntos!!(ジュントス/フントス) これらの事業は、10日間程度の招へい・派遣(オンラインによる事前学習を含む。)及びオンライン交流のプログラムに諸外国・地域の青年が参加し、専門性、関心分野に沿った形で講義、視察、意見交換会などを行うことにより、日本の政治、経済、社会、歴史、外交政策などに対する理解を促進し、当該諸外国・地域における親日層・知日層を形成することを目的としている。また、本件拠出事業の過去の参加者(以下「同窓生」という。)の間のネットワーク維持・強化と友好活動の活性化を目的に対面及びオンラインによるフォローアップ・プログラムを実施している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	631,956 千円 (令和7年度補正予算: 520,000 千円)
日本側の拠出率 100%	

2025(令和7)年度当初予算額	531,956 千円 (令和6年度補正予算:531,957 千円)
2024(令和6)年度当初予算額	1,182,124 千円
2023(令和5)年度当初予算額	637,724 千円 (令和4年度補正予算:844,400 千円)
5 担当課室・関係する主な在外公館	
外務報道官・広報文化組織対日理解促進交流室、関係地域課・在外公館(例:アジア大洋州局地域協力室、中国・モンゴル第一課、北東アジア第一課、大洋州課、南部アジア部南東アジア第一課、南東アジア第二課、南西アジア課、北米局北米第一課、欧州局政策課、中南米局中米カリブ課及び ASEAN 日本政府代表部、在中国日本国大使館、在韓国日本国大使館、在ネパール日本国大使館、在インド日本国大使館、在フィジー日本国大使館、在米国日本国大使館、在シンガポール日本国大使館など、合計約 140 公館)	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和7年度外務省政策評価体系上、「基本目標 III 広報、文化交流及び報道対策」、「施策 III-1 内外広報・文化交流・報道対策」、「分野4 国際文化交流の促進」に設定された中期目標「文化・人的交流事業を一層推進するとともに各国国民の対日理解の促進に注力し、親日層・知日層の形成を図る。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和7年度外務省政策評価書)
1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
本件拠出先は、いずれも各国・地域において広範なネットワークを形成するとともに、各国・地域の政府及び関係機関と太いパイプを有し、人的交流分野において十分な経験及び知見を有している。また、日本の在外公館を通じて外務省と密接に意思疎通を行っており、本件拠出事業の趣旨・目的について十分に理解している。このため、本件拠出先は、いずれも日本の政策趣旨に沿って効果的・効率的に事業を実施することができる体制となっており、親日派・知日派の発掘、事業参加者による事後の対外発信による効果を含む日本の対外発信力の強化、国際社会における日本の外交基盤の拡充に有用な拠出となっている。 本件拠出事業を通じた人的交流は、対象国との首脳会談や政治的な文書においてその重要性が強調されており、また、対象国・地域の多くが自由で開かれたインド太平洋(FOIP)重点地域及びグローバルサウス諸国であることから、日本の外交政策における重要な施策となっている。関係国における周年行事においても本件拠出事業は象徴的にプレイアップされており、対象国内外での報道や参加者の SNS 発信との高い相乗効果をあげている。本件拠出先はいずれも人的交流事業の運営に関する知見を有しており、参加者の選定、プログラムの計画・実施、効果的な対外発信、フォローアップを通じたネットワーク構築において、民間企業を含め代替機関を見つけることは困難。各国・地域における本件拠出事業の重要性の一例は以下のとおり。 ・ASEAN 諸国:第 28 回日 ASEAN 首脳会議(2025 年 10 月)において、高市総理大臣は 2023 年の日本 ASEAN 友好協力 50 周年の共同ビジョン声明で打ち出した三本柱に沿った協力の進展を以下のとおり確認した。 「＜世代を超えた心と心のパートナー＞来年度、50 回を迎える東南アジア青年の船や JENESYS などの事業による青年交流(中略)も活発に行われている。(中略)ASEAN 各国と緊密に連携し、これまでの日 ASEAN 協力を一層発展させ、日本と ASEAN が共に強く、豊かになるための取組を進めていく。ASEAN 各国からは、(中略)文化の WA、JENESYS、東南アジア青年の船など、文化交流、青年交流、教育、科学技術に関する日本の協力への高い評価や期待が示された。」

また、ASEAN 諸国は、「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック」(AOIP)の中で将来を担う青年の人材育成を重視しており、日本が JENESYS を通じて ASEAN 域内の青年層との交流(人的な連結性)を強化していくことは、日 ASEAN の協力関係の強化、及び FOIP と AOIP の連携の観点からも有用性が高い。

・韓国: 2025 年 10 月の日韓首脳会談において、高市総理大臣と李在明(イ・ジェミョン)大統領との間で、国交正常化以来これまで築かれてきた日韓関係の基盤に基づき、日韓関係を未来志向で、安定的に、大きく発展させていくことで一致した。また、日韓両国は、2025 年 8 月 23 日に発出した共同プレスリリースにおいて、日韓の青年たちが互いの文化・社会を体験及び理解できるより多くの機会を提供することにより、未来志向の日韓関係の土台を強化していくことで一致している。日韓間の人的往来や文化交流を促進する本件拠出は、両政府間で一致した考えに沿ったものであり、日韓関係の未来志向かつ安定的な発展という観点から有用かつ重要性が高い。

・中国: 2023 年 11 月以来、首脳会談や外相会談において、日中の未来を担う青年を含む国民交流を再活性化させていくことで一致し、日中間の幅広い分野で重層的な意思疎通を行う重要性を確認してきている。こうした中で、本件拠出事業は「建設的かつ安定的な日中関係」の構築に向け、中長期的に日中関係の基盤強化に資する重要な事業である。

・太平洋島嶼国: 本件拠出事業は太平洋島嶼国との人的交流における重要な構成要素となっている。第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)(2024 年 7 月)における首脳宣言において、日本と太平洋諸島フォーラム(PIF)メンバーとの間の活発な人的交流、特に現在及び将来のリーダーである青年の交流が、PALM パートナーシップの礎であるとの認識を共有するとともに、JENESYS を含む様々なプログラムやネットワークを通じた人的交流の拡大の重要性が強調された。2025 年 11 月の日フィジー首脳会談で署名された共同声明においても、人的交流の重要性と JENESYS を通じた人的交流の促進が再確認された。

・米国: 2025 年 10 月の日米首脳会談において、両首脳は日米同盟の一層の強化を確認するとともに、2026 年の米国建国 250 周年を共に祝い、日米の友好・交流関係を一層発展させていくことを確認した。さらに、2026 年 3 月のワシントンにおける日米首脳会談では、経済・安全保障分野に加え、エネルギー、先端技術などの分野における協力強化を確認するとともに、同盟関係を更なる高みに引き上げていくことで一致した。また、カケハシ・プロジェクトを始めとする日米両国の青年を対象とした交流プログラムについて、引き続き着実に実施していくことが重要である。

・カナダ: 2026 年 3 月の日加首脳会談において、両首脳は、2028 年の日カナダの外交関係開設 100 周年や、更にその先の日カナダ関係も見据え、日加両国間の幅広い人的交流を一層拡大していくことで一致した。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件拠出は日本が事業予算の 100%を拠出。日本は資金提供者・委託者として、本件拠出事業のガイドラインや実施合意(LOA/MOU など)に基づき、年次計画・予算・参加者選考方針・行程・テーマ・広報表記(名称・ロゴなど)の事前確認・同意(必要に応じ修正要請)、重要変更時の事前協議、成果・会計報告の提出、監査対応の確保などを拠出条件としている。これにより、日本の意向が意思決定に反映される地位と手続が確保されている。

地域別の日本の立場・地位については以下のとおり。

・ASEAN 諸国: 日本は ASEAN 日本政府代表部を通じて拠出先機関と緊密な関係を構築。2015 年からの協力を通じて本件拠出先の担当課(ASEAN 事務局教育・青年・スポーツ課)は日本の意向を十分に理解し、日本の意向が事業に反映されるよう建設的な役割を果たすなど、円滑な事業実施体制が確保されている。

・中国・モンゴル: 年次計画、参加者選考、行程、フォローアップなどは拠出先・在外公館・実施機関の三者で事前協議・合意。会計報告・必要な監査対応を通じて日本の地位・意向が適正に確保されている。

・北米: 本省及び在米国日本国大使館、在カナダ日本国大使館が窓口となり、年次計画、参加者選考方針、行程、テーマ、広報表記について事前協議・同意の枠組みを維持。カケハシ・プロジェクトの実施に当たっては、日本側の政策優先事項(対日理解促進、若手リーダー育成、草の根交流など)を反映した事業設計を行い、重要変更時の事前協

議、成果・会計報告の提出、監査対応の確保を拠出条件としている。これにより、日本の意向が事業の意思決定プロセスに継続的に反映される体制を確保している。

以上のように、日本は委託者・資金提供者としての地位を維持し、契約・ガイドライン・事前協議・報告監査を通じ、日本の意向が本件拠出先の意思決定プロセスに継続的・具体的に反映される体制を確保している。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

本件拠出事業の実施においては、招へいグループによる総理官邸や外務省政務レベルへの表敬を行うことにより、招へい効果が強化された。具体例として、米国・カナダとのカケハシ・プロジェクトにおいては、今次評価対象期間中、招へい 17 件中、13 件で官房副長官、総理大臣補佐官、外務省政務が表敬訪問を受け、日米関係や日本の外交・社会課題、教育・科学技術・文化・人的交流など様々な分野について参加者と懇談し、参加者との交流を深めながら対日理解を促進した。

また、本件拠出に係る日本側の取組として、在外公館及び拠出先を通じ、実施機関との緊密な協議を継続的に実施している。評価対象期間中にも、各地域において事業計画の策定、進捗確認、成果の可視化、次期方針の協議を適時に行った。各地域における取組事例は以下のとおり。

（アジア太平洋地域）

・ASEAN 諸国：第 13 回青少年高級事務レベル会合（2025 年4月）において、日本が JENESYS の進捗報告及び事業計画につき ASEAN 事務局と意思疎通を行った際、ASEAN 事務局側からプログラムの継続的な運営及び効果的な実施に対して謝意が表明された。また、第 19 回日 ASEAN 合同協力委員会（AJJCC）（2025 年6月）が開催され、ASEAN 諸国から、JENESYS 実施を含む日本の協力に対する謝意とこれまでの事業計画の進捗を歓迎する発言があったほか、青年交流（JENESYS など）についても更なる協力を求める声が上がった。

・韓国：日韓学術文化青少年交流共同事業体と緊密に連携し、国交正常化 60 周年を契機とした将来世代交流の推進について協議を行い、JENESYS の進捗確認と次期計画の調整を実施した。

・中国・モンゴル：日中友好会館と協議を行い、JENESYS の進捗確認、フォローアップ事業、同窓生ネットワーク強化策について意見交換を実施した。

（北米）

・カナダ：APFC はカナダ連邦法で設置された団体であり、カナダ外務省と深く関わりを持ち、カナダのインド太平洋戦略でも APFC のアジア関与強化を打ち出している。APFC と定期的に協議し、カケハシ・プロジェクトの事業計画、進捗確認、次期方針について調整を実施した。

・アメリカ：モーリーン・アンド・マイク・マンスフィールド財団のジャヌージ理事長が 2025 年8月に来日した際、熊谷外務省北米局長との意見交換を実施した。

（中南米）

・AFS Intercultural Programs 国際本部は、カリブ共同体（CARICOM）・中米統合機構（SICA）事務局やカリブ諸国政府・関係機関と覚書・実施合意に基づき協議を行い、Juntos!!の進捗確認、政策メッセージの発信、次期協力方針の共有を実施した。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件拠出においては、事業目的達成のために、専門性・テーマに沿って、関係各所への訪問、視察・体験、講義・意見交換などを内容とするプログラムが企画される。国内受入先として、地方自治体、高校・大学・研究機関、海外展開などを希望する民間企業及び NGO/NPO などに対し協力を依頼しており、本件拠出事業のプログラム内容を充実させる上で不可欠な要素となっている。また、受入先の地方自治体、機関や団体にとっても、参加者の受入れが自身の活動の国際化に資するだけでなく、各企業・組織などの魅力や優位性を対外的に宣伝・発信する有効な機会となってお

り、日本と各国・地域との間のネットワーク構築、地方活性化にも有用となっている。さらに、参加者は、本件拠出事業のプログラム参加中及び参加後に、SNS を活用し、多くの人と訪日中の学び・交流について共有し、日本と各国・地域の友好関係の向上、日本についての対外発信の強化に貢献している。さらに、参加者が、各々の所属先における日本関連行事の開催、日本への留学、各国・地域における日系企業への就職、プログラムでの訪問先関係者と同窓生の交流継続などを行っている事例が確認されていることから、日本の関係者にとっても大いに裨益する有用な事業となっている。

2025 年度に訪問を受け入れた地方自治体、非営利団体、教育機関、民間企業及びその有用性の一例については以下のとおり。

【ASEAN 事務局によるプログラム】16 の都道府県、13 の教育機関（聖ウルスラ学院英智高等学校、藤女子大学、北海道教育大学附属函館中学校、青山学院大学、上智大学、早稲田大学、関東国際高等学校、大阪府立水都国際中学校・高等学校、北海道教育大学など）、約 80 の日本企業、NPO、NGO、地方自治体など（認定特定非営利法人日本 NPO センター、社会福祉法人善光会、キオクシア株式会社横浜テクノロジーキャンパス、サグリ株式会社、amps 国際アニメ学院パイオニアプロダクション、MP-Strategy 合同会社、NHK 札幌放送局、株式会社北海道新聞社、株式会社リーフファクトリートーキョー、株式会社ガンバ大阪、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、北海道庁、香川県知事公室国際課・農政課・空港振興課・文化芸術局、三重県政策企画部国際戦略・プロモーション推進課、大阪市民局ダイバーシティ推進室など）が受入れを行い、日本企業などの事業・技術・農産品・製品などの広報、ネットワーク構築などの機会として活用した。

【NGO・NPO】

複数の NGO・NPO が視察を受け入れ、活動の国際発信と連携拡大に活用した。

【地方自治体】

北海道、福島県、三重県、福井県、広島県、宮城県、沖縄県、石川県、長崎県、東京都、山梨県、茨城県などが視察を受け入れ、ブリーフを実施。

【大学など】

複数の大学が協力。北米事業では、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が留学制度説明を実施。

【その他】

台湾オンライン訪日では、複数の日本人専門家・実務家が登壇し、様々な分野の知見を提供。北米事業では JET 経験者がプレゼンを実施。このような関与は、日本企業の採用・協業、地方自治体・大学の国際化、NGO の連携拡大、専門人材の発信の機会として活用された。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出事業は、拠出先が各国・地域で青年の招へい・派遣・オンライン交流を実施することにより、各国・地域における親日・知日層を形成し、そのネットワークと発信力を日本の外交活動に効果的に活用することを目的とする。

拠出先は、基準2のとおり、地方自治体、市民団体、教育機関、民間企業などとの協力関係を最大限に活用して効果的に事業を展開することに貢献した。プログラム参加者は、日本国内でも、教育機関・日本企業・被災地（福島県など）・被爆地・沖縄県への訪問や交流を通じ、日本が重視する優れた留学生・高度人材の日本留学への関心を高めるとともに、FOIP を始めとする日本の外交課題への理解促進、震災からの復興の歩みや平和への取組の対外発信に大きく貢献している。

また、継続実施により育成されてきた親日・知日ネットワークを更に活性化するため、オンラインによる複数のフォローアップ・プログラムを実施・拡充し、プログラム終了後にも日本への関心が維持されるよう努めている。その結果、多数の国・地域において、FOIP、平和構築、気候変動、防災、日本の食品の安全性、福島県の復興の歩み、持続可能な開発目標（SDGs）達成などに関する日本の多様な取組や魅力が発信され、日本関連情報の浸透に大きく寄与するとともに、親日・知日派ネットワークの連結強化につながった。具体的には、2-2 のとおり、多くの招へい・派遣・オンラ

イン交流とフォローアップを実施し、恒常的ネットワークの構築に貢献。さらに、同窓生による発見・意識変化などを反映したソーシャルメディアなどによる対外発信は、出身国・地域での広報効果が高く、対日理解の促進と対外発信の強化に極めて有益であった。

基準3については、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的課題はなく、不適切事案の認知もない。

基準4については、4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

本件拠出事業については、対日理解の促進、親日・知日派の発掘・育成、対外発信の強化、外交基盤の拡充を目的に、コロナ禍において発展したオンラインの利点を活かした「訪日前の事前学習」と「フォローアップ事業」を継続しつつ、それに渡航を伴う招へい・派遣による対面での交流事業を組み合わせ実施した。

具体的には、各プログラムにおいて、拠出先の国際機関などが日本と各国・地域との関係に関する分野別講義、視察、専門家との対話、ホームステイなどを組み入れることにより、諸外国からの参加者の AOIP・FOIP や SDGs を含む日本の外交政策・社会・文化への理解を深め、日本と各国・地域との関係を効果的に意識づけ、対日理解を促進した。

国内の物価上昇や渡航費の高騰にもかかわらず、オンラインと対面を併用することにより、計 99 件のプログラムに、1,931 名が参加し、活発な交流を実施できたことは、親日・知日派の発掘・育成に有効であった。また、オンライン・フォローアップ事業では、本件拠出事業の参加者対象に、学生会議、再訪日プログラム、有識者との意見交換会、同窓会を計 78 件実施し、同窓生 2,338 名の参加を得て、ネットワークの強化と親日・知日的活動の活性化が可能となった。これらオンライン交流と対面交流との相乗効果により、交流の質と持続性が高まった。

さらに、プログラム参加者はその経験などについて計 16,493 回の対外発信を行ったほか、本件拠出事業に関する国内外の報道件数も 760 件に上った。このように、対外発信の強化及び外交基盤の拡充においても顕著な成果が得られた。取組・成果の一例は以下のとおりである。

・ASEAN 諸国では、オンライン事前学習及び対面交流、フォローアップを充実させ、計 60 件のプログラムを実施。専門講義・視察での意見交換を通じ、FOIP を含む日本の重要施策や文化・社会の魅力など多分野で日本の理解促進を図った。本件拠出事業の下、日本と ASEAN の青年約 500 名が対面で交流し、各プログラムのテーマに関連した学びや日本の魅力などについての SNS などでの対外発信は約 4,000 回確認された。本件拠出事業は、日本に関する正確な理解の促進、魅力の広報、日 ASEAN 関係強化、政府・企業などによる協力拡大への基盤の拡充として役立つとともに、SDGs を通じた平和的共生、震災復興支援などに関する理解を深める上でも成果があった。また、本件拠出事業については国内外で約 400 件の報道が行われ、日・ASEAN 間の相互理解と友好促進に大きく寄与。ASEAN 各国からの参加者は日本の重要施策への理解を深めるとともに日本の青年や幅広い分野の関係者とのネットワークを構築した。また、本件拠出事業終了後も同窓生ネットワーク活性化などのフォローアップを行うことにより、本件拠出事業で得られた日本への理解と好意的な対日姿勢を維持するとともに、同窓生間の親日・知日的な活動の継続を促進するなど、今後の協力拡大に向けた基盤の拡充に貢献した。

・韓国では、招へい・派遣8回で 566 名（招へい 462 名、派遣 104 名）、フォローアップ 11 件で参加者 561 名が参加。参加者の SNS 発信は計 8,907 回。福島県・宮城県・石川県の被災地訪問による復興支援と風評払拭、長崎県・沖縄県での平和教育、日韓交流おまつり連携、少子高齢化・SDGs に関する取組の好事例紹介、国交正常化 60 周年の歴史探訪、ニューリーダー招聘、職業高校（農業）交流などを実施。派遣先の韓国では韓国外交部表敬、大学・企業訪問、軍事境界線（DMZ）などの視察を行い、相互理解と草の根ネットワークを強化した。

・台湾では、招へい2件 26 名（地方創生、防災）、派遣2件 10 名（防災、エネルギー）、オンライン同窓会2件 57 名、オンライン訪日8件 777 名（昨年度比 1.7 倍）を実施。経済・科学技術・地方活性化などのテーマで知見を拡充し、同窓生ネットワークの活性化を図った。

・中国・モンゴルでは、中国で招へい3件 63 名、派遣3件 162 名、フォローアップ1件 30 名を実施し、対外発信と報道露出を確認。モンゴルでは招へい2件 24 名、対面同窓会1回に 93 名が参加。日本の社会・文化に直接触れる機会を通じて中国、モンゴル双方と日本との間の相互理解が深化し、同窓生ネットワークの強化につながった。

・米国・カナダでは、招へい 16 件 149 名、派遣4件 54 名、オンライン交流2件 88 名、フォローアップ 14 件 188 名を実施し、44 グループがアクションプラン（プログラムの経験を活かした参加者の帰国後の活動）を発表し、プログラム参加者による 1,955 回の SNS 発信と 136 件の報道露出を確認。日本の社会・文化に直接触れる機会を通じて相互理解が深化し、関係強化につながった。

・中南米では、招へい4件 34 名、派遣1件8名を実施。外務省・関係省庁ブリーフ、地方視察により日本の政策や日本のソフトパワーへの理解を深めた。

本件拠出は、事業全体の運営経費（オンライン事前学習・フォローアップの企画運営、教材・資料作成、会場・機材・配信環境整備、通訳・翻訳）、招へい・派遣に係る人件費、参加者の国際・国内移動費、宿泊・保険などに充当した。

以上により、世界各地からの参加者の関心に即した高密度の交流を実現し、参加者による積極的な対外発信と報道露出の拡大、ネットワークの強化・恒常化、復興支援・風評払拭、姉妹都市や企業間連携の深化に資する成果を挙げた。対面とオンラインとのハイブリッドの相乗効果により、親日・知日層の裾野拡大と対外発信力の底上げを達成し、日本と多くの国・地域の関係強化、外交基盤の拡充に有意義に貢献した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・**決算報告書の受領年月・決算状況:** 2025 年6月～10 月（2024 年度拠出分報告）

全ての拠出先は、本件拠出による事業終了後、通常通り決算・外部監査を行い、事業対象国・地域の在外公館などを経由し適切な時期に日本へ報告した。

拠出先の決算報告書によれば、いずれの拠出先も本件拠出を本件拠出事業にのみ使用していることが確認された。また、報告は、銀行口座残高証明などの照合資料と共に行われた。

全ての拠出先の監査報告書には、監査法人からの「会計報告が正確かつ適正に作成されている」、「特段問題ない」などの評価が明記されていた。

いずれの拠出先も本件拠出事業の執行・管理については、その状況を速やかに適切に日本へ報告する体制を維持できており、特段問題はなかった。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（不適切事案の有無を含む。）

・**行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案** なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件拠出先の多くは、本来域内での事業実施を目的とし、職員採用を当該地域の人材に限定しており、日本人職員の増強にはなじまないため。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
サイバーセキュリティ能力構築信託基金拠出金 (Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund (MDTF))	
2 拠出先の名称	
世界銀行 (The World Bank)	
3 拠出先の概要	
世界銀行は、貧困削減と持続的成長の実現に向けて、開発途上国に対し融資、技術協力及び政策助言を提供する国際開発金融機関として 1945 年に設立され(本部所在地はワシントン D.C.(米国)、1970 年には東京事務所開設。)、日本とのパートナーシップ強化を進めている。世界銀行は、極度の貧困を撲滅し、繁栄の共有を促進するために、「人々」、「繁栄」、「地球」、「インフラ」及び「デジタル」の5つの開発分野に焦点を当てており、近年のデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展によるサイバーセキュリティの重要性に鑑み、2021 年8月、サイバーセキュリティ能力構築信託基金(以下「本信託基金」という。))が世界銀行デジタル開発担当局により、開発途上国におけるサイバーセキュリティ能力強化を行うための信託基金として立ち上げられ、世界銀行が行う開発途上国向けのサイバーセキュリティ関連業務の実施を支えてきた。2026 年1月現在、新設されたデジタル担当副総裁が所掌する「データ・AI チーム」が本信託基金を運用しており、これまでの成果を基盤としつつ、様々な取組を推進している。	
4 (1)本件拠出の概要	
世界銀行は、デジタル開発パートナーシッププログラムにおいて、開発途上国のデジタル化の支援を行ってきている。本信託基金は、サイバーセキュリティ分野での能力構築に特化した支援を目的としており、世界銀行は、本信託基金を通じて、医療分野を含む重要インフラにおけるサイバーセキュリティ強化に資する人材育成や技術支援などを実施することにより、開発途上国のサイバーセキュリティ能力を包括的に向上させることを目指している。 本信託基金への拠出は、世界銀行の能力支援によるサイバーセキュリティ分野に関連する知識の提供、技術協力や実用的なツールの活用を通じ、開発途上国及びその国民が近年急速に進展する DX の恩恵を安全に最大限活用することにより、ひいては国際社会の平和と安定に寄与するものである。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	12,405 千円 (83,253 米ドル)
本信託基金は、2025 年 10 月付けの年次報告書によれば、本会計年度には、日本(外務省及び財務省)、イタリア、英国、ドイツが拠出するマルチドナー基金であり、前年度以前にはオランダ、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、米国、イスラエル及びエストニアが拠出した資金と合わせて、マルチイヤー・ノンイヤーで運用されている。同年次報告書によれば、日本は最大の拠出国であり、これまでの本信託基金に対する日本からの拠出金の総額は、全ドナーからの拠出金の総額の約5割である。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策」の下に設定された中期目標「二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて国際連携を強化し、サイバー空間におけるルール／規範の形成・深化の推進、サイバー攻撃抑止のための取組、能力構築支援等に整理される様々な外交的取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。[\(令和6年度外務省政策評価書\)](#)

1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

近年、サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバー空間の脆弱性が国際社会の安全と繁栄に対する喫緊の課題となっている。その中で、ASEAN 諸国や太平洋島嶼国を含む開発途上国へのサイバーセキュリティ分野での能力構築支援は、日本を含む世界全体のサイバーセキュリティ上のリスクを低減させるとともに、サイバー空間における法の支配を推進することに寄与し、自由、公正かつ安全なサイバー空間を実現する上で大きな重要性を有する。これらは、「サイバーセキュリティ戦略」(2021 年9月閣議決定)(注:後述する 2025 年 12 月に閣議決定された現行の「サイバーセキュリティ戦略」においても同様。)、 「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」(2021 年 12 月サイバーセキュリティ戦略本部決定)において確認されている。また、2022 年に改定された国家安全保障戦略において、サイバーセキュリティ分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させることが目標に掲げられ、その柱として、2025 年5月に能動的サイバー防御を導入するためのサイバーセキュリティ分野の対処能力強化法及び同法の施行に伴う関係法律の整備などに関する法が成立した。同年7月には、内閣総理大臣を本部長とし、全大臣で構成する形で、サイバーセキュリティ戦略本部の改組が行われるとともに、日本のサイバーセキュリティにおける司令塔として内閣官房に「国家サイバー統括室」が設置された。さらに、同年 12 月には、今後5年間の日本の方針を定めた「サイバーセキュリティ戦略」が閣議決定された。同戦略は、いかなる国家も単独でサイバー攻撃に対応することは困難であり、国際連携の推進は日本のサイバーセキュリティ政策における基軸であるとの認識を示すとともに、サイバー攻撃が国境を越える中において、インド太平洋地域を始めとする諸外国のサイバー安全保障環境は、日本のサイバー安全保障政策に直結するとの認識の下、同地域におけるサイバー対応能力向上のための支援を進める方針を示している。本件拠出はこうした日本のサイバーセキュリティ確保のための政策方針とも軌を一にするもの。

2025 年7月の日米豪印外相共同声明においては、「(ASEAN)地域の安全保障及び国際的な犯罪の拡大に与える影響について懸念しており、サイバー犯罪との闘いにコミットしている。」と言及され、日米豪印の枠組みでも引き続きサイバーセキュリティ分野での連携していくことが確認された。

また、全ての国連加盟国が参加するサイバーセキュリティに関する国連オープン・エンド作業部会(OEWG2021-2025)が 2025 年7月に採択した最終報告書において、サイバー行動に国連憲章を含む国際法が適用されることが改めて確認されたほか、OEWG のマンデート終了後の後継枠組みであり、全ての国連加盟国が参加する国連グローバル・メカニズムにおいても能力構築が議論のテーマの一つとなっており、ASEAN 諸国を含む開発途上国に対する能力構築支援や本信託基金への日本からの本件拠出を通じた支援が評価されている。

2024 年4月の G7外相コミュニケ「グローバルな課題への対処及びパートナーシップの促進」においては、「我々は、各国がサイバーセキュリティ及び強じん性という複合的な課題に対処するための能力向上を支援すべく、連携し、可

能な場合には努力を結集し続ける。(略)我々は、例えば世界銀行といった国際金融機関や民間部門が関連する場合には、これらの機関との協力を継続する。」として、サイバーセキュリティ分野の能力構築支援における世界銀行の役割が評価されている。本信託基金においては、2024 年に続き、英国及びイタリアが 2025 年にもドナーとして拠出しており、世界銀行の運用する本信託基金の注目度と重要性は高まっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件拠出は、世界銀行デジタル開発担当局の「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金(Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund)」に組み入れられ、拠出国・団体の参加を得て開催される運営会合での議論を経て、承認されたプロジェクトのための資金に充てられる。

2025 年 11 月、エストニアにおいて、世界銀行(デジタル開発副総裁)や拠出国・団体(米国、英国、ドイツ、エストニア、日本、ゲイツ財団))を中心とした運営会合が開催された。日本からは、外務省、財務省及び総務省の3省庁が出席し、本信託基金に関するこれまでの取組及び今後の計画などについて意見交換を実施、サイバー空間における法の支配を推進する取組の重要性や日本が戦略的に重視するインド太平洋地域における取組の重要性について説明した。世界銀行からは、本信託基金のプロジェクト執行や評価、拠出国・団体との関係強化のための運用を見直し中であり、既存のドナー10 か国・団体からの意見を重視し、フィードバックを強化する旨言及があった。また、世界銀行は、本信託基金設立当初から関与している日本の貢献を重視しており、引き続きインド太平洋地域への支援は継続する方針である旨言及があった。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年 11 月の運営会合などの機会を通じて、世界銀行と意見交換を行ってきている。政務レベルにおいては、2022 年6月のフェッロ世界銀行副総裁による三宅外務大臣政務官表敬にて、国際社会が直面する課題に対処するため、様々な機会を捉え、引き続き連携していくことを確認した。また、2023 年5月の林外務大臣とマルパス世界銀行総裁との会談において、林外務大臣から、日本の重要なパートナーである世界銀行と、保健、債務問題、気候変動、質の高いインフラなど、幅広い分野で今後も連携を深めていきたい旨述べた。

運営会合以外の機会も活用し、世界銀行と意見交換を行い、サイバー空間における法の支配を推進する取組の重要性や日本が戦略的に重視するインド太平洋地域における取組の重要性について説明しており、世界銀行は、2025 年 10 月付けの年次報告書において日本をトップドナーとして紹介するとともに、日本のトップドナーとしての貢献を踏まえて具体的なプロジェクトの形成・実施を図っている。

本信託基金の活動や意義のビジビリティを確保する観点から、堀井外務副大臣は、日本経済新聞社主催の「サイバー・イニシアチブ東京 2025」でのスピーチにおいて、日本は、開発途上国のサイバーセキュリティ能力の強化に向けた支援に取り組んでおり、インド太平洋地域を中心に支援事業を展開しており、引き続き、同盟国・同志国や国際機関とも連携して、インド太平洋地域を中心に、トレーニングの実施や知見・経験の提供といった取組を推進していく旨述べた。また、2025 年 10 月の第 18 回日 ASEAN サイバーセキュリティ政策会議においては、外務省から、ASEAN 加盟国のサイバーセキュリティ関係省庁などの関係者に対し、ASEAN を始めアフリカや南米諸国に対する本信託基金への貢献と協力について紹介した。さらに、2025 年7月の第 11 回国連 OEWG 最終会合において、望月外務省総合政策局安全保障政策課交渉官から、全ての国連加盟国に対し、本信託基金における日本の貢献について説明した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

サイバー空間には国境がなく、空港、港湾、病院などにおけるサイバー攻撃の被害が近年増大していることから、本信託基金を通じて開発途上国のサイバーセキュリティ上の脆弱性を改善していくことは、政府のみならず日本企業

を含む様々なレベルでのサイバーセキュリティに係るリスクを低減させることにつながる。また、サイバー空間における法の支配を推進し、国際社会において日本の立場を広め、理解を得ることにつながる。

2024 年8月、世界銀行東京開発ラーニングセンターは、デジタル・AI 副総裁室と連携し、本信託基金の拠出を受け、東京では初めてとなるサイバーセキュリティに関する約1週間の研修事業を実施した。同研修事業には南アジア・東アジア・太平洋及び中南米地域から12 か国 36 名の代表者が参加し、インシデント対応を含む研修のほか、日本企業を訪問し、実際のセキュリティ・オペレーションセンターの視察も実施した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出は世界銀行が開発途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援を実施することで開発途上国のサイバーセキュリティを強化し、自由、公正かつ安全なサイバー空間の創出を達成し、ひいては国際社会の平和・安定及び日本の安全保障の実現に貢献することを目指している。

世界銀行は、2-2 のとおりの成果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については4-2 の理由からN/Aとしている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

【目標】

本件拠出を通じて、ASEAN諸国及び太平洋島嶼国を含む開発途上国において、サイバーセキュリティ能力の強化、リスク管理や重要インフラの保護、サイバー攻撃への対応、啓発活動の促進を図り、これらを通じてサイバー空間における法の支配の推進を支援するとともに、自由、公正かつ安全なサイバー空間の創出を達成し、国際社会の平和と安定に寄与することを目指す。

【今次評価対象期間中に実施した取組】

今次評価対象期間中、新たに16 か国への支援を実施し、これまでに本信託基金を通じて合計75 か国の政府機関・省庁、民間企業、学术界、NGO などの460 を超える機関への支援活動が実施された。具体的には、8か国の国家サイバーセキュリティ機関及び19 か国のコンピューターセキュリティ事案対応チームに対し技術支援を行い、サイバーセキュリティ能力強化を支援した。

分野別の取組として、(1)サイバーセキュリティの基盤となる体制整備や組織能力の支援・強化、(2)体系的に利用できるベストプラクティスや分析枠組みの策定支援及び支援対象国内での政策対話の促進、(3)低中所得国における重要インフラ分野における強じん性強化を目的としたセクター別のサイバーセキュリティ能力習熟度モデルの適用の推進が行われた。

本信託基金による支援は、アフリカ、中南米などを含む世界各地域で実施されているが、2025 年12 月に発表された日本のサイバーセキュリティ戦略で特に重視され、本件拠出の目標であるインド太平洋地域の安定と平和に寄与する「国別の取組」としては以下のとおり。

○パラオで、政府が国家サイバーセキュリティ・ロードマップを策定するに当たり、世界銀行は国際基準の法的枠組みとの差異分析やサイバーセキュリティ監視体制確保に向けた制度的枠組みの提案を行った。

○サモアで、既存の国家サイバーセキュリティ戦略の改訂版作成を支援した。

○フィリピンで、サイバー攻撃への対応能力強化、重要インフラ保護、人材スキルの向上を目的とした国家サイバーセキュリティリスク評価及びロードマップや実施計画の作成支援を行った。

○インドネシアで、国家サイバーセキュリティ庁の体制強化に向けた国家サイバーリスク評価の枠組みを策定し、インドネシア政府機関が脅威対応策を作成できるよう支援を行った。

○ネパールで、通信・情報技術省及び国家サイバーセキュリティセンターに対し、国家サイバーセキュリティ戦略策定に向けた行動計画の策定支援を行った。

○スリランカで、2023 年から 2025 年にかけて国家サイバーセキュリティ戦略の草案作成を支援した。同戦略は 2026 年7月に正式に承認された。

○バングラデシュで、世界銀行は既存の国家サイバーセキュリティ戦略の評価を行い、対応能力向上に向けた今後の目標や行動計画策定に向けた提言策定を支援した。

○インドで、西ベンガル州電力配電会社へのセキュリティ・オペレーションセンター設立支援のほか、アンドラ・プラデーシュ州医療セクターに対するサイバーセキュリティ評価を実施し、提言を取りまとめた。また、医療セクター向けのサイバーセキュリティガイドラインを策定した。

【成果】

これらの取組により、支援対象国におけるサイバーセキュリティの制度面及び運用面の対応能力が着実に強化され、体制整備やリスク管理の基盤整備が進展した。取組を通じて提供した分析・助言の成果は、12 件・約2億 4,300 万米ドル規模の世界銀行融資案件にも活用され、政策支援にとどまらず融資案件の形成・実施段階へと波及している。これらの成果は、支援対象国が DX を安全に推進するための前提条件を整えるとともに、サイバー空間における法の支配の推進及び自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保に寄与した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年 11 月(日本の 2024 年度拠出分)

本信託基金の財政状況及びプロジェクト実施実績については、毎年 11 月ごろに開催される運営会合で世界銀行から報告されている。2024 年度拠出分については、日本もドナーとして出席した 2025 年 11 月の運営会合の際に報告されている(世界銀行の会計年度は7月から6月。)。本信託基金の財政状況については、2025 年 10 月付けの年次報告書によれば、本信託基金が創設された 2021 年から 2025 年6月末までにドナーが支払済の拠出金(paid in contributions)の総額は約 2,911 万米ドルであり、本信託基金から支出の割当てを行った総額が 2,640 万米ドルであるため、本信託基金の残余金は(利息を含め)667 万米ドルとなっている。当該残余金は運営会合にて世界銀行の次のサイクルのプロジェクトの実施に当たっての収入として繰り入れることが承認された。また、2025 年 10 月付けの年次報告書には、日本の 2024 年度拠出額の適切な計上が確認されている。

・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。

・監査 監査主体:Deloitte & Touche LLP、対象:信託基金全般、結果:問題なし。

拠出先の直近の会計年度(2025 年6月 30 日を最終日とする1年間)については、2025 年 11 月に受領した同年9月付けの決算報告書のとおり、Deloitte & Touche LLP が本信託基金を含む世界銀行の信託基金に対する監査を実施しており、本信託基金の支出入や残高などの財務諸表は適正との評価であり、特段の指摘事項はない。

・その他 内部評価の制度あり。

世界銀行内に独立評価局があり、本信託基金を含む世界銀行の活動やプロジェクトについて開発効果や裨益者による評価などの観点から評価を行っている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

世界銀行は、より問題解決型の組織・行財政マネジメントを目指し、融資比率調整などによる財政改革や民間セクターとの投資協力、開発途上国の市場データ構築、危機対応などについて改善を進めている。2025 年には、本信託基金は成果管理の実効性向上を目的として、セオリー・オブ・チェンジ(成果に至る因果関係)及び成果指標の体系を整理・統合し、指標の標準化と一元的な進捗管理体制を整備した。これにより、進捗の可視性と評価の一貫性が高まり、今後は年次レビューを通じた継続的な成果公表と改善が行われる。

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

本件拠出の使途範囲内の拠出先のデジタル開発担当局は、現時点では同局のリソースの範囲内で本信託基金を利用したプロジェクトを実施しており、日本人職員増強の目標になじまないと考えられるため。

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際移住機関(IOM) 拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業及びバリ・プロセスのウェブサイト運営経費)	
2 拠出先の名称	
国際移住機関(IOM)	
3 拠出先の概要	
国際移住機関(International Organization for Migration: IOM)は、1951年に「暫定欧州移民移動政府間委員会」として設立され、第二次世界大戦により避難民となった1,100万人を支援。1989年に国際移住機関となった。その後、2016年に世界的な人の移動(移住)の問題を専門に扱う国連機関となった。IOMは、IOM憲章に基づき、人道的かつ秩序ある移住管理の確立を支援しつつ、移住の課題に関する国際協力を推進し、移住の課題に対する実質的な解決策を求める支援、難民・避難民や移住を余儀なくされた人々への支援などの活動を実施している。また、「安全で秩序ある移住のためのグローバル・コンパクト(Global Compact for Safe, Orderly and Regular Migration: GCM)」のコーディネーターとしての役割を担い、「持続可能な開発目標(SDGs)」(例えば目標10.7(安全で秩序ある正規の移住促進)、目標5.2(人身売買や性的搾取等の女性・女児へのあらゆる暴力排除)や目標8.7(強制労働や人身売買根絶のための措置の実施))を達成する上で必要な知見とリソースを有する。 日本は1993年に加盟し、加盟国は2026年3月時点で174か国。本部はジュネーブ(スイス)に所在。東京に駐日事務所が所在。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出に係る外国人人身取引被害者の帰国支援事業は、2004年に犯罪対策閣僚会議(議長は内閣総理大臣)で決定された「人身取引対策行動計画」に基づき、2005年から開始され、同計画の3度にわたる改訂を経ても継続して重要政策として位置付けられている。事業内容は、国内で出入国在留管理官署や警察などに認知された外国人の人身取引被害者のうち母国への帰国を希望する者に対し、カウンセリングを行い支援の希望を確認した上で、帰国を希望する場合には、IOMが航空券支給などの渡航の手配、出国手続・搭乗の補助、到着後の滞在先の手配や安全な移動の支援、帰国後の社会復帰支援(心身のケアや法律相談のほか、職業訓練、起業支援、就学支援、医療支援など)を提供するもの。 また、本件拠出の一部は、密入国・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に対するアジア太平洋地域の協力枠組みである「バリ・プロセス」(2002年設立。45か国・地域、4国際機関が参加)のウェブサイト運営費(IOMが管理)を用途としている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	13,682 千円
日本のみの拠出	

評価基準1 本件提出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件提出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件提出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進」の下に設定された中期目標「テロ及び暴力的過激主義の脅威並びに国際組織犯罪に対処し、G7伊勢志摩サミット行動計画の具現化や、外交方針の柱の一つである法の支配の推進の具現化の観点も踏まえ、国際社会との連携・協力を強化するとともに、アジアを含む途上国の能力を強化する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。[\(令和6年度外務省政策評価書\)](#)

1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

日本は、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、2022年12月に「人身取引対策行動計画2022」を策定した。同計画では、「外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援」として、「本国への帰国を希望する外国人被害者の帰国を更に円滑にするため、IOM(中略)との情報交換と連携を一層密にしながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組む」とともに、「被害者の円滑な帰国及び帰国後の社会復帰と、再被害の防止に向けた最適な支援を行う」として、本件提出事業の内容が明記されている。また、人身取引対策に関する「年次報告」においても継続的に公表している事業である。人身取引対策行動計画は、2017年に日本が締結した人身取引議定書に規定された「人身取引を防止し、及びこれと戦うこと」並びに「人身取引の被害者(中略)が再び被害を受けることのないようにすること」についての包括的な政策ないし計画(同議定書第9条1)として位置付けられる。被害者を他の締約国に送還する場合には「その者の安全及びその者が人身取引の被害者であるという事実に関連するあらゆる法的手続の状況に妥当な考慮を払う」とされ(第8条2)、被害者へのカウンセリング、医学的、心理的及び物的援助、並びに雇用、教育及び訓練の機会の提供が求められている(第6条3)。そのため、本件提出により行う帰国支援事業及び社会復帰支援事業は、日本が国際約束を適切に履行する上でも不可欠である。

IOMは、人身取引被害者との接触から帰国支援、母国における社会復帰に至るまでの包括的かつ効果的な支援に関する豊富な実績及び知見を有する。IOMは、2005年に帰国支援事業及び社会復帰支援事業を開始して以来、IOM駐日事務所や被害者の母国を管轄するIOM事務所と連携して実施してきている。日本で保護される外国人人身取引被害者の多くはフィリピン及びタイ国籍の女性であるので、IOM駐日事務所ではタガログ語及びタイ語での職務遂行が可能なスタッフが、ジェンダーにも配慮した専門的見地から被害者の保護・カウンセリングを実施している。さらに、IOM駐日事務所は、警察庁、出入国在留管理庁(以下、「入管庁」)、女性相談支援センター、在京大使館などの日本国内の関係機関との協力ネットワークを構築して案件に対応し、行政機関職員、移民ケースワーカーなどの研修にも職員を講師として派遣するなど、日本の関係機関の体制強化に幅広く貢献している。また、被害者の帰国後には被害者の母国を管轄するIOM事務所や現地当局と協力し、国際機関ならではのネットワークや知見を生かしながら被害者の安全の確保、効果的な社会復帰支援事業やフォローアップ、及び再被害の防止を行っている。このように、高い専門性を有するスタッフによって支えられた長年の実績や、国内外の関係当局と築きあげた協力体制に基づく事業の実施を他の機関が代替することは不可能であることから、上記 1-1(1)の目標を達成する上で、本件提出は有用かつ重要である。

本件提出対象事業は、米 국무省の人身取引報告書(2025年報告書を含む。)においても、日本による人身取引被害者の保護のための取組として繰り返し言及されてきている。

バリ・プロセスのウェブサイト運営事業は、アジア太平洋地域における人身取引対策の課題、各国の取組状況、関連会合の成果などを広く発信することを可能にし、また、人身取引対策のための連携・協力を更に強化するためのオンライン・プラットフォームを提供している。人身取引議定書においては、人身取引を防止し、及びこれと戦うための情報提供活動などの措置をとるよう努めるものとされるところ(第9条2)、「バリ・プロセス」のウェブサイト運営は、かかる情報提供活動の一環と位置付けられる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、IOM との間では、定期的に政策協議を実施しており、日本の考えを IOM のハイレベルに対して直接伝達することが可能。

本件拠出は、対象事業の経費の 100%を拠出するものであり、IOM 駐日事務所内に本件拠出の実施に特化したプロジェクトチーム(日本人職員で構成)が設置されている。外務省は、事業の実施について、IOM 駐日事務所と日頃からメール・電話などで緊密に連絡をとり合っており、例えば、2025 年 10 月及び 2026 年2月には事業の具体的な内容や方向性、最近の被害者の傾向、拠出金の効果的な活用法について対面での意見交換を実施した。また、IOM 駐日事務所から外務省を含む人身取引関連省庁に対し、人身取引被害者の支援実績が毎月送付されており、情報共有体制が確立されている。

バリ・プロセスに関し、2024 年 12 月に、外務省担当者とバリ・プロセスの地域事務所の担当者とのやり取りを通じて、バリ・プロセスの活動に関する日本への情報共有の強化を依頼し、地域事務所に直接メールで日本の要望を伝達できる状況が確保されている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

・2025 年8月、ポープ IOM 事務局長が第9回アフリカ開発会議(TICAD9)を機に来日し、岩屋外務大臣を表敬。ポープ事務局長からは、日本の支援に対する謝意とともに、人道危機の対応における協力継続を確認した。また、大幅な人員削減の中で日本人職員数を維持したことや、日本企業との新たな提携の予定などについて説明があった。

・2025 年8月、赤堀外務審議官とポープ IOM 事務局長は日本で面談し、ポープ事務局長からは、日本の支援に対する謝意が表明され、今後の優先支援分野について意見交換を行った。また、大幅な人員削減の中で日本人職員数を維持し、重要なポジションに採用したことや、日本企業との新たな提携の予定などについての説明があった。

・2025 年 12 月、西崎人道支援担当大使とリー IOM 副事務局長がジュネーブにて面談し、日本企業の参画の重要性、日本人職員の採用や幹部への登用につき意見交換を行った。

・2026 年3月、ポープ IOM 事務局長が尾池在ジュネーブ国際機関日本代表部大使と面談した。事務局長からは、日本の支援に対して謝辞が表明されるとともに、各種案件の進捗状況や今後の活動方針の説明がなされ、政府開発援助(ODA)による継続的な支援や日本人職員増強などにつき意見交換が行われた。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

・IOM 駐日事務所は、毎年7月 30 日の人身取引反対世界デーにあわせ ANA ホールディングス株式会社が実施する人身取引対策を目的として実施する成田国際空港内サイネージでの啓発キャンペーンに動画を提供するなど、人身取引対策における民間企業との連携強化や啓発事業に貢献している。また、2025 年 12 月には航空業界の職員研修のため、人身取引に関する最新情報や傾向を同社に提供し、航空機を利用した人身取引対策の促進に協力した。

・IOM は同デーにあわせて、世界各地で広報キャンペーンを実施しており、駐日事務所は、SNS などを通じた日本語での発信を行った。例年、国際機関としての専門的知見やネットワークに基づき収集した情報を日本社会に向けて日本語で啓発する役割を担っている。

・独立行政法人「国立女性教育会館」(NVEC)は、独立行政法人国際協力機構(JICA)からの委託を受けて、人身取引対策に取り組む機関の機能強化や連携、日本及び各国の人身取引対策について理解を深めることを目的とした課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」を実施しており、IOM 駐日事務所は、同研修にて、2024 年に続き、2025 年 11 月も本件事業の取組の紹介を含めた講義・情報提供を行い、NVEC は IOM 駐日事務所に対し感謝状を授与した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際移住機関(IOM)拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業及びバリ・プロセスのウェブサイト運営経費)により、国内認知された外国人の人身取引被害者のうち母国への帰国を希望する者に対して、IOM が帰国支援及び社会復帰支援を実施することに加え、バリ・プロセスのウェブサイトの運営を通じて人身取引対策のための連携・協力を更に強化するためのネットワーク上のサービスの提供の場を提供している。

IOM は、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

IOM は、2005 年5月の本件拠出に係る事業の開始以降、2026 年3月末までに計 378 名の外国人被害者に対し帰国支援を行い、計 239 名に社会復帰支援を実施してきた。この支援は法執行機関による被害者の認知が条件となっており、被害者人数に応じ支援対象者も変動することから、各年度の支援対象者数を事前に予測することは困難であり、目標人数といった具体的目標を立てることにはなじまない。

一方で、IOMにおいては、駐日事務所及び被害者母国を管轄する事務所においてケースワーカーなどが従事し、年間を通し警察庁、入管庁、女性相談支援センターなどの関係機関(以下、「国内関係機関」とする。)と連携して、被害者に迅速かつ十分な支援を行える体制を確保しており、IOM に付託(refer)された人身取引被害者のうち、帰国・社会復帰支援を希望する者に対しては、100%、個々人の希望に沿った支援が可能となっている。

IOM は、日本で認知された外国人被害者の 85%への IOM の支援に関する情報提供、及び、帰国支援を受けた被害者の 80%への社会復帰支援の継続した提供などを事業目標としており、2025 年度は警察庁で認知された全ての外国人被害者に情報提供を行った。帰国後の社会復帰支援率は 100%を達成しており、2025 年度は帰国支援を希望しなかった被害者にも帰国後に社会復帰支援を行っている。

2025 年度に国内で認知され、IOM の支援対象となった外国人被害者は2名であり、IOM 駐日事務所は国内関係機関、在京大使館、帰国先の IOM 事務所と相互に連携し、帰国支援を希望した被害者1名に対し、航空券支給などの渡航手配のほか、安全対策支援として空港及び最終目的地までの送迎を行った。

社会復帰支援については、2025 年度の被害者2名(帰国支援を希望しなかった1名を含む。)及び 2024 年度の被害者8名(2024 年 12 月に帰国)に対して、現地 IOM 事務所は、被害者のニーズや環境に合わせて、小売業、米販売、畜産、ペットサロンなどの起業や生活必需品支援など、きめ細やかな支援を継続して行った。

IOM が、2025 年度の支援対象者(1名)に対して質問票を用いてアンケートを行ったところ、支援に満足していると答え、前年度 12 月に帰国し、今年度も社会復帰支援を継続して受けた8名全員についても、社会復帰支援に満足していると答えている。

さらに、IOM 駐日事務所は、そのウェブサイトにおいて、同事業などの人身取引対策を含めた活動内容のほか、支援の効果を測定した調査研究の報告書や、政策決定者並びに被害者との接触から社会復帰に至るまでの保護及び支援のプロセスに関与する実務家に向けた指針を示した参考資料を引き続き掲載している。2025 年度も、人身取引反対世界デーを機に、成田空港での啓発動画上映に関する ANA との連携(1-4 参照)だけでなく、PR タイムズにプレスリリースを掲載し、特に東南アジアにおける犯罪を強要される人身取引被害の危険性について訴えた。同プレスリリースは 19 のオンラインメディアに転載された。同デーの前後には IOM 駐日事務所のソーシャルメディアでも関連の投稿を行うなど、様々な広報活動を通して、抛出対象事業や IOM のグローバルな人身取引対策の周知、関連の課題の啓発に努めた。

本件抛出のうち 120 万円がバリ・プロセスのウェブサイト管理運営費に充てられている。同ウェブサイトには、主にバリ・プロセスメンバー国間での情報共有及びメンバー国の参考となる資料の掲載、ハイレベル会合や各種下部会合(人身取引作業部会、帰国と統合に関する技術的専門家会合)などの開催概要が掲載されている。2025 年 12 月にマニラで行われた会合については議論の概要動画の制作・公開が行われ、広く活動の様子が伝わるよう発信されている。また、日本も参加した 2023 年2月のバリ・プロセス閣僚級会合で採択された成果文書や共同議長声明なども掲載されており、アーカイブとしても機能している。

同ウェブサイトのトップページの一番下に、日本によってウェブサイトがサポートされている旨が記載されており、日本の貢献の視認性を高めるため、日本の国旗が掲示されている。

また、技術面では、セキュリティ監査やシステム更新などを通じて、安全性、安定性、パフォーマンスを大幅に向上させ、バリ・プロセス・ウェブサイトを加盟国向けの中核的な地域情報プラットフォームとして引き続き強化した。

評価基準3 国際機関等抛出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件抛出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況:

2024 年4月から 2025 年3月末を対象期間とする決算報告書が 2025 年6月に提出された。

これらは人身取引被害者の帰国支援・社会復帰支援事業及びバリ・プロセスのウェブサイト運営について、それぞれ各1部ずつ、合計 10 数ページにわたる詳細な事業報告書及び決算報告書であり、同決算報告書によれば、2024 年度抛出分の決算書において残高及び繰越金はなく、支出経費の内訳(人件費、事務所費、事業経費など)が正確かつ適正に記載されている。

【人身取引被害者帰国支援事業】執行済額 14,096,000 円 執行残額:0

【バリ・プロセス支援】執行済額:1,208,000 円 執行残額:0

なお、決算報告書はノンコア抛出金事業に特化したもので、プロジェクト完了(対象期間終了)後、3か月以内に報告書が提出されることとなっており、また、提出され次第日本側でその内容を確認している。

・監査 監査主体:ガーナ会計検査院長室、対象:抛出先全体、結果:問題なし

・内部監査制度あり(対象:抛出先全体)。

3-2 本件抛出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

IOM は 2019 年以來、ガバナンス強化に取り組み、国際機関を評価する国際機関評価ネットワーク(MOPAN)の最新の評価(IOM については 2022-2023 年に実施)では、IOM の組織改革について、IOM の努力を認めつつ、その効果が現れるのには時間がかかる旨評価がなされている、また、IOM の移住分野における重要性について改めて評価されている。なお、財務枠組みや資金調達モデルについては、課題があるとも指摘されている。このような評価もあり、ポープ事務局長は、2023 年 10 月の就任時より、強力なリーダーシップをもって組織改革を推進。具体的には、法務、内部監査、倫理などの部署の報告ラインを事務局長直下に置く、駐日事務所の機能を含めたパートナーシップやアドボカシー部門の強化、地域事務所の報告ラインを官房長直下に置くことにより、同職を幹部職員、地域事務所、事務局長とをつなぐ役割に更新するなど、本部機能を強化するとともに、地域事務所の配置の見直しなどを実施し、効率性と効果を意識した体制に移行させた。

また、事業面においても、2024 年1月に戦略計画を発表し、①移動を迫られた人々の命を守る、②避難を生じさせない社会づくり、③法律やルールに則った安全な移動の実現といった3つの戦略の柱を策定し、同戦略を踏まえた事業を展開。直近の課題としては、米国の大幅な拠出資金減に対応した資金拠出元の多様化と、組織運営を支える基礎的財源の拡充の必要性が挙げられるが、ポープ事務局長は単なるコスト削減ではなく、現場を重視した構造改革を行い、人員削減とともに本部部局から国・地域事務所への権限委譲など機動的に推進。加盟国とも透明性をもって状況の報告を行い、パートナーシップの多様化をより強力に推進している。

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(駐日事務所) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
2	2	3	2.33	3	0.67	3
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	1	0.33	1	0.67	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本拠出は、1-1(1)の目標達成に向け、効果的かつ効率的なプロジェクトの実施のために真に必要なかつ適切な規模の費用(IOM側人件費を含む。)をノンコア拠出するものであり、現状、拠出金の範囲内において、プロジェクトの実施目的を超えて日本人職員の増強を図ることは困難。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

a

b

c

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連薬物・犯罪事務所(UNODC)拠出金	
2 拠出先の名称	
国連薬物・犯罪事務所	
3 拠出先の概要	
国連薬物・犯罪事務所(UNODC)は、1990 年及び 1991 年の国連総会決議によりそれぞれ設立された国連薬物統制計画及び犯罪防止刑事司法計画を統合する形で、2002 年に設置された国連機関である。国連全加盟国と同様 193 か国が加盟国。本部はウィーン(オーストリア)。駐日事務所は設置されていない。 UNODC は、国連麻薬委員会(CND)、国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPJ)及び国連犯罪防止刑事司法会議(通称コングレス、直近は 2021 年3月に京都で開催)の事務局を担うほか、麻薬関連3条約、国際組織犯罪防止条約(UNTOC)及びその3追加議定書、国連腐敗防止条約(UNCAC)並びに国連サイバー犯罪防止条約(未発効)に関する事務を所掌している。また、テロ及び国際組織犯罪に対する包括的なマンデートを付与された唯一の国連機関として、加盟国に対する政策立案支援、規範設定支援、技術協力などを実施している。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、東南アジア諸国などにおけるテロ対策、国際組織犯罪及び薬物対策に係る能力構築支援に活用されるものであり、国際組織犯罪の防止及び撲滅を通じて、日本の治安の向上及び安全の確保並びに国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に寄与することを目標とする。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 24,018 千円	
2024 年: 日本の拠出率6%(拠出順位5位)(UNODC 公表データによる。本拠出金だけでなく日本の全ての拠出金(補正予算や他省庁拠出も含む)をもって算出されている。)。全額イヤーマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国際安全・治安対策協力室、在ウィーン国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交: 国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野4: 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進」の下に設定された中期目標「テロ及び暴力的過激主義の脅威並びに国際組織

犯罪に対処し、G7伊勢志摩サミット行動計画の具現化や、外交方針の柱の一つである法の支配の推進の具現化の観点も踏まえ、国際社会との連携・協力を強化するとともに、アジアを含む途上国の能力を強化する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。[\(令和6年度外務省政策評価書\)](#)

また、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化を目指す「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の推進に資する。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

本件抛出は、国境を越えるテロ、サイバー犯罪、薬物取引、人身取引及び腐敗などの国際組織犯罪に対する法執行能力の強化を通じ、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化という日本の重要政策を実現に資するものである。特に、開発途上国における治安・法執行機関の能力構築及び暴力的過激主義対策などの中長期的支援を通じ、日本の治安の向上及び安全の確保並びに自由で開かれた国際秩序の維持・強化に寄与する。

国連薬物・犯罪事務所(UNODC)は、治安・法執行分野において、国際規範・規準の形成から開発途上国への技術支援までを包括的に担う中核的な国連機関であり、広範な専門知見、現地ネットワーク及び各国法執行機関との実務上の信頼関係の蓄積を有する点において、他の国際機関と比較して高い比較優位性を有する。また、多国間枠組みの下で中立的に支援を展開できることから、二国間協力を補完する重要な支援手段となっている。

日本の外交政策において、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化が一貫した重点課題として位置付けられている。2022 年 12 月策定の「国家安全保障戦略」においても、普遍的価値及び国際法に基づく国際秩序の維持・擁護が国益として明確に掲げられ、その具体的手段として「国際テロ対策」や「政府開発援助(ODA)を始めとする国際協力の戦略的活用」が提示されている。さらに、2026 年2月の高市総理大臣による施政方針演説においては、新たな自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の実現に向けた取組が示され、サイバー空間の安全確保や海上保安分野における国際連携の強化を通じて、法の支配の推進の重要性が改めて高まっている。本件抛出は、法の支配に立脚した国際秩序の維持・強化という日本の基本方針に合致するものであり、前述の日本政府の方針と整合的に位置付けられる。

加えて、犯罪対策閣僚会議策定の「人身取引対策行動計画 2022」及び薬物乱用対策推進会議策定の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」においても、UNODC との連携強化が継続的重点施策として明記され、薬物対策を含む能力構築支援が重要視されている。また、2025 年犯罪対策閣僚会議策定の「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」においても、外国の法執行機関の取締能力強化支援を目的とした国際機関との連携が明示されている。

国際社会においても、G7 及び G20 などの場において、テロ・暴力的過激主義への対抗、国際組織犯罪ネットワークの解体、腐敗対策へのコミットメントが確認されており、本件抛出はこうした国際的合意と整合的である。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

UNODC は、国連経済社会理事会の機能委員会である犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)及び国連麻薬委員会(CND)の事務局を担っており、両委員会が採択し経済社会理事会において採択された決議は、UNODC の方向性を直接規定する。

日本は、両委員会において長年委員国の地位を維持し、継続的に意思決定に関与している(CCPCJ は 2026 年まで、CND は 2027 年まで)。さらに、海部在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が、再犯防止国連準則政府専門家会合の議長(2023 年9月～2025 年4月)、国連腐敗防止条約(UNCAC)第 11 回締約国会合の副議長(2023 年 12 月～2025 年 12 月)、2026 年の第 35 会期 CCPCJ の第一副議長(2025 年 12 月～2026 年 12 月)を務めた。また、UNODC が事務局を務める国連サイバー犯罪防止条約交渉会合においては、2022 年の交渉開始以降、外務省国際安全・治安対策協力室長がアドホック委員会の副議長を務め、2024 年8月の交渉妥結に貢献し、2025 年2月以降はアドホック委員会ビューローの暫定議長を務めたほか(2025 年2月～2026 年1月)、2026 年1月以降は同代表部書記官がアドホック委員会の副議長を務める(2026 年1月～現在)など、実質的な影響力を行使してきた。

本件を含む拠出案件については、事業形成段階から UNODC、在ウィーン国際機関日本政府代表部及び外務本省の間で緊密な調整を行い、内容を精査の上で決定している。事業終了後も最終報告書を厳格に審査し、必要に応じて修正を求めるなど、日本の意向が確実に反映される体制を確保している。
1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）
・2025 年8月、TICAD9 の機会に UNODC 事務局長の代理として来日した UNODC 事業局長と、藤井外務副大臣及び外務省総合政策局長との間で、それぞれ日本の拠出金により実施されている組織的詐欺、海洋安全保障、違法薬物対策の重要性について意見交換を行い、重点分野における協力の意義を再確認した。 ・2025 年 12 月、「南アジア地域におけるテロ対策・法の支配ワークショップ」出席のために訪日した UNODC 幹部と外務省テロ対策・組織犯罪対策協力担当大使との間で意見交換を行った。 ・2026 年1月、外務省国際安全・治安対策協力室長が UNODC を訪問し、UNODC 幹部との間で、次回戦略政策対話に向けた調整、日本の優先事項を踏まえた新規協力分野、日本人職員の増強などについて協議を実施した。 ・2024 年7月に実施した日・UNODC 戦略政策対話などの機会に、本件拠出対象事業の可視性向上や、透明で責任ある迅速な報告を通じた説明責任の確保を行うよう申し入れてきている。このような取組の結果、事業開始式典やワークショップなどへの在外公館の関与が確保され、UNODC によるホームページや SNS を通じた迅速な広報が実施されている。具体例としては、UNODC は、令和6年度の本件拠出対象案件の「SMART 犯罪科学プログラム」の成果物である、最近の新規精神活性物質(NPS)の脅威に関する報告書(2025 年 12 月)や、「新精神活性物質の傾向に関する報告書」「Southeast Asia Opium Survey 2024」には日本の拠出を感謝する記述を盛り込んでいるほか、2026 年3月の国連麻薬委員会(CND)会期中に、在ウィーン国際機関日本政府代表部と関連サイドイベントを共催し、薬物プロファイリング分野における日本の貢献を強調した。東南アジアにおける刑事司法能力強化(令和6年度拠出金充当)では、2025 年 12 月にベトナム・フエで開催されたワークショップに在ベトナム日本国大使館館員が出席し議論の進展に貢献した。加えて、UNODC は、再犯防止に関する国連モデル戦略(京都モデル戦略)(令和6年度拠出金充当)では、2025 年5月の CCPCJ 会期中に、日本の法務大臣政務官及び UNODC 事務局長らの参加を得たハイレベル・サイドイベントを実施し、2026 年1月には国連本部において、準則採択記念サイドイベントを開催し、日本の拠出に係る国際的な認知向上に務めた。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターは、「国連支援募金運動」を通じて募金活動を実施し、その一部を UNODC に寄付した。 また、第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)のフォローアップの一環として実施されている「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」については、2026 年3月に第4回会合が東京で開催された。同フォーラムでは、「社会復帰を通じた再犯防止における若者と地域社会の役割」をテーマに、43 か国・地域から 84 名の若者が参加し、議論の成果が勧告として取りまとめられ、今後、2026 年6月に開催される第 35 会期 CCPCJ で共有される予定。2025 年 12 月、セキュリティ機材製造などを手がける日本企業などは、テロ・組織犯罪ワークショップ出席のために訪日した UNODC 幹部に対し、最新技術を紹介した。
1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
本件拠出は、UNODC が東南アジア諸国などにおける薬物関連対策、犯罪防止・刑事司法及び国際テロ・テロ資金対策などに係る能力構築支援活動をすることで、法の支配の推進の具現化の観点も踏まえつつ、国際社会との連携・協力を強化するとともに、法の支配に基づく FOIP の推進に貢献すること、国際組織犯罪の防止及び撲滅を通じ日本の治安の向上や安全の確保、また国際社会の平和と安定、繁栄の確保に寄与することを目標としている。 UNODC は、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

テロ組織や国際組織犯罪集団による犯罪手口が多様化していることを踏まえ、本件拠出は、東南アジア諸国などの法執行当局に対する最新の犯罪情報の提供や取締・捜査能力向上のための研修事業などに充てており、その結果、違法取引の摘発や犯罪の未然防止が強化され、加盟国・地域の安全確保に寄与している。また、麻薬などの原料作物の違法栽培や合成薬物に関するモニタリングなど、長期的・継続的に実施する必要のある事業を米国などと共同で支援している。これらの支援は、日・UNODC 戦略政策対話の結果及び共同行動計画を踏まえて実施している。各事業の進捗などは以下のとおり。

【今次評価対象期間内に完了した事業】

(1) 合成薬物対策 (SMART) 犯罪科学プログラム (令和6年度拠出金充当)

目標：東南アジア諸国で拡大する合成薬物脅威に対応し、これら諸国の法執行・鑑識体制を強化。専門家研修と早期警戒分析を通じ、迅速な情報共有と科学的対策の基盤を強化する。

取組・成果：2025 年 10 月にクアラルンプールで地域薬物動向ワークショップを開催。東南アジア諸国などが参加し、合成薬物や密輸手口などを議論し、国際犯罪組織への対処を検討した。同ワークショップは、日本の薬物脅威早期探知、法科学分析能力を活用し、地域協力深化に寄与した。四半期ニュースレターも発行し広報を行った。

主要予算項目：人件費・運営費・旅費

(2) 東南アジアにおける組織犯罪に関連する詐欺拠点・サイバー詐欺・オンラインカジノへの地域的協調支援プロジェクト (令和6年度拠出金充当)

目標：メコン地域及びフィリピンで拡大する詐欺・オンライン賭博など組織犯罪に対し、脅威分析・情報共有・地域協力を強化し、越境犯罪への実効的対処力を向上。

取組・成果：2025 年9月、UNODC は東ティモールの組織犯罪脅威分析を公表し、政策立案などを支援。また、2025 年8月にバンコクで地域専門家会合を開催し、ASEAN 加盟国及び主要パートナー国の上級分析官らが参加。年間を通じて ASEAN 加盟国の関係当局との協議も実施し、情報共有強化と国境を越えた協力深化に寄与した。

主要予算項目：人件費・運営費・旅費

(3) 東南アジアにおける刑事司法能力強化 (令和6年度拠出金充当)

目標：ベトナム、ラオス、カンボジアの検察能力向上と脆弱層保護を強化。非拘禁措置導入や研修を通じ、公平かつ機能的な司法運用の基盤整備を支援する。

取組・成果：訴追及び刑事司法能力強化ワークショップ (2025 年 10 月及び 12 月) にベトナム及びラオスの検察官が延べ 100 名以上参加し、参加者の訴訟能力向上に貢献したほか、両国間の越境協力が強化された。犯罪防止・刑事司法研修プログラム (2025 年5月) にタイ、ベトナム、ラオスなどの実務者約 40 名が参加し、国連基準に対する理解を深

めた。女性・子どもに対する暴力に関する専門研修(2026 年1月及び2月)にベトナム司法関係職員など約 150 名が、少年法に関する研修(2026 年2月)にはベトナム警察官、検察官、裁判官 60 名が参加し、この研修の結果、女性及び子どもの権利保護に対する理解が深まった。ジェンダーに起因するデジタル暴力から女性及び子どもを保護することをテーマとした政策対話(2025 年 12 月)にベトナム政府職員など約 170 名が参加し、デジタル暴力への対応能力が強化された。社会内処遇に関する研修(2025 年 10 月)にカンボジア警察官、刑務官、裁判官、検察官、政府職員計 110 名が参加し、司法制度が強化された。

主要予算項目:運営費・旅費

(4) 国際組織犯罪対策(データベース「SHERLOC」の維持・運営)(令和6年度拠出金充当)

目標:SHERLOC の維持・機能強化を通じ、判例や法令データなどへのアクセス性能を向上させ、UNTOC の履行促進と実務者分析を支援し、国際協力の情報基盤を強化する。

取組・成果:SHERLOC を維持・運営し、UNTOC レビューメカニズムの円滑な実施を確保。利用者数は前年比 32%増の 60 万人超に達し、判例や法令データの拡充により、16 の犯罪分野を網羅する情報基盤を強化した。締約国担当機関へのアウトリーチや会合共催を通じて、協力が進展し、国際組織犯罪対策強化に貢献した。

主要予算項目:運営費

(5) 再犯防止に関する国連モデル戦略(京都モデル戦略)(令和6年度拠出金充当)

目標:国連「再犯防止のためのモデル戦略(京都モデル戦略)」の策定完了を支援。

取組・成果:政府間専門家会合の開催や最終文書案の作成・翻訳を実施。文書案は 2025 年4月に合意され、5月CCPCJ、7月、国連経済社会理事会(ECOSOC)で承認後、12月に国連総会で正式採択された。UNODC は、日本との共催サイドイベントを通じて国際的な認知向上に貢献し、再犯防止政策の国際基準確立を後押しした。

主要予算項目:人件費・運営費・旅費

【実施中の事業】

(1) オンライン詐欺対策プロジェクト(令和7年度拠出金充当)

目標:東南アジア諸国で急増するオンライン詐欺や人身取引の背景にあるサイバー基盤を分析し、関係国捜査機関の戦略的対応力を強化する。

取組:犯罪組織のサイバー基盤を技術的に解明し、法執行機関と調査結果を共有する。また、若者向けに詐欺防止のマンガ教材を多言語化し、地域全体の被害防止意識を高める。

(2) SMART フォレンジック(合成薬物脅威対応プロジェクト)(令和7年度拠出金充当)

目標:南東アジア諸国で加速する合成薬物脅威に対応するため、関係国の薬物情報システムと分析能力を強化する。

取組:ベトナムとインドネシアで情報ネットワーク向上の技術研修やワークショップを実施。新興薬物動向を把握する早期警戒ニュースレターも発行し、科学的根拠に基づく迅速な政策形成と地域協力を促進し、合成薬物問題への対処力を高める。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

本件拠出に関し、拠出先は、日本の拠出金入金後から個別にイヤーマーク事業を開始。事業実施期間は事業によって異なるが、事業完了後6か月以内に、拠出先全体の決算報告書とは別途、事業ごとに報告書が作成されることになっている。

1 決算報告書(受領年月、決算状況)

【令和2年度拠出分】

・「腐敗対策(UNCAC レビューメカニズム)」(報告書提出:2025 年6月9日、残額 94 米ドル(返納予定))。同事業は、新型コロナウイルス感染症の影響によりプロジェクト実施プロセス全体に遅延が生じたため、案件実施期間を 2024 年 6 月 30 日まで延長する要請が承認された。また、その後、UNODC 内部における事務手続の遅延により、最終報告書の提出が遅延した。

【令和4年度拠出分】

・「京都 kongress フォローアッププロジェクト(再犯防止に関する国連準則策定)」(報告書提出:2025 年2月8日、残額 7,502 米ドル(返納予定))。同事業に係る一部の活動が令和5年度拠出案件と連携して実施されていたことから、同事業の進捗を踏まえて報告内容を取りまとめる必要があり、最終報告書の提出に遅延が生じた。

【令和5年度拠出分】

・京都 kongress フォローアッププロジェクト「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」(報告書提出:2025 年7月 29 日、残額 917 米ドル(返納予定))

・京都 kongress フォローアッププロジェクト「再犯防止に関する国連準則策定」(報告書提出:2025 年2月8日、残額 33 米ドル(返納予定))

・「東南アジアにおける検察及びその他の刑事司法機能の強化」(報告書提出:2025 年7月9日、残額 2,765 米ドル(返納予定))

・「ミャンマーケシ栽培モニタリング」(報告書提出:2025 年 12 月 11 日、残額 3,893 米ドル(返納予定))

・「各国の法令・判例等のデータベース「SHERLOC」モジュールの開発・運営」(報告書提出:2025 年8月 22 日、残額なし)

・「SMART 犯罪科学プログラム」(報告書提出:2025 年7月 29 日、残額:71 米ドル(返納予定))

2 監査(監査主体:国連会計検査委員会(BOA)、対象:拠出先全体)

直近の監査報告書(国連会計年度 2024 年)においては、財務上の重大な誤りはなく、UNODC の全体的な財務状況は健全かつ安定的に推移していると評価されている。他方、事業実施時の実施パートナーの執行状況管理やパフォーマンス評価(遅れが見られる)、また、出張旅費の管理(申請・承認のタイミングに遅れが見られる)に改善の余地があると指摘している。本件拠出に係る指摘はなし。

外部監査以外のチェック機能として UNODC 内部に機能的及び運営的に独立した独立評価課(IES)があるが、本件拠出のみにについての報告書は作成されていない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
13	11	9	11	10	-1	491
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数	(参考) 全幹部職員数
---------------	----------------

2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	0	0.67	0	-0.67	16
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況（ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等）						
・UNODCに対しては、要人往来の機会を捉え、日本人職員の採用促進に向けた取組を議論しているほか、2024年7月に作成された日・UNODC戦略政策対話の成果文書にも日本人職員の強化について記載している。						
・主要なポストが公募となった際は、国際機関人事センターメーリングリストやSNSを活用して広報に努めている。また、UNODC幹部に対して日本人職員の増強を随時働きかけているほか、CCPCJ及びCNDにおける行財政ステートメントや、UNODCの行財政関連会議においても、UNODCの職員構成の地域多様性の改善を促す主張を継続的に繰り返し行っている。						
・16名の幹部職員のうち、組織のトップである事務局長に次ぐ局長ポストは4つあり、そのうちの1つである事業局長ポストを日本人職員が占めていたものの、2024年6月に同人が退職したため、現在は幹部職員に日本人職員はいない。かかる状況に伴い、幹部ポストが公募ポストとなった場合には、国連機関人事センターのメーリングリストで広報を行うほか、適当な候補者の発掘に努めている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする場合）合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 拠出金	
2 拠出先の名称	
アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センター (ISC)	
3 拠出先の概要	
2001 年、小泉総理大臣がアジアの海賊問題に有効に対処すべく地域協力促進のための法的枠組みの作成を提案し、日本主導の下で作成された ReCAAP 協定が 2006 年9月発効。同年、同協定に基づきシンガポールに情報共有センター (ISC) を設置。海賊・海上武装強盗に関し、締約国間の情報共有の促進、独自情報の収集・分析・発信、締約国の能力構築支援などを実施。現在の締約国数は 21 か国。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は ReCAAP・ISC 主催の能力構築セミナーの開催費用などに使用されている。締約国の海上法執行機関の能力構築のための事業実施を支援することで、アジア海域における船員誘拐やハイジャックなどの重大な海賊・海上武装強盗事案の発生を防止・抑止するとともに、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に向けた日本の決意を示し、指導力を発揮することを目的とする。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	15,290 千円
令和7年度当初予算額 (14,938 千円) は、事務局が所在し、その経費などを負担しているシンガポールのほか、韓国、ノルウェー、インドに続く第5位 (拠出率約 4.6%)。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局宇宙・海洋安全保障政策室、在シンガポール日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標 (外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ：分野別外交」、「施策Ⅱ－1：国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野2：日本の安全保障に係る基本的な外交政策」の下に設定された中期目標「ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

インド太平洋地域の発展と繁栄のため、日本は同盟国・同志国とともに、船舶の航行の自由を含む法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化を推進している。特に、貿易の大半を海上輸送に依存する日本にとって、シーレーンの安全確保は国民生活にとって極めて重要であり、政策上高い優先度が付されている。このため、アジア地域の海賊・海上武装強盗対策を実施するに当たっては、情報共有や海上法執行能力などの地域協力が必要であり、この分野での専門的な知見と経験を有する ReCAAP・ISC に対し拠出を行う。

ReCAAP・ISC は、1. 情報共有、2. 能力構築、3. 関係機関などとの協力をその活動の三本柱に掲げ、地域協力を促進するとともに、アジア地域における海賊・海上武装強盗対策に係る情報のハブとなるという目的を掲げ活動してきた。加えて、サイバー攻撃やテロなどの新たな脅威への対応という点でも、ReCAAP・ISC は国際海事機関(IMO)やシンガポール・情報フュージョン・センター(IFC)との連携により、より効果的な取組を進めている。シーレーンの安全確保のために日本単独でこうした活動や取組を実施することには限界があり、ReCAAP・ISC を活用することで、より効果的・低コストで日本関係船舶の航行の安全確保という目標を達成している。

ReCAAP・ISC に対する日本の拠出は、2023 年 3 月に発表した自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のための新たなプランにおける第4の柱である「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組の一環である。ReCAAP を活用した外国海上保安機関との連携・協力や、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための理念・知見の共有は、FOIP 実現に貢献するものである。ReCAAP・ISC も日本の貢献を重視しており、毎年 ReCAAP 総務会や、2025 年 10 月の世界海上保安機関長官級会合(CGGS)、2025 年5月のシャングリラ・ダイアログの際に海上保安庁長官に対して、ReCAAP 事務局長から謝意表明があった。また、2025 年3月の海洋安全保障及び繁栄に関するG7外相宣言において海賊・海上武装強盗対策の重要性が指摘されるなど、ReCAAP・ISC の活動は国際的にも重要な役割を担っており、高く評価されている。

現在、欧州諸国からは英国、ドイツ、オランダ、ノルウェー、デンマークの5か国が加盟しており、2026 年3月に開催された第 20 回総務会のオープンセッションには、加盟の意向を表明しているフランスやギリシャが参加した。これらは、ReCAAP が欧州諸国の FOIP への関与を深めるツールとして重要であることを示している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本を含む、アジア海域における海上交通の安全を確保するために、海賊・海上武装強盗対策や沿岸国の海上法執行能力の向上が引き続き重要であり、日本は ReCAAP を通しこれを促進している。全締約国の代表で構成され、年 1 回開催される総務会での意思決定プロセスにおいて、日本は ReCAAP・ISC 設置国であるシンガポールに次いで ReCAAP・ISC への第2位の累計資金拠出実績国(注:2025 年は単年ベースで5位)であり、設立時から ReCAAP において一定のプレゼンスを保持している。また、日本の拠出金は全て能力構築支援事業に使用され、ReCAAP・ISC 設置後、一貫して能力構築支援担当の事務局長補を日本(海上保安庁からの出向職員)が担い、日本の問題意識や意向を十分に踏まえた形で事業が展開されている。

ReCAAP の事務局を担う情報共有センター(ReCAAP・ISC)のトップである事務局長とは良好な協力関係を築いており、これまで事務局長の訪日時や総務会などの機会を捉えた意見交換や、海上保安庁によるシンガポールでの訓練に招待するなど、緊密な意思疎通を図っている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

ReCAAP・ISC とは、以下のとおり外務省、海上保安庁や日本の海運事業団体が緊密な意見交換を行っている。
・2024 年 10 月、ナタラジャン事務局長が訪日し「ReCAAP 能力構築エグゼクティブプログラム(CBEP)」に参加したほか、2026 年3月、シンガポールにて総務会が開催され、日本からは海上保安庁総務部参事官及び外務省宇宙・海洋安全保障政策室長らが参加した。

・ReCAAP・ISC の活動の柱である能力構築事業の進め方や締約国の拡大などの重要な決定に際しては駐シンガポール日本国大使が事務局長と面会し意見・情報交換を行っている。

・2025 年4月にチャフェカー事務局長が就任したところ、日本としてはこれまでと同様に緊密に連携していく。

ReCAAP・ISC の活動の三本柱の一つである能力構築事業は、沿岸国の海上法執行能力を向上させ、以てアジア海域の海上安全保障環境の強化につなげるものである。日本は、拠出金全額をこの能力構築事業に拠出し、ReCAAP・ISC に派遣中の専門的知見を有した日本出身の事務局長補が ReCAAP・ISC の全ての能力構築事業を主導的に企画・調整し、極めて質の高い事業として展開してきた。アジア海域における海賊の脅威度の大幅な低下はこの成果を示すものである。

・日本側の取組

2024 年 10 月、外務省及び海上保安庁が締約国の海上法執行機関などの職員を対象とした5日間にわたる能力構築事業(CBEP)を共催した(7回目)。日本からは、海上保安庁、外務省、防衛省、国土交通省及び内閣官房が参加し、日本の海上安全保障の取組、海賊・海上武装強盗対処のための日本の取組及び沿岸国との海上法執行分野での協力について説明し、参加国との間で知見を共有した。2025 年 12 月には、オンラインにて CBEP が実施され、日本を含む 14 締結国が参加した(8回目)。

また、日本は ReCAAP 加盟欧州諸国との連携強化に関する協議への参加や、ReCAAP が主催する能力構築事業(8案件)に海上保安庁職員を派遣することで日本の知見や経験を他の締約国と共有するなど、本件拠出による能力構築事業の成果を高めるための取組を継続して実施している。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

ReCAAP は、年間約9万隻以上の船舶が航行し、日本の輸入原油の約9割が経由するなど、日本の経済・安全保障にとって死活的に重要なシーレーンであるマラッカ・シンガポール海峡(SOMS)における海賊等事案への対応を求める海運業界の要望を受け、日本が交渉を主導し設立した経緯がある。今日、ReCAAP・ISC を通じた協力により同海域における海賊等事案の脅威度は低下しており、海運業界のみならず日本の経済界全体が大きく裨益している。

また、ReCAAP・ISC による海賊・海上武装強盗に関する情報発信や民間向けガイドラインの策定を踏まえ、日本の海運業界による海賊・海上武装強盗対策(ガイドラインに沿った対策の策定、ReCAAP・ISC のレポートに基づく航路の選定など)が前進した。

さらに、2024 年 10 月に東京で実施した「能力構築エグゼクティブプログラム(CBEP)」の際、日本の海運業界団体は日本の海運業の取組と安全確保の重要性に関するセミナーを開催し、出席した日本企業から ReCAAP・ISC の取組への感謝と支持が表明された。2026 年3月の第 20 回総務会では、日本船主協会からの海賊等事案発生時における迅速な情報共有の一層の強化の要望を伝達した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出は ReCAAP・ISC がアジア海域における海賊・海上武装強盗対策を実施することでアジア海域における海上交通の安全を確保し、ひいては日本の外交政策上の目標である自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に貢献する。

ReCAAP・ISC は、基準2に記載のとおり、活動の三本柱である1. 情報共有、2. 能力構築、3. 関係機関などとの協力の取組を通して、アジア海域における海賊等事案の半減といっためざましい成果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、これまで適切に財務管理が行われてきた。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はなく、設立以来一貫して柔軟でクリーンかつ質の高いマネジメントが行われ、ReCAAP・ISC の成果の土台となってきた。

基準4については、4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

ReCAAP・ISC は、日本を含むアジア海域の海上交通の安全確保にとって極めて重要な海賊・海上武装強盗対策のための、1. 情報共有、2. 能力構築、3. 関係機関などとの協力を戦略目標としてその活動の三本柱に掲げ、協力を促進するとともに、アジア地域における海賊・海上武装強盗対策に係る情報のハブとなるという目的を有している。(上記3つの柱に基づき策定された 2017 年～2027 年のロードマップには、情報共有体制の改善、協定締約国海上法執行機関との協力促進、海事コミュニティとの信頼関係強化、ReCAAP 締約国の拡大、関係者との協力、ReCAAP 知名度の向上、事務局強化が掲げられており、これらは概ね達成されたとの評価が 2026 年の第 20 回総務会にて報告されている。また、事業計画を策定し、DX 化の促進による情報共有体制の強化、能力構築支援の拡充、外部機関との協力強化の3つにつき具体的な計画を策定し取り組んでいる。)

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

[事務局長レポート 2025](#)によると今次評価対象期間における主な取組及び成果は以下のとおり。

(1) 戦略目標1: 情報共有

<取組>

月間、四半期、半期、年次の定期報告に加え、2025 年には6件の警戒情報を関係国・機関・海運業界に共有するなど継続的な情報共有を実施した。また、安全対策強化に役立てるためホームページ上で報告書、能力構築支援事業の講義、地域ガイドや海上法執行機関の連絡先を掲載した図表などを公開している。加えて、事務局長は積極的な情報発信を行い、定例記者ブリーフを開催するとともに、SNS を通じた発信を強化しており、X(旧 Twitter) のインプレッションは 178, 250 件(2025 年)となり、前年比で 695 件増加した。

<成果>

これらの取組により、ReCAAP・ISC が担う地域の海賊・海上武装強盗対策は明確な成果を上げている。発生から 24 時間以内に報告された海賊等事案の割合は 2007 年の 16%から 2025 年には 67%に上昇した。また、分析ツールの開発や迅速な情報共有、(2)の能力構築支援の効果により、海賊等事案の深刻度は着実に低下した。2025 年度は海賊事案が2件、海上武装強盗が 130 件(未遂5件を含む)であり、ピーク時の約半数の規模となっている。これらの約 87%が1～7月に集中したものの、インドネシア当局が7～8月に犯行グループを逮捕したことで8～12 月の発生件数は大幅に減少した。また、2016 年以降スルー・セレベス海域において、アブ・サヤフ・グループによる船員誘拐事案が頻発していたが、2020 年以降、船員誘拐事案は発生していない。状況の改善により、2022 年5月にフィリピン政府は同海域の脅威度評価を「Moderate」から「Moderate Low」に下げるに至り、2026 年3月時点でもその評価を継続中。

(2) 戦略目標2: 能力構築支援

<取組>

2025 年

- ・5 月(カンボジア・シェムリアップ): 能力構築ワークショップ(CBW)を実施(15 締約国、マレーシア当局、インド海軍、インド洋地域情報融合センターが参加)
- ・7 月(オンライン): 能力構築研修を実施(参加 69 名)
- ・8 月(タイ・バンコク): 能力構築上級実務者会合(CBSOM)を開催(14 締約国、マレーシア当局、インド海軍、インド洋地域情報統合センターが参加)
- ・9 月(オンライン): 机上演習を実施

- ・11 月(ベトナム・ハノイ): クラスター会合を開催(ベトナム国内関係機関、マレーシア当局、インドネシア当局が参加)
- ・12 月(オンライン): オンライン能力構築エグゼクティブプログラム(CBEP)を開催(14 締約国が参加)

2026 年

- ・1 月(オンライン): 能力構築研修を実施(参加 39 名)

<成果>

これら一連の会合・研修・演習を通じて、知見の共有、認識の深化、対応能力や専門知識の強化が図られ、沿岸国の海上法執行能力の向上に寄与した。その結果が(1)のとおり海賊等事案の抑制につながっている。また、これらの能力構築支援事業には本件拠出が活用されており、海上交通の安全を確保するという外交目標の実現に資する成果となっている。

(3)戦略目標3: 関係機関などとの協力

<取組>

2025 年、ReCAAP・ISC は引き続き関係機関との連携を強化するとともに、関連する国際会議に積極的に参加した。国連薬物・犯罪事務所(UNODC)、IMO、CGGS、アジア海上保安機関長官級会合(HACGAM)などの国際会議に出席し、海賊・海上武装強盗に関する情報及び分析結果を共有し、引き続き連携を強化した。加えて、ReCAAP・ISC 事務局が所在するシンガポールにおける海上安全ウィークにも主要参加者として企画・実施に関与し、また、アジア船主協会(ASA)、国際独立タンカー船主協会(INTERTANKO)などの民間海運団体との協議を開催し、安全対策に関する知見の共有を行った。この他、南洋理工大学所属のシンクタンクである RSIS(シンガポール)、世界海事大学(スウェーデン)、日本の政策研究大学院大学(GRIPS)などの学術機関とも、ReCAAP・ISC 主催の会議への参加、情報交換や講義などを通じて連携を強化している。また、2026 年3月の ReCAAP20 周年記念シンポジウムにおいて、IMO 事務局長はビデオメッセージの中で、ReCAAP・ISC は情報共有における卓越したセンターであり、実践的な地域協力のモデルであると評価しており、同シンポジウムには、国際刑事警察機構(INTERPOL)や UNODC などの国際捜査機関や海事関連の国際機関も参加し、新たな海洋安全保障における脅威や犯罪への対応などについて議論を深める場となった。

<成果>

ReCAAP・ISC と関係機関との連携が加速し、これは ReCAAP・ISC が様々な知見を吸収し、人材を育成し、また課題に連携して対処することを可能とし、その結果、今後の海賊等事案の抑制に加え、サイバー攻撃などの新たな脅威への対応力向上、さらに国際機関などのリソースを活用した能力構築支援の拡充などにつながる事が期待される。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・会計年度: 4月から3月
- ・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025 年 10 月(日本の 2024 年度拠出分)
- ・決算状況 (2024 会計年度)収入: 2,961,291 シンガポールドル、支出: 2,769,240 シンガポールドル、差額: 192,051 シンガポールドル(2026 年3月の総務会で余剰金として ReCAAP・ISC の資金残高への繰入れを承認)。
- ・外部監査 監査主体: Fiducia LLP 社、結果: 問題なし
- ・その他 内部監査(総務会)の制度あり。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	16

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	1

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

ReCAAP・ISCの幹部ポストは事務局長の1ポストのみであり、協定発効後5期15年間(2006年11月～2022年3月)にわたり日本人事務局長を派遣してきた。また、日本は、一貫して高い知見を有する海上保安庁の職員を事務局長補(能力構築事業担当)として継続して派遣している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連宇宙部拠出金	
2 拠出先の名称	
国連宇宙部	
3 拠出先の概要	
国連宇宙部は、宇宙空間の平和利用における国際協力の促進を担当する国連事務局の一部局であり、国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)の事務局の役割を果たしている。COPUOS では、宇宙活動を規律する最も基本的な国際約束である宇宙条約を含む宇宙諸条約の作成・運用に加え、近年では宇宙活動の長期持続可能性に関するガイドラインの採択などを行っている。この他、宇宙分野における能力構築や国際協力、啓発活動などの事業を行っており、国連宇宙部はこれらの活動を事務局として支えている。なお、COPUOS 加盟国は日本を含む 110 か国(2026 年3月現在、2025 年にコートジボワール、ガンビア、ホンジュラス、モルディブ、マルタ及びジンバブエが新たに加盟)。COPUOS の下には、科学技術小委員会及び法律小委員会が設置されており、いずれも会合が年1回ウィーン(オーストリア)において開催される。	
4 (1)本件拠出の概要	
宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するため、宇宙新興国に対する宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を行う「グローバル宇宙法プロジェクト」へ拠出する。具体的には、1. アジア太平洋諸国の制度・法令等基礎調査、2. 対象国における国内法整備及び許可監督体制構築に向けた助言、3. 日本とのワークショップ共同開催、及び4. アジア太平洋地域内外に対する本事業の広報活動を通じて、宇宙空間における法の支配の確立に貢献する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 13,299 千円	
2024 年の日本の拠出順位は5位(1位:サウジアラビア系 PSIPW(Prince Sultan Bin Abdulaziz International Prize for Water)、2位:英国宇宙機関、3位:中国、4位:ドイツ、5位:日本)であり、拠出率は 8.7%である。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局宇宙・海洋安全保障政策室、在ウィーン国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件抛出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ：分野別外交」、「施策Ⅱ－1：国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野5：宇宙に関する取組の強化」の下に設定された中期目標「宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙活動に関する国際的なルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。[（令和6年度外務省政策評価書）](#)

1-1（2）上記 1-1（1）の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

宇宙活動国の増加及び宇宙利用の多様化が進む中、宇宙空間における法の支配の確立の重要性は増しており、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用のために不可欠である。このような背景を踏まえ、2023年5月のG7広島首脳コミュニケ及び2024年6月のG7プーリア首脳コミュニケには、COPUOSで採択されたガイドラインの実施に対する支持やスペースデブリ（宇宙ごみ）の低減と改善のための取組の歓迎、破壊的な直接上昇型ミサイルによる衛星破壊実験不実施へのコミットメントが盛り込まれた。

また、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用の確保のために、宇宙新興国を含む全ての宇宙活動国が宇宙に関する国際的なルールを理解・遵守した上で、国内宇宙関連法令を整備し、宇宙活動を実施していく必要がある。こうした状況の中、宇宙分野に特化した唯一の国連機関である国連宇宙部は、宇宙に関する国際的なルールの浸透に向けた能力構築支援や啓発活動を活動の柱の一つにしている。日本は、国連宇宙部を通じて、宇宙新興国の宇宙関連法令の整備・運用能力向上を目的とした能力構築支援を行うことにより、宇宙空間における法の支配の実現及び安定的な利用の確保に貢献している。宇宙新興国の中には宇宙諸条約非加盟国も多く、本件抛出を通じた支援により、こうした宇宙新興国や宇宙諸条約非加盟国が宇宙諸条約や国際的なルールの趣旨を理解し、国内宇宙関連法令の整備・運用に活かしていくことは、国際的なルール遵守の基盤形成に大きく資するものである。

日本は、COPUOSの場において、マクロの観点から国際的なルール・規範形成の議論に参画している。一方で、本件抛出は、特定国又は地域を対象を絞ったテーラードのルール・規範形成支援であり、また、COPUOSにおける議論とも補完し合う形で支援内容を構築しているため、相互補完性を有している。

宇宙新興国に対する能力構築支援では、宇宙諸条約を始めとする国際的なルールのインプットに留まらず、政策実務的な観点からのインプットが重要になる。日本は主要宇宙活動国の中でも、ガイドライン策定や国内宇宙関連法令の整備を先導的に実施してきた実績を有しているため、その知見を宇宙新興国に共有することで、制度の不整備が生むリスクの軽減に寄与し、各国が直面する課題に対する実践的解決策を提供することが可能である。加えて、日本はこのような知見を国際場で積極的に共有してきたことが、国連宇宙部からも高く評価されており、能力構築支援の計画時に日本の専門性が反映されやすく、日本の比較優位性を活かした国際貢献につながっている。

なお、2026年2月のCOPUOS科学技術小委員会場で、2025年11月の能力構築支援の対象となったベトナムの代表団がCOPUOS及び日本の支援に対する謝意を表明した。また、2026年3月、カンボジアに対する能力構築支援に参加したソラカ郵便・電気通信省長官が、COPUOS及び日本の支援に対する謝意を表明した。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件抛出によるプロジェクトは、支援対象国の選定、事業内容の具体化などに関し、日本の意向を前提としつつ、国連宇宙部との間で協議の上決定されるため、日本の政策的関心や優先事項を反映できる体制となっている。

1-3 本件抛出に係る日本側の取組等（抛出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・抛出先との間での要人往来、政策対話

国連宇宙部と在ウィーン国際機関日本政府代表部は、ホラ＝マイニ国連宇宙部長と在ウィーン代表部大使間を含め、日頃から協議を行っており、本件抛出による「グローバル宇宙法プロジェクト」についても、全体的な方向性や具体的内容について意見交換を行うなど、緊密に連携している。

2026年2月、ホラ＝マイニ国連宇宙部長が来日し、大西外務大臣政務官及び小野田内閣府特命担当大臣を始めとする関係者と本件抛出を含む日本との協力の継続・強化の重要性について意見交換を実施した。来日中、同部長

は、累次にわたり、本件拠出を中心とした日本による国連宇宙部への拠出に対し謝意を表明するとともに、国連宇宙部で活躍する日本人職員の貢献に言及した。これらのやり取りを通じて、日本の宇宙政策への国際的な貢献が強調され、日本と国連宇宙部との連携がより一層深化した。

・日本側の取組

本件拠出による能力構築支援の実施に当たっては、日本からの拠出によるとの広報・周知、ビジビリティの確保などをはかることを求めている。ワークショップ開催後には、国連宇宙部から、日本の支援であることを明記した形で概要について SNS などで広報している。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【独立行政法人】

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)は、アジア太平洋地域宇宙機関会議(APRSAP)のイニシアチブの一環として、アジア 11 か国と共同し、2025 年6月に開催された COPUOS において、本件拠出による能力構築支援対象国を含むアジア諸国の宇宙関連法令の整備の状況を取りまとめた報告書を国連宇宙部に提出した(今回は、同イニシアチブの第3フェーズであり、第1フェーズでは、2021 年の COPUOS 法律小委員会にアジア9か国と共同で報告書を提出、第2フェーズでは、2023 年の COPUOS にアジア 12 か国と共同で報告書を提出した。)

独立行政法人国際協力機構(JICA)は、2026 年3月に本件拠出により国連宇宙部が実施したカンボジアに対する能力構築支援に、専門家1名を派遣した。

【日系企業等】

本件拠出による宇宙新興国に対する宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を通じて、当該宇宙新興国が日本との共通の法的基盤を整備することや宇宙法能力を向上させることにより、日本の宇宙システムの海外展開につながるなど、宇宙関連経済活動の振興に資する。

さらに、宇宙新興国が日本との協力を通じて宇宙関連法令の整備を進めることで、宇宙分野での両国間の信頼関係が深まり、長期的なパートナーシップが築かれることも期待される。このような協力関係は、将来的な共同プロジェクトや技術移転、研究開発の分野においても有益である。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出により、国連宇宙部が宇宙新興国に対する宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を行う「グローバル宇宙法プロジェクト」を実施することで宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保し、ひいては日本の外交政策上の目標である「宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙活動に関する国際的なルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。」の達成に貢献する。

国連宇宙部は、基準2のとおり、ベトナム及びカンボジアに対する能力構築支援に係るワークショップ開催などに対し、以下 2-2 のとおりの効果を上げている。本「グローバル宇宙法プロジェクト」は、宇宙活動に関する国際的なルール作りにおける日本の影響力強化や各国との関係強化に資するものとなっている。また、日本として国連宇宙部の本件拠出に係る事業の内容についての協議や、国連宇宙部などとのワークショップを通じて日本の法制度の紹介などを行うことにより、日本の貢献を国連宇宙部に一層認識させることができた。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
【概要】 国連宇宙部による「グローバル宇宙法プロジェクト」に対するイイマーク拠出。このプロジェクトのうち、日本は国連宇宙部と協力し、アジア太平洋地域の宇宙新興国を対象とした国内宇宙関連法令整備・運用に係る能力構築支援を行い、宇宙諸条約に関するインプット及びガイドライン策定などの国内実施を支援する。アウトプットとして、これらの国における国内宇宙関連法整備・運用、さらには宇宙空間における法の支配の確立、持続的な宇宙活動の発展につなげる。 【具体的な活動内容】 これまでブータン、マレーシア、ベトナム、フィリピン、タイ、モンゴル、カンボジア、インドネシアなどにワークショップを実施。2025 年度はベトナム及びカンボジアを対象に、過去の活動なども踏まえて以下1及び2の活動を実施し、国内宇宙関連法整備の構築に貢献した。2026 年度は、引き続きアジア太平洋地域の宇宙新興国に対して国内宇宙関連法令整備・運用に係る能力構築支援を行う予定。 1. ニーズ調査 アジア太平洋諸国から、対象国を選定。各国から国連宇宙部に対して出された要望などを踏まえ、対象国のニーズに関する調査を行い、ワークショップを効果的に実施するための準備を行った。 2. ワークショップの開催 2025 年 11 月にベトナム(オンライン)、2026 年3月にはカンボジアにて、それぞれ「Space Law Meeting for Viet Nam」、「Workshop on Space Policy Development of Cambodia under UNOOSA Global Space Law Project」と題したワークショップを開催した。ベトナムへのオンラインワークショップにおいては、国際的なルール・規範と国内宇宙関連法令整備の主要論点について役立つ知識・知見を効果的に共有した。一方、カンボジアは宇宙開発の検討の初期段階にあることを鑑み、特に国際宇宙法の基本原則、国家宇宙政策の重要性、主要宇宙活動国の制度的枠組み、そしてシナリオ演習を通じた宇宙関連法令整備の要点について取り上げた。こうした活動全体を通して、日本の活動が認知されるとともに、法の支配や持続的な宇宙活動の発展に貢献した。 3. ワークショップの開催結果 ベトナムへのワークショップには、国防省、科学技術省、無線周波数管理庁、ベトナム国立宇宙センター(VNSC)、政策・戦略研究所、及び民間セクターの代表者など、幅広い組織・機関を代表する 20 名以上の参加者が集まった。カンボジアにおいては、宇宙政策を所掌している郵便・電気通信省を中心とした国内官庁、国家災害管理委員会、学界、非政府組織、民間セクターの代表者ら計 112 名の国内専門家が参加した。 またカンボジアは、「COPUOS 加盟及び条約批准の重要性に対する認識を高める上で非常に有益であった」と評価をしており、国連宇宙部からは、ワークショップに参加した結果、カンボジアが 1972 年に署名した宇宙損害責任条約の現状を精査し、批准手続を検討・評価するための調整を開始したことが報告された。 4. 拠出金の使用内訳 人件費、運営費(備品、資材、車両、設備、一般管理費など)、旅費

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年 11 月 (日本の 2025 年度拠出分進捗報告書) 2026 年 3 月 (日本の 2025 年度拠出分進捗報告書) 2026 年 3 月に、2025 年度拠出金のうち 2026 年 1 月末までの決算進捗報告書 (本件拠出に特化したもの) が提出された。同報告書によると、残余金は 39,849.63USD である。これは、人件費や運営費 (備品、資材、車両、設備など) にかかる費用が当初の予想よりも低かったことなどによるものである。なお、残余金については 2026 年度に繰り越し、使途について日本政府と国連宇宙部の間で協議の上で、本件拠出に係る 2026 年度の事業に利用する予定である。(残余金の執行内訳などについては、国連宇宙部との間で確認済。) また、今後は、2026 年 9 月頃 (2024 年度の事業終了後 6 か月以内) に、拠出先より 2025 年度拠出金に係る最終決算報告書を受領する予定である。 なお、日本の 2024 年度拠出分最終報告書は 2025 年 12 月に提出された。当初の予定では 9 月頃に提出予定だったものの、バンコク (タイ) でのワークショップに現地参加予定であった国連宇宙部長が急遽出張を取りやめにしたことに伴い、国連のシステム上において費用を修正する必要が生じた。この手続きに時間を要したため提出が遅れたものであるが、国連宇宙部からは状況について適切な情報共有が行われていた。 ・監査 監査主体: 国連会計監査委員会 (Board of Auditors) など、対象: 拠出先全体、結果: 問題なし
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント (不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
2	2	3	2.33	3	0.67	42
備考	2024 年9月、「Committee Policy and Legal Affairs Section」の課長(P5)に日本人が着任。上記3名のほか、日本人 JPO1 名が在籍中。全職員数 42 名は、各国の JPO も含んだ人数。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	2
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
東京国際連合広報センター拠出金	
2 拠出先の名称	
東京国際連合広報センター(UNIC 東京)	
3 拠出先の概要	
東京国際連合広報センター(UNIC 東京)は、1958 年4月、世界 60 か所にある国連広報センター(UNIC)の一つとして東京に設置された、ニューヨーク(米国)に所在する国連事務局の広報部局である国連グローバル・コミュニケーション局(DGC)の下部機関。国連公用語ではない日本語を用いて、国連の取組や日本の国連を通じた国際貢献、日本人国連職員の活躍などについて、SNS やウェブ発信、イベントなどの広報活動を通じて、日本国民の関心を高め、理解を深めることを目的とするほか、日本に拠点を構える多数の国連諸機関の広報分野での調整役を担う。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、UNIC 東京の広報活動事業費及び施設費に充てられている。広報活動事業費については、国連に関する講演会・シンポジウムなどの開催、日本語資料(国連資料の日本語への翻訳を含む)の作成、日本語ホームページやソーシャルメディアの運営及び国連幹部職員の訪日支援などにかかる経費として使用されている。施設費については、UNIC 東京は国連大学本部ビルに所在しており、同ビルに事務所を有する全ての国連諸機関が専有面積などに応じて支払うことになっている施設維持費に充当されている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 26,215 千円	
日本の拠出率: 100%。全額ノンイヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国連課、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交: 国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野6: 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」の下に設定された中期目標「国連の効果的・効率的な運営に向けた改革を後押ししつつ、安保理改革を含む国連の機能強化を推進する。」「国際機関における邦人職員の一

層の増強に向けて、候補者の能力や資質の向上を図ると共に、潜在的な候補者を掘り起こすために裾野を広げる啓発活動を強化する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。[\(令和6年度外務省政策評価書\)](#)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

・UNIC 東京は、1958 年に設置されて以来 65 年以上にわたり、国連公用語ではない日本語で国連総会や国連安全保障理事会決議など、国連の取組や国連を通じた日本の国際貢献について発信を行っている。日々の SNS 広報やウェブ発信、イベント、キャンペーンでの活動は、国連の活動及び日本の国連政策、国連を通じた国際貢献に対する日本国民の理解促進に貢献し、国連への関心・理解を高め、日本政府の国連政策の基盤となる世論形成に大きく寄与しているほか、国連の活動に関心のある日本企業、大学、NGO 団体などにとって重要な情報源となっている。中でも、持続可能な開発目標(SDGs)や気候変動に関する発信活動は顕著である。

・UNIC 東京は、気候変動対策への理解促進に向けて、国連とメディアとの世界的な連携の枠組みである「SDG メディア・コンパクト」に加盟する日本の有志メディアとともに「1.5℃の約束-いまずぐ動こう、気温上昇を止めるために。」キャンペーンを 2022 年に立ち上げ、2025 年も4年目のキャンペーンを実施し、参加メディアの拡大を実現した(2-2 のとおり)。2026 年も2月1日から 12 月 31 日の期間で5年目のキャンペーンを実施予定。

・UNIC 東京は、日本に拠点を構える他の国連諸機関と、DGC が策定した広報戦略ガイドラインや優先課題を共有するとともに、日本での広報活動を支援し、日本における国連諸機関活動の重複を避けつつ、相乗効果を高めるため、月例あるいは 2か月に1回の定例会合を主催するなど国連諸機関の広報分野での調整役を担っている。日本の大手メディアでの勤務経験がある UNIC 東京所長は、日本のマスコミとも緊密に連携し、こうした他の国連諸機関と連携した広報を効果的に展開している。

・UNIC 東京は、単に国連諸機関の活動を発信するだけでなく、国連諸機関における日本人職員増強を目標に「国連で働く」と題した特設ページを設け、国連職員に求められる資質や採用プロセスを紹介しているほか、実際に国連機関で働いている日本人職員の活躍についても紹介している。こうした国際機関や日本人職員についての広報活動は、将来、国際機関への就職を志す青年層の裾野拡大に寄与している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

・UNIC 東京は、事業計画の策定、事業実施などに際して、日本と十分協議し、緊密に連携・協調している。拠出金は、UNIC 東京の広報活動事業費及び施設費に特化したノンコア拠出であり、その用途については、UNIC 東京との協議により日本の意向の反映が図られている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・**拠出先との間での要人往来、政策対話**

・2025 年5月には、フレミング国連事務次長(グローバル・コミュニケーション担当)が来日し、藤井外務副大臣と会談し、広報分野を含む日本と国連の一層の連携強化を図っていくことで一致した。同事務次長訪日時、東京大学及び日本国内のメディア各社との対話イベントやシンポジウムなどに参加し、UNIC 東京は受入れ支援を行った。

・2025 年8月には、グテーレス国連事務総長が来日し、石破総理大臣との会談や岩屋外務大臣主催の朝食会に参加し、日本と国連の協力関係の一層の強化を図っていくことで一致した。同事務総長は、第9回アフリカ開発会議(TICAD9)及び大阪・関西万博の国連スペシャル・デーに出席し、UNIC 東京は受入れ支援を行った。

・**日本側の取組**

・外務省は、外務省の招へいスキームなどにて、国連から要人が訪日する際、積極的に UNIC 東京と情報共有を行い、イベントアレンジや現場サポートなどを連携して行っている。UNIC 東京が持つ各種メディアとのネットワークを通じて、日本国内向けの広報や、イベントの集客を効果的に行うことを可能にしている。

・外務省国際機関人事センターの SNS アカウントと UNIC 東京の SNS アカウントが相互にフォローし、「いいね」や引用リポストを通じて緊密に連携をしている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

・UNIC 東京は、国連事務局活動支援局調達部作成の国連調達関連情報を日本語に翻訳し、UNIC 東京のホームページに公開することで、英語記載の煩雑な手続情報を日本企業に分かりやすく提供することに貢献している。また、例年外務省主催の国連調達セミナーの実施に際して側面的支援を行っている。直近では、2026 年3月に実施された国連調達セミナーにおいて後援団体となり、SNS 発信や関係各所への個別の案内でセミナー広報に貢献し、結果として 63 の日本企業・団体から 76 名が参加した。同セミナーには、UNIC 東京所長も参加。質疑応答の際には UNIC 東京も印刷や翻訳といった物品・サービスの調達を行っている旨を述べ、日本企業の国連調達への更なる調達参入を促した。なお、UNIC 東京は、通常、その調達のほぼ全てを日本企業から行っている。

・SDGs 推進に向けて、日本の NGO や NPO、民間企業などとも積極的に連携をしている。気候変動に関するキャンペーンでは、国連とメディアによる世界的な枠組み「SDG メディア・コンパクト」を展開。UNIC 東京の日本企業に対する広報活動の成果として、SDG メディア・コンパクトに加盟するメディアの半数以上が日本メディアであることが挙げられる。また、「クリエイティブ・ボランティア制度」を通じて、日本企業と連携のもと、気候変動についての情報発信の強化にも努めている。

・青年との交流も活発に行っている。今次評価対象期間中、UNIC 東京所長は、高校や大学での講演会に数多く登壇し、国連の活動や重要性について講演するほか、国連機関でのキャリア形成についても説明した。また、青年団体も UNIC 東京所長をイベントへ招き、持続可能な社会と平和の実現に関する意見交換を行った。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

UNIC 東京は、国連の活動を日本国内に向けて広報をすることで日本国民の国連に対する理解の増進、国連を通じた日本の貢献に対する理解を促進するほか、1-4 のように青年との対話機会を積極的に設けるなど、青年層の国連や国連機関の取組への関心を喚起することに大きく貢献しており、日本の外交政策上の目標である効果的な地球規模課題解決に向けた取組に貢献するといった目標を達成している。また、上述の 1-1(2)及び後述の 2-2 のとおり、単に国連や国連諸機関の活動を発信するだけでなく、国際機関で活躍する日本人職員の活躍についても紹介し、より多くの青年に国際機関への就職も将来の選択肢となるよう関心を喚起するといった目標を達成している。こうした国際機関や国際社会で働く日本人職員についての広報活動は、将来、国際機関への就職を志す青年層の裾野拡大及び国際社会で活躍するグローバル人材の育成に大きく寄与することが期待される。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

【目標】

・UNIC 東京は、国際社会が直面する様々な課題や国連が推進する価値・政策についての日本国民の理解促進やエンゲージメント獲得を目標とし、国連を通じた日本の国際貢献についての発信、国連の重要文書などの日本語への翻訳、日本の官民含む様々な関係者との連携強化、ハイレベル協議への協力などに積極的に取り組んでいる。

【評価対象期間における成果】

(1) 要人訪日

・国連機関の要人訪日に際して、UNIC 東京は、外務省や関係機関と協力して、各種メディアインタビューや学術機関との共催でシンポジウムなど様々な広報イベントを手配するなどし、国連や国連を通じた日本の活動について国内外に発信するほか、青年との対話の機会を設定した。

・2025 年5月のフレミング国連事務次長(グローバル・コミュニケーション担当)の訪日に際して、各種メディアインタビューや市民団体、民間パートナーなどとの会合を手配した。

・2025 年8月のグテーレス国連事務総長の訪日に際して、各種メディアインタビューをアレンジしたほか、翻訳や広報発信、同時期に訪日していたアフリカ諸国の大統領などとの会談の実施を支援した。

・中満国連事務次長(軍縮担当上級代表)やその他国連機関要人訪日に際して、広報活動支援や技術支援などの幅広い支援を提供した。

(2) SDGs、気候変動関連

・UNIC 東京は、大阪・関西万博において国連パビリオンを担当したグローバル・コミュニケーション局 EXPO チームを幅広く支援。国連パビリオンに関連した情報をホームページや SNS、メールを用いてメディア及び日本国民に向けて数多く発信した。対面の活動では、2月に関西プレスクラブにて開催された講演会(参加者数 50 名)に UNIC 東京所長が登壇したほか、4月には国連パビリオン主催の「スポーツで地球を守ろう:持続可能な未来のためのスポーツの役割と可能性」イベント(参加者数 190 名)において UNIC 東京所長がモデレーターを務めた。また、8月 25 日～31 日の期間には、国連パビリオンにて SDG メディア・コンパクト加盟メディアである TBS とともに「特別展:つなぐ・つながる」を開催し、開催期間中は 16,000 名以上が同パビリオンを訪ねた。10 月には内閣府国際平和協力本部事務局とともに国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に従事した自衛官2名を招いたイベントも開催した(参加者数 120 名)。

・2025 年1月1日から 12 月 31 日にかけて、「1.5℃の約束-いまずぐ動こう、気温上昇を止めるために。」キャンペーンの4期目を実施。同キャンペーンは、2022 年6月から 11 月の期間を1期目として、SDG メディア・コンパクト加盟メディアとともに情報発信などを通じて、地球温暖化をはじめとする気候変動対策を提示し、個人や組織に行動変容を促すことを目的としており、キャンペーンに参加する日本のメディア数は、2022 年のキャンペーン開始時の 108 社から、2025 年には 169 社と着実にその数字を伸ばしている。同期間中、UNIC 東京は気候変動に関する 18 本のショート動画を作成し、UNIC 東京の SNS を通じて発信。X 上で 218,000 回以上の動画視聴があった(2025 年 10 月時点)。また、同キャンペーンに賛同している日本メディアと連携のもと、商業施設などでキャンペーンビデオを放映したほか、ポスターや雑誌を通してキャンペーンの周知活動も展開している。2026 年も2月1日から 12 月 31 日の期間で5期目のキャンペーンを実施予定であり、本年(2026 年)は、これまでのメディアやイベントでの発信に加え、日本企業や地方自治体、インフルエンサーなどとの連携も強化し、キャンペーン及び気候変動に関する問題意識をより多くの人に訴求する。3月には同キャンペーン「わたしも、気温上昇を止めたい 89%の1人です」第一弾としてスキージャンプ競技の高梨沙羅選手によるメッセージ動画を公開した。

(3) 国連機関などで働く日本人についての広報

・UNIC 東京は、国連の活動に加え、国連諸機関における日本人職員の活躍についても紹介している。評価対象期間中の3～5月には、UNIC 東京のブログにて3月に国連 PKO の国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)の活動を視察した UNIC 東京所長によるシリーズブログを投稿した。現地の情勢について語るほか、現地で活躍する日本人職員のインタビュー記事も掲載した。また、8月には日本人職員である在ダカール国連広報センター所長による寄稿も公開した。その他、国連諸機関に勤務する日本人職員の活動についても定期的に発信している。

(4) 外務省との関わり

・UNIC 東京は、2025 年9月のグローバルフェスタ JAPAN や 2026 年3月の国連調達セミナーなどで、イベントの後援団体となるほか、SNS 上での広報や関係各所への個別の案内など側面的支援を行った。

・2026 年3月に外務省と公益財団法人日本国際連合協会が共催で実施した奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団派遣事業において、UNIC 東京所長は全国から集まった中高生による表敬訪問を受けた。このように、UNIC 東京は、外務省と連携したアウトリーチ活動にも積極的に協力している。

(5) UNIC 東京の 2025 年度(2025 年1月～12 月)の活動による定量的な成果としては以下のとおり。

・国連広報センターによる情報発信に対するアクセス数(達成度は四捨五入)

a. ホームページアクセス数 5,475,789 (見込 6,000,000、達成度 91.2%)

b. YouTube UNIC チャンネル視聴者件数 539,671 (見込 600,000、達成度 89.9%) (参考値: YouTube UNIC チャンネル登録者数 21,813)

c. Facebook フォロワー数 50,290 (見込 49,000、達成度 102.6%)

d. X(Twitter) フォロワー数 54,002 (見込 50,000、達成度 108%)

e. Instagram フォロワー数 13,800 (見込 9,000、達成度 153.3%)

合計: a+b+c+d+e=6,133,552

・国連文書等翻訳数 120 (令和8年度見込 70)

・広報資料発行数 34,000 (令和8年度見込 34,000)

・シンポジウム・セミナー等開催数 63 (令和8年度見込 25)

・シンポジウム・セミナー参加者数 138,476 (令和8年度見込 10,000)

・プレス対応・記事・インタビューの実施等 158 (令和8年度見込 50)

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況:2025 年 12 月(日本の 2023 年度拠出分)

・2025 年 12 月に受領した決算報告書は、国連会計年度 2024 年(2024 年1月～12 月)における UNIC 東京の決算をカバーするもの。本件拠出はノンコア予算として広報活動事業費及び施設費に充当されており、日本の 2025 年度拠出分 26,750 千円は先方 2026 年会計年度の収入として計上される。

・監査:国連会計年度 2024 年については、国連会計検査委員会(BOA)が外部監査を国連事務局全体に対して実施。UNIC 東京については特段の指摘事項はなかった。

・その他:なお、決算報告書上、日本が拠出する広報活動事業費及び施設費に赤字計上はなく、残余金については、2024 年1月から 12 月までの会計年度において、13 万 5,016 米ドル発生しており、翌年度予算に繰り越しされている。

・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)	☐ 拠出金の使途範囲内	(参考) 全職員数
----------------------	------------------------------------	--------------

				☑ 拠出先全体		
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	6
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
UNIC東京のホームページでは、「国連で働く」と題した特設ページを設置し、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO)、ヤング・プロフェッショナル・プログラム(YPP)、インターンシップなどの国連における採用関連情報を常時掲載している。最近では、UNIC東京及びUNIC東京所長のSNSアカウントを活用し、外務省国際機関人事センターが主催する関連セミナーや国連諸機関で活躍する日本人職員のエッセイなどの対外発信を迅速に拡散し、広報面で日本人職員増強のために貢献しており、同活動は国連システム全体に裨益するもの。また、UNIC東京でのインターンを経て、国連職員となり国連事務局や国連南スーダンミッション(UNMISS)、日本政府代表部などで活躍している日本人職員もいる。 UNIC東京では、所長(D1)含む計6名の日本人職員が勤務しており、拠出率(100%)と同等の比率の日本人職員が採用されている。ただし、給与は拠出金ではなく、国連通常予算で賄われている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連総会議長信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国連総会議長室	
3 拠出先の概要	
国連総会は、国連の全加盟国によって構成される国連の主たる審議機関である。総会の決定は、加盟国政府に対して法的拘束力を持つものではないが、重要な国際問題に対する世界の世論の重みや国際社会の道徳的な権威を備えている。国連総会議長は国連総会を代表するポストであり、総会の議事を取り仕切るほか、国連総会におけるテーマ別討論などの開催や国連の取組推進のための加盟国政府要人との協議などを行っている。国連総会議長室は、国連総会議長が任務を遂行する上で必要とする助言や事務・調整を行っている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、毎年6月に国連総会にて選出、9月から任期が開始される国連総会議長（任期1年）の訪日時の旅費や、国際社会の平和と安定の維持や持続可能な開発目標（SDGs）の実現などの日本が重視する課題に関するハイレベル会合などの国際会議の開催・出席経費などを支援し、同総会議長との関係を強化するものである。国連総会議長との関係強化は、国連における日本の地位を向上させ、日本の国益と国際社会共通の利益に資する、より望ましい国連の実現への貢献につながる。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模（予算額、拠出率、拠出順位等）	
令和8年度当初予算額 4,009 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国連課、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標（外交戦略、重要政策、重点分野等）
本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」の下に設定された中期目標「国連の効果的・効率的な運営に向けた改革を後押ししつつ、安保理改革を含む国連の機能強化を推進する。」を達成するための達成手段の一つと位置付けている。（令和6年度外務省政策評価書）
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

国連総会議長は、安保理改革、SDGs、気候変動などの地球規模課題に関する国際的議論の場として重要な国連総会の取組の中で重要な役割を担う、日本の国連外交推進における最重要のキーパーソンの一人である。国連総会議長は、特に日本が重視する安保理改革において政府間交渉議長の任命を行うなど重要な役割を担っており、地球規模課題に関する国連政策を前進させるためには、国連総会議長との一層の連携が必要である。

近年、国連総会議長の役割が拡大しつつあり、国連総会議長室は活動資金の確保を非常に重視している。他の加盟国が拠出するなか、日本が拠出を行わないことになれば、日本の影響力の相対的低下が懸念される。

日本は例年、国連総会議長を日本へ招へいし、日本政府首脳との会談の機会を設けており、そうした機会に日本が重視する安保理改革などについて取り上げている。また、毎年9月の内閣総理大臣の国連総会出席の際にも国連総会議長との会談を行っているほか、外務省政務レベルが国連本部を訪問する際にも会談を行っている。

日本の外交政策上の目標のほとんどが国連の目標と一致しており、日本は国連においてイニシアティブを発揮しながら平和と安全の確保及び持続可能な経済成長の推進などが可能になっていることから、拠出に見合うだけの便益を享受していると考えられる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件拠出により、国連総会議長と強固なつながりを構築できており、その結果、国連に係る日本の外交政策がより反映されやすい関係を築いている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年9月、ベアボックス第 81 回国連総会議長は、岩屋外務大臣と会談を行い、国連改革への決意を述べ、日本と引き続き緊密に連携していきたい旨を説明した。

・日本側の取組

本件拠出は、国連総会議長の活動を支援し、もって日本が裨益することを主目的としている。常に、国連総会議長室に勤務している日本人職員を通じ、国連総会議長室の関心事項などについてやりとりを行っており、こうした取組を通じて、あり得べき国連総会議長訪日の時期を見定めたり、国連総会議長の活動のうち日本の国益に合致する活動を支援したりすることにつながっている。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国連総会議長信託基金拠出金は、国連総会議長の活動を支援することで国連総会議長との関係を強化し、日本の国連外交への理解促進と連携強化を目指すもので、ひいては日本の外交政策上の目標である安保理改革を含む国連の機能強化などに貢献することを目標としている。

本件拠出は、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
国連総会議長は、任期1年であり、毎年6月に国連総会にて選出される。本件拠出は、国連総会議長の活動を支援すると共に、日本の国連外交への理解促進と連携強化を目指すことを目的として拠出するものである。具体的には、国連総会議長が就任後に訪日する際の旅費などとして活用している。例年、国連総会議長の滞在中は、総理大臣及び外務大臣と会談を行うことが多く、また広島や長崎といった被爆地や、自然災害の被災地などを訪問したり、日本の伝統文化や最新技術に触れ、日本に対する理解を深め、日本が重視する国連外交の方針について支持を得たりしてきた。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年 10 月 (日本の 2024 年度拠出分) ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 第 79 会期 (2024 年9月～2025 年9月) 中、国連総会議長信託基金につき、国連総会議長室 (OPGA) は、20 の加盟国から 3,141,150 ドルの任意拠出を受けた。全ての拠出金は、受理され次第、OPGA のホームページに掲載される。第 79 会期の OPGA は、前回第 78 会期から未使用資金 257,081 ドルを繰り越した。 ・監査 監査主体: 国連会計監査委員会 (BOA)、対象: 拠出先 (国連事務局) 全体、結果: 指摘なし
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント (不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	37
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						

4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

b

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
政務案件支援信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合事務局政務平和構築局(DPPA)	
3 拠出先の概要	
DPPA は、予防外交、紛争の政治的解決、平和構築、仲裁などを手段として、国連憲章第1条で国連設立の目的として規定される「国際の平和及び安全を維持する」を実現するための、国連の政治分野における業務を所掌する重要部署の一つである。具体的には、安保理が所掌する地域情勢(北朝鮮、ウクライナ、中東、ミャンマー、アフリカなど)について情報収集を行い、ブリーフィングや報告書などを通じて安保理への情報提供などを行うほか、特別政治ミッション(SPM)、事務総長特使などをツールとして活用し、紛争の政治的解決、紛争予防などに貢献している。	
4 (1)本件拠出の概要	
冷戦終結後、事務総長が 1997 年に設置した「国連予防外交信託基金」(主に事務総長が実施する予防外交・平和創造活動に関する支援に使用する基金)について、2008 年に政務案件支援信託基金への名称の変更などを行い、国連通常予算で手当てされない国連事務局の諸活動(世界各地における紛争予防、危機対応、「平和の持続」のための取組など)の支援に幅広く活用される基金となった。以来、多くの国連加盟国(約 60 か国)がその重要性を認識して同信託基金に拠出している。日本は、同信託基金への拠出を通じて国連事務局による機動的・効果的な活動を支援することにより、国際の平和と安全の維持のために積極的に貢献し、安保理を始め国際社会での予防外交・平和構築分野における日本のプレゼンスを一層高めることを目指している。 なお、本件拠出は、DPPA から接到する様々な案件プロポーザルの内容を踏まえつつ、日本の拠出先としてふさわしい案件に対し、イヤマークするものである。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	21,398 千円
2025 年拠出順位第 19 位(第1位:韓国、第2位:ノルウェー、第3位:オランダ、第4位:ドイツ、第5位:オーストラリア)	
(注)団体・組織を除いた国の順位。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国連政策室、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標 II:分野別外交」、「施策 II-1:国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野6:国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」の下に設定された中期目標「国連の効率的・効果的な運営に向けた改革を後押ししつつ、安保理改革を含む国連の機能強化を推進する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。[\(令和6年度外務省政策評価書\)](#)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

上記 1-1(1)で目標として掲げる日本の常任理事国入りを含む安保理改革などを実現するためには、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に積極的に貢献し、国連における日本のプレゼンスを高めることが不可欠である。

日本は日本の常任理事国入りを含む国連安保理改革が実現するまでの間、出来るだけ頻繁に非常任理事国としての席を占め、国際の平和と安全に貢献することを重視しており、これまで国連加盟国中最多となる 12 回にわたり安保理非常任理事国を務めてきた。しかし、安保理非常任理事国選挙をめぐる競争環境は年々激化している。日本は次回 2032 年安保理非常任理事国選挙に加えて、既に次々回 2043 年安保理非常任理事国選挙への立候補を登録しているが、立候補の間隔が伸びており、これまでのように頻繁に、安保理のメンバーとして、国際社会の平和と安全の維持への貢献を示すことができない、厳しい現状にある。このような状況の中で、政務案件支援信託基金への拠出は、国際の平和及び安全の維持に関する案件に直接拠出できる重要な機会となっている。

本件拠出は、国連通常予算では充当されない案件を支援することを目的としており、国際の平和及び安全の維持のための業務の中でも、国連の機能強化、平和構築・紛争予防、ウクライナや中東などの喫緊の地域情勢への対応など、最も必要な分野に貢献するものである。

同信託基金を管理・執行する DPPA は、国連の数ある組織の中でも非常に重要な組織であり、DPPA の長たるディカルロ事務次長は、国連事務局におけるキーパーソン(役職順ナンバー3)である。同事務次長は政務・平和構築分野を中心に幅広い事項についてグテーレス事務総長に助言する立場にあり、同事務次長が重要視する同信託基金への拠出は、次の安保理任期までの期間に DPPA との関係を保つ上で重要であるとともに、拠出を通じて DPPA との関係を発展させることは、日本の国連外交全体に資するものである。

同信託基金へ拠出することは以下の点で日本の他の取組とも補完的である。

【国連の機能強化】

ウクライナ情勢やガザ情勢を経て、安保理改革を含む国連の機能強化が加盟国からますます強く期待されている。2024 年9月の未来サミットの成果文書「未来のための約束」においては、世界の首脳が安保理改革の緊急の必要性で一致した。DPPA の所掌業務は、安保理を始めとする平和と安全に関する国連機能の実施であり、DPPA への拠出は国連の機能強化の目的に資するもの。

【和平調停】

DPPA は、和平調停を所掌する部署たる「政策・調停課」を有し、調停支援ユニット(MSU)、臨時的に調停アドバイザー業務を行うスタンドバイ・チーム(SBT)が関係国政府や NGO などの要請に応える形で調停支援業務を担っている。同課はこれまでウクライナ・ミャンマー・アフガニスタンをはじめとする様々な紛争に関与してきているが、その経費は全て加盟国からの任意拠出金で賄われている。

2026 年3月に外務省内に国際和平調停ユニットが設立されたが、高市総理大臣や茂木外務大臣からも和平調停への関与、特に紛争を未然に防ぐとともに早期に収束させること、早い段階から問題に関与し、和平の実現から、人道支援や最終的な復旧・復興まで途切れのない対応をすることの重要性を繰り返し述べてきている。このような状況において、国連における和平調停を担当する部署を有する DPPA と日本との協同や、同課の案件支援を含む本拠出は、重要性を増している。

【平和構築】

DPPA は、和平交渉や危機外交に従事する多数の事務総長特使を支援するとともに、各国・地域の紛争や緊張の平和的解決を支援する、現地に拠点を置く国連特別政治ミッション（SPM）を監督しており、同信託基金への拠出は紛争解決や平和構築の目的に直接的に資するものである。

本件拠出には、日本が別途拠出する国連平和構築基金やその他二国間支援との補完及び相乗効果が期待できる。本件拠出はイヤマークするものであるため、ウクライナ支援やミャンマー支援のような日本の重点政策を反映でき、また、他の二国間支援を補完することで対象国との関係強化の効果も期待できる。

【地域情勢対応】

DPPA は安保理が所掌する地域情勢について情報収集を行い、ブリーフィングや報告書などを通じて安保理への情報提供を行っており、DPPA への拠出は地域情勢対応に資するものである。北朝鮮をはじめとする日本の安全保障に直結する地域情勢への対応に際して、安保理に対し情報提供を行う DPPA との連携は極めて重要である。

国連加盟国及び国連事務局から日本への期待は依然として極めて高く、日本がプレゼンスを発揮できる安保理改革や平和構築において貢献することがこれまで以上に求められる。国連の機能強化、紛争予防・平和構築、地域情勢対応に直接関わる DPPA への拠出は、目に見える日本の貢献としてアピールしやすいものであり、国連事務局との更なる関係強化及び国連における日本のプレゼンス向上が期待できる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は 1-3 のとおり国連事務局との間で、要人往来・政策対話を頻繁かつ継続的にを行い、DPPA を含め国連の所掌する問題に関して日本の考えを丁寧に意思疎通してきている。この結果として、国連事務局とのスムーズなやりとりができており、例えば、北朝鮮による安保理決議違反の挑発行為の際には北朝鮮情勢に関する国連事務局による適時適切な対外発信につながっている。

また、これまで日本の拠出は、DPPA を含む国連事務局から高く評価されており、DPPA トップのディカルロ事務次長から外務大臣に対してこれまでの日本による累次にわたる貢献への謝意が示されつつ、今後も日本と国連事務局との協力関係を進化させていきたい旨表明があった。このような経緯から、日本は DPPA 始め国連事務局と良好な関係を築いている重要国であると認識されており、国連事務局の意思決定プロセスに大きな影響力を有する。

本件拠出は、DPPA から接到する案件プロポーザルの内容を踏まえつつ、日本が拠出先としてふさわしい案件を見極め、イヤマークするものである。したがって、平素からの国連代表部を含め日本と DPPA の間の緊密な関係を踏まえて、案件の目的、取組及び見込まれる成果について日本が検討し、拠出先を決定することが可能であり、拠出の使途について日本の意向を確実に反映することができる。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2024 年 3 月、安保理閣僚級会合出席のためニューヨークを訪問した上川外務大臣は、グテーレス国連事務総長と会談した。グテーレス事務総長からは日本の国連に対する貢献に深い感謝の念が示され、両者は多国間主義の強化のために協力していくことで一致した。

2024 年 10 月、外務省の招待により訪日したディカルロ国連政務平和構築担当事務次長が林官房長官を表敬した際、ディカルロ事務次長から、DPPA をはじめとする、国連に対するこれまでの日本の貢献への謝意が表明された。また、林官房長官からディカルロ事務次長に対し、国連の機能強化の重要性を強調しつつ、日本として、国際の平和と安全に貢献していく旨述べた。

2024 年 11 月、外務省の招待により訪日したディカルロ国連政務平和構築担当事務次長が岩屋外務大臣を表敬した際、DPPA を含め国連に対するこれまでの日本の貢献への感謝が示され、引き続き緊密に連携していきたい旨表明された。また、安保理改革を含む国連の機能強化を含め、幅広い課題について連携を確認した。訪日後には同事務次長の SNS 上でも今後も日本と協力していきたいとして対外的に発信がなされ、日本による支援のビジビリティの向上にも寄与した。

2026 年3月、齋藤国連政策室長は、ニューヨーク出張に際し、DPPA 幹部の日本人職員と意見交換を行い、本件拠出を含めて議論した。

2026 年4月、国光外務副大臣は、ニューヨーク出張に際し、ディカルロ国連政務平和構築担当事務次長と会談を行い、ディカルロ事務次長から、DPPA をはじめとする、国連に対するこれまでの日本の貢献への謝意が表明された。また、国光副大臣からディカルロ事務次長に対し、国連の機能強化の重要性を強調しつつ、日本として、引き続き国際の平和と安全に貢献していく旨述べた。

・日本側の取組

2-2 に継続案件として記載のとおり、2025 年5月に、「ウクライナに関する国連の政治的取組支援事業」の一環として、ウクライナの首都キーウで本件拠出を利用してウクライナの平和構築における女性及び若者に関するフォーラムを開催し、駐ウクライナ日本国大使が出席しスピーチを実施した。スピーチの中では、侵略終結後の平和や復興のテーマにも日本が積極的に関与していくことを示し、日本のプレゼンスの向上に寄与した。

DPPA に対しては、個別案件の具体的な実施内容、成果及び評価の公表などを行う必要があるなど、PDCA サイクルや評価の透明性を確保する必要があることなどを十分に説明し、適正な執行にも努めている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

DPPA 幹部の日本人職員が、令和7年度外務省委託「平和構築・開発における人材育成事業」の研修講師として、「国連における人事・キャリア」や「危機管理」について講義した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

政務案件支援信託基金拠出金はDPPAが世界各地における紛争予防、危機対応などを行うことで国際の平和と安全を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国連を始めとする国際機関における日本の地位向上、望ましい国連の実現に貢献することを目標としている。

DPPA は、基準2のとおり、ウクライナに関する国連の政治的取組支援・ミャンマー担当特使による、利害関係者との包括的な関与とイニシアチブに対する支援などに対し、それぞれ 2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

【完了案件】ウクライナに関する国連の政治的取組支援(令和6年度分本件拠出金のイヤマーク事業)

(1) 目標:同案件は、ロシアによるウクライナ侵略の長期化に伴う、首都キーウを中心としたウクライナ諸地域における DPPA 調査ユニットの継続的な活動担保を主要な目標とする。

(2) 取組:調査ユニットは、最前線での情報収集を始め、ウクライナ政府高官、市民社会など多様な関係者とのやり取り

りを通じ、各戦線の分析、奪還した地域のガバナンス、キーウを含む各地における市民及びインフラの被害状況など、幅広い分野の情報を集約する。

- (3) 成果: 収集された情報は、関係各所に共有され国連の即応体制に貢献するとともに、ウクライナに関する公開声明の準備および安全保障理事会へのブリーフィング(事務総長および DPPA 高官による様々な形式での 100 回以上のブリーフィング、特に 20 回を超えるウクライナ情勢に関する緊急会合)に不可欠な情報として活用されてきた。さらに、2025 年5月には、キーウで、ウクライナの平和構築における女性及び若者に関するフォーラムを実施した。

【継続中案件】ミャンマー担当特使による、利害関係者との包括的な関与とイニシアチブに対する支援など

- (1) 目標: 同案件は、2021 年2月の軍事クーデター以降、政治・人道・治安情勢が深刻に悪化し、市民への被害や周辺地域への悪影響が広がるミャンマーにおいて、持続可能かつ包摂的な政治的解決を推進することを目的としている。
- (2) 取組: 同案件は、国連事務総長ミャンマー特使の斡旋を支援する重要な柱となっており、特使は ASEAN と緊密に連携し、紛争の激化や外交的スペースの縮小という困難な状況下で、ミャンマー主導の解決策に向けたハイレベルな政治的提言や外交活動を展開している。
- (3) 成果: 収集された情報は分析され、事務総長や国連幹部による意思決定の基盤となるだけでなく、加盟国への報告や公平な情報共有に不可欠な役割を果たしている。2025 年、DPPA はロヒンギャやその他の少数民族の人権状況に関する事務総長年次報告書の作成を主導したほか、安全保障理事会(3回)や総会(2回)、さらにロヒンギャ問題に関するハイレベル会議に向けたブリーフィングを実施した。また、特使によるスイス、マレーシア、インドネシアへの訪問を支援し、ASEAN 特使らとの調整会議を通じて、国際的かつ地域的な連携を強化した。
- (4) 今後の見通し: 2026 年5月の事業完了まで、国連事務総長ミャンマー特使室の各種活動支援に使用予定。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年 10 月(日本の令和6年度拠出分)、執行残はなし。

・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。

・個別事業の報告以外にも、DPPA 全体の会計について、年に一度報告を受けている。

・外部監査 監査主体: 国連会計検査委員会(UN Board of Auditors)

対象: 拠出金(国連組織及びその基金とプログラムの会計が対象)

結果: 2025 年7月に発出された年次報告書(対象: 2024 年 1 月から 12 月)において、日本の拠出案件に関し、特段の指摘はなかった。また、同報告書によれば、2023 年 12 月まで勧告は、いずれも実施済みとなっている。

・その他 内部監査の制度あり。

国連内部監査部(UN Office of Internal Oversight Services)は内部監査部門(Internal Audit Division)、検査評価部門(Inspection and Evaluation Division)、調査部門(Investigation Division)に分かれているが、2024 年7月から 2025 年6月を対象とした、国連内部監査部の活動報告では、該当期間内に、本基金について内部監査部門からの特段の指摘はなされていない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
11	14	14	13	15	2	未公表
備考	●DPPA 全職員数は、2024 年 12 月 31 日時点で 375 名(出典:A/80/508、66 ページ)。2025 年は未公表。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
2	2	4	2.67	3	0.33	未公表
備考	●DPPA 幹部職員数は、A/80/508 に記載なく、未公表。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
国連における流動性危機の影響により、国連事務局全体でポストが削減。DPPAにおいても例外でなく、DPPAのうち通常予算で賄われる部署のポストは60ポスト削減、その他の部署は全体の48%のポスト削減が定められ、日本人の採用にとってより厳しい状況となっている。 ニューヨークや東京で幹部職員を含めた日本人職員との意見交換を2025年度に計4回実施し、日本人職員の採用・昇進に向け、適時情報収集・職員との意思疎通を行っている。 また、要人往来などの機会を捉え、日本人職員増強に向けた働きかけを繰り返し実施してきたほか、拠出時には、毎回、国連政務平和構築局における日本人職員の積極的な採用・昇進を期待する旨を引き続き伝達している。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合平和構築基金(PBF)拠出金	
2 拠出先の名称	
国連平和構築平和支援事務局(Peacebuilding and Peace Support Office: PBPSO)	
3 拠出先の概要	
国連平和構築平和支援事務局(PBPSO)は国連事務局の政務・平和構築局(DPPA)の下に設置され、国連総会及び安全保障理事会(安保理)への政府間諮問機関である国連平和構築委員会(Peacebuilding Commission: PBC)の議事運行や報告書作成などを支援するほか、2006年10月に設立された平和構築基金(Peacebuilding Fund: PBF)を運用し、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、女性・若者の平和構築への参画支援などを実施し、国際社会の紛争の複合的な根本原因に対処し、暴力の拡大・拡散を防止する上で重要な役割を果たしている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、国連マルチパートナー信託基金事務局が財務管理を行い、PBF の以下の優先分野及び重点分野に沿って世界各地における平和構築の取組を支援するために使用される。(2020-2026年PBF戦略文書) 【優先分野】国連平和維持活動(PKO)の撤収などによる国連の関与体制の変更に伴う移行支援、女性と若者のエンパワーメント、国境を越えた紛争に対応する国境・地域横断型アプローチ、紛争予防のための「国家予防戦略」の策定、強化及び実施支援 【重点分野】和平合意の実施、政治的対話、共存と紛争の平和的解決、経済の再活性化と平和の配当、必要不可欠な行政サービスの再建 PBF は、適時適切な支援、投資を呼び込む触媒効果、リスクの高い状況下での支援実施を特徴としており、包摂性や国家のオーナーシップを確保しつつ、一貫性のある国連の戦略に基づき、統合的な支援を提供する。PBF には、平和構築復旧枠(平和の持続のために国家の平和構築を計画的に進めるための枠組み。支援対象国政府と現地国連機関があらかじめ共同で「優先計画」を策定し、この計画に基づき拠出額が決定。)及び緊急対応枠(平和構築及び復興のために緊急な資金需要が発生した場合、迅速かつ柔軟に対応するための枠組み。事業ベースで申請され、拠出額が決定。)の2つの支援枠が存在する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	31,556 千円
2025 年: 日本の拠出率 2.9%、拠出順位 10 位(補正予算を含む外務省の拠出合計額ベース(約4百万ドル))	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国連政策室、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II: 分野別外交: 国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-1: 国際の平和と安定に対する取組(施策レベル)」、「個別分野6: 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」の下に設定された中期目標「国連の効果的・効率的な運営に向けた改革を後押ししつつ、安保理改革を含む国連の機能強化を推進する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
【PBF の有用性】 ●PBF は、平和構築や復興、また紛争の発生や再発を予防する取組を資金援助し、紛争前から後までのプロセス全体を切れ目なく支援することで、紛争からの復興の途上にある国や紛争の発生及び再発の危険に晒されている国が平和構築及び持続的平和を実現できるよう支援している。国連開発計画(UNDP)を始めとする様々な国連機関との連携により、現場の平和構築状況や需要を的確に判断し、他の国連機関・基金による支援が難しい段階から、迅速かつ柔軟に資金を拠出することで、平和構築の取組を支えている。 ●特に紛争の発生と再発の防止は、紛争による壊滅的な被害及び人道的コストの回避につながるだけでなく、紛争後の平和維持・平和構築・復興に必要とされるコストに比べ、費用対効果が高いと指摘されており、PBF は国連がこうした取組を行う上での重要なツールとなっている。 【PBF 拠出の重要性】 ●PBF は 2006 年に設立され、その必要性及び重要性は国連事務局のみならず全加盟国が認識している。累次の総会決議及び安保理決議でも PBF の重要性が確認されているほか、2024 年に国連全加盟国の首脳が合意した未来サミット成果文書「未来への約束」においても、平和構築のための適切で予測可能かつ持続的な資金調達が必要である旨が言及されている。PBF は国連事務総長が指揮・監督し、紛争予防や平和構築を支える主要な基金と位置付けられており、これを重視しているグテーレス事務総長は 2024 年の平和構築及び平和の持続に関する事務総長報告書において、平和構築支援の需要の高まりに応えるべく、国連加盟国に対し、PBF への更なる財政的貢献を求めている。 ●2023 年には、PBF の資金調達課題に対処するため、毎年 5,000 万ドルを上限に分担金化する総会決議が採択され、2025 年1月から適用が開始された。国連分担金による拠出金(5,000 万ドル)は、平和構築復旧枠に用途が限定されている。PBF 資金の需要は依然として高く、引き続きドナー国からの任意拠出金が求められている。 【日本が拠出する意義】 ●日本は、国連による平和構築の取組に積極的に関与しており、平和構築分野に関する国連総会及び安保理の諮問機関である PBC においても、2005 年の設立時から一貫して参加し、2025 年には副議長(2020 年以来2度目)を務めた。2025 年9月に開催された PBC 閣僚級会合では、岩屋外務大臣が、「今ほど、平和構築及び平和の持続のための行動が求められている時はない」として、平和構築に対する日本の強いコミットメントを改めて表明した。PBF への拠出は、こうした日本の平和構築への取組を示すものとなっている。 ●令和7年度には、当初予算に加えて補正予算による拠出も実施し、増加する平和構築のニーズに対応していけるよう、PBF を後押しした。こうした日本の継続的な貢献もあり、2025 年にはアフリカや中南米、アジア太平洋地域 28 か国で PBF 支援事業が新規承認された。PBF は、特にアフリカ地域での支援を重点的に実施しており、これは 2025 年8

月の TICAD9 で採択された横浜宣言の実施にも資する。また、アフリカ地域に加え、アジア太平洋地域における支援は、日本が重視する「自由で開かれたインド太平洋」の実現に繋がり得る。

●日本は PBF への拠出を含めた平和構築分野での取組の発信を通じ、国際の平和と安全を取り扱う安保理の改革や安保理非常任理事国選挙に向けて、プレゼンスを高めている。また、PBF 支援事業は、日本が推進している「人間の安全保障」「法の支配」「制度構築の重要性」といった概念とも親和的であり、ODA の基本方針である「開発協力大綱」(2023 年6月閣議決定)とも一致している。同大綱は、「人間の安全保障」の実現に向け、日本は紛争や不安定の様々な要因に包括的に対処するとともに、人道・開発・平和の連携(ネクサス)に留意しつつ、切れ目のない平和構築支援を行う。」と記載している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

【個別プロジェクトの決定プロセス】

●PBF による支援は、PBC が正式に議題としている国のほか、PBF の支援対象国化の手続を経て、支援対象となった国において実施される。特に PBF の6割～7割を占める平和構築復旧枠については、PBPSO は、支援対象国政府と現地国連機関が共同で策定した「優先計画」を基に、国連事務局内の関係部署・機関と共に検討の上で、配分額を決定する。その後、支援対象国政府と現地国連機関が組織する合同運営委員会が、国連関係機関が提案した個別プロジェクトを検討・承認し、配分額を割り当て、具体的な支援事業が実施される。(緊急対応枠の場合は、PBPSO に直接プロジェクト申請書が提出され、PBF による支援が決定される。)

【PBF トップドナー会合】

●PBPSO は PBF の主要ドナー国 12 か国を対象に戦略対話を年次開催している。日本は継続的な拠出の結果、主要ドナー国の一員として戦略対話に毎年招待されており、PBPSO トップのスペハー平和構築支援担当事務次長補や同事務局担当者に対して、日本の考えを伝達している。前回 2025 年7月にドイツで開催された戦略対話には、外務省国連政策室長が参加した。

【日本の関与】

●PBF の Terms of Reference(業務委任書)によると、国連総会と PBC は、事務総長の年次報告書に基づいて、PBF の使途に関して全体的な政策指針を示し、特に PBC は平和構築に係る統合的な戦略の発展を支援することとなっている。加えて、PBC が PBF に関する年次会合を開催し、PBPSO は PBC に対し優先事項に係る助言を求めることとしている。こうした規定に基づき、PBPSO は、PBC の議論を常にフォローし、PBF の政策上・戦略上の優先事項を検討・策定している。

●前述のとおり、日本は、PBC の創設以降現在に至るまで PBC のメンバーを務めており、PBC 内で行われる PBF に係る議論にも積極的に参加している。PBC では、大使級会合から専門家会合に至る様々な会合が定期的で開催(2025 年は計 42 回)されており、日本はこれらの会合において、制度構築や紛争予防の重要性など、日本として平和構築の取組において重視している事項を発信している。また、2025 年は、PBC 副議長のほか、PBC と総会との非公式調整役としても PBC に関与し、PBC の議論形成に積極的に取り組んだ。こうした取組を通じて、PBF 支援の方針・戦略に日本の意向が反映されるよう努めた。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

●2023 年5月、岸田総理大臣は、G7広島サミットに出席するため訪日中のグテーレス国連事務総長と会談。同事務総長から、PBFの果たす役割について触れつつ、日本の更なる貢献に対する期待の表明があった。

●2024 年5月、スペハー国連平和構築支援担当事務次長補が訪日し、上川外務大臣表敬に加え、その他政府関係者との意見交換を行い、平和構築分野における日本の更なる貢献に対する期待の表明があった。

●2024 年 11 月、ディカルロ国連政務・平和構築担当事務次長が訪日し、岩屋外務大臣を表敬。これまでの日本の平和構築分野に対する多大な貢献に感謝し、引き続きの財政支援が要請された。

●2025 年7月、ドイツで行われた PBPSO 主催戦略対話に日本も参加し、スベハー国連事務次長補及びトップドナー国と意見交換を行い、PBF に関する日本の考えについて説明した。

●2025 年 10 月、スベハー国連平和構築支援担当事務次長補が訪日し、堀井外務副大臣に対して、これまでの日本の PBF 支援に対し謝意を述べつつ、継続的な支援について要請があった。

・日本側の取組

●日本は、PBF 主要ドナー国として、PBPSO が実施した以下の「PBF パートナー訪問」に参加し、PBF の取組の現場を視察するとともに、PBPSO のほか、訪問先国政府関係者や PBF 資金で活動する現地国際機関、裨益する市民社会団体代表などと PBF 支援の効果や適切な活用に関し意見交換を行った。

- 2025 年 10 月、PBF パートナー・コンゴ(民)訪問
- 2025 年 12 月、PBF パートナー・ガンビア訪問
- 2026 年1月、PBF パートナー・グアテマラ訪問

●また、上記 1-2 のとおり、PBF の使途は、国連総会や PBC が全体的な政策指針を示すことになっている。こうした観点から、日本は、国連総会や PBC において、PBF による継続的な支援の必要性や国際社会が協力して包括的アプローチをとることの重要性、人間の安全保障や女性・若者含む人への尊厳を重視しながら強靱な社会を作り、持続的な平和を目指すための支援の重要性を強調している。2025 年度中は以下の会合において PBF に関する日本の立場を表明した。

- 2025 年4月 23 日、コロンビアにおける平和構築に関する PBC 大使級会合
- 2025 年9月2日、PBC 報告書、平和構築と平和の持続及び PBF 事務総長報告書に関する国連総会合同討論
- 2025 年 11 月 25 日、PBF 第8次諮問グループとの PBC 大使級会合
- 2026 年3月 18 日、PBC における PBF に関する大使級第2回年次戦略的ダイアローグ

●上記に加え、国連において、2025 年は5年に1度の国連平和構築アーキテクチャー(PBC・PBF・PBPSO)の見直しが行われ、日本が重視する事項の反映を目指し、制度構築や紛争予防の重視、PBC と PBF との連携強化などを含め、積極的に議論に関与した。こうした議論を踏まえ、2025 年 11 月 26 日に国連総会及び安保理において国連平和構築アーキテクチャー・レビュー決議が採択された。日本は特に以下の会合において PBF に関する日本の立場につき表明した。

- 2025 年5月8日、平和構築アーキテクチャーの見直しに関する総会、安保理、PBC による非公式インタラクティブ・ダイアローグ
- 2025 年 11 月 26 日、第 80 回国連総会本会議における平和構築アーキテクチャーの見直しに関する決議採択にあたっての採択後立場説明

●また、国レベルの取組では、コンゴ(民)の地域警察の制度構築や能力強化を支援する取組において、PBF と日本の開発援助(ODA)の取組が相乗効果をあげており、PBPSO は今後こうしたケースを拡大させていきたい意向を示している。具体的には、コンゴ(民)のタンガニーカ州において、IOM(国際移住機関)と連携した国際機関連携無償資金協力事業により、警察研修センターが建設され、研修を実施。このうち、一部研修の実施について PBF が財政支援を行った。この事例を受け、2026 年末に発出予定の PBF の評価報告書において、PBF と ODA 事業との連携事例をハイライトするとともに、同報告書の草案段階から専門的な知見を得るべく、JICA 関係者を専門家評価グループに招待している。こうした連携は、日本にとっても ODA の効果をさらに高める上での利点となると思われる。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
PBF 拠出金は、PBPSO が、平和構築や復興、さらに紛争の発生及び再発を予防する取組に資金援助し、紛争前から後までプロセス全体を切れ目なく支援を行うことで、紛争からの復興の途上にある国や紛争の発生及び再発の危険に晒されている国が平和構築及び持続的平和を実現し、ひいては日本の外交政策上の目標である国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること及び国連の効果的・効率的な運営に向けた改革を後押ししつつ、安保理改革を含む国連の機能強化を推進することに貢献することを目標としている。 PBPSO は、基準2のとおり、PBF 戦略に基づき、(1)国境横断的・地域的支援、(2)国連ミッションの「移行」支援、(3)女性と若者のエンパワメント、(4)紛争予防のための国家予防戦略支援などの PBF 支援における優先分野に対し、2-2 のとおりの効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-1 のとおりの状況である。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
【2020-2026 年 PBF 戦略】 ●PBPSO は、PBF に関する「2020-2024 戦略」を発表(2026 年まで延長が決定)。同戦略において、グテーレス事務総長は PBF を「紛争に対処し、これを防止するための国連の第一手段」と位置付け、PBF の迅速性、リスク許容性及び触媒的効果の特徴を最大限活用して、増大する平和構築支援ニーズに対処するとしている。 ●特に PBF が優先的に支援を行う分野について、(1)国境横断的・地域的な支援、(2)国連ミッションの撤退等の「移行」が発生する地域での支援、(3)女性と若者のエンパワメントのための支援に加え、第4の優先分野として紛争予防のための国家予防戦略の支援を加えている。 ●これらの分野での支援を実施すべく、「2020-2024 戦略」は、2025 年には2億ドルの任意拠出が必要であると、また、国連総会決議に基づき、2025 年以降、国連分担金から年間 5,000 万ドルが投入される見込みであるところ、これらを資金源として、2025 年に総額2億 5,000 万ドルの新規プロジェクトの承認を目標としている。 【2025 年事務総長報告書】 ●2026 年2月に発出された PBF に関する国連事務総長の年次報告において、2025 年の PBF による実施事業について以下のとおり総括がなされている。 ・2025 年には、28 か国で 48 の事業、合計約1億 2,403 万ドルの支援が新たに承認された。具体的には、「2020-2024 戦略」の中で優先分野とされている、(1)国境横断的・地域的支援、(2)国連ミッションの「移行」支援、(3)女性と若者のエンパワメント、(4)紛争予防のための国家予防戦略支援に、それぞれ、2,345 万ドル(19%)、4,390 万ドル(35%)、2,330 万ドル(19%)、2,325 万ドル(19%)が承認された(承認額の残り8%はこれらの優先分野以外のプロジェクト)。

・2025 年 12 月時点で 200 の事業が進行中。報告が始まっている事業の 79%が所定の成果を上げており、1年以上実施されている 140 事業のうち 80%が顕著な進展を示している。一方、37 事業が、政治状況や資金不足などの理由により、計画から逸れていると判断される。

・2025 年は、29 のドナー国から1億 3,230 万ドル(2024 年比8%減)の拠出を受けたが、これは 2025 年の資金動員目標である2億ドルを大きく下回っている。また、国連分担金から 5,000 万ドルが投入されることとなっていたが、国連における流動性危機の影響により、実際の投入額は 600 万ドルにとどまった。

・限られた資金で確実に効果的支援を行う観点から、主に紛争中や紛争後の諸課題に対処する事業に優先的に資金が振り分けられており、その結果、紛争を予防するための事業への割り当てが不十分となる可能性がある。国連分担金からの拠出はあるものの、任意拠出金は引き続き PBF の中心的な資金源であり、現在の世界情勢による平和構築支援ニーズの高まりに対応するには、任意拠出金の増加が不可欠である。

・平和構築のニーズに応えるべく、国際金融機関とのパートナーシップの強化や民間セクターとの関与にも引き続き取り組んでいる。

・なお、2025 年中に実施された事業の実施例は以下のとおり。

(1) 国連 PKO が撤退したコンゴ(民)のタンガニーカ州では、他の国連機関と連携し、地域に根ざし、より説明責任のある治安ガバナンスの構築支援を実施した。この事業により、コミュニティの見回りや警察・治安組織の統治機構が構築され、住民の安心感が向上(住民へのアンケート回答者の 98%が実感。2023 年の 58%から上昇)するとともに、国家に対する住民の信頼が高まっている(回答者の 95%が実感)。

(2) チャド南部では、遊牧民、農民、牧畜民を地域の平和委員会と結びつける紛争早期警戒チームが設立。このチームのメンバー256 人のうち、48%が女性となっている。これは、基準値となっていた地域の紛争管理における女性の参加率 0.6%と比べ、大きな参加率となった。

(3) ボスニア・ヘルツェゴビナでは、自治体が国連機関の支援を受け、12 か所の社会福祉センターを改修し、心理社会的支援、子ども向けサービス、保護措置など、20 の新規又は拡充された社会福祉サービスを提供した。この結果、包括的な社会福祉サービスへのアクセスを拡大し、子どもや障害者を含む約 9,000 人が恩恵を受けた。

【支援対象国別評価の結果】

PBPSO は、平和構築復旧枠で PBF 資金を受け取っている支援対象国に対し、5年ごとに、PBF プロジェクトにおける支援対象国のオーナーシップ、PBF 事業の触媒効果、紛争への配慮、人権や女性・若者の包摂といった横断的な課題に焦点を当てた、支援対象国別評価を実施している。同評価は、同枠から資金を受ける資格の更新に影響を与える。2025 年には、5か国(カメルーン、中央アフリカ、コンゴ(民)、マリ、モーリタニア)に対する評価が完了した。これらの国々の評価において、関係省庁や機関、地方自治体、市民社会組織など、国内のアクターが効果的に動員されていることや、女性や若者が有意義な形で関与していることが示された一方で、国家のオーナーシップが各取組の成功や持続において必要不可欠であることが強調された。こうした評価や各国のニーズ状況も踏まえ、被支援資格が2024 年までとなっていたコンゴ(民)及びモーリタニアについては、5年間の資格の更新が認められた。

さらに、PBPSO は、2023 年に PBF を中心とした平和構築支援がいかなる成果につながっているかについて検証する「インパクト・ハブ」と称するプロジェクトを立ち上げている。インパクト・ハブは、平和構築の取組の効果をより明確かつ信頼性が高い形で可視化すべく、より良い投資を行うためのエビデンスを生成し、共同作業のためのツールや場を創出することを目的としている。2024 年に発出されたスーダン・ダルフルに関する報告書に続き、2025 年にはグアテマラに関するインパクト評価報告書が発出された。同報告書において、PBF 支援が効果的な紛争予防につながっており、具体的には調査対象地域における地元住民間の土地を巡る争いが推定で 80%減少したことが指摘された。現在、ガンビアにおいて移行期正義の取組に係る支援とその効果について深掘りで検証する事業が実施中であり、その報告書がまもなく発出予定となっている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年5月(日本の 2023 年度(補正予算)及び 2024 年度(当初予算)拠出分を含む全拠出金等収支に係る会計報告)、(2023 年 12 月 31 日時点の基金残額 41,397,753 ドル、2024 年中の収入 129,051,850ドル、2024 年中の支出 141,851,640ドル、2024 年 12 月 31 日時点の残額 28,597,963ドル。年度末の残額は、翌年に事業資金として充当される。) ・決算報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 ・なお、上記年次決算報告書以外にも4半期ごとに収支の暫定状況が公表されている。 ・監査 ・その他 内部監査・内部評価の制度あり 監査主体:国連会計検査委員会(UN Board of Auditors) 対象:拠出金(国連組織及びその基金とプログラムの会計が対象) 結果: 2025 年7月に発出された年次の監査報告書において、PBF に関し2つの勧告が出ている。1つは、PBF の残高をより有効に活用するため、事業終了に伴う財務上の終了手続を迅速化すること、もう1つは、国連以外の事業実施機関が PBF 資金から得た利息について監視する仕組みを改善し、該当する場合には当該利息の返還を求めるべく、利息に関するガイドラインを見直すこと、となっている。 内部評価については、評価基準2-2で記載のとおり。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(平和構築平和支援事務局) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	22
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	5
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
国連における流動性危機の影響により、PBPSOを含む国連事務局全体でポストが段階的に削減されており、空席ポストの凍結及び公募ポストの減少の結果、日本人の採用にとってより厳しい状況となっている。なお、2026年1月、						

国連平和活動局(DPO)内の1部署(法の支配治安機構オフィス:OROLSI)との統合により、PBFを運用する平和構築支援事務局(PBSO)は平和構築平和支援事務局(PBPSO)と名称が変更され、職員数も倍以上となった。一方、国連の財政危機は事務局全体が直面する課題であるところ、日本人職員の新規採用には至っていない。

要人往来などの機会を捉え、日本人職員増強に向けた働きかけを繰り返し実施。2025年中は、10月28日に行われたスぺハー国連平和構築支援担当事務次長補による堀井外務副大臣表敬の際、日本人職員採用に向けた働きかけを実施した。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

b

b

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連安保理レパトワール信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合事務局政務平和構築局(DPPA)	
3 拠出先の概要	
DPPA は、予防外交、紛争の政治的解決、平和構築、仲裁などをツールとして、国連憲章第1条(国連の目的)に規定する「国際の平和及び安全を維持する」ための業務を所掌する。具体的には、安保理が所掌する地域情勢(北朝鮮、ウクライナ、中東、ミャンマー、アフリカなど)について情報収集を行い、ブリーフィングや報告書などを通じて安保理への情報提供などを行うほか、特別政治ミッション(SPM)、事務総長特使などの活動に係る業務に対応している。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、国連創設以来の国連安保理の活動実績・慣行などをまとめた「レパトワール(補遺)」の作成と更新を主な目的としている。国連事務総長がレパトワール作成の遅れを解消するため設立を提案し、国連総会決議(A/RES/54/106)で提案が承認されたことを受けて、2000年に設立された信託基金へ拠出するもの。レパトワールは、明文化されていない慣行も含め複雑な安保理の手続を可視化する手引き書として、安保理の透明性向上及び運用の効率化に寄与するもので、ひいては、国際の平和及び安全に主要な責任を有する安保理の機能強化に貢献している。 同信託基金の財源は主に加盟国の任意拠出金であり、日本は、令和5年度までは補正予算として拠出、令和6年度からは当初予算として拠出している。なお、2026年3月時点で、日本は総拠出額第1位の主要ドナーである。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 0千円	
2025年時点の累計順位は1位。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国連政策室、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標 II: 分野別外交」、「施策 II-1: 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野6: 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」の下に設定された

中期目標「国連の効率的・効果的な運営に向けた改革を後押ししつつ、安保理改革を含む国連の機能強化を推進する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。[\(令和6年度外務省政策評価書\)](#)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

上記 1-1(1)で目標として掲げる日本の常任理事国入りを含む安保理改革及び国連改革を実現するためには、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に積極的に貢献し、国連における日本のプレゼンスを高めることが不可欠である。

国連安保理レパトワール信託基金は、国連創設以来の国連安保理の活動実績・慣行などをまとめた「レパトワール」の作成と更新を主な目的としている。レパトワールの作成は、過去の安保理における手続や慣行及びその問題点を洗い出すことで、安保理の作業方法の改善、透明性・正統性の向上に資するものである。この観点から、DPPA によるレパトワールの作成・更新及びその知見に基づく安保理理事国への助言は、安保理の慣行・手続に習熟する機会に乏しい国連加盟国(特に非常任理事国)から高く評価されている。同信託基金への拠出は、日本が安保理外からも、安保理の機能向上に直接拠出できる重要な機会となっている。

レパトワール作成・更新を通じた安保理の作業方法の改善は、単なる業務の利便性向上を目的としたものではなく、安保理への信頼を回復し、安保理を含む国連の機能強化を目指すものである。この点については、評価期間中にも日本の政府方針としてハイレベルから打ち出されており、例えば、2025 年9月国連安保理改革に関する G4 外相会合共同声明においても、国連が役割を果たすことがますます困難になる中、安保理の実効性・効率性を高めることが極めて重要である旨が明記されている。

国際の平和と安全の維持に対する日本の貢献に対する国連加盟国及び事務局からの期待は極めて高い。国連の機能強化に資するレパトワール作成・更新のための同信託基金への拠出を通じ、国連事務局との更なる関係強化及び国連における日本のプレゼンス向上が期待できる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、本件拠出の拠出順位第1位であり、拠出先の意思決定プロセスに影響力を有する。日本は 2023 年1月から安保理非常任理事国を務めたが、2024 年には、安保理の作業方法を所掌する安保理下部機関である、「安保理文書手続作業部会(IWG)」議長を務め、安保理の議事規則などに関する包括的かつ体系的な議長ノートを取りまとめた。議長を務めるに当たっては、DPPA の一部局でありレパトワールを実際に作成している安保理実行・憲章調査部(SCPCRB)との間で日程や議題の調整を含め、緊密な調整を行ったが、同部がレパトワールの作成を通じて得ている長年の作業方法に関する知見は IWG を運営するに当たって不可欠であり、日本が安保理理事国を次回務める際にも重要となる。

日本は、非常任理事国として IWG 議長を加盟国中最多となる 12 回務め、安保理作業方法に幅広い知見を有しており、本件拠出を通じて、「お家芸」たる作業方法分野において資金的な協力を行い、総拠出額上位国の地位を維持することは、日本に対する信頼の一層の向上につながる。加えて、国連事務局との間で要人往来・政策対話を頻繁かつ継続的に行い、国連の所掌する問題に関して日本の考えを丁寧に意思疎通することで、日本は国連事務局の意思決定プロセスに大きな影響力を有している。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2024 年3月、安保理閣僚級会合出席のためニューヨークを訪問した上川外務大臣は、グテーレス国連事務総長と会談した。グテーレス事務総長からは、日本の国連に対する貢献に深い感謝の念が示され、両者は多国間主義の強化のために協力していくことで一致した。

2024 年 10 月、外務省の招待により訪日したディカルロ国連政務平和構築担当事務次長が林官房長官を表敬した際、ディカルロ事務次長から、DPPA をはじめとする、国連事務局に対するこれまでの日本の貢献への謝意が表明さ

れた。また、林官房長官からディカルロ事務次長に対し、国連の機能強化の重要性を強調しつつ、日本として、国際の平和と安全に貢献していく旨を述べた。

2024 年 11 月、外務省の招待により訪日したディカルロ国連政務平和構築担当事務次長が岩屋外務大臣を表敬した際、DPPA を含め国連事務局に対するこれまでの日本の貢献への感謝が示され、引き続き緊密に連携していきたい旨が表明された。また、安保理改革を含む国連の機能強化を含め、幅広い課題について連携を確認した。訪日後には同事務次長の SNS 上でも今後も日本と協力していきたいとして対外的に発信がなされ、ビジビリティの向上に寄与した。

2026 年3月、齋藤国連政策室長は、ニューヨーク出張に際し、DPPA 幹部の日本人職員と意見交換を行い、本件拠出を含めて議論した。

2026 年4月、国光外務副大臣は、ニューヨーク出張に際し、ディカルロ国連政務平和構築担当事務次長と会談を行い、ディカルロ事務次長から、DPPA をはじめとする、国連に対するこれまでの日本の貢献への謝意が表明された。また、国光副大臣からディカルロ事務次長に対し、国連の機能強化の重要性を強調しつつ、日本として、引き続き国際の平和と安全に貢献していく旨述べた。

・日本側の取組

本件拠出に当たっては、日本による安保理作業方法向上のための取組への支援に関するビジビリティを高めるべく、国連代表部の SNS アカウントにて広報を行った。2025 年5月時点で、動画を用いた X の該当投稿は、2,300 回以上表示されている。

DPPA に対しては、レパトワール信託基金の具体的な使途、成果及び評価の公表など、PDCA サイクルや評価の透明性を確保する必要があることなどを十分に説明し、本件拠出の適正な執行の確保にも努めている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

DPPA 幹部の日本人職員が、2025 年 11 月、広島大学において令和7年度外務省委託「平和構築・開発における人材育成事業」の研修講師として、「国連における人事・キャリア」や、「危機管理」について講義を実施した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国連安保理レパトワール信託基金拠出金は DPPA が国連創設以来の国連安保理の活動実績・慣行などをまとめた「レパトワール」の作成と更新をすることで過去の安保理における手続や慣行及びその問題点を洗い出しなど、安保理の作業方法の改善、透明性・正統性の向上に資するとともに、ひいては日本の外交政策上の目標である安保理への信頼回復や、安保理を含む国連の機能強化に貢献することを目標としている。

DPPA は、2-1(2)のと通りの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のと通りの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

DPPA は、2023-2026 年の「戦略的計画」において、目標1:紛争予防・解決と平和維持、目標2:国際の平和と安全のためのより効果的な多国間主義、目標3:より強固で効果的な部局(Department)の3点を掲げており、なかでも目

標2には、DPPA が安保理の支援や安保理における前例・慣行の分析を実施することを含め、国連機関を支援するという目標が含まれている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

レパトワールとは、安保理の前例・慣行を分析・調査した結果を解説した安保理の手続に関する手引書である。これは、安保理の記録の補足となることを意図したものではなく、関連した手続について便利に参照できることを目的としたもので、安保理加盟国（特に非常任理事国や安保理外の加盟国）にとって、過去の安保理の前例・慣行を詳細に知ることのできる文献としての価値が極めて高く、国連の作業部会でも各加盟国からその重要性が指摘されている。

レパトワールの初版は 1946 年から 1951 年までを対象とし、1954 年に発行された。それ以降の版はすべて補遺（supplement）と呼ばれる。1952 年から 2017 年まで、各補遺は2～4年に一度発出されていたが、2018 年以降、補遺版の対象期間は1年となっている。

2008 年以降のレパトワール（補遺）は 10 章で構成されており、議題ごとの安保理の活動概要、安保理手続仮規則、他の国連機関との関係、安保理の下部委員会、国連憲章第1章の条項の検討、国連憲章第5章の条項の検討などが含まれる。ある条文や規則が安保理でどのように扱われたかを示すため、会議、決議、その他の決定、公式報告書からの抜粋をケーススタディとして記載することで、安保理における前例のまとめにとどまらず、実用性の高い文書となっている。

2025 年付で、安保理での会合や採択された決議の内容が記載された約 720 ページにわたる 2023 年分レパトワール（補遺）がホームページ上で公開された。レパトワール（補遺）では、安保理が扱う膨大な事柄について、23 の地域・国別、15 のテーマ別、手続や国連憲章との関係、その他国連機関や地域機関との関係を含め、多角的な観点から詳細に分析が行われている。安保理における前例・慣行の詳細な分析や公開は、安保理理事国のみが有する制度的な知識や情報を広く共有することにつながり、ルールに基づく多国間協調の促進に寄与することから、上記目標2：国際の平和と安全のためのより効果的な多国間主義達成に資する取組であると言える。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・**会計年度**：1月から12月
- ・**決算報告書の受領（先方公表）年月**：2025年4月
- ・**決算状況** 国連安保理レパトワール信託基金の2024会計年度：収入1,760,563米ドル、支出1,650,915米ドル、差額109,648米ドル（本拠出金については残余金が次期会計年度の収入に繰り越される規則となっており、繰越金は進行中のレパトワール作成事業に使用される（残余金の繰越に事務局の許可は不要））。
- ・**外部監査** 監査主体：国連会計検査委員会（UN Board of Auditors）
結果：2025年7月に発出された年次報告書（対象：2024年1月から12月）において、日本の拠出案件に関し、特段の指摘はなかった。また、同報告書によれば、2023年12月まで勧告は、いずれも実施済みとなっている。
- ・**その他** 内部監査の制度あり。

国連内部監査部（UN Office of Internal Oversight Services）は内部監査部門（Internal Audit Division）、検査評価部門（Inspection and Evaluation Division）、調査部門（Investigation Division）に分かれているが、2024年7月から2025年6月を対象とした、国連内部監査部の活動報告では、該当期間内に、レパトワール信託基金について内部監査部門からの特段の指摘はなされていない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（不適切事案の有無を含む。）

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
11	14	14	13	15	2	未公表
備考	DPPA 全職員数は、2024 年 12 月 31 日時点で 375 名(出典:A/80/508、66 ページ)。2025 年は未公表。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
2	2	4	2.67	3	0.33	未公表
備考	DPPA 幹部職員数は、A/80/508 には掲載されておらず、不明。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
国連における流動性危機の影響により、国連事務局全体でポストが削減。DPPAにおいても例外でなく、DPPAのうち通常予算で賄われる部署のポストは60ポスト削減、その他の部署は全体の48%のポスト削減が定められ、日本人の採用にとってより厳しい状況となっている。 ニューヨークや東京で幹部職員を含めた日本人職員との意見交換を2025年度に計4回実施し、日本人職員の採用・昇進に向け、適時情報収集・職員との意思疎通を行っている。 また、要人往来などの機会を捉え、日本人職員増強に向けた働きかけを繰り返し実施してきたほか、拠出時には、毎回、引き続き国連政務平和構築局における日本人職員の積極的な採用・昇進を期待する旨を伝達している。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	a	b	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合ボランティア計画（UNV）拠出金（平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業）	
2 拠出先の名称	
国際連合ボランティア計画（UNV）	
3 拠出先の概要	
国連ボランティア計画（UNV）は、国連開発計画（UNDP）の下部組織として、1970 年の国連総会決議（A/RES/2659(XXV)）に基づき設立。本部はボン（ドイツ）。2024 年時点で 169 の国・地域で活動を実施。開発途上国における開発支援や紛争地域での緊急援助、その後の平和構築活動などに貢献する意志のある者を世界中から募り、各国政府や国連機関の要請に応じて国連ボランティアとして現地に派遣。人種や国籍に関係なく参加の機会を広げること、平和構築や開発支援などの目標に貢献。日本での拠出先として東京駐在事務所を有する。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、平和構築・開発分野において活躍する人材を育成し、同分野における日本のプレゼンス強化を目的とするもの。具体的には、外務省委託「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の一環として、同事業の国内研修に参加する日本人研修員を、国連ボランティアとして国連機関のフィールド・国・地域事務所に1年間派遣する経費などに充当。派遣された日本人研修員が国連機関での実務経験を積み、その後に平和構築・開発分野の国際機関でキャリアを構築するための機会を提供することにより、国際機関における日本人のプレゼンス強化に貢献するほか、平和構築分野において日本の顔が見える貢献を可能とするもの。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模（予算額、拠出率、拠出順位等）	
令和8年度当初予算額 87,457 千円	
日本の拠出率 100%。全額イヤーマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国際平和協力室、在ドイツ日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標（外交戦略、重要政策、重点分野等）
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ：分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ-1：国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野3：国際平和協力やその他の安全保障上の協力の拡充、体制の整備」の下に設定された中期目標「国際平和協力分野の人材の裾野を拡

充するため、人材育成や国内基盤の整備・強化を実施する」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

- UNV は、国連ボランティアの募集・派遣を通じて世界の平和構築と開発支援に貢献する国連機関。その活動分野は、平和維持、難民・避難民支援、教育、保健・医療、ジェンダー、環境保護、ガバナンス、人権、ビジネス支援、経済・コミュニティ開発、調達・ロジスティック、AI・データなど、多岐にわたる。2024 年に 14,600 名以上の国連ボランティアを派遣し(2023 年に比べ 14%増)、1970 年創設以来、約 1,600 名の日本人国連ボランティアが世界 115 か国以上で貢献している。
- 近年のウクライナ侵略や中東情勢のみならず、世界各地で紛争が発生する中、紛争後の平和維持に加えて、紛争予防や再発防止、持続的な平和の定着のために開発の基礎を築くための平和構築の重要性が増している。平和構築は、紛争再発を防ぐため、和平プロセス促進から治安確保、復興・開発に至るまでの継ぎ目ない支援を行うものであり、日本の安全保障と国際社会の平和と安定の観点から特に重要な課題である。
- 本件拠出は、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業(以下「本事業」)」に参加する日本人研修員を、平和構築の現場で活動する国連機関に派遣するために充当されている。本事業は、2007 年に麻生外務大臣政策演説で「平和構築を担う人材を育てるため、『寺子屋』を作ります」と言及したことを機に設立され、2015 年に刷新・拡大された。本件拠出を通じて、これまで 260 名超の日本人研修員を世界 70 以上の国・地域に派遣しており、日本が国際社会の平和と安定に責任を持つ一員としての積極的な貢献を示すために不可欠な事業となっている。特に、資金を拠出するだけでなく、日本人研修員が平和構築の現場で活動することで、派遣国・地域における日本の顔が見える支援として高く評価されている。
- また、UNV は、平和構築分野で活躍する人材育成とともに、国際機関の日本人正規職員などを輩出する上でも他の機関には代替できない役割を果たしており、国際機関における日本人のプレゼンス強化の点でも重要な拠出先となっている。国際機関の正規職員ポストを獲得する上で、応募時点で国際機関での実務経験を有することが有利に働くとされている。多くの日本人はそのような実務経験を積む機会が乏しいことが国際機関に挑戦するための障壁となっている。そうした中、本件拠出で国連機関に1年間派遣されることは、国連機関での実務経験を積むだけでなく、広く国際機関などで勤務するためのスキルやノウハウを身につけ、人的ネットワークを形成するための貴重な機会となる。国連ボランティアとしての実務経験は国際機関正規職員になる入口の一つと言われており、このような経験なく正規職員ポストに応募する場合に比べて比較優位性を有する。
- UNV は、2024 年に 14,600 人以上の国連ボランティアを派遣し(2023 年に比べ 14%増)、1970 年創設以来、約 1,600 名の日本人国連ボランティアが世界 115 か国以上で貢献しており、平和構築・開発分野の国連機関への派遣実績において、この組織を代替できるものは存在しない。このような有用性を認め、本件拠出を通じて、これまで 260 名超の日本人研修員を世界 70 以上の国に派遣しており、国際機関の日本人職員などを輩出する上で UNV は代替のきかない組織。
- なお、本事業で実施する日本国内研修は、国連ボランティアとしての派遣先での任務遂行に必要な多様なスキルや知識、ネットワークを習得・強化するためのものであり、本件拠出と強い相互補完性がある。また、派遣先を選定する際には、平和構築・開発分野における日本の他の拠出によるプロジェクトなどと連携するなど、テラーメイドの派遣を可能にする点において、平和構築・開発分野に貢献する。他の日本の拠出との間に、強い補完性がある。
- 2025 年8月にクルバノフ UNV 事務局長が訪日した際には、本件拠出に関して謝意が述べられた(1-3 参照)。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

国連ボランティアの派遣を含む本事業の円滑な実施を確保するためには、UNV 関係者と外務省・在外公館関係者との緊密な意見交換が不可欠である。現在、本事業のうち、国連ボランティア派遣業務全般を担当する UNV 東京駐在事務所には、本事業修了生(日本人)が就いており、さらにその補佐を行う日本人職員(UNV2名)もいることから日本の意向が本件拠出に係る事業に反映されやすい体制となっている。これらの日本人職員を始め、東京駐在事務所職員とは、本件拠出に係る事業のみならず、補正予算での事業に関して、日常的にメールや電話、対面の会議などで連携を取り合う関係にあり、日本との円滑な意思疎通に加え、双方の利益を追求・調整できる信頼関係を維持している。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

上記 1-2 のとおり、UNV 関係者と外務省・在外公館関係者との緊密な意見交換が不可欠なところ、最近の意見交換の主な実績は以下のとおり。

・UNV 本部関係者が訪日した際、外務省関係者との間で、本件拠出に係る改善や広報協力、派遣分野のニーズなどについて意見交換を実施(2025 年7月)。意見交換の結果、本件拠出に係る活動報告書の提出など、広報や報告における改善につながった。

・2025 年8月、訪日したクルバノフ UNV 事務局長は、UNV 地域幹部3名とともに、外務省国際平和協力室室長と面談し、派遣などが順調に進捗していることを説明するとともに、本件拠出に対し謝意を表明し、事務局の効率的な運営を約した。

・UNV 東京事務所関係者が本事業関係者として令和6年度「プライマリー・コース」研修員による藤井外務副大臣表敬に同席(2025 年2月)。

・日本側の取組

- 2025 年 11 月、本事業に参加する日本人研修員が大西外務大臣政務官を表敬。大臣政務官からは、平和構築や開発に従事する研修員に敬意を表する旨述べたほか、研修を通じて平和構築・開発の第一線で従事するに当たり必要なスキルを身につけるとともに、お互いの経験を共有して、平和構築への解決策を多角的・多面的に導き出してほしいとの激励があった。また同政務官は、平和の構築と維持の重要性に触れた上で、研修員が今後、平和構築・開発分野において一層活躍することを期待する旨述べた。
- 1997 年に日本が主導して「ボランティア国際年」決議を採択して以降、日本が原提案国としてフォローアップ決議案を3年に1回、国連総会に提出。直近では 2025 年 12 月、国連ニューヨーク本部で行われた「持続可能な開発のための国際ボランティア年」開会イベントにて、山崎国際連合日本政府代表部大使がステートメントを述べ、日本の根強いボランティア精神を紹介し、UNV の活動に支持を呈した。また、下述 1-4 のとおり、日本の民間主導で国際的なボランティア活動の取組を継続的に喚起。
- 派遣先のポスト発掘、マッチング(2-2 参照)に際しても、UNV と協力しつつ、対応している。平和構築・開発分野における日本の支援案件と効果的に連携すべく、外務省関係課・在外公館及び国連機関の現地ニーズも踏まえ、戦略的に派遣先を選定したり、過去の日本人研修員や国連機関駐日事務所関係者からもヒアリングを行い、研修員のキャリア構築や継続性の観点で効果的なポストの選定に努めた。令和7年度研修員の派遣においては、在外公館と UNV 及び派遣先国連機関との連携が功を奏し、日本が拠出した案件との連携可能性、派遣地域や派遣分野の多様性、今後のキャリア展望なども考慮した派遣先の選定とした。また、派遣後も必要に応じて日本人研修員からの個別の相談に応じるなど、丁寧なフォローアップに努めている。
- 本事業の広報について、「外交青書 2026」のコラム欄の一面において、本事業でガンビアに派遣された日本人研修員を掲載。同研修員は UNDP において、選挙への包摂的な参加促進を目的とした研修や選挙管理委員会の整備などを含む選挙支援活動、治安部門改革事業や移行期正義支援などを含むガバナンス支援に従事し、その仕事内容や意義、やりがいについて紹介するなど、本事業のビジビリティ向上に寄与した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

- 本件拠出は、拠出先の UNV が、広島大学(2025 年度の本事業委託先)、及び国連訓練調査研究所(UNITAR)などと連携して、運営している。
- 日本と UNV の関係は長く、1971 年に UNV 第1団派遣者として伊藤嘉一氏がイエメンで国土復興に従事。1993 年、カンボジアで選挙監視活動中に殉職した中田厚仁氏も国連ボランティアのひとりである。「ボランティア国際年」は、中田厚仁氏の御尊父中田武仁氏の提唱に基づき、1997 年に日本が主導して決議採択されたもの。それ以降も日本が原提案国としてフォローアップ決議案を3年に1回国連総会に提出し、直近では 2021 年「国連ボランティア計画(UNV)50 周年・ボランティア国際年 20 周年記念決議」、2024 年 11 月には日本及びブラジル起案による「持続可能な開発目標を達成し、誰一人取り残さないためのボランティア活動の強化」決議が採択された。日本は、国連ボランティア活動の提唱に取り組んだ中田氏の思いを改めて想起するとともに、今後とも引き続きボランティア活動の世界的な推進を支援していくとしている。
- また、UNV は、1989 年に独立行政法人国際協力機構(以下、JICA)と結んだ協定を基に、JICA 海外協力隊(JOCV)経験者を対象とした、JOCV 枠 UNV 派遣制度を開始。同制度の下、これまでに累計 421 名が 70 か国に派遣され、国際協力分野にて活躍している。さらに、UNV は関西学院大学と協定を結び、国連学生ボランティアとして、学生の開発途上国への派遣を開始。同協定の下、これまでに 200 名の学生が活動を実施した。
- 本件拠出は現在外務省から UNV に対する拠出額の約 90%を占めており、平和構築・開発分野におけるボランティア活動の重要性に関して重要なメッセージとなっている。前述のように、ボランティアを通じ、世界の平和構築と開発支援に貢献する国際的な取組を日本の官民が連携して世界をリードする中で、ボランティア活動の世界的な推進の観点からも、本件拠出は必要不可欠な位置付けとなっている。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際連合ボランティア計画(UNV)拠出金(平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業)は、UNV が国連ボランティアとして日本人を平和構築・開発に携わる国連機関に派遣することで平和構築や開発を支援することを事業目標とし、ひいては日本の外交政策上の目標である国際社会の平和と安定に貢献すること、さらに、国際機関における日本人のプレゼンス強化に貢献することも目標としている。

上述の国際社会の平和と安定における貢献と、平和構築・開発分野の国際機関における日本人のプレゼンス強化を達成するために、UNV は、2-2 のとおり、派遣先の選定、マッチング方式の活用などの二つの取組を実施している。その結果、例えば、本事業の主要研修「プライマリー・コース」(国内研修及び国連ボランティアとしての1年間の海外派遣)では、4つの目標のうち3つを達成した(下記 2-2)。

また、基準3においては、3-1 のとおり、報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

- 本事業は、平和構築の現場で活躍できる人材を育成し、平和構築・開発分野の国際機関における日本人のプレゼンスの強化を目標とする。そのため、日本人を開発途上国における国連機関の事務所などに国連ボランティアとして1年間派遣している。目標達成のために、①国連機関のポストの発掘、②日本人研修員と国際機関のマッチング、③キャリア支援(オンラインセミナーなど)という3つの取組を行っている。このうち、UNV は本件拠出では①、②を担っている。また、③については必要に応じ協力を行っている。
- 第一に、本事業に参加する日本人研修員が多くの選択肢から自らの経歴や関心に近い派遣先を選択できるように、可能な限り多くの国・地域・分野の発掘に努めている。UNV は、国連機関や在外公館を通じて、現地のニーズを反映した多くのポストの発掘に努め、研修員の多様な関心をカバーできるように取り組んだ。その結果、2025年度に本事業に参加した日本人は、200 近くのポストの中から派遣先を選択することができた。具体的には UNDP や国際連合児童基金(UNICEF)、世界食糧計画(WFP)など 25 近くの国連機関、アフリカ・中東・アジア・ラテンアメリカ・欧州の約 60 か国を派遣先候補とした。
- 第二に、日本人研修員自身の経験や能力が、派遣先の業務内容と一致するよう、マッチングを実施。具体的には、研修員自身が UNV や国連機関駐日事務所のアドバイスを受けながら、多数の派遣先候補から国連機関や国・地域を基に優先順位をつけて希望を提出し、希望機関による面接を経て、当該研修員が同機関のニーズに合致する経歴や能力を持ち合わせていると判断された場合に、当該希望ポストに内定し、派遣先として決定された。
- 国連ボランティアとして派遣された後に日本人研修員が国際機関の正規職員として採用されるためには、派遣先の関係者に対し、十分なパフォーマンスを発揮し、能力と実績が認められる必要がある。研修員自身による派遣先の希望提出及び希望機関による面接という2段階のマッチングプロセスによって、ミスマッチングを防ぎ、国際機関への定着を図っている。
- また、応募者の発掘・広報も目的とし、UNV 東京駐在事務所の日本人国連ボランティア特設ホームページにおいて、研修員4名(ガーナ:モニタリング評価、ガンビア:気候変動・土地問題、ヨルダン:難民支援、ミャンマー:ジェンダーに基づく暴力)の現地活動状況について紹介。また、他にも、大学や外部団体などによる各種セミナーや会議などにおいて本事業について紹介するなどにより、本事業に係る情報を発信した(評価対象期間中に合計5回)。また、事業委託先の広島大学らが実施したプライマリー・コース応募説明会及びキャリアセミナーにも協力した。応募説明会は 2025 年7月に2回実施され、合計約 100 人が参加。オンライン開催で、広島大学、UNV、UNITAR、本事業修了生が登壇し、プライマリー・コースの包括的な説明を行った。実施後のアンケートでは、質疑応答やオンラインでの実施、これまでの研修員による活動紹介などが高く評価され、満足度の高い説明会となり、本事業への応募数の増加及び広報に寄与した。
- なお、本件拠出によるものではないが、本事業の第三の取組として、UNV は、本事業委託先である広島大学などと協力し、派遣中の日本人研修員への支援にも尽力。派遣中及び派遣終了後のキャリア形成について日本人研修員から相談があった際には、派遣先の国連機関や UNV 地域事務所などと連携して、必要な支援を提供。
- 本事業は上記のような様々な取組により、国際機関の若手日本人職員を毎年着実に輩出している。本事業の進捗を測る短期的な成果目標として、海外派遣終了直後の研修員の平和構築・開発に関連する分野への就職率を 80%、国際機関への就職率を 70%と設定。評価期間内に派遣を終えた研修員の就職率は、前者 100%、後者 75%((注)国連・国際機関職員、JPO、UNV を含む)と、前者・後者ともに目標を達成した。
- 長期的な成果目標としては、これまでの本事業修了生の国際機関への就職率を 50%及び平和構築・開発に関連する分野への就職率を 70%と設定しているが、前者は 49%、後者は 82%となった。後者は 2024 年度に続き目標を達成した。前者に関して、国際機関における資金難やそれに伴う国際機関への就職難に鑑みれば、これ

らの数字は、本件拠出により、日本の国際社会の平和と安定への貢献と、国際機関などにおける日本人職員増強に直結する効果を生み出していることを示すものといえる。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年 10 月(日本の 2024 年拠出分) ・報告書は、おおむね決められたサイクルで提出された。決算状況については問題がないことを確認している。 ・監査 監査主体: 国連会計検査委員会、対象: 拠出先全体、結果: 本件拠出について特段の指摘事項無し ・その他 内部監査の制度あり。ただし、今次評価対象期間に本件拠出に直接影響を与えるような特定の問題は見られなかった。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
65	69	67	67	68	1	254
備考	上記「日本人職員数」は、本件拠出が、平和構築・開発分野の国際機関における日本人のプレゼンスを強化することを目的としていることから、UNV における日本人職員数ではなく、平和構築・開発分野の国際機関に正規職員として在籍する本事業(プライマリー・コース)の日本人修了生の人数を記載((注)JPO、国連ボランティア、コンサルタント、インターンなどは含まない)。また、上記「(参考)全職員数」は本事業の日本人修了生の総数。(注)最新の現況調査を行った 2026 年3月時点。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	0
備考	上記「日本人幹部職員数」は、本件拠出が、平和構築・開発分野の国際機関における日本人のプレゼンスを強化することを目的としていることから、UNV における日本人幹部職員数ではなく、平和構築・開発分野の国際機関に正規幹部職員として在籍する本事業(プライマリー・コース)の日本人修了生の人数で D 以上の人数を記載。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
平和構築・開発分野の国際機関に正規職員として勤務している日本人の中で、いまだD1ポストは輩出されていないものの、本事業のプライマリー・コースは、2007年度の事業開始からP5ランク(含む相当)の日本人国連職員を計2名輩出。(注)一般的に、P4からP5までは約8～10年間、P5からD1までは更に約5～10年間の経験が必要と言われて						

いる。

現在、国際機関における資金難によるポスト削減や新規採用凍結など、日本人職員を取り巻く状況は一層厳しいものとなっている。その様な状況の中でも、本件提出を通じて国連機関へ派遣された修了生の国際機関就職者が1名増えたことは、本件提出が国際機関における日本人職員の増強という目標に大いに寄与していることを示す。

4-2 本件提出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連平和活動局信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国連平和活動局(DPO)	
3 拠出先の概要	
国連平和活動局は、国連加盟国や事務総長が国際の平和と安全を維持するために行う活動である平和維持活動(PKO)の派遣、関連政策の立案、評価、訓練などを担当する国連事務局の一部局。国連事務局の組織改編により2019年設立(前身となる国連平和維持活動局(DPKO)は1992年設立)。本部所在地はニューヨーク(米国)、駐日事務所無し。	
4 (1)本件拠出の概要	
PKOは、国連が国際の平和と安全の維持という機能を果たす上で中心的な役割を有するが、AIやドローンといった新たな技術を用いた脅威の出現を始め、紛争の複雑化・高度化によりPKOの活動環境は一層熾烈さを増しており、要員の安全確保やPKOの実効性・効率性の向上が必要となっている。国連加盟国が負担を義務付けられているPKO分担金はPKOミッションが国連安保理決議によって定められたマンデートを実施する上で必要な経費を始め、PKOミッションの管理・運営のために使用される、いわゆる足腰予算のみを賄うものであり、一方で、PKOミッションの強化や改善のための施策に必要な予算は、国連加盟国によるDPO信託基金への任意拠出金によって賄われている。本件拠出は、後者に当たるものであり、DPOから接到する案件プロポーザルの内容を踏まえつつ、日本が拠出先としてふさわしい案件を見極め、イヤマークするものである。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 15,135 千円	
2024年:日本の拠出率0.4%(拠出順位13位)。全額イヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国際平和協力室、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ:分野別外交」、「施策Ⅱ-1:国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野3:国際平和協力やその他の安全保障上の協力の拡充、体制の整備」の下に設定された中

期目標「国連による平和維持活動を始めとする国際の平和と安定の維持に向けた取組や議論に積極的に貢献する」を達成するための手段の一つと位置付けている。[\(令和6年度外務省政策評価書\)](#)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

●DPO は、PKO の実効性・効率性を向上させるため、即席爆発装置(IED)や偽情報・誤情報といった PKO ミッションが直面する課題への対応や、PKO ミッションの成果を客観的に評価するシステムや取組の整備・拡充、PKO ミッションの強化・改善に向けた国際的な議論の推進などを行っている。

●グテーレス国連事務総長は、PKO が深刻な課題に直面し、危険かつ複雑でハイリスクな環境下での活動を余儀なくされているとして、2018 年、PKO を改善・強化するためのイニシアティブ「PKO のための行動(A4P)」を発表。また、2021 年には A4P の取組を加速させるイニシアティブとして「PKO のための行動プラス(A4P+)」を発表し、国連加盟国に対して強力な共通の行動を求めており、この呼びかけに応えることが必要。

●本件拠出は、PKO を通じて国際の平和と安全の維持に貢献し、ひいては国際場裏における日本のプレゼンスを高めることに貢献する。

●日本は、2011 年以降、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)の司令部に自衛官を派遣しているほか、DPO や PKO の後方支援やロジスティクスを所掌する国連活動支援局(DOS)にも自衛官を出向させるなどの人的貢献を行っている。また、日本は、DOS が実施する PKO 要員に対する訓練枠組「国連三角パートナーシップ・プログラム(TPP)」に対し、財政支援するとともに、教官として自衛官を派遣し、PKO に派遣される要員の能力構築支援も実施している。加えて、日本は、米国、中国に次ぐ第3位の PKO 分担金負担国として、PKO を中心的に支えるための財政貢献も行っている。本件拠出は、これらの取組と合わせて、PKO 分野での日本の取組を強化するものである。

●PKO 強化の重要性について、藤井外務副大臣は、2025 年5月の PKO 閣僚級会合において、「PKO の将来及び PKO がいかに一層複雑化する国際情勢に適應できるかを検討する時を迎えて」いることを挙げ、「日本の知識・知見を共有しつつ、PKO の強化に係る国際的な議論に貢献し」ていく旨述べた。また、山崎国際連合日本政府代表部大使は 2025 年9月の国連安全保障理事会公開討論において、PKO が前例のない課題に直面している旨述べ、かかる状況下で「いかに PKO の有効性及び効率性を向上させることができるか」を真摯に検討することの重要性を強調した。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

●1-3に記載するとおりDPOと要人往来などの機会に、PKOに係る取組に関して、日本としての取組や考え方を伝達してきている。DPOを含む国連事務局からは日本との協力を強化していきたい旨繰り返し表明されており、日本は国連事務局の意思決定プロセスに大きな影響力を有している。

●日本は、国連において PKO 全般について包括的に協議する唯一の正式な会議の場である PKO 特別委員会において、1965 年の設立当初からのメンバー国であり、1972 年からは副議長を務め、国連 PKO の今後の方向性を決める議論に貢献してきた。加えて、PKO が直面する課題について政治レベルで議論を行う PKO 閣僚級会合においても、2016 年の第1回会合から今次評価対象期間中の 2025 年5月に行われた第6回会合に至るまで共催国として国際的な議論に貢献してきており、このような機会を通じて国連事務局との意思疎通を図っている。特に、閣僚級会合の事務局機能を担う DPO とは頻繁に連絡を取り、意見交換を行うことができる関係性を築いている。

●本件拠出は、DPO から接到する案件プロポーザルの内容を踏まえつつ、日本が拠出先としてふさわしい案件を見極め、イヤマークするものであり、案件の目的、取組及び見込まれる成果について日本が自ら検討し、拠出先を決定することが可能であり、拠出金の使途について日本の意向を確実に反映することができる。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

・2025 年 11 月、ラクロワ国連平和活動担当事務次長は、森川内閣府国際平和協力本部事務局長らと意見交換を行い、今後の日本と PKO との連携について議論し、その重要性を確認した。

・2025 年8月、ラクロワ国連平和活動担当事務次長が訪日し、林官房長官を表敬。日本の PKO に対する重要な支援・貢献への感謝の意を表明し、日本・国連間の連携を継続していくことを確認した。 ・2025 年5月、ラクロワ国連平和活動担当事務次長は、PKO 閣僚級会合の機会に藤井外務副大臣と会談し、PKO の将来などについて意見交換を行った。 (注)国連平和活動担当事務次長は DPO のトップ。 ・日本側の取組 ・国連日本政府代表部を通じて拠出先である DPO の担当者らと定期的に意見交換を行い、拠出しているプロジェクトの進捗状況を随時確認している。 ・本年2月～3月に開催された PKO 特別委員会(C34)において、本件拠出に関連する A4P+の実施状況をモニタリングすることの重要性を喚起する文言を報告書に含めることを提案し、同文言を含む報告書がコンセンサス採択された。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括 国連平和活動局信託基金拠出金は、DPO が、PKO の直面する課題への対応や、PKO ミッションの成果評価、PKO ミッションの強化・改善に向けた取組を実施することで、PKO の実効性・効率性の向上を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国際の平和と安全の維持に貢献することを目標としている。 DPO は、基準2のとおり、A4P+認識調査事業において、認識調査要領の研究の一部を終了させ、これを反映したハンドブックの編纂が最終段階に到達しているほか、パイロット事業受入れに向けた PKO ミッションとの議論を進めるなどの効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-1 のとおりの状況である。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
【実施中の事業】 ●2024 年度拠出:PKO ミッション軍事パフォーマンス向上事業 (1)目標:PKO ミッションにおける軍事パフォーマンスを著しく向上させる。 (2)取組:軍事部門の能力評価を行うため、要員派遣国への視察、ミッションの評価活動に係るワークショップの企画・実施、評価結果の PKO 関係者への共有、関連する教材の開発・改訂などを実施する。

(3) 成果: 要員派遣国に対する視察を実施し、同国内での派遣準備の状況、特に PKO ミッションに必要なスキルの習得状況などを評価し、その後、体系的なフィードバック及び DPO が要員派遣国へ示すカリキュラムなどに関するレビューを併せて実施した。このフィードバック及びレビューの結果は、今後、PKO ミッションにおいて当該要員派遣国の派遣部隊が適切なパフォーマンスを発揮できているか否かによって確認される。

(4) 今後の見通し: 事業期間が延長され、2026 年6月末頃に事業終了予定。

●2025 年度拠出: A4P+認識調査事業

(1) 目標: PKO の実効性強化に資するため、国連及び加盟国などの意思決定者が、PKO 展開地域における A4P+の現場での認識状況、PKO ミッションへの成果や影響をより包括的に把握できるようにする。

(2) 取組: 認識調査要領の研究、認識調査及びその分析に係る訓練の実施、PKO ミッションにおけるパイロット事業の受入れ支援、A4P+モニタリングへの反映を実施する。

(3) 成果: 認識調査要領の研究のうち、ミッションへの導入に当たって重要な一歩である現地での調査構成要領及びその実施要領に関する研究を終了し、これを反映した DPO・PKO ミッションスタッフ向けハンドブックの編纂作業が最終段階に到達しているほか、パイロット事業の受入れ候補となる複数の PKO ミッションと詳細を詰めている。今後は、分析要領の研究とそのハンドブックの編纂に並行して、既に編纂が終了しているハンドブックを用いた訓練を進め、実践に移す予定である。

(4) 今後の見通し: 2026 年9月末頃に事業終了予定。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2026 年3月(日本の 2024 年度拠出分のうち PKO 閣僚級会合・準備会合経費)、(残額 9,260 米ドルは現在返還手続中。) ・事業終了後の速やかな報告書提出を求めており、これがおおむね守られている。 ・監査 監査主体: 国連会計検査委員会、対象: 拠出先全体、結果: 特段の指摘事項なし ・その他 内部監査の制度あり。ただし、今次評価対象期間には本件拠出に関する監査報告は行われていない。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
12	13	14	13	14	1	未公表
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数

2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	未公表
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況（ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等）						
2025年5月、藤井外務副大臣からラクロワ国連平和活動担当事務次長に対して、日本人職員の採用・昇進に向けた働きかけを実施した。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際機関幹部職員増強拠出金	
2 拠出先の名称	
イエメン担当国連事務総長特使事務所(OSESGY)、国際民間航空機関(ICAO)、国連事務局グローバル・コミュニケーション局(UNDGC)、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(UNICEF)、国連本部事務総長室(EOSG)、国連本部事務局人的資源部(UNOHR)	
3 拠出先の概要	
外務省と取決めなどを交換し、外務省が当該年度において日本人職員を派遣している国際機関	
4 (1)本件拠出の概要	
外交上の諸政策を推進し地球規模の課題に対応するため、国際機関の活用は重要である。国際機関の職員は中立的な存在であるが、日本人職員の活躍は国際機関との連携強化につながるとともに、日本の「顔」としてプレゼンス向上にも寄与している。日本は、国際社会における日本の貢献の一つとして、より多くの日本人が国際機関で活躍することを支援しており、国連関係機関に勤務する日本人職員(専門職以上)は2015年の779名から2024年末現在で979名に増加した。特に、プレゼンス強化のためには、日本人職員の総数の増加のみならず、よりランクの高い幹部職員数の増加が極めて重要であることから、2017年度から、将来的に幹部候補となり得る日本人を国際機関の中堅ポストに派遣するため、本件拠出を開始した。 本件拠出は、国際機関における将来的な幹部職員増加のため、外務省との間で派遣に係る取決めを交わしている国際機関などの中堅レベルのポストに日本人を派遣するもので、拠出先(派遣先)機関は、本件拠出をもって日本側が日本人派遣に係る経費(給与、手当など)を負担することにより、当該日本人を当該機関の職員として採用及び処遇することとしている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 216,946 千円	
令和7年度当初予算額 260,650 千円、令和6年度当初予算額 304,858 千円、令和5年度当初予算額 174,444 千円 日本のみの拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国際機関人事センター、国際連合日本政府代表部、国際民間航空機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ－1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」の下に設定された中期目標「国際機関における邦人職員の一層の増強に向けて、候補者の能力や資質の向上を図ると共に、潜在的な候補者を掘り起こすために裾野を広げる啓発活動を強化する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。[\(令和6年度政策評価書\)](#)

2015 年、2016 年の日本再興戦略改訂工程表、2017 年の未来投資戦略工程表では、人材の発掘・育成を目指した、広報、就職支援、JPO 拡充、中堅職員送り込み強化などの日本人職員増加のための支援に触れているほか、2018 年以降は「骨太の方針」脚注、2021 年以降は本文に「国際機関邦人職員増強」として記載され、政府全体で取り組んでいる。また、2022 年の「国家安全保障戦略」にも言及されている。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

本件拠出は 2017 年度に開始されたものであるが、派遣される日本人は、国際機関の中堅レベルの正規職員として採用・派遣され、経験を積むことで、将来的な幹部職員としてのキャリア構築と昇進を目指す。派遣された日本人職員は、派遣期間中及び派遣期間後にわたり、国際機関の中堅レベル以上の職員として活躍することにより、それぞれの所掌分野において、国際公益と日本の国益の双方の実現に貢献することが期待される。

国際機関職員全体における日本人職員の人数構成をみると、P2レベルのエントリーレベルにおいては、JPO 派遣により、全体の 3.5%(210 名/5,929 ポスト、JPO 含む:2024 年末外務省調べ)に上るものの、中堅レベルは2パーセント台にとどまっている(P5 レベル:2.4%、P4レベル:2.2%、P3 レベル:2.0%)。国連をめぐっては、従来から継続する資金の流動性危機に加え、国連事務総長が打ち出した国連の業務の効率性と実効性を高めることなどを目的とした UN80 イニシアティブを踏まえ、2026 年通常予算が前年比 9.6%減となるとともに、約 2,600 のポスト廃止となり、幹部職員を含む日本人職員の処遇についても大きな影響が出ている。このような状況がある中、今後更なる幹部職員増加を目指すためには、次の幹部のなり手となる中堅レベルの人材層の強化が喫緊の課題となっているところ、本件拠出はこれに直接的に貢献するものである。JPO はエントリーレベルの若手層から国際機関の日本人職員の裾野を広げることを企図し、本件拠出はより専門性を持つ高位の人材層がさらに幹部職員へ昇進していくことを企図するものであり、両制度は補完的で代替不可能なものである。

具体的な派遣先を決めるに当たっては、国際機関が行う意思決定に参画していく中堅レベルの職員として、派遣中も直接的に国際機関との関係強化と日本政府との連携の促進に貢献できるよう、外交上の重要性も考慮して派遣先分野・ポストを選定している。現在までに派遣された日本人職員は、例えば、ICAO に関しては戦略目標の達成及び事業活動の評価などにおける客観的な指標策定に、また、UNDGC では、2025 年大阪・関西万博における国連パビリオンに係るアウトリーチなどにおける国連のコミュニケーション強化などにおいて、主導的役割を果たし、拠出先国際機関の活動強化といった国際公益の実現とともに、当該国際機関における日本人職員のプレゼンス拡大を通じた日本の国益の実現などを果たしてきた。本件拠出については、国際機関側から高く評価されており、例えば、OSESgy については、被派遣者は事務所内で重要な役割を果たし、イエメン和平推進にとって重要な取組を継続するのに不可欠であるとの評価があった。また、ICAO については、被派遣者の業績を高く評価する報告書が提出され、また、UNDGC については、国連事務次長より、被派遣者の貢献を高く評価するとの発言があった。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

派遣先のポストに関しては、国際機関側と調整の上、日本側が決定している。また、人選に関しては、国際機関側の規則により日本側から複数の候補者の提示が求められるが、日本側による選考を経た人材を決定、派遣している。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

現在日本人職員を派遣している国際機関側とは、以下のとおり協議、要人往来などが行われている。

(1)国連

・2025 年4月、岩屋外務大臣はグテーレス国連事務総長と会談し、日本と国連が引き続き緊密に連携していくことを確認するとともに、岩屋外務大臣からは日本人職員の増強に対する支援を要請した。

・同年5月、石破内閣総理大臣は、グテーレス国連事務総長と電話会談を行い、第9回アフリカ開発会議(TICAD9)や大阪・関西万博の機会も通じた日本と国連の連携について議論していくことを確認した。

・同年8月、石破内閣総理大臣は、グテーレス国連事務総長と会談し、石破総理大臣から、国連機関においてUN80イニシアティブによる改革が進む中、改めて日本人職員の雇用維持、増強を依頼する旨を述べ、これに対して、グテーレス国連事務総長から、国連の活動に関する日本の支援に謝意が述べられるとともに、国連改革に向けた努力及び日本に対する期待の声が寄せられた。

(2)UNDP

・2025 年5月、ブラウン UNDP 総裁補兼対外関係・アドボカシー局長は松本外務大臣政務官を表敬、日本との UNDP のパートナーシップを一層強化することが確認された。また、同時に第 14 回日・UNDP 戦略対話が開催され、日本と UNDP のより戦略的な連携につき、議論が行われた。

・同年8月、徐浩良(シウ・ハオリャン)UNDP 総裁代行兼副総裁は岩屋外務大臣表敬し、TICAD9も契機として、戦略的な連携を強化していくことで一致した。

(3)ICAO

・2025 年 11 月、日本の候補である大沼俊之 ICAO 日本政府代表部特命全権大使が国際民間航空機関(ICAO)理事会議長選挙で当選したことを受け、外務大臣談話を発出。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

日本企業にとって国際機関が様々な分野で行う規範設定やルールメイキングは、民間企業を含めたあらゆる活動に影響を与え得るものであり、日本企業と国際機関との連携における鍵となる日本人職員の存在は日本企業にとっても重要である。本制度による被派遣者は、国際機関でのキャリアだけではなく、日本企業や関連団体などでの勤務経験を有する者もあり、幅広い経験に基づいて国際機関における業務に取り組むことができる。このような人材は将来的に日本企業にとっても有為の人材となり得る。さらに、近年各国際機関は加盟国政府だけでなく、広く民間企業、NGO、市民社会とも協働して課題解決に取り組んでおり、日本人職員の関与はますます重要なものとなっている。

一例として、本件拠出先の国連は、健全なグローバル社会を築くための世界最大のサステナビリティ・イニシアチブである「国連グローバル・コンパクト」を立ち上げ、日本及び日本企業を含む世界約 160 か国、17,500 を超える企業・団体が署名する取組になっている。また、外務省の取組として、国連で行われる各種調達において、日本企業の参入機会を設けるべく、国際機関などの調達部門の参加を得て、国連調達セミナーを開催するなどの取組を行っている。

さらに、本件拠出の派遣先である UNDG には、コミュニケーションや市民社会へのアウトリーチ活動などを実施しているが、被派遣者は、国連が大阪・関西万博に参加する際には責任者のポストに就き、国連の万博参加において主導的な役割を果たした。具体的には、被派遣者は、国連パビリオンにおける日本企業との連携を重視し、株式会社ユニクロからのパビリオン・アテンダント制服提供、株式会社ブルーノート・ジャパンとの国際ジャズ・デー・コンサート、吉本興業株式会社との大規模イベント「Walk the Talk for the SDGs」、株式会社公文教育研究会と協力した写真展「大人になったら」での協力など、日本企業の専門性を活かした協力の実現に貢献した。国連の万博参加により上記のような日本企業と国連の連携も積極的に推進され、これは本件拠出により派遣された幹部候補職員の関与なくしては実現できなかったものである。

さらに、日本関係者が連携して国際機関を含む国際協力分野への日本人職員の就職などを後押しする取組として、2023 年度から「国際協力人材キャリア支援に関する意見交換会」が開始され、外務省、国際機関、JICA、NGO、開

発コンサルタント関係者が参加の上、人材交流や人材育成の連携に関する協議を継続している。また、外務省は、JICA、特定非営利活動法人国際協力 NGO センター(JANIC)と共催する「グローバルフェスタ JAPAN2025」(2025 年9 月実施)への参加を始め、大学・高校・中学や地方自治体とも連携し、数多くのキャリアフェア・セミナーなどを実施した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際機関幹部職員増強拠出金は、拠出先国際機関に日本人幹部候補職員を派遣することで、国際機関における日本人職員の一層の増強に向けて、候補者の能力や資質の向上を図ると共に、より高位レベルで国際機関との連携を強化し、ひいては日本の外交政策上の目標である、国連を始めとする国際機関における日本の地位向上、望ましい国連の実現を達成に貢献することを目標としている。

拠出先国際機関は、基準2のとおり、拠出により派遣される日本人を中堅レベルの正規職員として受け入れ、将来的な幹部職員としてのキャリア構築と昇進を目指す機会を提供している。派遣された日本人職員は、派遣期間中及び派遣期間後にわたり、キャリア構築と昇進に努めながら、国際機関の中堅レベル以上の職員として活躍することにより、それぞれの所掌分野において、国際共益と日本の国益の双方の実現に貢献している。実際に本制度による任期終了後も国際機関における更なるキャリア追求に役立てているケースもあり、これは現在国連機関における厳しい職員雇用状況を踏まえれば、一定の効果を上げていると評価できる。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については、4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

今次評価対象期間中においては、各国際機関と交渉・調整を行い、新たに国連事務局人的資源部(UNOHR)において日本人職員の増強を念頭とした日本人職員のポスト新設・派遣を実現し、本評価対象期間中における被派遣者数は6名となった。新設された同ポストは、国連事務局における日本人職員増加という日本にとっての重要課題を国連と連携して達成するために不可欠な役割を担うものであり、本件拠出の目標達成のみならず、日本政府の重要外交政策の達成への貢献が期待される。なお、同6名の中で今次評価対象期間中に任期を終了した者のうち、引き続き国際機関においてキャリアを継続・追求することを念頭に、新たなポストを獲得した者は2名となった。

なお、前年度からの継続派遣の成果などは以下のとおり。

・OSESGY は、イエメンの安定に対する国際的な支援の確保や、平和的で包摂的な政治移行促進という任務を担っており、被派遣者は政務官ポストに着任し、高い語学能力をいかしてイエメン政府や市民社会との協議など重要案件を担当するなど、特使自身からも極めて高い評価を得た。

・ICAO は、安全で持続的かつ効率的な国際民間航空の運航のため、1944 年に設立された国連専門機関であり、被派遣者は主に内部監査業務において組織の戦略的目標達成と業務改善に資する事業活動に関する評価に従事し、

ICAO の戦略的目標達成に向けて様々な関係者との対話を通じた客観的評価活動を主導し、ICAO の機能強化に貢献した。

・UNDGC は、2025 年大阪・関西万博への国連参画業務を主導する部局であり、被派遣者は、国連パビリオン館長として一から現場組織を立ち上げ、効率的・効果的な運営を実現、国連のアウトリーチ・アドボカシー強化に貢献した。

・UNDP は、SDGs 達成に向け貧困削減や持続可能な開発を推進する国連の中核的な開発支援機関であり、被派遣者は本部において加盟国などとのパートナーシップに関わる業務に従事し、その一環として、日本政府との連携や資金調達を通じ、UNDP の活動推進に貢献した。特に、同被派遣者は UNDP とアジアの関係機関とのパートナーシップの一層の促進に貢献した。

・EOSG は、国連事務総長直下の業務を行う組織であり、被派遣者は UNICEF から EOSG に出向、2025 年 11 月に開催された国連社会開発サミット及び教育関連業務に従事し、事務総長の関心事項である教育分野の取組強化に貢献した。

さらに、今次評価期間においては、上述のとおり、UNOHR に新たな被派遣者を決定し、今後国連機関などにおける日本人職員の増強に向けた取組強化が期待される。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況

・今次評価期間において、日本人職員を派遣している拠出先国際機関に対しては、例年どおり6月頃、年末時点の当該派遣経費にかかる財務報告書を提出させ、同拠出金が日本人職員に給与・手当などとしての確に支給されていること、派遣任期を終えた職員にかかる経費精算が適切に完了していることを確認しており、2024 年末時点の財務報告書についても問題ないことを確認している。

・監査 拠出先の国際機関が受ける外部監査（国連であれば、国連会計検査機関（United Nations Board of Auditors(BOA)）、内部監査（国連であれば、内部監査部（Office of Internal Oversight and Services (OIOS)）が行っている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（不適切事案の有無を含む。）

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。）

4-1(1) 日本人職員数の増減（日本人幹部含む）

過去3年の日本人職員数（日本人幹部含む）				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		（参考） 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						（参考） 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-

備考	
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)	
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由	
本件拠出は派遣した経験をいかして将来的な幹部候補者を増やすことを目的としている。国際機関においても他の機関の人事と同様、中堅レベルに就任してから幹部ポストに昇進するには一定の期間を要する。過去に幹部まで昇進した日本人職員の例をみても、P4レベル就任から幹部レベルまで昇進するには早くても10年程度を要するため、派遣開始から8年の本件拠出の成果について評価対象とするには時期尚早である。加えて現下のUN80イニシアティブなどの国連を巡る厳しい状況も考慮する必要がある。	

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

a

a

b

s

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際機関職員派遣信託基金拠出金 (JPO)	
2 拠出先の名称	
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連事務局 (UN)、国連開発計画 (UNDP)、国連世界食糧計画 (WFP)、国連環境計画 (UNEP)、経済協力開発機構 (OECD)、世界保健機関 (WHO)、国際労働機関 (ILO)、国連人口基金 (UNFPA)、国連工業開発機関 (UNIDO)、国際移住機関 (IOM)、国連人間居住計画 (UN-Habitat)、国際連合食糧農業機関 (FAO)、国連教育科学文化機関 (UNESCO)、国連児童基金 (UNICEF)、緑の気候基金 (GCF)、国際獣疫事務局 (WOAH)、国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)、国連女性機関 (UN Women)、国際原子力機関 (IAEA)、国際貿易センター (ITC)、Gavi ワクチンアライアンス (Gavi)、国際自然保護連合 (IUCN)、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC)、国連防災機関 (UNDRR)、国際刑事裁判所 (ICC)、化学兵器禁止機関 (OPCW)、世界知的所有権機関 (WIPO)、世界気象機関 (WMO) など (2026 年3月現在)。	
3 拠出先の概要	
外務省とジュニア・プロフェッショナル・オフィサー (JPO) 派遣に係る取決めに交換し、外務省が当該年度において JPO を派遣している国際機関	
4 (1) 本件拠出の概要	
外交上の諸政策を推進し地球規模の課題に対応するため、国際機関の活用は重要である。国際機関の職員は中立的な存在であるが、日本人職員の活躍は国際機関との連携強化につながるとともに、日本の「顔」としてプレゼンス向上にも寄与している。日本政府として、国際社会における日本の貢献の一つとして、より多くの日本人が国際機関で活躍することを支援しており、国連関係機関に勤務する日本人職員 (専門職以上) は 2015 年の 779 名から、2024 年末現在で 979 名に増加した。国連関係機関を始めとする国際機関において正規ポストを獲得するための最も効果的な手段の一つが JPO 派遣制度となっている。 本件拠出は、個別に日本と JPO 派遣制度に係る取決めに交わしている国際機関に拠出され、同制度により国際機関に派遣された JPO の必要経費 (給与、手当など) に充てられる。なお、今次評価対象期間中において、約 30 の国際機関に対し、約 150 名の JPO を派遣している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 1,507,757 千円	
令和7年度当初予算 1,597,764 千円、令和7年度補正予算 1,263,010 千円、令和6年度当初予算 3,044,938 千円、令和6年度補正予算 1,295,261 千円、令和5年度当初予算 1,360,955 千円。日本のみの拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局 国際機関人事センター	

国際連合日本政府代表部、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、在ウィーン国際機関日本政府代表部、在ローマ国際機関日本政府代表部、OECD 日本政府代表部、ユネスコ日本政府代表部、在ナイロビ国際機関日本政府代表部など

評価基準1 本件提出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件提出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件提出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」の下に設定された中期目標「国際機関における邦人職員の一層の増強に向けて、候補者の能力や資質の向上を図ると共に、潜在的な候補者を掘り起こすために裾野を広げる啓発活動を強化する」を達成するための手段の一つと位置付けている。[\(令和6年度政策評価書\)](#)

2015 年、2016 年の日本再興戦略改訂工程表、2017 年の未来投資戦略工程表では、人材の発掘・育成を目指した、広報、就職支援、JPO 拡充、中堅職員送り込み強化などの日本人職員増加のための支援に触れているほか、2018 年以降は「骨太の方針」脚注、2021 年以降は本文に「国際機関邦人職員増強」として記載され、政府全体で取り組んでいる。2022 年、2023 年には、「新しい資本主義」フォローアップ、2022 年の「国家安全保障戦略」にも言及されている。

1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

国際機関職員になる手段としては、空席ポスト(空席公募)への応募もあるが、空席公募は世界中の候補者と競うため競争率が非常に高くなることに對し、JPO 派遣制度は日本人候補者のみから選抜を行うため、確実に日本人を送り込むことが可能となっている。外務省では、国際機関における日本人職員増加に向け、制度を開始した 1974 年以降、日本の優秀な若手人材を国際機関に JPO として継続的に派遣しており、その結果、国連関係機関における日本人職員 979 名(2024 年末)のうち、JPO 経験者は 476 名で約半数を占めている。さらに、JPO 出身の幹部職員も生まれており、日本人職員の中で最高位となる中満泉国連事務次長(軍縮担当上級代表)はその代表例である。このように、国連関係機関の日本人職員増強において JPO 派遣制度は最も効果的な手段となっており、他に代替するものはない。

また、JPO は、派遣費用自体は各国政府が負担するものの、身分は正規の国際機関職員として勤務するものであり、国際機関職員としての業務実績を積むことに加え、内部で人脈を得る、また、組織によっては採用に有利に取り扱われる内部候補生となることができるなど、JPO 派遣期間中、あるいは派遣後において次のポストを得やすくなっている(JPO 終了者(3年度前に派遣手続をとった者)の定着率は7割以上)。

なお、外務省では別途、「国際機関幹部職員増強拠出金」を拠出しているが、同拠出金は国際機関における将来的な幹部職員の増加を目指し、その候補となる日本人職員を国際機関の中堅レベルのポストに派遣するものであり、35 歳以下の若手人材を対象とし、エントリーレベルのポストに派遣して日本人職員の裾野を広げる JPO 派遣とは相互補完的なものとなっている。

1-2 提出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

JPO の派遣先は、国際機関側と調整の上、日本側が選択したポストに派遣している。また、JPO の人選に関しては、国際機関によっては日本側から複数の候補者の提案が求められるが、日本側による選考を経た人物を JPO として受け入れている。

1-3 本件提出に係る日本側の取組等(提出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・提出先との間での要人往来、政策対話

・2025 年4月、岩屋外務大臣は、グテーレス国連事務総長と会談を行い、日本人職員の増強に対する支援を要請した。

・2025 年8月、石破内閣総理大臣は、グテーレス国連事務総長と会談を行い、国連機関において UN80 イニシアティブによる改革が進む中、改めて日本人職員の雇用維持、増強を依頼した。これに対し、グテーレス国連事務総長から、国連の活動に関する日本の支援に謝意が述べられるとともに、国連改革に向けた努力及び日本に対する期待の声が寄せられた。

・日本側の取組

・JPO の任期中及び任期後の正規ポスト獲得率の向上を目指し、JPO 対象のオンライン研修を実施し、40 名が受講。応募書類の書き方、面接の受け方などの個別指導を行い、本件提出の効果を補完した。

・可能な限り幅広い分野の潜在的人材層から、JPO 任期中及び任期後の正規ポストを獲得できる優秀な人材を送り込むべく、国際機関の就職セミナーや JPO 派遣候補者選考説明会を、対面・オンラインで実施した。その際、社会人や海外在住者、地方在住者も参加しやすいよう、夜間や週末も含めて実施するとともに、地方にも出張した。また、海外におけるアウトリーチ活動のため、在外公館の協力を得て、米国においても対面・ハイブリッドでの就職ガイダンスを実施し、即戦力となり得る社会人を含め、世界中に在住する幅広い層にアプローチした。2025 年度には、外務省主催による国内外でのセミナーの実施や国際機関や大学などのイベントへの参加を合計 53 件行い、セミナー動画の再生と合わせ、合計約 8,000 名へアウトリーチした。これら取組を通じ、JPO 応募者は過去 10 年間だけを見ても、例年、300 名以上の応募者を確保してきている。

・国際機関人事センターの Facebook フォロワー数は 2026 年4月時点で約 46,800 名となっている。X(旧 Twitter)のフォロワー数は、2023 年6月時点の約 14,500 名から、2026 年4月時点では約 17,200 名となり、2020 年から開始した LinkedIn も順調に伸び、2026 年4月現在のフォロワー数は約 19,600 人となっている。2024 年度には Instagram のアカウントも開設し、2年間で約 3,000 人のフォロワーを獲得した。

・2024 年度に JPO を含む日本人職員に関する状況の一元的管理が可能となるデータベースシステムを新規に導入し、JPO の応募から任期終了後のポスト獲得状況を含め、中長期的に日本人職員の動向を蓄積・活用する仕組みを構築し、2025 年も同データベースを運用した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による提出先への関与及び同関係者にとっての本件提出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた提出金の活用状況。

日本企業にとって国際機関が各分野で行う規範設定やルールメイキングは、民間企業を含めたあらゆる活動に影響を与え得るものであり、日本企業と国際機関との連携における鍵となる日本人職員の存在は日本企業にとっても重要である。JPO 派遣制度による被派遣者は、国際機関でのキャリアだけではなく、日本企業や関連団体などでの勤務経験を有する者もあり、幅広い経験に基づいて国際機関における業務に取り組むことができる。このような人材は、将来的に日本企業にとっても有為の人材となり得る。さらに、近年国際機関は加盟国政府だけでなく、広く民間企業、NGO、市民社会とも協働して課題解決に取り組んでおり、日本人職員の関与はますます重要なものとなっている。

一例として、本件提出先の国連は、健全なグローバル社会を築くための世界最大のサステナビリティ・イニシアチブである「国連グローバル・コンパクト」を立ち上げ、日本及び日本企業を含む世界約 160 か国、17,500 を超える企業・団体が署名する取組になっている。さらに、2023 年度から国際機関を含む国際協力分野への日本人職員の就職などを後押しする取組として、「国際協力人材キャリア支援に関する意見交換会」を開始し、外務省、国際機関、JICA、NGO、開発コンサルタント関係者が参加の上、人材交流や人材育成の連携に関する協議を継続している。また、外務省は、JICA、特定非営利活動法人国際協力 NGO センター(JANIC)と共催する「グローバルフェスタ JAPAN2025」(2025 年9月実施)への参加を始め、大学・高校・中学や地方自治体とも連携し、数多くのキャリアフェア・セミナーなどを実施した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際機関職員派遣信託基金拠出金は、派遣取決めにに基づき、外務省が JPO を派遣している国際機関に日本人の若手人材を派遣し、国際機関職員としての勤務経験の機会を提供することで正規ポスト獲得という目標を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国際機関における日本人職員増加に貢献することを目標としている。

外務省が JPO を派遣する国際機関は、基準2のとおり、約 30 であり、約 150 名の JPO を派遣している。JPO の任期終了後の次の国際機関ポストの獲得率(定着率)は7割以上と高い割合を維持するとともに、最新の数値(2024 年末)では、JPO 後の一般的なポストである P3 から、幹部ポストの D2 までのおおむね全てのランクにおいて、JPO 出身者が大きな割合を占めており、国際機関日本人職員に占める JPO 派遣経験者数は全体人数(979 名)の約半数にあたる 476 名、幹部レベル以上でも全体人数 94 名の約 48%にあたる 45 名となるなど、幹部職員を含む日本人職員の増加に大きく貢献している。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

本評価対象期間(2025 年4月1日～2026 年3月 31 日)において、新たに 29 名を JPO として採用。2025 年度末時点において、約 150 名が JPO として国連事務局、UNICEF を始めとする約 30 の国際機関で活動している。

国際機関で新規採用凍結や財政難が継続するとともに、国連事務総長が打ち出した国連の効率化などを目的とした UN80 イニシアティブを踏まえ、国連の 2026 年通常予算が前年比 9.6%減となるとともに、約 2,600 のポスト廃止となり、日本人職員の処遇についても大きな影響が出ている中、JPO の任期終了後の次の国際機関ポストの獲得率(定着率)は、近年、継続して7割以上と高い割合を維持しており、JPO 派遣制度が日本人職員の増加に大きく貢献していることがわかる。

また、最新の数値(2024 年末)では、JPO の任期終了後の一般的なポストである P3 から、幹部ポストの D2 までのおおむね全てのランクにおいて、JPO 出身者の数が大きな割合を占めている。

出身	P2	P3	P4	P5	D1	D2
JPO	32	166	157	76	32	11
空席公募など※	48	106	142	82	23	8
省庁の出向など	4	21	28	21	7	4

※空席公募や競争試験などにより、JPO を経ずに採用された日本人職員

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: ・JPO を派遣している国際機関に対しては、毎年6月頃に各年末時点の JPO 派遣経費にかかる財務報告書を提出させ、本件拠出金が的確に JPO に給与・手当などとして支給されていること、派遣任期を終えた JPO に係る経費精算が適切に完了していることなどを確認している。報告書は、決められたサイクルでおおむね遅滞なく提出されている(期限に間に合わない場合は督促の上、提出させている。) ・監査 拠出先の機関が受ける外部監査(国連機関であれば国連会計検査委員会(BOA))の一環で監査を受けているが、これまでに日本の JPO 派遣経費の関連で指摘を受けたことはない。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
468	468	476	470.6	(注1)	-	未公表(注2)
備考	上記は国連関係機関の専門職以上の職員のうちの JPO 経験者数及びその増減。2021 年は 464。2021 年から 2023 年の平均値は 466.67。 (注1) 2025 年度末の人数については未確定。 (注2) 国連関係機関の専門職以上の全職員数については例年9月以降に国連が公表。2024 年 12 月末時点は 46,585 名。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
39	40	45	41.33	(注1)	-	非公表
備考	上記は国連関係機関の幹部のうちの JPO 経験者数及びその増減。2021 年は 38。2021 年から 2022 年の平均値は 39。 (注1) 2025 年度末の人数については未確定。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際移住機関(IOM) 拠出金(第三国定住難民支援関係)	
2 拠出先の名称	
国際移住機関(IOM)	
3 拠出先の概要	
国際移住機関(International Organization for Migration: IOM)は、1951年に「暫定欧州移民移動政府間委員会」として設立され、第二次世界大戦により避難民となった1,100万人を支援。1989年に国際移住機関となった。その後、2016年に世界的な人の移動(移住)の問題を専門に扱う国連機関となった。IOMは、IOM憲章に基づき、人道的かつ秩序ある移住管理の確立を支援しつつ、移住の課題に関する国際協力を推進し、移住の課題に対する実質的な解決策を求める支援、難民・避難民や移住を余儀なくされた人々への支援などの活動を実施している。また、「安全で秩序ある移住のためのグローバル・コンパクト(Global Compact for Safe, Orderly and Regular Migration: GCM)」のコーディネーターとしての役割を担い、「持続可能な開発目標(SDGs)」(例えば目標10.7(安全で秩序ある正規の移住促進)、目標5.2(人身売買や性的搾取等の女性・女児へのあらゆる暴力排除)や目標8.7(強制労働や人身売買根絶のための措置の実施))を達成する上で必要な知見とリソースを有する。 日本は1993年に加盟し、加盟国は2026年3月時点で174か国。本部はジュネーブ(スイス)に所在。東京に駐日事務所が所在。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、第三国定住により日本が受け入れる難民に対する一時避難国出国前の支援(現地での健康診断、出国前研修(生活オリエンテーション及び日本語教育)及び日本到着までの渡航)により、日本が受け入れる難民が、日本において生活保護を受けることなく自立生活を営むことを目標とするもの。日本100%拠出のイヤーマーク事業。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 51,648 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局人権人道課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」の下に設定された中期目標「第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
上記 1-1(1)の目標を達成する上で、IOM は日本が第三国定住難民を受け入れる際の各種研修、健康診断、出国及び入国に係る手続などの円滑な実施のために、長年のノウハウを持っており他の国際機関には代替できない貢献をしている。2010 年から 2026 年3月までに 136 家族 337 名の受入れを実施した。 第三国定住難民の受入は、自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとされている。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、難民問題に関する負担の適正化の観点から第三国定住を重視し、日本を含む各国に対してその受入れを要請している。日本においては、国際貢献及び人道支援の観点から 2010 年から受入れを実施している。第三国定住難民受入れをアジアで開始したのは日本が初めてである。 平成 23 年(2011 年)11 月 21 日付第 179 回国会における難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議にも「難民保護の国際法及び国際的基本理念を尊重し、日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。同時に、対外的にも従来どおり日本の外交政策方針にのっとった難民・避難民への支援を継続して行うことで、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担うべきである。」との記載がある。さらに、「第三国定住による難民の受入れ事業の拡大等に係る検討会」(2018 年 10 月～。外務省と内閣官房の共催)の報告を経て、令和元年(2019 年)6月 28 日付閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定に基づき、アジア地域に一時滞在する難民を年1～2回、年に 60 人の範囲内で受け入れ、定住支援を実施することを決定しており、この中で「面接調査は UNHCR 及び国際移住機関等の協力を得て、対象国において行う」「IOM に委託し、対象国において、日本に受入れ予定の第三国定住難民に対し、出国前研修及び健康診断を実施する」と記載している。受入れに当たって実施する各種の研修、健康診断、出国及び入国に係る手続を、難民の第一次庇護国に事務所を有し第三国定住に係る業務経験のある IOM に委託することにより、円滑な受入れが確保されている。 同業務については、IOM 以外に実施できる機関は見当たらず、「難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議」(平成 23 年 11 月衆参全会一致で可決)においても国際的組織との連携を強化することが謳われている。また、本件拠出は、第三国定住難民に対する一時庇護国(アジア地域)出国から日本入国までの支援を対象とするのに対し、外務省が別途実施する「第三国定住による難民の受入れ」事業では、日本入国後の定住支援(入国当初の初動支援、第三国定住支援施設における定住支援、同施設退所後の定住支援)を対象としている(両者の役割分担は令和元年6月 28 日付け難民対策連絡調整会議決定において規定。)。本件拠出は、こうした外務省の事業や、別途厚生労働省が実施する就労支援、文化庁が実施する日本語教育と相互補完性を有している。 来日した第三国定住難民からは、「一時避難国では教育へのアクセスがなかったが、日本で教育が受けられたことで将来の夢が広がった」などの声が寄せられている。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
本件拠出は対象事業の経費の 100%を拠出するものであり、IOM 駐日事務所内に本件拠出の実施に特化したプロジェクトチーム(日本人職員で構成)がある。外務省は、本事業の実施について、IOM 駐日事務所と日頃から緊密に連絡をとりあっているだけでなく、2026 年1月に、駐日事務所関係者に来訪してもらい意見交換を実施した。
1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

- ・2025 年8月、ポープ IOM 事務局長が第9回アフリカ開発会議(TICAD9)を機に来日し、岩屋外務大臣を表敬。ポープ事務局長からは、日本の支援に対する謝意とともに、人道危機の対応における協力継続を確認した。また、大幅な人員削減の中で日本人職員数を維持したことや、日本企業との新たな提携の予定などについて説明があった。
- ・2025 年8月、赤堀外務審議官とポープ IOM 事務局長は日本で面談し、ポープ事務局長からは、日本の支援に対する謝意が表明され、今後の優先支援分野について意見交換を行った。また、大幅な人員削減の中で日本人職員数を維持し、重要なポジションに採用したことや、日本企業との新たな提携の予定などについての説明があった。
- ・2025 年 12 月、西崎人道支援担当大使とリー IOM 副事務局長がジュネーブにて面談し、日本企業の参画の重要性、日本人職員の採用や幹部への登用につき意見交換を行った。
- ・2026 年3月、ポープ IOM 事務局長が尾池在ジュネーブ国際機関日本代表部大使と面談した。事務局長からは、日本の支援に対して謝辞が表明されるとともに、各種案件の進捗状況や今後の活動方針の説明がなされ、政府開発援助(ODA)による継続的な支援や日本人職員の引き続きの継続などにつき意見交換が行われた。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【日系企業他】

- ・IOM と外務省は 2005 年以来、外国人の社会統合のあり方などをテーマに、フォーラムを共催している。2026 年2月には、国際フォーラム「外国人材とともに創る地域の明日-現実をみつめ、未来を築く」を開催。海外の専門家や国内の企業や地方自治体からスピーカーを招き、約 400 名の参加者に対し、共生についてのグッドプラクティスや課題について議論の場を提供。
- ・2025 年8月、IOM は TICAD9において、シンポジウム「人に移動がつなぐ、アフリカ人財と日本企業がともに拓く未来」を JICA と共催。経済同友会が後援、日本企業が参加。会場とオンライン参加をあわせ約 180 名参加。

【大学他】

- ・2025 年6月、上智大学と、シンポジウム「国際的な人の移動:現状と課題」を共催。参加者約 270 名。
- ・2026 年2月、関西学院大学とキャリアセミナーを共催(参加者約 100 名)。

【その他】

入国者収容所視察委員会:IOM は、法務省出入国在留管理庁からの依頼を受け、入国者収容所・収容場及び出国待機施設の適正な運営を確保するための「入国者収容所等視察委員会」に参加している。同委員会は、施設を視察し、改善に向けた意見を述べる第三者機関であり、IOM 駐日事務所からも委員として1名が任命されている。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)は、日本が受け入れる難民に対する出国前の支援(現地での健康診断、出国前研修(生活オリエンテーション及び日本語教育)及び日本到着までの渡航)を IOM が行うことで人道的かつ秩序ある移住の促進を達成し、ひいては難民が日本において生活保護を受けることなく自立生活を営むことにより日本の外交政策上の目標である「第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。」に貢献することを目標としている。

IOM は、2-2 のとおりの効果を上げており、IOM の貢献なしには日本が第三国定住難民の受入れを実施し、国際貢献をすることは困難であり、この分野における日本の国際貢献において不可欠の役割を果たしている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題や不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
・本件拠出による実施事業の目標: 第三国定住難民の日本への移動に際し、一時避難国での健康診断、出国前研修（生活オリエンテーション及び日本語教育）及び一時避難国から日本入国までの渡航に関し、UNHCR 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。 ・日本は、国際貢献などの観点から、2025 年9月には1家族5名の第三国定住難民の受入れを行い、受入れ難民に対する定住支援を行った。具体的には、受け入れた難民が、日本において生活保護を受けることなく自立生活を営むことを目標として、一時避難国出国前の支援（現地での健康診断及び日本渡航の手配）を滞りなく実施した。IOM の貢献なくして、第三国定住難民の受入れは不可能であった。また、本件拠出による出国前研修などの成果により、過去5年間に受け入れた難民の9割以上が雇用されるなど、第三国定住の円滑な実施に寄与している。 ・また、日本は、2017 年度から、難民問題への理解が全国規模で広がることを期待して、定住先を可能な限り首都圏以外の地方自治体とすることを新たな方針としており、IOM による出国前研修も受け入れた難民の地方定住の実現に寄与した。この間、IOM は受入れ対象者の入国や研修の方法などを積極的に検討し、準備を進めてきたところ、難民に実施する出国前研修の内容の改善など、今後の受入に際しても有益となる知見が IOM に蓄積した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年7月(日本の 2024 年度拠出分)(収入、支出、残余额が記述されており、残余额については次年度予算に繰り越されている。) ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている ・監査 監査主体: ガーナ会計検査院長室、対象: 拠出先全体、結果: 問題なし ・内部監査制度あり(対象: 拠出先全体)。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
IOM は 2019 年以来、ガバナンス強化に取り組み、国際機関を評価する国際機関評価ネットワーク(MOPAN)の最新の評価(IOM については 2022-2023 年に実施)では、IOM の組織改革について、IOM の努力を認めつつ、その効果が現れるのには時間がかかる旨評価がなされている、また、IOM の移住分野における重要性について改めて評価されている。なお、財務枠組みや資金調達モデルについては、課題があるとも指摘されている。このような評価もあり、ポープ事務局長は、2023 年 10 月の就任時より、強力なリーダーシップをもって組織改革を推進。具体的には、法務、内部監査、倫理などの部署の報告ラインを事務局長直下に置く、駐日事務所の機能を含めたパートナーシップやアドボカシー部門の強化、地域事務所の報告ラインを官房長直下に置くことにより、同職を幹部職員、地域事務所、事務局長とをつなぐ役割に更新するなど、本部機能を強化するとともに、地域事務所の配置の見直しなどを実施し、効率性と効果を意識した体制に移行させた。 また、事業面においても、2024 年1月に戦略計画を発表し、①移動を迫られた人々の命を守る、②避難を生じさせない社会づくり、③法律やルールに則った安全な移動の実現といった3つの戦略の柱を策定し、同戦略を踏まえた事業を展開。直近の課題としては、米国の大幅な拠出資金減に対応した資金拠出元の多様化と、組織運営を支える基

礎的財源の拡充の必要性が挙げられるが、ポーブ事務局長は単なるコスト削減ではなく、現場を重視した構造改革を行い、人員削減とともに本部部局から国・地域事務所への権限委譲など機動的に推進。加盟国とも透明性をもって状況の報告を行い、パートナーシップの多様化をより強力に推進している。

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(駐日事務所) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
2	2	3	2.33	3	0.67	3
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	1	0.33	1	0.67	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本拠出は、1-1(1)の目標達成に向け、効果的かつ効率的なプロジェクトの実施のために真に必要なかつ適切な規模の費用(IOM側人件費を含む。)をノンコア拠出するものであり、現状、拠出金の範囲内において、プロジェクトの実施目的を超えて日本人職員の増強を図ることは困難。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)	
3 拠出先の概要	
国連人権高等弁務官は、1993年12月、第48回国連総会決議48/141により創設。国連人権高等弁務官事務所は、同弁務官を長とし、国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関(加盟国数は国連加盟国に準ずる。)。本部はジュネーブ(スイス)にあり、活動の目的は、人権享受の普遍的な促進、人権に係る国際協力の推進などで、年3回行われる国連人権理事会及び主要な人権条約委員会の事務局として機能。駐日事務所はなし。	
4(1)本件拠出の概要	
本件拠出は、特別手続(special procedures。国連人権理事会において、国別又はテーマ別の人権分野において独立専門家が報告等を行う。)や OHCHR フィールド事務所(18か国に置かれた OHCHR の現地事務所)の活動支援費用、条約体改革への活動支援費用などの経費に充てられている。これをもって、国際社会における人権・法の支配・民主主義などの促進に貢献する。	
4(2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4(3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 1,238 千円	
任意拠出金総額に占める日本の拠出率:2024年度0.45%(26位)(日本全体の拠出額)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局人権人道課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」の下に設定された中期目標「国連等国際フォーラムへの積極的な参加及び二国間対話等の実施等」を通じて、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な普遍的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組む。また、国際社会の責任ある一員として、締結している人権条約を着実に履行する。」及び「我が国の人権人道分野における上記取組について国際社会に適切に発信し、国際社会の理解を促進する。」を達成するための達成手段の一つと位置付けている。 (令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
・日本は、人権は普遍的価値であるとの基本的立場の下、多国間及び二国間の議論や対話への積極的な参加といった日本らしい「対話」と「協力」の姿勢に立ち、日本を含む世界の人権状況改善に向けた取組を行っている。 ・この取組の一つとして、日本は OHCHR が事務局機能を果たしている国連人権理事会理事国の一員として、国連総会の意思決定プロセスに積極的に参加し、また、日・OHCHR 政策協議(直近の第3回日・OHCHR 政策協議は 2023 年 11 月に実施)における協議などに取り組んでいる。 ・OHCHR は国連の中で人権を包括的に扱う唯一の機関である。毎年3回開催される国連人権理事会の事務局となっているほか、フィールド事務所を通じて加盟国への技術協力を実施するなど、世界の人権状況の改善に向けて取り組んでいる。 ・2006 年から毎年1回、人権理事会ハイレベルセグメント(国連加盟国首相、閣僚などによるスピーチセッション)に、日本から外務省政務レベルを含む政府要人が出席している。2021 年2月には、日本の外務大臣として初めて茂木外務大臣がビデオメッセージの形でステートメントを実施した。直近の第 61 回人権理事会(2026 年2月)には大西外務大臣政務官が出席し、人権擁護に向け国際社会が対話と協力を続けることが重要と訴え、様々な人権課題に対する日本の取組や方針を説明した。また、日本は、人権理事会理事国として、引き続き、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持に強くコミットしていくことを表明した。 ・OHCHR への拠出は、日本が重視するアジア地域における人権状況やハンセン病差別撤廃を始めとした諸課題の解決に向け、OHCHR が非常に重要な役割を果たすことが期待されること、また、日本が行っている個別の国との人権対話や協力などを通じた二国間の取組を補完することが期待できることから有用である。また、日本が外交において人権を重視していること及び、世界の人権状況改善へのコミットメントを示す観点からも、本件拠出は重要である。具体的には、日本は、過去のハンセン病患者の強制隔離などのハンセン病政策も踏まえ、2008 年以降、過去7回にわたり、国連人権理事会に「ハンセン病差別撤廃」決議案を提出する(いずれも全会一致で採択)など、日本の経験をいかす形で、ハンセン病患者、回復者及びその家族に対する偏見・差別の解消に向けて、国際社会において主導的な役割を果たしてきている。2017 年に採択された同決議により設立された「ハンセン病差別撤廃」特別報告者の活動への日本による拠出は、こうした日本の立場を一層強化することに貢献する。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
・本件拠出はイヤマーク拠出であり、OHCHR から提案を受けたもののうち、日本が重視する事業に対して支出を認めるため、日本の意向反映は確保されている。 ・OHCHR が事務局機能を果たしている国連人権理事会は、年3回、年間 10 週間にわたって開催(今次評価対象期間中には、2025 年6～7月、9～10 月、2026 年2～4月の計3回開催)され、人権理事会における人権関連決議案が毎年 120 本程度作成される。また、全ての国連加盟国(193 か国)の人権状況を普遍的に審査する枠組みである普遍的・定期的レビュー(UPR)なども人権理事会の重要な機能である。これに加えて、OHCHR は、人権関連決議によって設定される特別手続や各種人権条約体の事務局機能も果たしている。日本は、OHCHR が事務局機能を果たしている人権理事会の理事国として、これらの意思決定プロセスに積極的に参加している。日本は、2023 年 10 月の人権理事会理事国選挙に当選し、2024 年1月～2026 年 12 月の任期中、理事国を務める。
1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)
・拠出先との間での要人往来、政策対話 ・2026 年2月の人権理事会ハイレベルセグメントのマージンにおいて、大西外務大臣政務官はターク国連人権高等弁務官らと会談し、日本と OHCHR の協力強化や、人権分野などにおける日本の取組について議論を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、同ハイレベルセグメントステートメントにおいて、日本の OHCHR に対する拠出や人権外交への取組を発信した。

・日本側の取組

・日本は、OHCHR が事務局機能を果たしている人権理事会における理事国としての地位継続のため、2026 年 10 月に実施される人権理事会理事国選挙において再選を目指しており、人権理事会における日本の活動の広報及び在外公館での支持要請を行っている。

・「ハンセン病差別撤廃」決議に基づいて設置された特別報告者の活動支援について、日本は過去のハンセン病政策も踏まえ、2008 年以降、過去7回にわたり、国連人権理事会に「ハンセン病差別撤廃」決議案を提出する(いずれも全会一致で採択)など、ハンセン病患者、回復者及びその家族に対する偏見・差別の解消に向けて、日本の過去の経験をいかす形で国際社会において主導的な役割を果たしてきている。2017 年に採択された決議は「ハンセン病差別撤廃」特別報告者の任命についても決定しており、選定された「ハンセン病差別撤廃」特別報告者は、人権理事会及び国連総会への報告書提出、各国政府及び様々な関係者との対話・協議などを通じ、ハンセン病患者らの人権享受の実現に向けて精力的に活動を実施。

・2023 年 10 月に就任した現特別報告者は、学術機関や市民社会などの関係者と世界各地で会合を行っているほか、講演やインタビューを通じて、ハンセン病差別撤廃における同特別報告者の役割の広報を行っている。同特別報告者は、2025 年4月及び 2025 年7月に活動の報告書を公表している。報告書には、同特別報告者から国連加盟国などになされる情報提供要請に応じて日本が提供した情報に基づくとみられる記述もある。また、同特別報告者は、日本の関係者との継続的な意見交換を行っているほか、講演などの機会に日本の関係者の参加を積極的に求めるなど、日本の知見の国際的共有に努めており、日本の経験が当該分野における国際的議論の形成に活用されている。こうした関係性を踏まえれば、本件拠出は、ハンセン病に係る差別撤廃に向けて活動する同特別報告者の活動を単に支援するにとどまらず、日本の知見の発信及び国際的影響力の確保にも資するものといえる。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

・個人資格の委員：日本は、OHCHR が事務局を務める主要な人権条約委員会、日本人委員を継続的に輩出している。自由権規約委員会では寺谷広司委員(2023 年～2026 年)、女子差別撤廃委員会では秋月弘子委員(2022 年～2026 年)、拷問禁止委員会では前田直子委員(2026 年～2029 年)、障害者権利委員会では田門浩委員(2025 年～2028 年)が現在任期を務めている。

・その他、NGO・NPO を始めとする様々な関係者から、人権分野の取組強化を求める声が上がっている。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

OHCHR 拠出金は、OHCHR が特別手続や OHCHR フィールド事務所の活動支援、条約体改革への活動支援をすることで、国際社会における人権・法の支配・民主主義などを促進し、ひいては日本の外交政策上の目標である国民の安全の確保と繁栄、望ましい国際環境の確保に貢献することを目標としている。

OHCHR は、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、報告を受領し、確認した。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
・2025 年度は、2024 年度と同様、「ハンセン病差別撤廃」決議に基づいて設置される特別報告者の活動支援（ハンセン病差別に関する報告業務など）に拠出。同特別報告者のマンドートは、2023 年から 2026 年までであり、ハンセン病患者・回復者及びその家族による人権の享受を実現し、平等な社会参加を妨げる差別や偏見を撤廃することを目的に、世界各国での「ハンセン病差別撤廃のための原則及びガイドライン（P&G）」の進捗フォローアップ、世界保健機関（WHO）などの国際機関や NGO などの関係者との対話・協議実施、ハンセン病患者などに対する差別撤廃に向けた啓発活動の実施、人権理事会及び国連総会への毎年の報告書提出（評価対象期間においては、2025 年4月及び7月）が行われている。現在事業継続中。さらに、同特別報告者は、日本関係者との意見交換や講演などを通じて日本の知見の共有を積極的に行っており、日本の経験が当該分野における国際的議論の形成に活用されている。本件拠出は、同特別報告者による継続的かつ具体的な活動を支えるものであり、ハンセン病差別問題の解消に向けた国際的取組を推進するとともに、日本の貢献・知見の発信及び当該分野における国際的影響力の確保に資するものとなっている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年 10 月（日本の 2021 年度から 2024 年度拠出分）（残額なし。） ・報告書は、今後、決められたサイクルで遅滞なく提出される予定。 ・監査 監査主体: 国連会計検査委員会（BOA）、対象: 拠出先全体、結果: 特段の指摘なし。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（不適切事案の有無を含む。）
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。）						
4-1(1) 日本人職員数の増減（日本人幹部含む）						
過去3年の日本人職員数（日本人幹部含む）				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		（参考） 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
17	15	17	16.33	17	0.67	1889
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						（参考） 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	21
備考						

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

本拠出は、1-1(1)の目標達成に向け、効果的かつ効率的なプロジェクトの実施などを支援するためにノンコア拠出するものであり、現状、拠出金の範囲内において、日本人職員の増強を図ることは困難。

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)能力強化拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)	
3 拠出先の概要	
国連人権高等弁務官は、1993 年 12 月、第 48 回国連総会決議 48/141 により創設。国連人権高等弁務官事務所は、同弁務官を長とし、国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関(加盟国数は国連加盟国に準ずる。)。本部はジュネーブ(スイス)にあり、活動の目的は、人権享受の普遍的な促進、人権に係る国際協力の推進などで、年3 回行われる国連人権理事会及び主要な人権条約委員会の事務局として機能。駐日事務所はなし。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出事業は、OHCHR が、北朝鮮における人権状況に関わる様々な情報の収集・分析・保存・管理を行うプロジェクトへ拠出し、OHCHR の能力強化を図るもの。具体的には、OHCHR ソウル事務所が脱北者等に接触して北朝鮮における人権状況の実態などを聴取し、収集した情報を保存・分析し、一元的に管理する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 15,733 千円	
(本プロジェクトにイイマークしているのは日本のみ。)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局人権人道課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交」、「施策 II-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」の下に設定された中期目標「国連等国際フォーラムへの積極的な参加及び二国間対話等の実施等を通じて、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な普遍的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組む。また、国際社会の責任ある一員として、締結している人権条約を着実に履行する。」及び「我が国の人権人道分野における上記取組について国際社会に適切に発信し、国際社会の理解を促進する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

日本は、これまで国連人権理事会及び国連総会において、北朝鮮人権状況決議を主導してきている。2017 年に OHCHR ソウル事務所を含む、OHCHR の能力強化事業が開始され、その後、2019 年、2021 年、2023 年及び 2025 年に採択された同決議では、OHCHR ソウル事務所を含む、OHCHR の能力強化事業を引き続き2年間行うとの内容が含まれている。本件拠出は、OHCHR ソウル事務所が、北朝鮮における人権状況の実態などを脱北者等から聴取し、収集した情報を管理し、分析を行うことを可能にするものであり、本件拠出を通じ、OHCHR の取組を財政面からも後押しするものである。また、こうした取組は拉致問題の解決のための取組としても重要である。

OHCHR は、北朝鮮における人権状況の実態などを聴取し、収集した情報を一元的に管理し、法的観点から分析を行っている。こうした OHCHR の活動は他の国際機関が行っておらず、代替は不可能である。また、OHCHR は、能力強化の取組を行うに当たり、関係国のみならず、北朝鮮における人権状況の収集などを行っている市民社会組織及び被害者団体などとも緊密に連絡をとり、ネットワーク構築に取り組むなど他の関係組織の活動との相互補完に努めている。

OHCHR は、同事業で得られた情報なども活用しつつ、拉致問題を含む北朝鮮の人権問題について報告書をまとめている。直近では、2014 年の北朝鮮における人権に関する調査委員会(COI)報告書のフォローアップとして、2025 年 9月に国連人権高等弁務官による包括的報告書を公表した。同報告書は、拉致問題についても取り上げており、本件拠出事業は、国際社会の世論喚起の観点から極めて重要な取組である。

本件拠出以外に、日本から OHCHR に対し、任意拠出(令和8年度当初予算 1,238 千円)を別途拠出しているが、いずれも重要度の高い、異なる目的を有する事業への拠出(本件は、北朝鮮の人権状況の実態などに関する情報収集・分析のための拠出であり、別途の任意拠出は、特別手続や OHCHR フィールド事務所、条約体改革への活動支援費用などの経費に充てられており、令和7年度拠出は、「ハンセン病差別撤廃」決議に基づいて設置される特別報告者の活動を支援に充てられた。)である。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件拠出はイヤマーク拠出であり、その用途に係る日本の意向は確保されている。

OHCHR は、国連人権理事会決議において決定された人権状況の監視などを実施することから、日本も国連人権理事会決議を通してその意思決定プロセスに積極的に参加している。日本は、2022 年 12 月まで国連人権理事会理事国を務めた後、2023 年 10 月の人権理事会理事国選挙において、理事国として選出された(任期は、2024 年1月～2026 年 12 月)。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

・OHCHR ソウル事務所を含む、OHCHR の能力強化事業への言及が含まれている北朝鮮人権状況決議は、日本が共同提案国となり、積極的に議論などにも参加した結果、2025 年 12 月の国連総会本会議及び 2026 年3月の人権理事会において、無投票で採択された。

・2026 年2月の人権理事会ハイレベルセグメントのマージンにおいて、大西外務大臣政務官はターク国連人権高等弁務官等と会談し、日本と OHCHR の協力強化や、人権分野などにおける日本の取組について議論を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、同ハイレベルセグメントにおける大西政務官ステートメントにおいても、全ての拉致被害者の即時帰国を強く求める旨訴えた。

・日本側の取組

・日本は、OHCHR が事務局機能を果たしている人権理事会における理事国としての地位継続のため、2026 年 10 月に実施される人権理事会理事国選挙において再選を目指しており、人権理事会における日本の活動の広報及び在外公館での支持要請を行っている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
北朝鮮の人権状況に関心のある市民社会組織などと OHCHR は緊密に連絡をとり、情報交換を行っている。また、本件拠出は、拉致問題解決のための取組に資するものとして、日本にとって有用・重要である。
1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
OHCHR 能力強化拠出金は、OHCHR が、脱北者等から北朝鮮における人権状況の実態などを聴取し、収集した情報を一元的に管理し、法的観点からの分析を行う能力を強化するものであり、ひいては日本の外交政策上の目標である「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」に貢献すると共に、拉致問題解決のための取組に資することを目標としており、日本の外交において極めて重要な一端を担っている。 OHCHR は、2-2 のとおりの効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については、4-2の理由からN/Aとしている。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
本拠出事業は、脱北者等から北朝鮮における人権状況の実態などを聴取し、収集した情報を一元的に管理し、法的観点からの分析を行う、OHCHR ソウル事務所を含む OHCHR の活動の能力強化を行うもの。本件拠出により、OHCHR ソウル事務所が、脱北者等から聴取し、収集した北朝鮮における人権状況の実態などに関する情報を一元的に管理し、法的観点から分析し、保存する取組が一層進展し、OHCHR の活動の強化が達成された。また、北朝鮮の人権状況に関する説明責任についての議論にもその知見をもって貢献し、市民社会及び被害者団体などの各種協議などの実施を通じ、韓国を始めとし国際社会において意識啓発が進んだ。 さらに、OHCHR は、本件拠出による活動支援も得た上で、今次評価対象期間中に以下のような成果を挙げた。 ・2025 年の国連総会には、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況に関する国連事務総長及び北朝鮮人権状況特別報告者による報告書が提出された。2026 年2月の人権理事会には、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況に関する北朝鮮人権状況特別報告者による報告書が提出された。 ・2025 年9月の人権理事会には、国連人権高等弁務官が、2014 年の国連調査委員会(COI)報告書公表後の北朝鮮の人権状況に関する進捗状況を含む包括的な報告書を提出した。同報告書は、北朝鮮に対し、拉致被害者に関する情報提供などの即時実施などを勧告した。 これらの報告書は、北朝鮮の人権状況の視認性を高め、国際社会における関心を惹起する効果があり、極めて有用であった。かかる活動は、拉致問題解決にも資するものであり、日本の外交政策目標達成の上でも多大な貢献をしている。

OHCHR による能力強化の取組は、国連総会及び国連人権理事会において採択される北朝鮮人権状況決議に基づいて行われるものであるが、1-3 のとおり、同決議の内容に関する議論に日本は共同提案国として積極的に関与し、同決議が無投票という形で、国際社会における幅広い支持を得て採択されることに向けて貢献してきた。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年9月(日本の 2024 年度拠出分)(2024 年度拠出分は全額執行済み) ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 ・監査 監査主体: 国連会計検査委員会(BOA)、対象: 拠出先全体、結果: 特段の指摘なし。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
17	15	17	16.33	17	0.67	1889
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	21
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本拠出は、1-1(1)の目標達成に向け、効果的かつ効率的なプロジェクトの実施などを支援するためにノンコア拠出するものであり、現状、拠出金の範囲内において、日本人職員の増強につなげることは困難。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

S

s

a

a

s

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連女性機関(UN Women)拠出金	
2 拠出先の名称	
ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)	
3 拠出先の概要	
「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」(略称:国連女性機関(UN Women)、以下「UN Women」という。)は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを専門に扱う唯一の国連機関である。2010 年7月の国連総会において、国連婦人開発基金(UNIFEM)など既存の4機関を統合して設立された。加盟国数(2026 年4月現在)は 193 か国であり、本部はニューヨーク(米国)に位置する。駐日事務所あり(東京)。任務は、①加盟国におけるジェンダー平等に向けた規範づくり支援、②国・地域レベルでの支援活動の実施、③ジェンダー平等に関する取組における国連機関間の調整である。	
4 (1)本件拠出の概要	
UN Women の3つの任務(上記3に記載)の下、①女性のリーダーシップと意思決定、②女性の経済的エンパワメント、③女性に対する暴力の撤廃、④女性・平和・安全保障(WPS)と人道援助の4つを重点活動分野としている。本件拠出はこれらの取組を行う同機関の運営経費に充てられる。また、本件拠出は UN Women 駐日事務所の維持・運営経費にも充てられており、日本のジェンダー平等推進の取組を世界に対して発信する活動に加え、ジェンダー平等実現に向けた日本国民の啓発にも貢献している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 302,696 千円 ○2025 年:日本の拠出額(コア拠出のみ):約 3.9 百万米ドル ※拠出率、拠出順位未定 【外務省令和6年度補正予算、令和7年度当初予算を含む合計額ベース(約 13 百万ドル)】 ○2024 年:日本の拠出額(コア拠出のみ):約 4.1 百万米ドル 2.8%(拠出順位 14 位) 【外務省令和5年度補正予算、国際機関連携無償資金協力、令和6年度当初予算を含む合計額ベース(約 23 百万ドル、拠出順位9位)】 参考:ドイツ 14.5%(1位)、フィンランド 14.1%(2位)、スイス 12.1%(3位) ○2023 年:日本の拠出額(コア拠出のみ):約 4.0 百万米ドル 2.5%(拠出順位:14 位) 【外務省令和4年度補正予算、国際機関連携無償資金協力、令和5年度当初予算を含む合計額ベース(約 21 百万ドル、拠出順位:8位)】 参考:ドイツ 17.5%(1位)、フィンランド 12.0%(2位)、スイス 10.8%(3位) ○2022 年:日本の拠出額(コア拠出のみ):約 4.5 百万米ドル 3.0%(拠出順位:10 位)	

【外務省令和3年度補正予算、令和4年度当初予算を含む合計額ベース(約 14 百万ドル、拠出順位:11 位)】 参考:フィンランド 13.0%(1 位)、ドイツ 12.4%(2位)、スイス 11.0%(3位)
5 担当課室・関係する主な在外公館
総合外交政策局女性参画推進室、国際連合日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交:国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野8:ジェンダー平等の実現に向けた国際協力の推進」の下に設定された中期目標「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの推進に 関する国際的議論に参画するとともに、女性・平和・安全保障(WPS)アジェンダを一層推進することにより、国際社会のジェンダー分野における日本のプレゼンスを向上させつつ、国内外におけるジェンダー平等及び女性のエンパワーメント推進に貢献する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
UN Women は、世界中でジェンダー平等及び女性・女児のエンパワーメント推進に向けた規範、政策、プログラムなどの企画立案を加盟国政府や市民社会と協力して実施しているほか、持続可能な開発目標(SDGs)の目標5(ジェンダー平等)の実現に向け、国連機関間におけるジェンダー平等に関する取組を主導・調整している。こうした取組は、1-1(1)の目標達成に向けて、日本の国内外のジェンダー課題への対応を国際的な潮流に沿ったものとし、同分野における日本のリーダーシップを国際社会に示す上で不可欠となっている。日本は人間の安全保障の理念を踏まえ「誰一人取り残さない」支援を重視しているところ、UN Women は日本国大使館がない、又は退避中など活動が困難な国・地域でも事業を実施しており、直接的な二国間支援が困難な国・地域において日本を代替する役割を果たすことにより、日本の政策実現に貢献している。 【外交面での貢献】 日本は、WPS(女性・平和・安全保障)を含むジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメント推進に積極的に取り組んでおり、日本政府の予算編成の指針となるいわゆる「骨太の方針 2025」や「女性版骨太の方針 2025」で明記されている。 UN Women は国連安全保障理事会において WPS の世界的な取組状況について報告する役割を担うほか、WPS 推進に係る国連加盟国間のネットワークである WPS フォーカルポイント・ネットワーク(FPN)の事務局も務めるなど、国連における WPS 推進の中核となる機関である。2025 年、日本はノルウェーと共に WPS・FPN の共同議長を務め、UN Women と連携し、9月に国連総会での WPS・FPN ハイレベル・サイドイベント(閣僚級)を開催した。20 名以上の加盟国の閣僚級が出席し、WPS に関する政治的コミットメントを発信する機会となり、WPS 推進における日本のプレゼンスを国際社会に示すことに大きく貢献した。また、日本は WPS に関する関連国連安保理決議(WPS アジェンダ)履行のため WPS に関する行動計画を策定しており、本件拠出は、現在実施中の第3次行動計画(2023-2028 年度)の実施にも貢献している。WPS 推進において主導的役割を果たす UN Women との連携は、日本が WPS 分野での貢献を示す上で不可欠である。 UN Women は、世界のジェンダー平等及び女性・女児のエンパワーメントの達成に資する取組により培った知見をベースに、G7 や G20 など国際会議の成果文書への提言活動も積極的に行っており、UN Women との連携は日本が外交政策上重視するアジェンダを国際的な場で反映しうる点で有用である。 UN Women が事務局を担う国連女性の地位委員会(CSW)に関し、2026 年3月の第 70 回 CSW で大崎麻子氏(特定

非営利活動法人 Gender Action Platform 理事)が日本代表として出席し、女性・女児の司法アクセスなどに関する日本の取組について発信したほか、2028 年女子差別撤廃委員会(CEDAW)委員選挙への立候補を表明している竹村仁美外務省参与(ジェンダー平等担当)がハイレベルミーティングで女性・女児に対する暴力根絶のための日本の取組について発信し、ジェンダー平等実現に向けた日本の強い意思を国際社会に向けて示した。

【国内での貢献】

日本が本件拠出を通じて取り組んでいる男女共同参画社会の実現は、政府開発援助(ODA)の基本方針である「開発協力大綱」(2023 年6月閣議決定)とも合致し、「第6次男女共同参画基本計画」(2026 年3月閣議決定)においても、UN Women への積極的貢献と連携強化を図ることが引き続き明記されている。

日本は、SDGs の目標5を推進すべく、2024 年9月の国連未来サミットで岸田総理大臣から、ジェンダー分野を牽引する次世代の育成プログラムの立ち上げを発表したことを受け、2025 年 12 月、外務省主催の「ジェンダー次世代フォーラム」において、招へいにより訪日したバフス UN Women 事務局長が基調講演を行い、日本の若者への期待を示した。

日本初の女性総理に就任した高市総理大臣は、2026 年3月の国際女性デーに合わせてメッセージを発出し、女性活躍の推進・男女共同参画社会の実現は、全ての人が生きがいを感じられる、個性と多様性が尊重される社会を実現するために極めて重要であり、日本の揺るぎない方針であると強調し、内閣総理大臣として、日本及び世界の女性が、生き生きと自ら選んだ道を歩んでいけるよう、力を尽くすと表明した。本件拠出の一部を充当している UN Women 駐日事務所は、国際女性デーに合わせ「アンステレオタイプ展」(注: 駐日事務所は、有害なステレオタイプ(固定観念)を打破するためのメディアと広告を使った世界的な取組として「アンステレオタイプアライアンス」を推進中。開幕式に大西外務大臣政務官や松川参議院議員(「女性活躍を国際的に推進する議員連盟」事務局長が参加。)を国連大学で開催するなど、ジェンダー平等の実現に向けた取組を積極的に展開し、日本の方針に資する活動を行っている。

なお、日本は、補正予算や国際機関連携無償資金協力により、UN Women を通じて開発途上国の女性・女児の生計支援やリーダーシップ向上、ジェンダーに基づく暴力からの保護・回復などに資するプロジェクトを直接的に実施する一方で、本件拠出を通じて、UN Women が本件拠出の概要3に記載している、ジェンダー平等に向けた規範づくりといった任務を果たす組織として機能するために必要な支援をしており、それぞれの拠出はジェンダー平等達成に向け共に必要な支援である。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は UN Women の設立以来、最高意思決定機関である執行理事会(41 か国で構成)の理事国に継続して選出されており、2025 年4月には6選(任期 2026 年1月～2028 年 12 月)を果たしている。特に、2025 年は執行理事会の副議長を務め、戦略計画(2026-2029)の策定に大きく貢献し、UN Women 側からも謝意を示された。また、UN Women へのドナー国上位 25 か国が招待されるドナー国会合にも、2020 年の同会合開始以降、日本は毎年参加し、年3回(2回の定期会合と1回の年次会合)開催される執行理事会と併せ、UN Women の意思決定プロセスに日本の意向を反映できる地位を維持している。2025 年5月に英国で開催された同会合には松尾外務省総合外交政策局審議官が出席した。なお、駐日事務所と日本政府機関との間で随時意見交換する機会を設けており、駐日事務所を通じ日本側の意向がその都度遅滞なく UN Women 本部に伝達されるよう努めている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

日本は UN Women との政策協議を 2019 年以降継続的に開催している。2025 年5月、第6回日・UN Women 政策協議を東京で実施し、日本側は松尾外務省総合外交政策局審議官、UN Women 側はマディ事務局次長が代表を務め、WPS やジェンダー次世代プログラムを始めとするジェンダー平等の実現のための取組での更なる連携を確認した。また、駐日事務所が日本国内のあらゆる関係者と更に連携を深めるよう、日本から UN Women 側に要請した。UN Women からは、日本からの揺るぎない政治的・財政的支援に対して深く謝意が表明された他、WPS・FPN 共同議長と

しての日本のリーダーシップを評価するとともに、若者の参画は持続可能な開発目標達成の鍵であるとして、若者に焦点を当てた日本の取組を評価した。マディ事務局次長は、同年2月に続いて藤井外務副大臣を表敬し、日本の拠出金や日本人職員に関して意見交換を行った。

2025年7月、第6回日・UN Women 政策協議のフォローアップとして、猿橋外務省総合外交政策局女性参画推進室長、焼家 UN Women 駐日事務所長及びアジア地域事務所代表らが出席して政策協議地域セッション(オンライン)を開催し、日本側が重視する事項・分野などを地域事務所の代表らに直接伝達した。

2025年9月、国連本部で日本及びノルウェーが UN Women の協力を得て共催した WPS・FPN ハイレベル・サイドイベントに岩屋外務大臣とバフス UN Women 事務局長が参加し、両者はイベント前の立ち話で、バフス事務局長の訪日や UN Women への日本からの支援に関し意見交換を行った。

2025年12月、茂木外務大臣は、閣僚級招へいにより来日したバフス事務局長の表敬を受け、同事務局長は、日本が重要なパートナーであることや支援への謝意を述べるとともに、引き続き日本からの拠出やより多くの日本人職員が加わることへの期待を述べた。さらに、同事務局長は黄川田女性活躍担当大臣を表敬し日本とのパートナーシップの重要性を確認したほか、議員連盟(女性活躍を国際的に推進する議員連盟及び WPS 議会人ネット JAPAN)との意見交換を行い、ジェンダー平等や女性のエンパワメントや WPS 推進における日本への期待を示すとともに、UN Women への引き続きの支援への要請が行われた。駐日事務所は日本関係者との意見交換などについて瞬時に発信し、日本の支援に対するバフス事務局長の謝意や、日本と UN Women の連携の重要性に関するメッセージを広く伝えた。また来日に際し同事務局長は読売新聞に寄稿し「日本は最も緊密なパートナーとして協働を重ねてきた」、「日本からの力強い財政支援」、「日本は、世界におけるジェンダー平等の推進にあたり、主導的な役割を果たしている」と示したほか、時事通信の書面インタビューに応じ、日本の支援に対する同事務局長の謝意や、日本と UN Women の連携の重要性などに関するメッセージがマスメディアでも広く報じられた。

・日本側の取組

日本は、令和6年度補正予算により、WPS・FPN 事務局や駐日事務所の経費、アジア・太平洋地域の WPS 行動計画支援費などを盛り込んだ3か年の WPS プログラムに対し約 200 万ドルを拠出した。これは、WPS 推進においてリーダーシップを発揮することを補完した。また、日本は、令和6年度補正予算により、中東やアフリカの8か国・地域での事業計7件に計約 700 万ドルを拠出し、本件拠出によるコア予算と合わせ、各国から信頼を得ることに大きく寄与している。例として、中央アフリカのオー・ムボム県知事やニジェールのディファ州知事から日本への謝意などが示された。

国際連合日本政府代表部を始めとする日本の在外公館は UN Women に対し日本の拠出に関するビジビリティ確保を働きかけているほか、政策協議においても申し入れている。こうした働きかけの結果、UN Women の海外事務所は、ショート動画やパンフレットの作成、SNS による広報やメディアインタビューなど、様々な取組を行っている。UN Women 中央アフリカ事務所は、日本人職員が中心となって、2015 年から 2025 年まで断続的に実施されている日本の支援を包括的に紹介する英語版、仏語版パンフレットをそれぞれ作成した。また、UN Women 駐日事務所は、「国際女性デー」といった機会に限らず、週3～4回の頻度で、世界情勢を考慮したコンテンツを SNS で発信し、分析ツールなどを活用して政策メッセージや同事務所の動向についての情報が幅広く届くよう工夫している。さらに、日本と UN Women との連携に関する日本語版パンフレットを作成し、日本との緊密な連携が分かりやすくなるよう、日本の拠出を活用したプロジェクトの例を掲載している。UN Women 国内委員会(国連ウィメン日本協会)とも広報を始めとする連携を実施している。

また UN Women は、防衛省や経済産業省と連携し、以下のような取組を行い、日本国内の WPS やジェンダー平等にかかる取組推進に貢献した。

・2025年7月、「防災・災害対応における WPS: 現在と未来」シンポジウムを防衛省と共催し、ニコラス UN Women 戦略軍事顧問が来日し WPS に関する取組を報告、駐日事務所長がパネルディスカッションにて WPS 分野の日本による支援プログラムを紹介し、約 130 名が参加した。

・2025 年 12 月、経済産業省主催の DEI(ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン)に関するオンラインイベントにおいて駐日事務所長が講演を行い、政府関係者や日本企業など約 65 名が参加した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件拠出の一部を充当している駐日事務所は、日本関係者との連携や日本国民向けの啓発活動を積極的に展開し、日本国内のジェンダー平等の推進に寄与している。

【日本企業】

2025 年5月、大阪・関西万博のウーマンズ パビリオンにおいてマディ UN Women 事務局次長がカルティエ カルチャー&フィランソロピー会長ヴィニユロン氏とアヴァンディス コンサルティング取締役アムワ氏と対話を行い、約 80 名が参加。

駐日事務所長は日本企業などに向け DEI 推進などを積極的に発信しており、2025 年4月から 2026 年3月にかけては、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループや日本アイ・ビー・エム株式会社、武田薬品工業株式会社などが主催するセミナーやフォーラムにおいて講演を行った。

UN Women は「アンステレオタイプアライアンス(UA)」を推進し、2020 年5月に設立された UA 日本支部は、2026 年4月現在、日本企業7社と2団体で活動を展開中である。UA の枠組みを通じて日本企業の取り組みをグローバルに発信するほか、他国の取組状況を日本企業に共有するなど勉強会を開催している。2025 年9月には UA オーストラリア支部と映画祭・交流会を開催し、ヤマハ株式会社が障がいのある少女がオーケストラで演奏するドキュメンタリーを上映して、約 80 名が参加した。また 2025 年 12 月のバフース UN Women 事務局長来日時には「ビジネス・リーダーズ・ダイアログ」を開催し、UN Women とのパートナーシップを持つ株式会社商船三井、株式会社資生堂、イケア・ジャパン株式会社など7社の経営者が参加した。

【地方自治体】

2025 年 11 月、駐日事務所は文京区の「女性に対する暴力撤廃の国際デー」のイベントに協力機関として参加し、ポスター展示や啓発品配布を通して女性への暴力撤廃について関心喚起したほか、2026 年3月に同区が主催した国際女性デーイベントでは駐日事務所長が講演を行った。イベントには約 250 名が参加した。

【教育機関】

国際基督教大学や筑波大学などのキャリアイベントなどに駐日事務所長などが登壇したほか、2025 年8月に東京大学で行われたハーバード・アジア国際会議(国内外から約 150 名の学生が参加)において、駐日事務所長が WPS に取り組む意義や UN Women の WPS に関連する取り組みを報告した。また 2026 年 1 月、東京大学の包摂的未來社会の構築にむけた社会科学的実証研究室(GLIF LAB)主催のセミナーで駐日事務所長が講義し、大学生や独立行政法人、一般企業などから約 35 名が参加した。加えて、2026 年3月、愛知県の光ヶ丘女子高校でジェンダー平等やユースに向けたメッセージなどを駐日事務所長が講義し、学生約 650 名が参加した。

【独立行政法人、その他国際機関】

2025 年8月、TICAD9 において、独立行政法人国際協力機構(JICA)と WPS に関する公式サイドイベントを共催し、ムプムウ アフリカ連合(AU)及び国連アフリカ経済委員会(UNECA)特別代表が来日の上閉会挨拶を行い、UN Women が開発途上国で実施している WPS 関連プロジェクトに対する日本の支援への感謝を示した。

2025 年 11 月、ASEAN 経済研究センター(ERIA)と国連大学が共催するハイレベル会議の WPS セッションにクリスティン・アラブ UN Women アジア太平洋地域事務所長兼タイ国事務所代表が登壇した。

2025 年 12 月、JICA の田中理事長とバフース事務局長は、国内外におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント達成に向け更に連携を強化するため、JICA と UN Women 初の組織間の協力覚書を署名・交換した。

2026 年3月、駐日事務所長は、駐日欧州連合(EU)代表部と共催した国際女性デー記念セミナーにおいて、日本の女性政治家を増やすための課題や取組についてのセッションでモデレーターを務め、ハイブリッド形式で約 200 名が参加した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国連女性機関(UN Women)拠出金は、UN Women が①加盟国におけるジェンダー平等に向けた規範づくり支援、②国・地域レベルでの支援活動の実施、③国連機関間の調整という任務を果たすことを通じて、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標であるジェンダー平等及び女性のエンパワーメント推進に関する国際的議論に参画するとともに、WPS アジェンダを一層推進することにより、国際社会のジェンダー分野における日本のプレゼンスを向上させつつ、国内外におけるジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメント推進に貢献することを目標としている。

UN Women は、1-1(2)、1-4、2-1(2)のとおり実績を上げており、日本がジェンダー平等の実現に向けた国際協力を推進し、ジェンダー分野における日本のリーダーシップを発揮するとともに国内外に発信する上でも極めて重要な役割を果たしてきた。特に、国連機関の中で WPS 推進のための主導的役割を果たす UN Women との連携は、日本の外交政策目標である国際の平和と安定への貢献においても不可欠である。

基準3については、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については、4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて極めて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UN Women は、4年ごとにその活動の指針となる戦略計画を立てており、2022 年からは「戦略計画(2022-2025)」に基づいて活動している。SDGs の2030年の目標年を見据え、次の7つの活動及び成果目標を掲げている。①グローバルな規範的枠組み、ジェンダーに配慮した法律、政策、制度の強化、②ジェンダー平等のための資金提供、③男性及び男児の関与を含む肯定的な社会規範、④サービス、財、資源への女性の公平なアクセス、⑤女性の声、リーダーシップ、主体性、⑥ジェンダー統計や性別別データの作成、分析、利用、⑦ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための国連機関間調整。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

上記 2-1 (1)の戦略目標(「戦略計画(2022-2025)」)に関し、2024 年の UN Women の主要な成果は次のとおり。なお、取組成果を示す活動報告書は例年5月下旬以降に公開されていることから、以下は 2025 年5月に入手した報告書に基づいた内容である。

- 活動目標①については、全体の達成率 117%である。これは下位8項目の達成率の平均で、例えば、ジェンダー分野における取組に関する国別レビューを実施した国の数は 89 か国(ベースライン 16 か国、目標値 68 か国)で達成率 131%、加盟国がジェンダーへの配慮を向上させるための知識を得るために UN Women が作成した資料の数は 41(ベースライン 32、目標値 37)で達成率 111%となった。また、国連総会などの決議の 60%(ベースライン 54%、目標値 56%)にジェンダーに基づく視点を導入させることができた。さらに、WPS 国家行動計画を策定した国の数は、104 か国となった(ベースライン 86 か国、目標値 96 か国)。これらの目標値は、基本的に 2021 年の実績値を基に設定されている(以下②～⑦についても同様である。)。UN Women の支援により、全加盟国で計 175 件のジェンダーに配慮した政策、戦略及び計画が採択、シエラレオネでの児童婚の廃止など計 77 本の法律

が採択、改定、又はジェンダー平等を前進させるため廃止となった。中央アフリカ共和国では、地方選挙の候補者リストが男女同数となるよう選挙法が改正された。さらに、UN Women は 27 か国でエイズ対応機関のジェンダーに係る専門性強化に取り組んでいるところ、リベリアのエイズ委員会に新たにジェンダー対応部門が設置された。

- 活動目標②については、全体の達成率 87%である。これは下位5項目の達成率の平均で、例えば、ジェンダー平等を財政に関する法・政策・基準に統合する能力を備えた協力機関の数は 362 機関(ベースライン 101 機関、目標値 303 機関)で達成率 119%、ジェンダー平等のために革新的金融やアカウンタビリティを支援するために導入された手法の数は 95(ベースライン 24、目標値 91)で達成率 106%となった。また、20 か国がジェンダー平等に資する予算増額に貢献したほか、548 の政府及び非政府機関に対してジェンダーに配慮した財政手法を取り入れるための能力強化を実施した。例えばインドでは 2024 年の中央政府予算全体のうち、過去最高となる 6.8%、38 億米ドルがジェンダー関連予算に充てられた。モロッコでは、2025 年国家予算案に、ジェンダーに配慮した予算原則が盛り込まれた。アルバニアでは、国家予算に女性の意見が反映された結果、2.9 万人以上の暴力の被害者に対するサービスの強化、8千件の女性世帯主家計への経済的支援、5.1 万人以上が裨益する母子保健サービスの開始につながった。
- 活動目標③については、全体の達成率は 90%である。これは下位4項目の達成率の平均で、例えば、差別的な社会的ジェンダー規範を特定し、対処する能力を向上させた機関の数は 133 機関(ベースライン 97 機関、目標値 108 機関)で達成率 123%となった。UN Women は、差別的な社会規範を変革するために、23 か国で 101 件のプログラムを実施した。これらのプログラムは、(1)コミュニティでの対話促進(エジプト、ヨルダン、モロッコ)、(2)差別的規範撤廃の啓発支援(太平洋島しょ国)、(3)法律・政策の変革促進を通じた条件の整備、という3つの段階で行われた。その結果、22 か国で、暴力を正当化する差別的な規範を取り除きつつ、女性に対する暴力を防止することを目的として包括的な国家的又は準国家的戦略が策定された。例えば、タンザニアでは、育児や家事といった「ケア労働」の責任を女性のみが負っている状況や無償の「ケア労働」削減に係る国の役割を認識する新たな戦略を発表した。ジョージアでは、6つの政府機関がセクシャルハラスメントの防止及び対応に関する政策及び仕組みを導入した。
- 活動目標④については、全体の達成率は 84%である。これは下位5項目の達成率の平均で、例えば、UN Women が女性・女児に対する暴力根絶サービス改善のためのガイドラインなどの改訂・作成・実施を支援した国の数は 29 か国(ベースライン 35 か国、目標値 23 か国(注))で達成率 126%、公共の場でのセクシャルハラスメントなどを含む性的暴力を防止・対処するための活動が実施されている国の数は 25 か国(ベースライン 37 か国、目標値 20 か国(注))で、達成率 125%となった。また、34 か国(ベースライン 27 か国、目標値 31 か国)で社会保障を含むサービス、財、資源への女性の平等なアクセスと利用を促進するための部門横断的なシステム、戦略、プログラムを実施した。暴力や差別の被害女性による関連サービスへのアクセス件数は、30 か国で増加した。また、UN Women の支援により、アフガニスタン、レバノン、ナイジェリア及びウクライナでは、計約 13 万人の女性がジェンダーに基づく暴力からの保護に関するサービスや生計支援、多目的の現金給付などを受けた。(注: 目標値がベースラインより低いのは、UN Women による支援対象国毎に戦略における実施段階や優先順位が異なる他、支援対象国数は年毎に異なり、ベースラインと目標値を単純に比較できないため。)
- 活動目標⑤については、全体の達成率は 107%である。これは下位6項目の達成率の平均で、例えば UN Women がジェンダー平等と女性のエンパワメント推進に向けて活動する市民社会団体を支援するために提供した額は約1億 993 万米ドル(ベースライン約 6,980 万米ドル、目標値約 7,740 万米ドル)で達成率 142%、公共生活に参加してリーダーシップを発揮するための能力を向上させた HIV 感染の女性・女児の数は約 10 万7千人(ベースライン約 7.9 万人、目標値約 9.4 万人)で、達成率 114%となった。UN Women の支援により、47 か国の 3,572 の市民団体が、法律や政策、人道活動や平和構築に影響を与えることが可能となった。ウガンダの難民キ

キャンプでは、UN Women の研修に参加した南スーダンの難民女性が、初めて難民福祉委員会の委員長に選出された。また、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びパプアニューギニアでは地方選挙への準備を含め、約3千人の女性が政治的リーダーシップを強化した。

- 活動目標⑥については、全体の達成率は 116%である。これは下位6項目の達成率の平均で、例えば、ジェンダー統計の収集・分析・普及・活用の能力を強化したデータ作成者及び利用者は 8,450 人(ベースライン 4,050 人、目標値 5,725 人)で、達成率 148%となった。UN Women は、22 か国でジェンダーに関するデータによって法や政策、プログラムに影響を与えることに貢献した。ジョージアでは、UN Women の支援を受けた女性に対する暴力の調査の結果が、ジョージア国民の意識向上及び女性保護シェルター(避難所)への民間企業による寄付につながった。トンガでは、ジェンダーと環境に関する初の調査により、災害リスク管理政策の実施における政府の説明責任の強化につながった。
- 活動目標⑦については、全体の達成率は 102%である。これは下位6項目の達成率の平均で、例えば、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに焦点を当てた国連機関の成果物及びサービスの数は 216 件(ベースライン 200 件、目標値 200 件)で達成率 108%、ジェンダー平等指標を適用して資金の 15%以上をジェンダー平等に資するプログラムに充てている国連の機関間共同基金の割合は 47%(ベースライン 50%、目標値 39%)で達成率 121%となった。UN Women は、2024 年に国連事務総長が打ち出した「国連システム全体ジェンダー平等促進計画」を率いる事務局を務めることとなり、国連の組織及びプログラムレベルでジェンダー平等を推進する役割を発揮している。一例として、UN Women は機関間常設委員会の一員として役割を果たすことにより、国連の全ての人道対応計画にジェンダーに基づく暴力の緩和及び対応の提供が盛り込まれた。
- なお、WPS 分野に関しては、UN Women の支援を受けて8か国が新たに WPS に関する国家行動計画を策定し、UN Women はこれらの国で約1億 4,100 万人の女性・女児が紛争予防、持続可能な平和、暴力の影響の軽減に係る包括的な取組から裨益した。また、UN Women は、実施パートナーとの協働を通じて中東8か国で紛争下の性的暴力や経済的困難などに苦しむ約 47 万人を支援し、女性・女児が不平等な状況にある 24 か国において、女性・女児の命を救うサービスへのアクセスを改善した。さらに、UN Women の支援により、30 か国での災害リスク軽減のための法律、政策、戦略、計画及び評価が採用され女性・女児が裨益した。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

決算報告書は例年5月下旬以降に公表されており、以下は 2025 年5月に受領した決算報告書に基づいた内容である(令和7年度評価シートと同内容)。

・会計年度:1 月から 12 月

・決算報告書の受領(先方公表)年月:2025 年 5 月(日本の 2024 年度拠出分)

・決算状況:UN Women の 2024 会計年度:収入:520,494 千米ドル、支出:622,770 千米ドル、差額:100,389 千米ドル、過年度の積残金:1,281,296 千米ドル

UN Women は国際公共部門会計基準(IPSAS)に基づいて年間会計を作成している。UN Women は、長期的な計画の実施を容易にするために、資金調達に係る努力の一環として、ドナー国に複数年拠出を積極的に呼びかけており、これを受けて、最大拠出国を含む多くのドナー国が、最新の戦略計画サイクルの前年又は開始の年に複数年拠出を行うことを約束する文書に署名しているため、年間収入が年間予算額と必ずしも一致するものではないが、その年に配分された資金は常に年間利用可能額と整合している。

2024 年の通常財源の任意拠出収入は 97,616 千米ドル、2024 年に UN Women が受領した通常財源への拠出金は 151,800 千米ドルであった。また、ドナー国上位 20 組織・国からの拠出金は 2024 年 490,983 千米ドルであり、2023 年の 456,871 千米ドルから約 7.5%増加しており(日本は9位、単独政府ドナー国として8位)、UN Women の役割や活動の重要性、ジェンダー平等に対する加盟国の取組の活発化の傾向が 2024 年に引き続き見られる。

・**外部監査:** 監査主体: 国連会計検査委員会(BOA)、結果: スタッフその他の人員や第三者に対する不正行為による懲戒処分 0 件

国連会計年度 2024 年については、国連会計検査委員会(BOA)が外部監査を実施している。BOA からの勧告への対応は 3-2 に記載のとおり。

・**その他:** 内部監査の制度あり。

UN Women は、2024 年に内部調査機能を創設し、内部の調査機能を強化している。

2025 年4月に発出された 2024 年分の内部監査及び調査活動報告書によれば、UN Women の独立評価監査室(IAS)による内部監査では、UN Women のコーポレートガバナンス、透明度、インテグリティが 2024 年のうちに成熟してきたことが指摘されている。また、IAS からの優先度合いの高い及び中程度の勧告のうち、2023 年の勧告3件、2022 年の勧告4件、2021 年の勧告9件、2020 年の勧告2件、2019 年の勧告1件に現在引き続き対応している。信託基金の設立及び運営に関する方針の策定に係る勧告(2020 年)については、方針案が作成されており、2025 年6月に関連の手続が行われた。反腐敗方針に係る勧告(2021 年)については、方針案が作成され、2025 年第一四半期までに最終化された。定期的リスク分析のガイダンス策定に係る勧告(2021 年)については、2025 年第一四半期までに最終化された。セキュリティ管理に関する方針に係る勧告(2022 年)については、2025 年第二四半期までにアップデートが完了した。当該報告書は、日本も理事国を務める執行理事会において確認されている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

決算報告書は例年5月下旬以降に公表されており、以下は 2025 年5月に受領した決算報告書に基づいた内容である(令和7年度評価シートと同内容)。

UN Women は、2025 年5月に 2024 年分の「UN Women 職員、関係機関職員又は第三者による不正行為、犯罪行為の可能性のある事例に対してとられた懲戒処分及びその他の措置に関する UN Women 事務局長報告書」を発表。UN Women は不正行為に対する強い対処方針をとっており、事例を公表しつつパフス事務局長が全職員に引き続き透明性の確保や説明責任を果たすことを求めるなど、コンプライアンスを強く意識した対応を行っている。その結果、2024 年は、スタッフその他の人員や第三者に対する不正行為による懲戒処分は0件であった。

UN Women は戦略計画、リスク管理及び資源管理を一つの部門が管轄し、効率的な意思決定、透明性、説明責任を担保している。「戦略計画(2022-2025)」規定の組織効果・効率性の枠組(OEE)の下、UN Women は組織の業務効率向上のため、5つのアウトプットを設定している。内容と達成率は以下のとおり。

- ① 原則に基づいた業務効率を通じ、説明責任を果たす組織を保証(105%、2023 年比+4%)
- ② パートナーシップと資金調達の推進、効果的な影響力と規模の拡大(81%、2023 年比-13%)
- ③ ビジネス変革の推進(103%、2023 年比+10%)
- ④ エンパワーメントされた人材の育成、包括的な組織文化の推進(99%、2023 年比-1%)
- ⑤ 効果的な規範、プログラム、調整の成果、サービス、プロセス(82%、2023 年比-10%)

BOA については 2023 年末時点で未解決となっていた勧告は 14 件(2022 年分 2 件、2023 年分 12 件)であったが、2023 年末の時点で実施済みが6件、実施中が8件で、これまで2年以上に亘って残った勧告は無く、本勧告は確実に実施されている。また 2023 年に OIOS は、UN Women に対する 88 件の申立てのうち、71 件の調査勧告報告が完了している。OIOS は、腐敗など財政上の問題のほか、禁止行為や性的いやがらせ、報復などの申立てに対応しており、88 件はこれら申立ての受理件数の合計。これら申立てには、内部の国連職員からのもの、他の国連機関からの連

絡、外部関係者からのもの、匿名又は不明のものが含まれる。71 件の完了案件のうち、62 件については利用可能な情報に基づく初歩的な分析により完了となり、その他9件は調査の結果完了した。

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
11	11	16	12.67	16	3.33	620

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	2	2	1.67	2	0.33	35

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

幹部を含む日本人職員数は 2024 年に 11 人から 16 人に大幅に増加し、2025 年も維持している。また UN Women によると、専門職以上の職員数における国籍別順位で日本は6位であり、P5 以上では5位に位置している。

駐日事務所では、2023 年 11 月から 2 期連続で D1 レベルの日本人職員が所長を務めている。それ以前は P5 のポストであったが、日本は UN Women 駐日事務所の重要性、特に日本企業との連携や国会議員との関係構築、ジェンダー問題を巡る世論にも配慮した慎重なマネジメントが求められる重要なポジションであることに鑑みて一貫して D1 の所長を求めてきており、こうした日本側の意向を踏まえた人事が行われていることは、UN Women 側として日本との関係を重視している証左といえる。

2025 年5月にマディ事務局次長が訪日して第6回日・UN Women 政策協議を実施した際、松尾外務省総合外交政策局審議官から、日本人ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO)任期終了後の正規採用も含む日本人職員増強についての協力を依頼した。また、国連の予算削減に伴い人員削減が進められているとの情報を踏まえ、日本人職員が人員削減の対象とならないよう依頼した。2025 年9月、ニューヨークにて猿橋外務省総合外交政策局女性参画推進室長からナシリ UN Women 官房長に対しても、幹部レベルを含む日本人職員増強について要請した。2025 年 12 月のバフス事務局長による茂木外務大臣表敬時には、茂木外務大臣から日本人職員数増加を要請し、バフス事務局長からより多くの日本人職員を歓迎するとの発言があった。加えて、2026 年3月に高橋 WPS 担当大使がニューヨークでマディ UN Women 事務局次長と面会した際にも日本人職員増強について要請した。

駐日事務所はホームページで日本人職員紹介や、インターンや UNV を始めとする採用情報を掲載しているほか、評価期間内に大学生・大学院生向け講義を7件実施し、そのうち国際基督教大学、筑波大学及び東京外国語大学での3件はキャリアに特化した内容であった。また、2025 年4～5月には、広島平和文化センターが企画する「平和首長会議」でニューヨークに派遣された日本人高校生8名、2026 年3月には、愛知県の光ヶ丘女子高校にて約 650 名の高校生を対象に、キャリアなどに関する講義を行った。

これに加え、2026 年2月に駐日事務所は「JPO キャリアセミナー」を開催し 45 名が参加した。外務省から JPO の概要を説明したほか、UN Women の日本人職員2名が講義を実施した。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
紛争下の性的暴力担当国際連合事務総長特別代表事務所拠出金	
2 拠出先の名称	
紛争下の性的暴力担当国際連合事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所	
3 拠出先の概要	
紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所は、紛争下の性的暴力が紛争遂行の手段として組織的に用いられる中、加害者の不処罰文化に対応するため、紛争影響国・地域において政府高官を含む幅広い関係者への働きかけを通じて紛争下の性的暴力の予防と撲滅を目指すことを目的に、国連安全保障理事会決議第1888号(2009年)に基づき創設された。主に関連国連機関と協力し、紛争影響国・地域の政府の法執行制度・能力強化によって加害者処罰を促進するとともに、紛争下の性的暴力の予防と撲滅に尽力することを目標として活動を行い、同分野において指導的な役割を果たしている。本部はニューヨーク(米国)にある。	
4 (1) 本件拠出の概要	
SRSG-SVC 事務所は、支援対象となる紛争影響国・地域の法執行制度・能力強化を図る「専門家チーム」の活動や、国連の機関横断的なイニシアティブである「紛争関連の性的暴力に対する国連アクション(国連アクション)」(参加国連機関数27)を通じ、司法・警察機関の能力強化、性的暴力被害者支援、政府への政策提言及び市民社会への啓発活動を行っている。また、国連平和と維持活動及び政治ミッションに女性保護アドバイザーを派遣し、性的暴力発生状況の分析・モニタリング、被害者保護を通じて国連安保理決議第1888号の履行を促進している。日本は、2014年から同事務所が実施するプロジェクトに対して拠出を開始した。また、紛争下の性的暴力は看過できない問題であるという立場から、2020年からは同事務所が更に効率的、効果的に活動できるよう、同事務所の運営機能強化を目的にコア拠出を開始した。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	14,735 千円
2024 年: 日本の拠出率: 6.1% (拠出順位: 2位) (参考: 1位米国、2位日本、3位フランス)	
2023 年: 日本の拠出率: 3.6% (拠出順位: 4位) (参考: 1位米国、2位デンマーク、3位フランス)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局女性参画推進室、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件抛出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野8 ジェンダー平等の実現に向けた国際協力の推進」の下に設定された中期目標「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントの推進に関する国際的議論に参画するとともに、女性・平和・安全保障(WPS)アジェンダを一層推進することにより、国際社会のジェンダー分野における日本のプレゼンスを向上させつつ、国内外におけるジェンダー平等及び女性のエンパワメント推進に貢献する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

●紛争下の性的暴力加害者に対する不処罰の終焉を目指す活動は、国際社会における法の支配の定着につながるものであり、日本にとって望ましい国際秩序の維持・発展につながる。2013年及び2014年に国連総会で安倍総理大臣が、「紛争下での性的暴力をなくすため、国際社会の先頭に立ってリードしていく」と発言し、SRSG-SVC事務所との連携強化を表明した。これを踏まえて2014年以降、日本は同事務所のプロジェクトへ抛出する形でその活動を支援してきた。本件抛出は、同事務所が更に効率的、効果的に活動できるよう、同事務所の運営機能強化を目的に、2020年度から開始した。

●昨今の国際情勢を踏まえ、紛争下の性的暴力の予防及び撲滅の取組に対する履行強化の必要性が国際社会で強く認識されている。2025年、G7外相はスーダンにおける性的暴力への懸念の表明を含む共同声明を3回発出した。また、2026年3月の第70回国連女性の地位委員会(CSW)の一般討論では日本代表として出席した大崎麻子氏(特定非営利活動法人 Gender Action Platform 理事)が、ハイレベル会合では竹村仁美外務省参与(ジェンダー平等担当)が本件抛出に言及し、紛争下の性的暴力の予防及び撲滅に向けた日本の強い意思を国際社会に向けて示した。

●日本は、WPSを主要な外交政策目標の一つに位置付け、積極的に推進している。国連安保理決議第1325号の25周年である2025年、日本はノルウェーと共にWPS推進に関する国連加盟国のネットワークである「WPSフォーカルポイント・ネットワーク」の共同議長を務めた。2025年2月に東京会合が、5月にオスロ・テーマ会合が開催され、両会合の共同声明は、フォーカルポイント・ネットワークの成果文書として国連総会、国連安全保障理事会に登録された。その成果文書には、紛争下の性的暴力を含めた国際犯罪に対する正義と説明責任の実現、性的暴力被害者中心の取組を支援することが提言されている。また、2025年9月、国連総会期間中に20名以上の閣僚級の参加を得て開催された「WPSフォーカルポイント・ネットワーク・ハイレベル・サイドイベント」の冒頭挨拶で、岩屋外務大臣は、本件抛出の主眼である紛争下の性的暴力の増加を指摘した上でWPSに関する政治的コミットメントを発信し、WPS推進における日本のプレゼンスを国際社会に示すことに大きく貢献した。

●SRSG-SVC事務所の活動はWPSに密接に関連しており、日本と本件抛出先である同事務所との連携は上記のような日本の姿勢と合致し、ジェンダー分野における日本のプレゼンス、指導的立場の強化に寄与している。なお、同事務所との連携は日本の「第3次WPS行動計画(2023-2028年度)」の主な取組のひとつである「紛争下の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力への対応と予防」とも合致する。

●女性の人権擁護という観点からは、紛争下の性的暴力被害者に対する償い金の支給などを通じた救済を目指す「紛争関連の性的暴力生存者グローバル基金(GSF)」や、広く女性のエンパワメントを促進する国連女性機関(UN Women)があるが、SRSG-SVC事務所は、国連安保理決議1888号に基づき紛争下の性的暴力の予防及び撲滅を目指すという特化した役割を付与されており、この役割は他の組織が代替することはできない。同事務所は紛争影響国政府に直接働きかけ、紛争下の性的暴力の予防及び撲滅に向け責務を果たすよう呼びかけている。具体例として、2025年4月、パッテン特別代表はポートスーダン(スーダン)を訪問し、スーダン政府と国連間で「紛争下の性的暴力の予防及び対応に関する連携枠組」の署名を行った。この枠組を基に、スーダン政府関係機関と国連は、紛争下の性的暴力被害からの人々の保護、性的暴力被害者への対応、国内制度の在り方について協議し、同事務所は必要な技術的支援を行っている。特に紛争下の性的暴力の発生が懸念されている同国において取組が推進されていることは、

同事務所の活動意義を高めている。

●日本は、SRSG-SVC事務所へ補正予算を通じた拠出も実施しているが、補正予算が国連アクション及び専門家チームを通じた支援対象となる紛争影響国・地域におけるプロジェクト実施に対する拠出である一方、本件拠出は同事務所と紛争影響国の政府高官との交渉、紛争影響国の取組に対する国際社会の支援の取り付け、プロジェクト実施機関間の調整など、同事務所の活動を支援しており、紛争下の性的暴力の予防及び撲滅に効果的に取り組む観点から共に必要である。

●2026年1月に最大財政支援国であった米国が同事務所への支援停止を表明したが、主要財政支援国の一つである日本が支援を継続していることについては国際社会から高い評価を得ている。例として、2025年3月にCSWのサイドイベントとして国連アクションが開催した「世界的なコミットメントから地域の取組へ：紛争下の性的暴力の予防と対応」において、ホーハイム・ノルウェー国務大臣は、日本の国連アクションに対する支援と指導力に謝意を示したほか、同イベントに出席していたレフチェンコ・ウクライナ政府ジェンダー平等政策コミッショナーや南スーダンとウクライナの性的暴力被害者からも日本への支援に対する謝意が述べられた。同イベントには英利外務大臣政務官が出席した。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

●国際連合日本政府代表部は SRSG-SVC 事務所と様々なレベルで必要に応じて会合を行い、日本側の考えや意向を同事務所へ伝えている。特に、同事務所が任務を遂行する上での課題、実施する案件の管理状況や管理のあり方、日本人職員増強についての協議が常日頃から行われており、意思疎通が十分に果たされている。2026 年1月、高橋 WPS 担当大使及び有馬外務省総合外交政策局長と訪日中のパッテン特別代表の意見交換において日本側から日本人職員増強について働きかけた。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

●2025 年3月、CSW のサイドイベント「世界的なコミットメントから地域の取組へ：紛争下の性的暴力の予防と対応」（国連アクション主催）で、英利外務大臣政務官は、不処罰の文化を終焉させることの重要性を強調し、日本の SRSG-SVC 事務所への拠出に言及した。

●2025 年8月、紛争下の性的暴力に関する国連安保理公開討論において、御巫国連日本政府代表部次席常駐代表は SRSG-SVC 事務所が取りまとめた国連事務総長報告書に基づく報告に謝意を述べ、同事務所への日本の支援に言及しつつ、他の加盟国の同事務所への支援や連携を働きかけた。

●2025 年9月、ニューヨークで林外務省総合政策局審議官に面会したパッテン特別代表は、当初・補正予算による同事務所の活動支援に感謝し、国連安保理公開討論での日本の強いステートメントに謝意を述べた。

●2026 年1月、戦略的実務者招へいの枠組みでパッテン特別代表が訪日し、堀井外務副大臣を表敬した。同特別代表は、同事務所の活動内容などを説明するとともに、特に、最大財政支援国であった米国が同年1月初旬に同事務所への支援停止を表明したことを受け、2027 年1月以降の財政面に不透明感が増している中、日本の拠出に対し謝意を表明した。日本側からは日本人職員の増強を働きかけた。同特別代表の訪日について同事務所はホームページやソーシャルメディアで発信した。X(エックス)上のポストは、日本語で 660 回、英語で 900 回以上視聴された。同特別代表は、訪日中、日本記者クラブを通じて記者会見に応じたことがオンライン・紙媒体の記事につながり、同事務所の活動及び日本の本件拠出に関する広報につながった。

●パッテン特別代表の訪日の前後(2026 年1月及び2月)に、山崎国連日本政府代表部大使が同特別代表と意見交換し、拠出金を含めた日本の支援や CSW 開催期間中の有効な協力について協議した。

●2026 年3月、高橋 WPS 担当大使はニューヨークで同事務所の上級担当官他と、専門家チームや国連アクションによる現地での活動について意見交換を行い、日本の拠出金がいかに有益に活用されているかの説明を受けた。

・日本側の取組

●2025 年7月、国連日本政府代表部は国連ノルウェー代表部、同事務所、国連アクションと共催で、支援国を対象に日本の支援が行われたスーダンの現状に関するブリーフィングを行った。日本はこのブリーフィングを通じて同事務所に対する他の支援国の理解、支持の深化に貢献した。また、紛争下の性的暴力という課題に対する日本の支援について周知する機会となった。

●2028 年の女子差別撤廃委員会(CEDAW)委員選挙への立候補を表明している竹村仁美外務省参与(ジェンダー平等担当)は、2026 年3月の第 70 回 CSW 参加中にパッテン特別代表と面会し、紛争下の性犯罪者の訴追を強化するために協働できる分野について意見交換した。パッテン特別代表は同 CSW のサイドイベントで「CRSV(紛争に関連した性的暴力)訴追ネットワーク」を立ち上げたことから、法の支配の下での責任追及の強化に取り組んでおり、日本が同特別代表と連携していくことは有用である。

●2026 年3月、高橋 WPS 担当大使は笹川平和財団が招へいした WPS 分野における有力な海外有識者と意見交換を行った際、日本が同事務所への支援を含めた WPS に長年取り組んでいることを改めて説明した結果、日本に対する好印象を強化させることができた。海外有識者は日本の WPS 議員連盟である「WPS 議会人ネット JAPAN」との意見交換のなかで、日本が WPS 分野で指導的立場にあることを高く評価する発言をした。

●日本は、プロジェクト実施の節目及びその他機会を捉えて日本拠出案件における日本のビジビリティ確保を要請し、その結果、ニュースレターなどに掲載された。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【大学など】2026 年1月の訪日中、パッテン特別代表は東京大学及び広島大学で学生などと意見交換を行った。いずれにおいても紛争下の性的暴力に関する注意を喚起し、大学や研究機関との将来的な連携について提起した。日本の大学関係者らが同分野を今後の研究対象として検討することや、SRSG-SVC 事務所との連携を模索することに関心を示したことは、日本の知識基盤強化の点で有益であった。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

SRSG-SVC 事務所拠出金は、同事務所が国連機関や NGO などと連携しながら、紛争影響国・地域の司法・警察機関の能力強化、性的暴力被害者支援、政府への政策提言や市民社会への啓発活動を行うことで、紛争下の性的暴力の予防や撲滅を目指し、ひいては日本の外交政策目標の一つである国際社会のジェンダー分野における日本のプレゼンスを向上させつつ、国内外におけるジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの推進に貢献している。

同事務所は基準2のとおり、紛争下の性的暴力の予防及び撲滅に向けた取組に対し、支援対象としている紛争影響国の軍、警察、及び司法機関に対するトレーニングなどの実施といった成果を上げている。また、同事務所は、持続可能で性的被害者中心の対応を実施し、オーナーシップとリーダーシップを促進する取組に関しては、紛争影響国政府・関係者らへの直接の働きかけや、ドナー国や国際社会において啓発活動を実施している。さらに、紛争下の性的暴力の根本的原因への取組については、紛争関連性的暴力に関する国連事務総長年次報告書や国別・テーマ別報告書の作成を通じて経済・社会状況分析結果を公表、また紛争関連の性的暴力に対する国連アクション内の国連機関連携を推進することで、構造的ジェンダー不平等と差別、貧困、周縁化に対する取組を実施している。

基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

SRSO-SVC 事務所は、紛争影響国・地域の法執行制度・能力強化を図る専門家チームの活動や、国連の機関横断的なイニシアティブである国連アクションを通じ、司法・警察機関の能力強化、性的暴力被害者支援、政府への政策提言及び市民社会への啓発活動を行い、紛争下の性的暴力の予防と撲滅に指導的な役割を果たすことを目的として、以下のような戦略的優先目標を掲げている。

- 1 効果的で一貫した訴追によって「不処罰の文化」を「司法と説明責任の文化」に変容させること。被害が発生しないように性的暴力を予防すること。
- 2 持続可能で性的暴力被害者中心の対応を行うように、紛争影響国がオーナーシップとリーダーシップを持つように要請すること。性的暴力被害者が、健康管理、精神的支援、法的支援といった包括的な支援を得られるようにすること。
- 3 構造的ジェンダー不平等と差別、貧困、孤立を含む、紛争下の性的暴力の根本的原因に取り組むこと。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

【2025 年の活動実績】

●SRSO-SVC 事務所は精力的に任務の遂行に努め、紛争関連性的暴力に関する国連事務総長年次報告書の発表と国連安保理公開討論の場で力強く注意喚起を行った。2025 年8月の公開討論の場でパッテン特別代表は紛争下の性的暴力の増加に警鐘を鳴らしつつ、道義的責任に言及し、安保理理事国に対し、善を推し進める世界的な力となるため影響力行使を呼びかけた。これに対し、カナダの出席者は 65 メンバーからなる WPS のフレンズ・グループを代表して同事務所の活動を支持し、国連安保理があらゆる手段を使って紛争下の性的暴力を含む全ての性的または性差に由来する暴力を予防し対応することを要請した。同事務所の努力により、2026 年 CSW の成果文書に、紛争下の性的暴力と同被害者への司法アクセスを確保する必要性に関する言及が初めて含まれた。パッテン特別代表は支援対象としている紛争影響国・地域で啓発活動や支援要請を行い、スーダンやコンゴ民主共和国政府関係者などに働きかけを行うほか NGO や市民団体といったプロジェクトの実施主体、性的暴力被害者から直接意見を聴取した。また、同事務所は、専門家チーム及び国連アクションの司令塔として指導力を発揮した。専門家チームは支援対象国への派遣(44 回、2024 年度と比較し 33%増)や技術的・法的評価報告書(15 本、2024 年度と比較し 114%増)の作成を通じて支援対象国の紛争下の性的暴力に関する責任の明確化を支援し、国連アクションは、ウクライナ、スーダン、南スーダン、マリなどで重要な活動を継続した。同事務所はホームページやソーシャルメディアで随時情報を発信している。例えば、パッテン特別代表が訪日中に東京大学で行った講演の原稿は全文がホームページに掲載され、日本記者クラブでの記者会見はソーシャルメディアを通じて発信されている。

●上記戦略的優先目標1に対しては、同事務所は、支援対象国・地域の治安・司法部門への継続的な働きかけを通じて、一部の国や地域で犯罪に関する責任の明確化を行った。また、制度上の新たな取組として特筆すべきは、2026 年3月の CSW 期間中に、法務の実務者 95 名の同席の下、同事務所が立ち上げた「CRSV(紛争関連の性的暴力)訴追ネットワーク」が挙げられる。これは、独自のグローバル CRSV 法学データベースなどの様々なツールを用いて関連する性的暴力事案に携わる支援対象である紛争影響国の検察官の能力を高めて捜査や訴追を進めることを目的としており、検察組織強化を目指している。

●上記戦略的優先目標2に関しては、一部の国・地域で紛争下の性的暴力問題に対する主体性、責任感が増していることが挙げられ、国連と協力枠組みを署名したスーダンやウクライナがその一例である。パッテン特別代表のスーダン訪問後に国連の専門家が派遣され、同国の紛争下の性的暴力の予防・対応実施計画の作成を支援している。ウクライナでは協力枠組みの署名後(2022 年)に法整備や予防策の実施が進み、2025 年 11 月にはウクライナ議会が性的暴力被害者の権利の保護と暫定的な償い金の支払に関する法律を採択した。さらに 2025 年7月、コンゴ民主共和国で同国初となる償い金への権利に関する国家フォーラムで、パッテン特別代表の立ち会いの下、「紛争関連性的暴

力の被害者及び平和と安寧に対する犯罪の被害者に対する償い金に関する戦略」が立ち上げられた。同年8月に関連の国家基金より300名の被害者に対して償い金が支給された。

●上記戦略的優先目標3に対しては、パッテン特別代表は現場で見聞したことを国際社会に伝え支援を求めている。例えば、コンゴ民主共和国の絶対的貧困が女性を売春に駆り立てていること、南スーダンやスーダンでは性的暴力の被害による「汚名」でコミュニティや家族のなかで被害者が孤立し立ち直る機会が得られないこと、強姦によって生まれた児童が捨てられ心理的障害に苛まれていることなどは、包括的なアプローチを必要とする現象であるということを、性的暴力被害者に代わって国際場で問題提起し続けている。

●SRSG-SVC 事務所は具体的な取組と成果を示す活動報告書を例年5月中旬以降に公開しているが、今次国際機関評価シート作成時には最新の活動報告書が入手できなかった。以下は2025年5月に国連から入手した活動報告書に基づく2024年の取組及びその成果である。

(参考)【2024年の活動実績】

- ①国連安保理に提出する国連事務総長年次報告書の作成 目標1 実績1
- ②紛争下の性的暴力に関する国別・テーマ別報告書の作成 目標1 実績1
- ③行財政諮問委員会会合への貢献回数 目標1 実績1
- ④第五委員会会合への貢献回数 目標1 実績1
- ⑤国連安保理へのブリーフィング回数 目標2 実績2
- ⑥人権条約体へのブリーフィング回数 目標2 実績1
- ⑦国連総会 PKO 特別委員会への支援回数 目標1 実績1
- ⑧紛争下の性的暴力の予防及び対応に関する警察及び軍隊へのトレーニング開催日数 目標15 実績12
- ⑨紛争下の性的暴力の調査及び訴追に関する司法関係者に対するトレーニング開催日数 目標15 実績13
- ⑩女性保護アドバイザーとのワークショップ回数 目標1 実績1

このほか、2024年の成果としては、パッテン特別代表の任命に関する安保理決議15周年でもあったことから、同特別代表は性的暴力事案を有する紛争影響国への出張に加え、周年記念会合やCSW開催中にサイドイベントを開催したほか、プレスリリースや声明を発出し、正義及び説明責任の追及、継続支援の必要性などをあらゆる機会で訴えたことが挙げられる。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・会計年度:1月から12月
- ・決算報告書の受領(先方公表)年月:2025年8月(日本の2024年度拠出分)
- ・受領(先方公表)の遅延、未受領の場合:該当なし
- ・決算状況:SRSG-SVC 事務所の2024会計年度:収入:6,756,594米ドル、支出:6,192,308米ドル、差額:564,286米ドル(翌年に繰越。)
- ・外部監査:あり。国連会計検査委員会(BOA)が国連事務局全体を対象に監査を実施しているが、2024年度拠出金に係る報告書においてSRSG-SVC事務所に対して問題は指摘されていない。
- ・その他:内部監査の制度あり。2025年、国連事務局内部監査部(OIOS)はSRSG-SVC事務所の2022年から2023年の活動の妥当性、効果に関する監査を行い、概ね良好と評価した。同事務所はOIOCからの提案(例えば情報発信の効率性を測る指標の設定)について真摯に取り組んでいる。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
米国の支援停止を受け厳しい財政状況にある SRS-G-SVC 事務所は、新たな支援の獲得を目指して積極的に国連加盟国に働きかけている。また、民間セクターにも支援を要請している。
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
0	0	1	0.33	1	0.67	23
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	3
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
現在SRS-G-SVC事務所には、2023年12月までJPOとして在籍し2024年3月から臨時雇用契約職員(P3)として採用された日本人職員がいる。日本人職員の雇用に関して、評価期間中も日頃から国連日本政府代表部から同事務所に対し働きかけを実施している。それに加え、2026年1月のパッテン特別代表の訪日の際には、堀井外務副大臣、高橋WPS担当大使、有馬外務省総合外交政策局長から、日本人職員の増強を働きかけた。パッテン特別代表は日本人職員の活躍を高く評価し、更なる応募を期待するも、最大財政支援国の米国が同事務所への支援停止を表明したことから2027年以降の財務状況、人事は不透明さを増していることを指摘した。なお、米国の拠出金は専門家チーム及び国連アクションを除くプログラム・チームのポストを支援するもので、米国の支援停止は国連アクションに属する上記日本人職員のポストには直接影響を与えるものではない。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)拠出金	
2 拠出先の名称	
紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)	
3 拠出先の概要	
GSF は、多くの紛争関連の性的暴力生存者が公的償いを受けられていないことを背景に、性的暴力生存者に対する償いや救済へのアクセス促進を目的とし、2018 年のノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムクウェゲ医師及びナディア・ムラド氏を中心となって創設した基金である。紛争下において女性の人権が侵害されている状況を打開するため、英国の主導で 2012 年に立ち上げられた紛争下の性的暴力防止イニシアティブの取組が進む中、2019 年の G7ビアリッツ(フランス)・サミットの成果文書「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する G7宣言」にて、GSF の設立が奨励され、同年 10 月に正式に立ち上げられた。事務局はジュネーブ(スイス)に位置する。GSF の意思決定機関である理事会の政府代表理事国は日本、フランス、英国、韓国の4か国である。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、GSF 事務局の機能の維持・運営強化や世界各地の紛争影響国における紛争関連の性的暴力生存者救済のための財政的補償、心理的支援、医療支援などを含む各種事業実施に活用される。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 332,000 千円	
2025 年: 日本の拠出額 163,000 千円(拠出率、順位は未発表)	
2024 年: 日本の拠出額 447,000 千円 (補正 149,000 千円含む) 拠出率 17%、拠出順位2位	
参考: フランス 33%、韓国 17%(日本と同率2位)、英国 12%(4位)、ベルギー8%(5位)	
2023 年: 日本の拠出額 140,000 千円、拠出率 17%、拠出順位2位	
参考: 英国 25%(1位)、フランス 16%(3位)、韓国 15%(4位)、欧州連合(EU) 10%(5位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局女性参画推進室、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交: 国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-1 国際の平和と安定に対する取組(施策レベル)」、「個別分野8: ジェン

「ジェンダー平等の実現に向けた国際協力の推進」の下に設定された、令和9年度に向けての中期目標「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントの推進に関する国際的議論に参画するとともに、女性・平和・安全保障(WPS)アジェンダを一層推進することにより、国際社会のジェンダー分野における日本のプレゼンスを向上させつつ、国内外におけるジェンダー平等及び女性のエンパワメント推進に貢献する。」ための達成手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)は、2019年のG7ビアリッツ(フランス)・サミットの成果文書「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントに関するG7宣言」にて設立が奨励された。日本は、紛争関連の性的暴力生存者に対する償いや救済へのアクセス促進を目的とするGSFに拠出を行うことで、紛争関連の性的暴力分野において、フランス・英国と共にG7をリードしている。

日本は、紛争関連の性的暴力生存者救済プログラムへの財政的、技術的支援を目的に、2019年10月のGSF設立当初(2020年度予算)からGSFに拠出し、紛争関連の性的暴力生存者救済のための国際的メカニズム構築及び関連事業の実施に寄与している。2025年の国連事務総長報告によると、2024年現在で進行中の紛争が61件あり、同年における紛争下に置かれた女性と女児は6.76億人にも及び、紛争関連の性的暴力の問題はかつてないほど深刻であり、GSFの重要性は高まっている。

本件拠出は、日本が理事会の政府代表理事国としてGSFの運営に積極的に関与することで紛争関連の性的暴力分野における日本の存在感を高め、国際的な女性支援の取組に対する日本の積極的な貢献を示すとともに、日本の主要外交政策の一つである女性・平和・安全保障(WPS)に関する貢献を国内外に広く発信することにも寄与している。

日本は国連安全保障理事会決議第1325号の25周年である2025年、ノルウェーと共にWPS推進に関する国連加盟国のネットワークである「WPSフォーカルポイント・ネットワーク(WPS・FPN)」の共同議長を務めた。2025年2月に東京会合が、5月にオスロ・テーマ会合が開催され、両会合の共同声明は、フォーカルポイント・ネットワークの成果文書として国連総会、国連安全保障理事会に登録された。その成果文書は、紛争下の性的暴力を含めた国際犯罪に対する正義と説明責任の実現、性的暴力生存者中心の取組を支援することを提言している。2025年9月、国連総会期間中に20人以上の閣僚級の参加を得て開催された「WPS・FPN・ハイレベル・サイドイベント」の冒頭挨拶で、岩屋外務大臣は、本件拠出の主眼である紛争下の性的暴力の増加を指摘した上で、WPSに関する政治的コミットメントを発信し、WPS推進における日本のプレゼンスを国際社会に示すことに大きく貢献した。

また、日本はWPSに関する国連安全保障理事会決議履行のため、WPSに関する国家行動計画を策定しており、2023年に策定した第3次WPSに関する行動計画(2023～2028年度)に基づいて毎年公表している実施状況報告書においても同行動計画の柱Ⅱ「性的暴力及びジェンダーに基づく暴力の防止と対応」の一案件としてGSFへの拠出を明記している。

さらに、2025年、日本は「紛争下の性的暴力防止イニシアティブ(PSVI)国際アライアンス」(議長:ウクライナ)の共同副議長をコロンビアと共に務め、紛争関連の性的暴力防止の取組により一層貢献しており、GSFも、PSVI国際アライアンスの非政府メンバーとして参加している。GSFとPSVIにおける日本の貢献は、紛争関連の性的暴力分野における日本のプレゼンスを相乗的に高めることとなっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

GSFの意思決定機関である理事会を構成する政府代表理事国の資格は3年間で600万ユーロを拠出する国に与えられており、日本(外務省総合外交政策局女性参画推進室長)はGSFの設立当初から政府代表理事国を務めている(現在の日本以外の政府代表理事国は、フランス、英国、韓国)。日本は、年間200万ユーロの拠出を行い、理事の資格を確保し、日本政府の意向を積極的にGSF事務局に申し入れている。

日本はこれまで開催された全 15 回の理事会に出席し(2025 年は5月及び 12 月に開催された)、GSF の運営や活動方針の議論に積極的に関与しているほか、理事会以外でも事務局長や財務責任者と定期的に連絡を取り合い、GSF の組織計画や予算関連資料の提供を求め、予算管理の透明性や財務の継続性につき、随時働き掛けを行っている。このような働き掛けを通して、日本のプレゼンスを示すとともに GSF 事務局や他の理事会メンバーとの関係強化を図っている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2023 年3月、G7議長であった岸田総理大臣により召集されたジェンダー平等アドバイザリー評議会(GEAC:G7首脳に対してジェンダー平等に関する提言を行う外部諮問機関)定期会合に、GSF 創設者であるムクウェゲ医師が委員として参加した。ムクウェゲ医師は、GEAC の定期会合にほぼ毎回参加し、紛争関連の性的暴力防止と根絶の観点から提言作成に携わった。同年 12 月、GEAC の最終報告書「包摂的、平和的、公正な社会のためのジェンダー主流化」が議長の白波瀬国連大学上級副学長により岸田総理大臣に提出され、岸田総理大臣は G7のプロセスを通じて一層のジェンダー主流化の促進を更に進めたいと述べ、GEAC によるインプットに感謝を述べた。

2025 年5月、ムクウェゲ医師は、別件で訪日した際、潘基文・元国連事務総長など他の国際 NGO メンバーと共に紛争関連の性的暴力に関する国際活動家として石破総理大臣を表敬し、国際社会の直面する幅広い課題について意見交換を行った。

2025 年9月、第 80 回国連総会への出席のためにニューヨーク出張中の猿橋総合外交政策局女性参画室長はシャーGSF 事務局運営長と面会し、GSF の財政状況や活動状況につき聴取するなど、GSF の現状を確認した。また猿橋室長から 2025 年9月に退職した日本人職員について触れ、日本人職員の継続的な採用に関して申入れを行ったところ、現在 GSF では正規職員ではない日本人が客員専門家(Visiting Professional)という立場で、職業上の専門知識を生かし、ニューヨークを拠点として GSF の活動に協力していることが報告されたことから、日本としては、同人を正規職員として採用するよう検討を要請した。

・日本側の取組

2025 年8月、コロンビアにおいて、GSF と在コロンビア外交団との間でコロンビアにおける和平特別法廷(JEP)への技術的支援を始めとする、GSF の活動報告会が開催され、日本から小暮在コロンビア日本国大使館参事官が出席し、日本としてのプレゼンスを示した。

2025 年 11 月には、シャーGSF 運営長がケニアを訪問した際に、松浦駐ケニア日本国大使を表敬訪問し、日本の支援への感謝を述べつつ、GSF のケニア、南スーダン、スーダン、コンゴ(民主主義共和国)、シリアでの活動につき説明を行った。

日本は 2025 年にノルウェーと共に WPS・FPN の共同議長を務めたことの一環として、同年、WPS に関する広報資料([リーフレット](#)及び[ショート動画](#))を作成し、日本が海外で実施する WPS の取組の一例として、GSF の活動について紹介をしている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【一般社団法人】

2025 年2月、ディングマンズ GSF 事務局長が WPS・FPN 東京会合出席のために来日した際、公益財団法人笹川平和財団や公益財団法人日本財団との面会を行いその後も継続して関係を深めており、GSF は日本の市民社会とのネットワークも広げる活動を検討している。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)拠出金は、GSF が、多くの紛争関連の性的暴力生存者が公的償いを受けられていないことを背景に、性的暴力生存者に対する償いや救済へのアクセス促進を目的として、同生存者のための賠償のシステムを強化し、世界の同生存者が賠償を受ける権利の獲得を実現することを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国際社会においてジェンダー平等と平和構築に資する施策に関し、紛争下の性的及びジェンダーに基づく暴力の防止に貢献することを目標としている。

GSF は、基準2のとおり、紛争関連の性的暴力生存者への暫定的賠償措置や賠償プログラムの提供、国際社会やGSF 活動対象国の政府に対する生存者中心の賠償措置の重要性や政策提言活動、及び GSF 活動対象国の政府に対する技術的支援などの取組に対し、2-1(2)のと通りの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のと通りの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

GSF は、紛争関連の性的暴力生存者に対する償いや救済へのアクセス促進を目的に、(1)紛争関連の性的暴力生存者に対し、ニーズに沿った暫定的賠償措置(注)及び賠償プログラムを提供するために行動すること、(2)地方、地域及び国際的な政策において、紛争関連の性的暴力生存者への救済を優先し、またそれを実施する責任を負うよう各国政府や国際社会に提唱すること、(3)賠償プログラムの策定と実施に取り組む各国政府及びその他の多様な関係者に対し、専門知識と技術支援を提供することの3つを事業の主要な柱として掲げている。

[戦略計画 2024-2030](#) における優先事項は、(1)上記3つの事業の主要な柱の下、紛争関連の性的暴力生存者が一貫してプログラムの設計から実施まで参加し、GSF 及び生存者が存在する各国政府及び現地 NGO が同生存者との協働を進めること、(2)暫定的賠償措置事業を拡大し GSF の影響力を最大化すること、(3)革新的な資金調達を促進することで、資金が同生存者に配分され、償いとしての性的暴力加害者及び同共犯者の資産の使用を提唱すること、(4)紛争関連の性的暴力の影響を受けた子どもの権利とニーズを暫定的賠償措置に取り入れることの4点である。

2024 年から 2030 年までの具体的数値目標として合計5万人の紛争関連の性的暴力生存者に支援を届けることを目標としている。この目標達成のため、暫定的賠償措置の支援対象とする紛争関連の性的暴力生存者の目標数を、2024 年から 2025 年で新たに 1,500 人、2026 年から 2028 年で 6,500 人、2029 年から 2030 年までに 7,000 人とし、また、GSF の活動対象国の政府が支援する紛争関連の性的暴力生存者の合計数を 2024 年から 2025 年で 3,000 人、2026 年から 2028 年で 6,000 人、2029 年から 2030 年までに 7,000 人としている。

注:暫定的賠償措置とは、国家や紛争関連の性的暴力の賠償の義務を負うべき加害者などがその義務をまだ果たしておらず、かつその必要性が緊急である状況において、NGO や市民社会組織などの賠償の義務を負わない者が、生存者に医療や心理ケア、生計のための賠償給付、教育などを通じて提供する、癒やしや回復を目的とした支援措置。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

戦略計画 2024-2030 に基づき、GSF は、2025 年の支援対象国として 25 か国以上で活動し、うち、ウクライナ、グアテマラ、コロンビア、シリア、チャド(スーダン難民に対する活動拠点)、ナイジェリア、ネパール、バングラデシュ(コックスバザールでのミャンマー避難民の活動拠点)及び南スーダンの9か国を優先重点国として選定して活動を行った。代表的な活動結果は以下のとおり。優先重点国ではないものの、カンボジア、ギニア及び中央アフリカについても、後

述のとおり一定以上の進捗や成果が得られた。これにより、2025 年は合計 3,986 人の性的暴力生存者に暫定的賠償措置の支援を行った。

なお、GSF の活動のビジビリティ確保のため、活動対象国において、GSF 職員が積極的に現地日本国大使館に対する活動の報告を行っている。

****ウクライナ(優先国)****

GSF は、ウクライナの「バルディナ法」(賠償法)(注)に照らし、ウクライナ政府機関、国際機関、現地 NGO、ドナーとの非公開会議を開催、国内外の出席者に情報を提供し、着実に同法を実施するための政策概要作成を支援した。GSF 事務局長がキーウを訪問の上、ウクライナ副首相及び同社会政策副大臣と会談し、両者は同法実施に向けた GSF の技術・アドボカシー支援を活用する枠組み協定の締結に合意した。

注:バルディナ法は、2024 年 11 月のウクライナ議会による「ロシア連邦のウクライナに対する侵略に関連する性的暴力の被害者の権利に関する法的及び社会的保護に関する法律」で、紛争関連の性的暴力生存者を被害者として認定し、迅速な賠償を提供する具体的な仕組みを確保するものである。

****グアテマラ(優先国)****

2025 年 10 月、GSF は現地 NGO と暫定的賠償措置事業を正式に立ち上げた。また、武力紛争関連の性的暴力生存者のための補償政策の策定を担当する政府機関であるグアテマラ平和・人権大統領委員会(現在、新たな尊厳回復と償いのための国家計画を起草中)に対し、政策に紛争関連の性的暴力生存者を含めることを働きかけた結果、同委員会から含めることの確約を得た。さらに、GSF は、国連教育科学文化機関(UNESCO)や国連開発計画(UNDP)の現地事務所、国連平和構築基金(PBF)などの関係者と会合を持ち、上記国家計画策定に向けた技術支援を調整。紛争関連の性的暴力生存者支援と政策プロセスを一体的に進める調整チームが形成された。

****コロンビア(優先国)** 暫定的賠償措置受給者(心理的回復パイロットプログラム参加):120 人(目標 120 人)**

GSF は、コロンビアの和平特別法廷(JEP)への技術支援を行っており、コロンビア政府に対し紛争関連の性的暴力加害者が適切に裁かれるべく、JEP に対して性的暴力生存者の声を取り入れるようにすること、同生存者が救済プロセスにアクセスできるよう戦略を策定するよう提言した。GSF は賠償プログラムを主導するコロンビア政府機関である性的暴力生存者ユニット及び土地回復ユニットを支援し、6回のセッションから成る、同生存者 120 人のための心理的回復パイロットプログラム「Renace(再生)」が開発・開始された。同プログラムの第一段階は 2024 年に同国アパルタド市で行われ、性的暴力生存者のうち 28 人が参加し、心理的回復がなされた。同プログラムは 2025 年 12 月までにアパルタド市を含む6つの地方自治体で展開され、2026 年には少なくとも 500 人の性的暴力生存者への支援を目標としている。

****ナイジェリア(優先国)** 2025 年の暫定的賠償措置受給者:987 人(ボルノ州 502 人、ヨベ州・アダマワ州 485 人)**

2022 年からナイジェリアでの活動が開始され、累計 1,000 人以上の紛争関連の性的暴力生存者への暫定的賠償措置が行われている。2025 年、同国ボルノ州では、性的暴力生存者 502 人が、性的暴力被害者としての認定証明書に署名し、その被害を認める上で重要な節目となった。ボルノ州ではまた、学校生徒への教育支援を強化するため、保護者・教員会が保護者・教員 80 人を集めて会合を開催し、早期結婚や人身売買が生徒の不登校状況を生み登校を妨げている主要な障壁として取り上げ、生徒への学習支援上、保護者の役割が重要であることを確認した。同州で支援を受けている生徒 95 人全員が国民識別番号を登録でき、この暫定的賠償措置支援は、教育、法的権利、福祉サービスへのアクセスの確保、生徒のアイデンティティと尊厳の回復の上で重要な一歩となった。GSF 及び現地 NGO は、ヨベ州及びアダマワ州においても性的暴力生存者への支援を行い、支援を受けた同生存者は、職業訓練、教育、心理的・医療的ケアによる生計プロジェクトを通じた暫定的賠償措置プロセスが癒やしと力を与えるものであり、尊厳、自信、自立心を取り戻したと述べた。ヨベ州及びアダマワ州では性的暴力生存者 485 人が暫定的賠償を受け、その多くは、小規模ビジネスや職業活動に従事しており、得られた技能や支援物資を使って生活を再建している。

****ネパール(優先国)** 2025 年の暫定的賠償措置受給者:437 人(目標 400 人)**

紛争関連の性的暴力生存者 437 人に対する財政的暫定賠償措置が行われた。また、GSF は現地 NGO と連携の下、生計支援として起業家育成支援を行っており、リングジュース生産に投資し起業家となった性的暴力生存者もいる。現地 NGO は、GSF の支援の下、3,000 人以上の性的暴力生存者から陳述書を収集し、真実和解委員会への暫定的賠償措置登録を完了した（これは、性的暴力被害者としてネパールで公式登録されている件数(3,912 件)の大多数を占める）。

****南スーダン(優先国)**** 2025 年の暫定的賠償措置受給者:400 人

南スーダン・ジョングレイ州ボル及び西エクアトリア州ムンドリにおいて紛争関連の性的暴力生存者 400 人に対する暫定的賠償措置が行われた。そのうち 85 人は農業、洋裁、大工、理容、パン焼きの職業訓練を受け、2025 年 12 月には、ムンドリの訓練受講者 41 人が訓練を修了した。同生存者は、ケースワーカーによる同行サポート、心的外傷に対する個別の医療及び心理的ケア、職業訓練を受けたことで、健康、幸福、希望、尊厳が得られたとの感想を述べている。また、GSF は同国の司法・憲法問題大臣と面会し、真実、和解、癒やしのための委員会への登録申請について意見交換を行い、同委員会の選考委員会への技術支援を行うこととなった。GSF と現地 NGO は、性的暴力被害候補者の審査・ヒアリングに使用するツールを作成し、同委員会に採用された(2026 年から活用される見込み)。

そのほか、カンボジア、中央アフリカ共和国、ギニアなどにおいても、紛争関連の性的暴力生存者に対し多くの暫定的賠償措置が行われ、カンボジアでは 236 人(目標 200 人)、中央アフリカ共和国では 282 人に対する措置が行われたほか、ギニアでは、GSF が現地 NGO と協力し宗教指導者にもアプローチの上、同国の国内法及び国家賠償プログラム設立に向けた活動を行っている。

GSF は、上述のとおり、グアテマラ、ウクライナ、コロンビア、ネパール、南スーダンなどで、政府機関と連携した暫定賠償措置支援の開始や政府機関に対する技術支援を行い、政府機関自身による紛争関連の性的暴力生存者への支援を行うための環境整備が進展した。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・**会計年度**:1月から12月
- ・**決算報告書の受領(先方公表)年月**:2025 年5月(日本の 2024 年度拠出分)、毎年5月に受領予定、遅延無し。
- ・**決算状況**:GSF の 2024 会計年度:収入:13,993,393 スイスフラン(基金の公式通貨)、支出:12,844,249 スイスフラン、差額:1,149,1450 スイスフラン(2025 年5月の執行理事会で次期会計年度の収入への繰入りを承認。)
- ・**外部監査**:監査主体:Echo SA、結果:外部監査報告書においては、決算報告書がスイスの法律に従い、正確かつ適正に作成されている旨が確認されており、特段の問題は指摘されていない。
- ・**その他**:内部評価の制度あり。政府代表理事国が委員長を務める GSF 内部の財務委員会が外部監査結果を確認し、特段の問題は指摘されていない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- ・**行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案** なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
0	0	1	0.33	1	0.67	57
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	3
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
【その他評価に値すると考えられる事項】 2024 年9月に採用となった日本人職員1名は、契約満期終了のタイミングで GSF 事務局の人事再編が行われたため、2025 年9月に双方合意の上、退職となった。その後 2025 年 10 月に、長年コックスバザール(バングラデシュ:ミャンマー避難民の活動拠点)で難民関係のコンサルタントとして別の団体で働いていた日本人が、GSF 正規職員として採用された。同人は現在、バングラデシュ、ネパール及び東ティモールのプロジェクトに従事している。また、1-3 で述べたとおり、現在 GSF では正規職員ではない別の日本人が、客員専門家(Visiting Professional)という立場で、職業上の専門知識を生かしてニューヨークを拠点として GSF の活動を支援しており、日本としては、同人を正規職員として採用を検討するよう要請した。						
【拠出先が定める望ましい職員】 GSF 事務局は職員の 50%が紛争関連国出身者となることを目指しており、紛争関連の性的暴力生存者を雇用することも視野に入れている。かかる状況下で紛争関連国ではない日本出身者が正規職員となるのが難しいという背景はあるものの、日本から GSF 幹部に対し日本人職員の採用を積極的に行うよう申入れを続けている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
対人地雷禁止条約拠出金	
2 拠出先の名称	
ジュネーブ人道的地雷除去国際センター (Geneva International Centre for Humanitarian Demining: GICHD)	
3 拠出先の概要	
2001 年9月、ジュネーブ人道的地雷除去国際センター (Geneva International Centre for Humanitarian Demining: 以下、「GICHD」)。地雷、クラスター弾、弾薬備蓄に焦点を当てた、地雷対策と爆発物のリスク削減に取り組んでいる国際的非営利団体)がホストする形で、対人地雷禁止条約履行支援ユニット (Implementation Support Unit: 以下、「ISU」) が設立された。ISU は、対人地雷の廃絶を目指して作成された対人地雷禁止条約の事務局機能を担い、同条約の締約国が条約上の義務を履行するための直接的、間接的な支援を提供する役割を担っている。2026 年4月時点での同条約の締約国・地域数は 161 (マーシャル及びトンガが加入したが、バルト三国、フィンランド及びポーランドの5か国が脱退した)。本件拠出は、GICHD が受領主体であり、ISU が事業実施主体となっている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
対人地雷禁止条約は、対人地雷の使用・開発・生産・取得・貯蔵・保有・移譲などを全面的に禁止するほか、貯蔵されている対人地雷の廃棄、地雷敷設地域における対人地雷の廃棄などを締約国に義務付け、また、被害者支援を含む国際的な協力及び援助を規定することで、対人地雷によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させることを目的とした条約である。また、同条約には、締約国の対人地雷保有・廃棄・除去などの状況について、年に一度報告するという透明性措置が規定されている。日本を含む締約国などからの拠出金は、同条約の締約国会議又は検討会議で決定される ISU 作業計画・予算に基づき、締約国がこれらの義務を履行し条約が適切に運営されるために行う ISU の様々な条約履行促進関連業務に必要な活動経費 (人件費、旅費など) に充てられる。なお、対人地雷禁止条約上、締約国会議などの開催経費は、国連分担率に従い、締約国及びこれらの会議に参加する非締約国が負担することとされており、分担金として別途支出している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 2,150 千円 (12,145 スイスフラン)	
2026 年の ISU 予算全額 (769,221 スイスフラン) に対する拠出率は 1.58%。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部通常兵器室、軍縮会議日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件抛出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件抛出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組」の下に設定された中期目標「条約普遍化の促進」、「対人地雷のない世界」に向けた尽力」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
日本は、自国の安全保障及び国際の平和と安定のために、軍縮・不拡散への取組を重視している。中でも対人地雷については、1999年の対人地雷禁止条約発効以前から、対人地雷の規制に積極的に関わってきた。特に1998年の日本による同条約締結以降は、対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策支援の強化を中心とした同条約の包括的な取組を推進すると共に、主にアジア太平洋地域諸国への同条約締結に向けた働きかけに加え、国際社会において地雷除去や被害者支援などを通じた国際協力も着実に実施してきている。茂木外務大臣は、2025年12月に開催された第22回締約国会議において発出したビデオメッセージの中で、日本は「地雷のない世界」の実現に向けて、今後も各国と連携しながら、条約の発展と国際的な地雷対策を主導していくと発言した。 年に1度の締約国会議及び5年に1度の検討会議は、条約の履行状況を定期的に検討するもので、全ての締約国、オブザーバーである非締約国、国際機関及びNGOを含む市民社会が参加する全体会合の形式を基本とする会議である。また、締約国会議(又は検討会議)議長の下、調整委員会など5つの委員会が設置されており、年間を通じて条約普遍化や国際協力強化などに取り組んでいる。こうした各委員会の活動は締約国会議又は検討会議で報告される。さらに、会期間会合や公式・非公式の準備会合なども行われている。 2024年12月、第5回検討会議の終了をもって、市川軍縮会議日本政府代表部大使が第22回締約国会議の議長に就任した(任期は2025年12月の第22回締約国会議終了までの1年間)。市川大使は、議長を務めるにあたり、議長優先テーマとして、「能力強化支援」、「新興技術の活用」、「WPS(女性・平和・安全保障)との連携」及び「条約普遍化」の4つを掲げ、取組を進めた。 このような対人地雷禁止条約の履行体制は、日本が追求する中期目標でもある「条約の普遍化」や「対人地雷のない世界」に向けた尽力」を促進する上で不可欠なものとなっている。加えて、対人地雷対策分野における日本の貢献及びその広報を効果的に行う場ともなっている。また、日本が重視するWPS(女性・平和・安全保障)などの課題への取組にも貢献している。 ISUは実質的な事務局として対人地雷禁止条約の履行体制を支えている。具体的には、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議(又は検討会議)議長及び各委員会を支援し、締約国の求めに応じた条約関連業務を包括的に行っており、条約の運営に不可欠の役割を果たしている。そのため、本件抛出は、対人地雷問題の解決に重要な役割を担う同条約の効果的な運営の確保につながり、中期目標「条約普遍化の促進」、「対人地雷のない世界」に向けた尽力」、ひいては国際の平和と安定に資するものである。英利外務大臣政務官は、2025年3月に開催された対人地雷禁止条約第10回プレッジング会合(ISUに対する資金抛出の事前通報(プレッジ)を行う会合)において発出したビデオメッセージの中で、ISUが条約の履行及び普遍化に向けた全締約国への支援において極めて重要な役割を果たしており、ISUの安定的な運営は長期的に確保されるべきものであると発言している。 また、対人地雷による被害がウクライナを始め世界各地で発生する一方、バルト三国、ポーランド及びフィンランドが条約から脱退するという厳しい状況において日本がISUを資金面で支えることは、対人地雷問題に真剣に取り組んでいる日本の姿勢を国際社会に示すことにもつながり、日本の二国間や国際機関を通じた地雷対策支援と相互補完の関係がある。
1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

対人地雷禁止条約の締約国会議及び検討会議は、上述のとおり、全ての締約国、オブザーバーである非締約国、国際機関及び NGO を含む市民社会が参加する全体会合の形式を基本としており、意思決定は締約国のコンセンサスが原則である。発言権は基本的に出席する全ての代表団に与えられており、締約国のコンセンサスが形成されれば、日本の意見を会議の決定事項として反映させることが可能である。本件提出に関連する ISU 作業計画・予算案、ISU 財政モデル、ISU 長人事を始めとする ISU の運営やマンデートに関連する事項の決定も、締約国会議又は検討会議に委ねられている。締約国会議及び検討会議の開催費用は、締約国からの分担金により賄われるものであるが、ISU はこれら会議の運営などを支える主要な役割を果たしており、双方の提出はともに必要である。日本は締約国として、これまで全ての締約国会議及び検討会議に参加し、上述の ISU の運営やマンデートに関連する事項も含め、締約国会議及び検討会議での意思決定プロセスに積極的に参加している。また、会議の場外でも、日本が重視している普遍化促進の取組や透明性措置その他条約の履行や運営に関する取組についての意見交換を他の締約国などと個別に行っている。

2024 年 12 月から 2025 年 12 月まで、市川軍縮代表部大使は第 22 回締約国会議の議長を務めたが、締約国会議議長は、会期間会合の議長、協力遵守委員会及び調整委員会の各委員長なども務めることと定められている。また、第 22 回締約国会議終了後も 2026 年 11 月の第 23 回締約国会議までの間は、前回会議の議長として引き続き運営に関与する。

さらに、2026 年 11 月の第 23 回締約国会議までの間に新しい ISU 長を採用することとなり、その選考パネルのメンバーの一員に日本が就任した。

日本は、締約国会議議長を務めた 2025 年に引き続き 2026 年も条約及び ISU に対して重要な影響力を有している。

1-3 本件提出に係る日本側の取組等（提出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

市川軍縮代表部大使が第 22 回締約国会議議長を務めた 1 年間（2024 年 12 月～2025 年 12 月）において、日本と ISU との連携は一層強まった。例えば、毎月、各委員会委員国（計 16 か国）が一堂に会する調整委員会会合を市川軍縮代表部大使が主催し、ISU が事務的調整の役割を担った。

・2025 年 3 月、第 10 回プレッジング会合において英利外務大臣政務官が[ビデオメッセージ](#)を発出した。

・2025 年 4 月、市川軍縮代表部大使は、豪州と共催で、ジュネーブにある太平洋諸国の代表部に向けた通常兵器関連条約に関するアウトリーチイベントを開催し、太平洋諸島フォーラム（PIF）事務所及び太平洋諸国の大使並びに政府代表を招待するとともに、市川大使が第 22 回締約国会議議長を務める対人地雷禁止条約に加え、武器貿易条約及びクラスター弾に関する条約の締約国会議議長、ISU や国連軍縮部が参加し、太平洋諸国が通常兵器関連条約に加入する上での課題やこれに対応するための協力の方法を議論した。

・2025 年 4 月、市川軍縮代表部大使は、締約国会議議長として、第 28 回国際地雷対策プログラム責任者会合（NDM28）プレナリーセッション「各国の能力開発：地雷対策における効果的な現地化」のファシリテーターを務めるとともに、JICA 及びカンボジア地雷対策センター（CMAC）共催のサイドイベント「効果的な地雷対策のためのネクサス：ナショナル・キャパシティの強化」で[冒頭挨拶](#)を行った。

・2025 年 5 月、英利外務大臣政務官はミルアド・ヨルダン王子殿下（対人地雷禁止条約普遍化特使）と電話会談を行い、同条約の普遍化について意見交換を行った。

・2025 年 5 月、市川軍縮代表部大使がルーアン ISU 長を訪問し、日本から ISU への提出について伝達した際に、ルーアン ISU 長は、日本の提出に対し謝意を表明するとともに、第 22 回締約国会議に向け、議長国（日本）及び締約国をサポートしていくと発言した。

・2025 年 6 月、会期間会合において日本は「[協力・支援強化](#)」、「[地雷対策と WPS の連携](#)」、「[ジェンダー、多様性及び WPS アジェンダ](#)」、「[普遍化](#)」のステートメントを行った。

・（第 22 回締約国会議）

2025 年 12 月、第 22 回締約国会議において日本は「[普遍化](#)」、「[地雷汚染地における地雷除去](#)」、「[協力・支援](#)」、「[条約分担金の状況](#)」のステートメントを行うと共に、締約国会議の初日、茂木外務大臣は[ビデオメッセージ](#)を発出した。また同日、市川軍縮代表部大使は、締約国会議議長として、ジュネーブ国連欧州本部において、スイス代表部及びジュネーブ市・カントンと共催でレセプションを開催した。

日本は、「国家の主体性」の強化と「能力強化」への支援が効果的な地雷対策活動を推進する上で有効であるという認識の下、カンボジアと連携した三角協力の推進や関係機関との連携強化を目指す「地雷対策支援に関する包括的パッケージ」に基づき、被害国の能力強化に向けた取組を実施してきた。第 22 回締約国会議では、具体的な成果として[作業文書「国家の主体性の強化及び能力強化支援」](#)を提出し、締約国に成果を共有した。

日本は、日本企業と緊密に連携しながら、日本企業や他の締約国の新興技術を活用した対人地雷対策の知見・経験を他の締約国に共有することにより、より効率的な地雷対策を促進することを目指して取り組んでいる。第 22 回締約国会議では、具体的な成果として[作業文書「新興技術を活用した対人地雷対策の促進」](#)を提出し、政策広報動画を議場で放映するとともに、外務省[ホームページ](#)で公開した。

このような第 22 回締約国会議の概要を外務省[ホームページ](#)に掲載している。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【NGO・NPO】

特定非営利活動法人 地雷廃絶日本キャンペーン（JCBL）は、2025 年の第 22 回締約国会議に出席した。外務省通常兵器室は、市民団体と定期的に意見交換を行っている。

【日系企業】

新興技術を活用した対人地雷対策の知見・経験を有する日本企業は、締約国会議などの場で他の締約国にこれらを紹介することで、自社の技術が世界で活用されることを望んでいる。第 22 回締約国会議では、上記 1-3 の政策広報動画の制作に積極的に協力した。

【独立行政法人】

国際協力機構（JICA）は、第 22 回締約国会議における「能力強化支援」に関するパネルディスカッションで小向国際協力専門員がパネリストを務めたほか、サイドイベント「地雷のない世界に向けた国家能力強化への支援」を実施した。

こうした活動において、ISU は積極的に日本関係者の対人地雷禁止条約プロセスへの関与を支援した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

対人地雷禁止条約拠出金は、ISU が対人地雷禁止条約の事務局局的機能を担い、同条約の履行体制を支えることで条約の一層効率的な運営が確保されることにより、締約国の義務の確実な履行（地雷除去・廃棄、被害者支援、透明性措置など）を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「条約の普遍化の促進」及び「対人地雷のない世界」に向けた尽力、さらには国際の平和と安定に貢献することを目指している。

ISU がとりまとめを担う活動は、2-1(2)のとおり効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はないが、締約国などからの拠出と ISU の財政モデルの持続性及び予測可能性を継続的に確保していく必要がある。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
ISU は、締約国が義務を履行し同条約の効果的な運営を実現することを目標としている。 2024 年の第5回検討会議において採択された 2025 年から 2029 年までの ISU5か年作業計画・予算の主な目的は、締約国が条約上の義務と「シェムリアップ・アンコール行動計画」のコミットメントの履行を支援することとされた。 同じく第5回検討会議で採択された「シェムリアップ・アンコール行動計画」は、同条約発効以来の進展に留意しつつ、対人地雷による苦痛と犠牲を終わらせるための包括的な枠組みとして、同条約の普遍化と実施の継続的かつ加速的な追求の重要性を認識した上で、条約普遍化、貯蔵地雷廃棄、埋設地雷除去、被害者支援、国際協力・支援などの分野において締約国が取り組むべき今後5年間の具体的な行動を定めたものである。締約国は同行動計画に従って条約の履行に取り組み、毎年開催される締約国会議では取組状況を評価することになっている。ISU はこうした締約国の取組を支援することで、締約国が義務を履行し同条約の適切な運営を実現することを目指している。
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
条約が発効した 1999 年以降、94 の締約国が総計 5,500 万個以上の対人地雷の貯蔵弾を廃棄した。また、2024 年中、締約国が 10 万個以上の敷設地雷を除去し、1,115 km²の地雷汚染地域の除去を完了した。 ISU は、検討会議（準備会合含む）や締約国会議などの開催のための調整を行っている。2025 年は市川軍縮代表部大使の議長の下、第 10 回プレッジング会合（3月、32 締約国、2非締約国、6国際機関・非政府組織が参加）、会期間会合（6月、101 か国、57 国際機関・非政府組織から 400 名が参加）、第 22 回締約国会議（12 月、114 締約国、14 非締約国、23 国際機関・非政府組織から 800 名が参加）などが開催され、会議開催に向け議長への支援を行ったほか、毎月の調整委員会の開催のための支援も行った。 市川軍縮代表部大使は、議長優先テーマとして、「能力強化支援」、「新興技術の活用」、「WPS との連携」及び「条約普遍化」の4つを掲げ、取組を進めた。特に、条約の普遍化に関しては、ドイツ（2023）及びカンボジア（2024）議長から引き継ぎ、日本もアジア太平洋地域への非締約国に積極的にアウトリーチを継続してきた結果として、2025 年、マーシャルとトンガの同条約加入が実現した。この過程で ISU による支援は大きな役割を果たした。 ISU は、対人地雷禁止条約の締約国会議及び検討会議での議論や条約に関するその他の様々な活動について、公式ホームページや SNS を通じて積極的に対外発信を行っており、2025 年も積極的な発信を行った。 対人地雷禁止条約は、地雷対策分野に携わる他の国際機関（UNMAS、UNDP、UNICEF、ICRC、GICHD など）のほか、対人地雷禁止条約の交渉過程（オタワ・プロセス）を主導した地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）などの国際 NGO、NPO を含む市民団体に対しても、関連会議にオブザーバーとして参加することを認めており、条約履行の進捗や締約国・国際社会の取組に関する幅広い情報共有の場となっている。ISU は、国際機関や市民団体などがオブザーバーとして円滑に参加できるよう、ロジスティックの支援を提供した。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・会計年度: 1月から12月 ・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025年7月(日本の2024年度提出分) ・決算状況 ISUの2024会計年度: 収入: 1,925,085 スイスフラン、支出: 1,654,928 スイスフラン、差額: 270,157 スイスフラン(次期会計年度の収入への繰入れ。) ・外部監査 監査主体: Forvis Mazars、結果: 2024年12月31日に終了した事業年度の財務報告書はスイス法に準拠している。
3-2 本件提出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。) 締約国会議又は検討会議において、ISUの機構・運営方法について議論を行う時間が割り当てられており、ISUにより提示される作業計画・予算案を締約国が検討する体制となっている。 ISUは、2001年の発足以来、締約国などからの任意拠出金によって賄われてきたが、2014年予算で初めて赤字が発生したことを受け、2015年の第14回締約国会議において、「ISU内の財政ガバナンスと透明性の強化」が決定され、新たな財政モデルが定められるとともに、プレッジング会合を年1回開催することとなった。また、ISUコア予算関連支出の1年分に相当する額の準備金(financial security buffer)を段階的に構築することとした。こうした措置を通じて、締約国などからの資金拠出を確保するとともに、ISUの財政モデルに持続性と予測可能性を確保することに努めている。 しかし、2024年はISU予算が769,810 スイスフランであったところ、拠出金は626,188 スイスフランに止まった(2023年は予算額732,596 スイスフランに対し拠出金は562,617 スイスフラン)。不足分は、前年からの繰越金で補われ、準備金(2024年末時点で758,665 スイスフラン)を取り崩すことはなかったため、財政上の問題とはならなかったが、引き続き締約国からの安定した拠出が求められている。 特定の通常兵器の使用を禁止又は制限するという目的を同じくした、特定通常兵器使用禁止制限条約(1983年発効)のISU及びクラスター弾に関する条約(2010年発効)のISUは、効率的な条約運営のために知見を共有するなど、費用対効果の向上のために連携している。 ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(ISU) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	3.6
備考	定員は 3.6 人であり、ISU 長を含む 3 名のフルタイム勤務職員に加え、パートタイム勤務の職員を「0.6 名」とカウントしている。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	1
備考	ISU は、非常に小規模の組織であり、トップを除き幹部(GICHD における D1相当)のポストが存在しない。					

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

ISUの活動経費は締約国からの任意拠出金で賄われているところ、締約国の負担を減少させるために可能な限り小規模とし、効率的な組織であることを重視した結果、定員が3.6名となっている。現時点において、事務局として適切・必要な人員規模に達し、規模拡大の予定はないことから、日本人職員が雇用される見込みはない。なお、ISU長については、2026年11月までに新たに選出予定。

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金	
2 拠出先の名称	
ジュネーブ人道的地雷除去国際センター (Geneva International Centre for Humanitarian Demining: GICHD)	
3 拠出先の概要	
2015 年5月、ジュネーブ人道的地雷除去国際センター (Geneva International Centre for Humanitarian Demining: 以下、「GICHD」。地雷、クラスター弾、弾薬備蓄に焦点を当てた、地雷対策と爆発物のリスク削減に取り組んでいる国際的非営利団体) がホストする形で、クラスター弾に関する条約履行支援ユニット (Implementation Support Unit: 以下、「ISU」) が設立された。ISU は、クラスター弾に関する条約 (2008 年採択、2010 年発効) の事務局機能を担い、日本を含む同条約の締約国が条約上の義務を履行するための直接的、間接的な支援を提供することを目的としている。2026 年4月時点での同条約の締約国・地域数は 112 (リトアニアが 2025 年3月に脱退、バヌアツが 2026 年3月に加入。)。本件拠出は、GICHD が受領主体であり、ISU が事業実施主体となっている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
クラスター弾に関する条約は、クラスター弾の使用、開発、生産、取得、保有及び移譲などを全面的に禁止するほか、貯蔵されているクラスター弾の廃棄、クラスター弾による不発弾汚染地域における不発弾の除去などを締約国に義務付け、また被害者支援並びに国際的な協力及び援助を規定することで、クラスター弾によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させることを目的とした条約である。また、同条約は、締約国が自国のクラスター弾保有・廃棄・除去などの状況や、被害者支援・国際協力などの状況について、年に一度報告すること (透明性措置) や、非締約国に対し条約締結を奨励すること (普遍化に向けた取組) が規定されている。日本を含む締約国などからの拠出金は、同条約の締約国会議又は検討会議で決定される作業計画・予算に基づき、締約国がこれらの義務を履行し条約が適切に運営されるために行う ISU の様々な条約履行促進関連業務に必要な活動経費 (人件費、旅費など) に充てられる。なお、同条約上、締約国会議などの開催経費は、国連分担率に従い、締約国及びこれらの会議に参加する非締約国が負担することとされており、分担金として別途支出されている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 589 千円 (3,326 スイスフラン)	
2026 年の ISU 予算全額 (514,753 スイスフラン) に対する拠出率は 0.65%。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部 通常兵器室、軍縮会議日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件提出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件提出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組」、「測定指標9-4通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び 軍事関連情報の透明性向上に関する取組」の下に設定された中期目標「条約普遍化の促進」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
日本は、自国の安全保障及び国際の平和と安定のために、軍縮・不拡散への取組を重視している。中でもクラスター弾がもたらす被害は、人道上の観点からも国際的に深刻に受け止められている。日本は、国際的なクラスター弾不発弾問題への対応を、軍縮・人道・開発の分野に跨がる重要な政策課題として位置付け、2009 年のクラスター弾に関する条約の締結以降も、他の締約国による被害者支援や不発弾処理といった対策を支援するとともに、同条約の締約国を拡大する取組(条約普遍化)を継続している。2025 年9月、第 13 回締約国会議において市川軍縮会議政府代表部大使は一般討論ステートメントを行い、条約普遍化を巡る状況に言及した上で、クラスター弾による被害がウクライナを始め世界各地で発生していることを踏まえ、本条約の普遍化及び履行促進が重要であると指摘した。また、締約国に対し、クラスター弾による惨禍のない世界に向けた決意を新たに訴え、全ての非締約国に対して同条約の早期締結を改めて呼びかけた。さらに、不発弾除去や被害者支援、リスク低減教育などにおける日本の取組を紹介しつつ、引き続き他の締約国と協力して条約目標の達成に貢献していくとのコミットメントを示した。 年に1度の締約国会議及び5年に1度の検討会議は、条約の履行状況を定期的に検討するもので、全ての締約国、オブザーバーである非締約国、国際機関及び NGO を含む市民社会が参加する全体会合の形式を基本とする会議である。また、締約国会議(又は検討会議)議長の下、条約普遍化や被害者支援、国際協力・支援、透明性措置など各分野のコーディネーターによって構成される調整委員会が設置されており、締約国会議(又は検討会議)の準備段階で月1回程度の会合を開催して議長を補佐するとともに、コーディネーターは「ローザンヌ行動計画」(2-1(1)参照)に含まれる担当分野のコミットメントの実施に関して締約国から提供された関連情報を検討し、履行状況報告書を締約国会議又は検討会議に提出するなどの活動を行っている。さらに、必要に応じて会期間会合や公式・非公式の準備会合なども行われている。 このような同条約の履行体制は、日本が追求する条約普遍化を促進する上で不可欠なものとなっている。加えて、不発弾対策分野における日本の貢献及びその広報を効果的に行う場ともなっている。 ISU は、同条約の事務局機能を担い、具体的には、条約に関する情報の管理・提供・発信、公式・非公式の会議記録及び文書の管理・保存を行い、締約国会議(又は検討会議)議長・各コーディネーターを支援し、締約国の要望に対応している。そのため、本件提出は、クラスター弾問題の解決に重要な役割を担う同条約の効果的な履行の確保につながり、中期目標「条約普遍化の促進」、ひいては国際の平和と安定に資するものである。他の手段で代替することは不可能である。 また、クラスター弾による被害がウクライナを始め世界各地で発生している一方、リトアニアが同条約から脱退するという厳しい状況が生じており、日本が ISU を資金面で支えることは、クラスター弾問題に真摯に取り組んでいる姿勢を国際社会に示すことにもつながり、日本の二国間の不発弾対策支援と相互補完の関係がある。
1-2 提出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
クラスター弾に関する条約の締約国会議及び検討会議は、上述のとおり、全ての締約国、オブザーバーである非締約国、国際機関及び NGO を含む市民社会が参加する全体会合の形式を基本としており、意思決定は締約国のコンセンサスが原則である。発言権は基本的に出席する全ての代表団に与えられており、締約国のコンセンサスが形成されれば、日本の意見を会議の決定事項として反映させることが可能である。本件提出に関連する ISU 作業計画・予算案、ISU 財政モデル、ISU 長人事を始めとする ISU の運営やマンデートに関連する事項の決定も、締約国会議又は検

討会議に委ねられている。締約国会議及び検討会議の開催費用は、締約国からの分担金により賄われるものであるが、ISUはこれら会議の運営などを支える主要な役割を果たしており、双方の拠出はともに必要である。日本は締約国として、これまで全ての締約国会議及び検討会議に参加し、上述の ISU の運営やマンデートに関連する事項も含め、締約国会議及び検討会議での意思決定プロセスに積極的に参加している。また、会場外でも、日本が重視している普遍化促進の取組や透明性措置その他条約の履行や運営に関する取組についての意見交換を他の締約国などと個別に行っている。

2026 年2月、日本は、締約国会議又は検討会議において被害者支援にかかる締約国の履行状況報告書の提出などを行う被害者支援コーディネーターに就任した(任期は 2027 年の第 14 回締約国会議まで)。以降、調整委員会のメンバーとして月1回の会合に出席し、アジア及び主要ドナーの立場から 2026 年9月の第3回検討会議及び月1回の調整委員会を支えるとともに、2025 年に対人地雷禁止条約第 22 回締約国会議の議長を務めた経験を生かして議長を支援するなど、条約の普遍化や履行促進に積極的に貢献している。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

2025 年4月、市川軍縮会議日本政府代表部大使は、豪州と共催で、ジュネーブにある太平洋諸国の代表部に向けた通常兵器関連条約に関するアウトリーチイベントを開催し、太平洋諸島フォーラム(PIF)事務所及び太平洋諸国の大使及び代表を招待するとともに、市川大使が第 22 回締約国会議議長を務める対人地雷禁止条約に加え、武器貿易条約及びクラスター弾に関する条約の締約国会議議長、ISU や国連軍縮部が参加し、太平洋諸国がクラスター弾に関する条約を含む通常兵器関連条約に加入する上での課題やこれに対応するための協力の方法を議論した(関連[ホームページ](#))。

2025 年6月、市川軍縮代表部大使は ISU 事務局を訪問し、モラガ ISU 長に対し、令和7年度の ISU 経費拠出を伝達した。これに対しモラガ ISU 長から謝意が述べられた(関連[ホームページ](#))。

2025 年9月、市川軍縮代表部大使を団長として第 13 回締約国会議に出席し、[ステートメント](#)を発出した(1-1(2)参照)(関連[ホームページ](#))。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【NGO・NPO】

クラスター弾に関する条約の交渉過程を主導した国際 NGO のクラスター兵器連合(CMC)には、日本の NGO もメンバーとなっており、CMC は、2025 年の第 13 回締約国会議で各議題においてステートメントを発表し、また、サイドイベントを開催するなど積極的に参加した。ISU は、こうした活動を支援した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金は、ISU がクラスター弾に関する条約の事務局的功能を担い、同条約の履行体制を支えることで条約の一層効率的な運営が確保されることにより、締約国の義務の確実な履行(クラスター弾の除去・廃棄、被害者支援、透明性措置、条約普遍化など)を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である条約普遍化の促進、さらには国際の平和と安定に貢献することを目指している。

ISU が取りまとめを担う活動は、2-1(2)のとおり効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はないが、締約国からの拠出と ISU の財政モデルの持続性及び予測可能性を継続的に確保していく必要がある。3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
ISU は、締約国が義務を履行し同条約の効果的な運営を実現することを目標としている。 直近の検討会議である第2回検討会議(2020 年 11 月と 2021 年9月の2回に分けて開催)で採択された 2022 年から 2026 年までの ISU5か年作業計画・予算において、同作業計画・予算の主な目的は、「2021 年1月1日から 2026 年 12 月 31 日までの期間中、第2回検討会議及びその後の締約国会議で締約国が採択した決定に従い、「ローザンヌ行動計画」を通じて締約国が確立した優先事項に従って、締約国による条約の実施を支援する。」とされた。 第2回検討会議で採択された「ローザンヌ行動計画」は、条約普遍化、貯蔵クラスター弾廃棄、不発弾除去、被害者支援、国際協力・支援、透明性措置などの分野において締約国が取り組むべき今後5年間の具体的行動を定めたものである。締約国は同行動計画に従って条約の履行に取り組み、毎年開催される締約国会議で取組状況を評価することになっており、ISU はこうした締約国の取組を支援することで、締約国が義務を履行しクラスター弾に関する条約の適切な運営を実現することを目指している。
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2008 年の条約採択以来 2023 年 12 月までに、合計 42 の締約国が、申告した貯蔵クラスター弾の全てである 149 万発のクラスター弾と1億 7900 万発の子弾を廃棄した。また、2024 年中、締約国は少なくとも 83,452 個のクラスター弾残存物を除去し、100 km²強の汚染地域の除染を行った。 ISU は、検討会議(準備会合含む)や締約国会議などの開催のための調整を行っている。2025 年はフィリピン議長の下、会期間会合(4月)及び第 13 回締約国会議(9月、71 締約国、5署名国、16 非締約国、16 国際機関・非政府組織から 400 名が参加)が開催されたほか、月1回の調整委員会その他の会合が開催された。ISU は、これらの会議・会合開催に向けて、締約国会議議長及び調整委員会のメンバーを支援するとともに、会議・会合に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の記録及び文書を管理・保存し、締約国の要望に対応するなど、不可欠な役割を果たした。特に、普遍化に関し、第 13 回締約国会議までに、新たにバヌアツが同条約を締結したことは、大きな成果として締約国から歓迎された。 ISU は、クラスター弾に関する条約の締約国会議及び検討会議での議論や条約に関するその他の様々な活動について、公式ホームページや SNS を通じて積極的に对外発信を行っている。特に、第 13 回締約国会議のホームページでは、各国のステートメント(文書)のほか、会議音声や写真に加えて、ラオス及びバチカンにおける報道ぶりも掲載している。同条約は、クラスター弾対策分野に携わる他の国際機関(UNMAS、UNODA、ICRC など)のほか、同条約の交渉過程(オスロ・プロセス)を主導したクラスター兵器連合(CMC)などの国際 NGO、NPO を含む市民団体に対しても、締約国会議(又は検討会議)や会期間会合などにオブザーバーとして参加することを認めており、これらの会議などは条約履行の進捗や締約国・国際社会の取組に関する幅広い情報共有の場となっている。ISU は、国際機関や市民団体などがオブザーバーとして円滑に会議・会合に参加できるよう、ロジスティックの支援を提供した。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・会計年度: 1月から12月 ・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025年7月(日本の2024年度拠出分) ・決算状況 ISUの2024会計年度: 収入: 746,277 スイスフラン、支出: 462,932 スイスフラン、差額: 283,345 スイスフラン(次期会計年度の収入への繰入れ。) ・外部監査 監査主体: Forvis Mazars、結果: 2024年12月31日に終了した事業年度の財務報告書はスイス法に準拠している。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。) 締約国会議又は検討会議において、ISUの機構・運営方法について検討するセッションが設けられ、ISUにより提示される予算案及び作業計画案を各締約国が検討する体制となっている。 現在のISU拠出金は、持続性及び予測可能性を確保するため第1回検討会議(2015年)で採択された財政手続に即して、7(a)(会議開催支援経費)、7(b)(ISU活動経費)、7(c)(7(b)を補足する任意拠出)に分けられ、締約国は7(a)と7(b)を義務的拠出として国連分担率に即して拠出することとされたが、義務的拠出とすることに一部の国(日本を含む)が反対していることから、実際の支払率は低く、第7回締約国会議(2017年)や第2回検討会議(2021年)で見直しが進められたものの、引き続きISUの運営は極めて厳しい状況にある(2024年は、ISU予算477,724 スイスフランに対し、拠出金総額は463,192 スイスフラン。) 特定の通常兵器の使用を禁止又は制限するという目的を同じくした、特定通常兵器使用禁止制限条約(1983年発効)のISU及び対人地雷禁止条約(1999年発効)のISUは、効率的な条約運営のために知見を共有するなど、費用対効果の向上のために連携している。 ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(ISU) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	2.5
備考	定員は 2.5 人であり、ISU 長を含む 2 名のフルタイム勤務職員に加え、パートタイム勤務の職員を「0.5 名」とカウントしている。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	1
備考	ISU は、非常に小規模の組織であり、トップを除き幹部(GICHD における D1相当)のポストが存在しない。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
ISUの活動経費は締約国からの拠出金で賄われているところ、締約国の負担を減少させるために可能な限り小規模						

とし、効率的な組織であることを重視した結果、定員が2.5名となっている。現時点において、事務局として適切・必要な人員規模に達し、規模拡大の予定や空席もないことから、日本人職員が雇用される見込みはない。

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)締約国会議等拠出金	
2 拠出先の名称	
国連欧州本部	
3 拠出先の概要	
特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)は、軍事的必要性及び人道的考慮のバランスを追求するとの考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際規制を設けるもの。非人道的効果をもたらす特定の通常兵器の使用の禁止又は制限については、ジュネーブ第一追加議定書(1977年採択、78年発効、日本は2004年加入)が採択される過程において議論されたものの結論が得られず、その後、1979年及び1980年の2回の特定通常兵器の使用禁止・制限に関する国連会議の結果、1980年の国連総会決議でCCW(本体条約)が採択された(1983年に発効)。 CCW(本体条約)の下での5つの附属議定書の内、附属議定書Vは紛争当事者及び爆発性弾薬の使用者による不発弾及び遺棄弾(爆発性戦争残存物:ERW)を対象とし、事後的に爆発して被害を与えることを予防する機能の付加並びに不発弾及び遺棄弾の事後処理を義務付けている(2003年採択、2006年に発効)。CCWの締約国・地域数は128であり、附属議定書Vの締約国・地域数は99。CCWの履行支援ユニット(ISU)は国連欧州本部内に事務局を有する国連軍縮部(UNODA)に設置されているため、拠出金は同欧州本部に支出され、事業の実施はISUが担っている。拠出先の国連欧州本部の所在地はジュネーブ(スイス)。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、CCWの5つの附属議定書の内、附属議定書Vの運用、特に締約国会議及び関連会合の開催経費に支弁される。日本は附属議定書Vを批准していないが、批准しているCCW枠組み条約及び附属議定書I～IVにおける議論とも関連することから、本件拠出を通じて附属議定書Vの締約国会議及び関連会合へオブザーバーとして参加し、議論を慎重にフォローし、必要に応じて日本の立場を表明し、締約国会議及び関連会合における議論が日本の政策と整合的なものとなることを目指す。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 630 千円(4,223 米ドル)	
日本の拠出率は7%～8%(国連分担率をベースとし、2026年の締約国数、オブザーバー数から最終的な拠出率が算出される。)。最終的な拠出額は米中独に次ぐ4位となる見込み。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部、通常兵器室。軍縮会議日本政府代表部。	

評価基準1 本件抛出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件抛出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件抛出は、外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交」、「施策 II-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野9:軍縮・不拡散への取組」の下に設定された中期目標「4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する」を達成するための手段の一つと引き続き位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
特定通常兵器禁止制限条約(CCW)は、非人道的効果をもたらす通常兵器の使用を禁止ないし制限するものであり、上記 1-1(1)の達成にとって最も重要な条約の一つ。国家は、国内治安及び安全保障の観点から、通常兵器の開発、生産、使用、所有の禁止を一般に避けようとするため、兵器の法的規制は国際人道法の中でも困難な部類に属すると言われている。一方、CCW の枠組みは、国際法の専門家や安全保障当局者が参加して、軍事的必要性和人道的考慮のバランスを追求しつつ、CCW 成立以前の、国際人道法上の諸原則に照らして兵器使用の妥当性は判断されるべきとの考え方を更に進めることで、特定の通常兵器の使用を条約上の義務として禁止・制限することを可能にしている。 CCW 締約国会議及び関連会合では、法律専門家と軍事専門家が一同に会し、通常兵器の開発・製造技術の向上などを考慮しつつ、通常兵器の使用の禁止及び制限のための条約の実施、新技術及び新型兵器への対応に関する議論が行われている。CCW が発効した 1983 年以降、使用を禁止・制限する特定の通常兵器毎に附属議定書が作成され、これまで5つの附属議定書(附属議定書 I・II 及び III(1983 年発効)、改正議定書 II・附属議定書 IV(1998 年発効)、附属議定書 V(2006 年発効))が発効している。この内、本件抛出にて会議開催経費を負担する附属議定書 V は、紛争当事者及び爆発性弾薬の使用者による不発弾及び遺棄弾(爆発性戦争残存物(ERW))に関するものである。2017 年6月に採択された地雷対策に関する国連安全保障理事会決議(第 2365 号)においても、地雷、即席爆発装置(IED)と並び、ERW の脅威を軽減させる適切な手段を講じる必要性が強調されるなど、国際的な取組が重視されているテーマの一つとなっており、日本として附属議定書 V の締約国会議及び関連会合における議論をフォローしていくことは、通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する上で、極めて重要である。 附属議定書 V 締約国会議及び関連会合にオブザーバーとして出席するには本件抛出が必要であり、代替困難なものである。
1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
附属議定書 V 締約国会議を含め、CCW は締約国会議、政府専門家会合、非公式専門家会合などの関連会合においても、全ての締約国、非締約国のオブザーバー、市民社会(NGO、教育機関、研究機関など)が参加する全体会合の形式を基本としている上、意思決定は締約国のコンセンサスが原則である。附属議定書 V に係る会合においては、日本としてはオブザーバーの立場から必要に応じて発言を行い、日本として好ましい議論や決定が行われることに努めている。
1-3 本件抛出に係る日本側の取組等(抛出先との間での要人往来、政策対話を含む。)
抛出先との間での要人往来、政策対話 ・2025 年 11 月 CCW 締約国会議 浪岡軍縮会議日本政府代表部公使など出席 ・2025 年 11 月 附属議定書 V 締約国会議 浪岡軍縮会議日本政府代表部公使など出席 日本はこれまで CCW 締約国会議及び5年に1度開催される運用検討会議などに、国内治安及び安全保障の観点も考慮しつつ、国際人道法の基本概念でもある軍事的必要性和人道的考慮のバランスを追求するとの観点を踏まえ、

国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加し、議論に参加してきた。日本は附属議定書 V を紛争後の復旧に関する措置を規定し、ERW が文民にもたらす紛争後の人道上の問題への国際的取組を促進するものとして意義があると考えており、附属議定書 V 締約国会議及び関連会合へのオブザーバー参加を通じて、議論を慎重にフォロー、貢献してきている。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。 CCW 締約国会議、政府専門家会合、非公式専門家会合などの関連会合は、市民社会(NGO、教育機関、研究機関など)に対してオープンな形で開催されている。日本の市民社会などは、このような会合へ出席し関連情報を得て、それぞれ国際的な活動に活用している。また、日本の NGO、市民社会、学術機関などは、関係するプロジェクトをこのような会合で紹介し、評価向上に繋げている。
1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括 特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)締約国会議等拠出金は、国連欧州本部の下に置かれた、CCW の履行支援ユニット(ISU)が開催する附属議定書 V の締約国会議、政府専門家会合、非公式専門家会合などの関連会合に日本がオブザーバーとして参加し、附属議定書 V が規定する紛争当事者及び爆発性弾薬の使用による不発弾及び遺棄弾(爆発性戦争残存物(ERW))について、除去または破壊、関連情報の記録・伝達を含む紛争後の対応措置や、不発弾の発生を最小化するための予防措置、紛争後の復旧促進などについて、締約国及びオブザーバーなどが議論し ERW によって生じ得る紛争後の人道上の課題に対応し、ひいては日本外交政策上の目標である、通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組の強化に貢献することを目標としている。 ISU は基準2のとおり効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-2 の理由から N/A としている。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)は、軍事的必要性と人道的考慮のバランスを追求しつつ、非人道的効果をもたらす通常兵器の使用を禁止ないし制限することを目的とした条約である。ISU はこの条約事務局として、締約国が義務を履行し CCW の効果的な運用を実現することを目標としている。 本件拠出対象となる附属議定書 V は、紛争当事者及び爆発性弾薬の使用による不発弾及び遺棄弾(爆発性戦争残存物:ERW)の除去又は破壊、ERW 情報の記録・保持・伝達、ERW の危険性及び影響から文民及び民用物を保護するための予防措置、現存する ERW についての援助、ERW の発生を最小化することを目的とした一般的予防措置などについて規定された議定書であり、締約国会議及び政府専門家会合を年に1度開催している。また、CCW 全体について運用検討会議を5年に1度開催している。
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果 2025 年 11 月に CCW の履行支援ユニット(ISU)が実施した CCW 締約国会議では、議長候補が選定されず、手続事項に主眼を置いた短時間の会議となり、同じく 2025 年 11 月に実施された附属議定書 V 締約国会議は、ロシアが提

起した手続事項を巡る問題により、非公式の形で実施された。2025 年は CCW 及び附属議定書 V への新たな締約国はなかった。

なお、各種会合における議論や、その他の活動などの情報は UNODA 公式ホームページ及び SNS を通じて対外発信が行われた。これらの会議は、2-1(1)の戦略的目標達成に向け、幅広い情報共有、意見交換が可能な場となっている。ISU はそうした幅広いステークホルダーの参加が可能となるよう、ロジスティックな支援を提供した。さらに ISU は、特定の通常兵器の使用を禁止又は制限するという目的を同じくした対人地雷禁止条約(1999 年発効)及びクラスター弾に関する条約(2010 年発効)の ISU との間で、効率的な条約運営に向けた知見の共有や、費用対効果の向上のための連携を強化しており、相乗効果を追求しているほか、小型武器、弾薬の軍備管理に係る国際場裡の議論を進める上でも有意義な意見交換を行っている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・会計年度: 1月から12月
- ・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025 年8月(日本の 2024 年度拠出分)
- ・決算状況 2024 会計年度: 予算額: 99,000 米ドル、支出: 53,039 米ドル、差額: 45,961 米ドル(差額は余剰金として締約国・オブザーバーに返還される。)
- ・その他 内部監査の制度あり。

2021 年 12 月に新財務規則が成立し、この規則に準じた決算処理が開始されている。この規則の運用開始後、オブザーバーへの請求は締約国による分担金支払い後に行われることになったため、2024 年分経費の請求は 2025 年7月に接到した。UNODA の活動を含む国連の活動は、国連財務規則第 V 項(e)に従い、国連内部監査局(OIOS)による独立した内部監査の対象になる。2021 年 12 月に新財務規則において、締約国は UNODA に対し、遅くとも CCW 財務規則導入後5年以内に OIOS に対し CCW の監査を提案するよう求めている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(国連欧州本部・ISU (CCW)) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数: 2
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	2
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数	(参考) 全幹部職員数
---------------	----------------

2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	0
備考	ISU は非常に小規模の組織であり、幹部(D1相当以上)ポストが存在しない。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた抛出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件抛出を活動経費としているISUは、常設事務局ではなく、あくまで会議運営支援を行うための機関であり、極めて少人数の職員での運営となっていることから、日本人職員増強の目標に馴染まないため。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際科学技術センター(ISTC) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国際科学技術センター(ISTC)	
3 拠出先の概要	
ISTC は 1994 年に「国際科学技術センターを設立する協定」に基づき設立された国際機関である。現在は「国際科学技術センターを継続する協定」(2017 年)に基づき活動している。日本、米国、EU、ノルウェー、韓国、カザフスタン、アルメニア、キルギス、ジョージア、タジキスタンの 10 か国・機関が加盟している。本部はアスタナ(カザフスタン)、支部はアルメニア、ジョージア、キルギス、タジキスタンに所在する。当初は、ソビエト社会主義共和国連邦(ソ連)時代に大量破壊兵器関連の研究開発に従事した中央アジア・コーカサス地域出身の科学者・技術者を平和目的の事業に従事させる支援を実施し、近年は加盟国の CBRN(化学(Chemical)・生物(Biological)・放射性物質(Radiological)及び核(Nuclear))分野の科学者らを平和目的の事業に従事させる支援活動を行っている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、事業の管理、監査などを行う ISTC 事務局の運営経費に充てられる。潜在的な懸念国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散を防止するという国際的な取組及び諸課題に対処し、国際社会の平和と安定に資する多国間の科学技術協力の推進に貢献する。なお、本件拠出は事務局運営経費に対するコア拠出である一方、文部科学省は日本研究機関などとの連携に係る事業費を拠出(ノンコア拠出)している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 6,982 千円	
2024 年度(令和6年度)については、次のとおり。	
拠出上位国及び拠出割合(2024 年)	
1位 米国 85.43% 2位 EU 8.89% 3位 日本 2.80%(注 3) 4位 ノルウェー 1.28% 5位 シンガポール 1.07%(注 2)	
(注 1)平和的研究開発事業経費を含む。	
(注 2)加盟国ではないが、特別プロジェクトを実施。	
(注 3)日本の拠出金は外務省及び文部科学省を含む。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部 国際科学協力室、在カザフスタン日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件抛出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件抛出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ－1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野11：科学技術に係る国際協力の推進」の下に設定された中期目標「二国間科学技術協力の枠組み活用や国際機関・計画との連携、外務大臣科学技術顧問の活用などを通じ、科学技術に係る国際協力を推進し、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)

ISTC は、旧ソ連時代に大量破壊兵器の研究開発に従事していた中央アジア・コーカサス地域出身の科学者・技術者を平和目的の研究開発事業に従事させる事業を実施してきており、ISTC との連携は、日本が重視する不拡散分野での人的面に主眼を置いた数少ない取組の1つである。ISTC が活動している中央アジア・コーカサス地域は、現在も輸出管理・国境管理の体制に脆弱性を有することが指摘されており、引き続き、ISTC による大量破壊兵器・CBRN 関連技術の不拡散の取組、国際科学協力の推進は重要。特に近年、国際情勢の不安定化にロシアが関与することが多いこと(長期化するウクライナ戦争、ロシアとの武器取引が指摘されているイラン)、ロシアを通じて中国や北朝鮮といった日本にとっての懸念国にも技術や人材が流出するリスクがあること、中央アジア・コーカサス地域の周辺にはイスラム過激派によるテロのリスクが存在する国が多いこと(アフガニスタン、パキスタンなど)などから、引き続き、人的不拡散、国際科学協力を推進する ISTC の活動は重要である。なお、2026 年1月7日に米国が発表した 66 の国際機関からの脱退または資金抛出の停止を指示する米国大統領覚書には ISTC が含まれておらず、現在の米国政府としても ISTC を重視していることが伺われる。

マルチ外交の観点では、ISTC の活動は G7 が 2002 年に立ち上げた「大量破壊兵器や物資の拡散に対するグローバル・パートナーシップ(GP)」の優先分野である科学者の雇用への取組であり、G7 は ISTC の重要性を踏まえ、ISTC へのより広範な参加を奨励している。GP の重要性は、2024 年 G7 プーリア首脳コミュニケ及び 2025 年の G7 議長国であるカナダの声明及び不拡散局長級会合(Non-Proliferation Directors Group)の声明及び 2026 年の G7 議長国であるフランスの声明でも確認されており、ISTC との連携は、唯一の戦争被爆国である日本の不拡散分野の国際的な取組として重要な意義がある。また類似目的で設立された姉妹機関であるウクライナ科学技術センター(Science and Technology Center in Ukraine: STCU)が現下の地政学状況の中で活動に支障をきたしていることから、ISTC は STCU を支援し、ウクライナ人科学者の頭脳流出防止に関する活動も行っている。このような ISTC との連携は、ウクライナ人科学者の不拡散への貢献に繋がる取組でもある。

日本のハイレベル外交の観点では、2024 年6月に開催された ISTC 創設 30 周年記念会合には、現協定下において初めて日本政府要人として深澤外務大臣政務官が出席し、不拡散のための頭脳流出防止に向けた ISTC との連携の重要性についてスピーチを行った。2025 年8月に大阪・関西万博で行われた ISTC スペシャルデーには生稲外務大臣政務官が参加、ISTC 事務局長と意見交換し、ISTC の重要性について確認した。また、2024 年6月の深澤外務大臣政務官のカザフスタン訪問の際には、ISTC 事務局長との意見交換に加え、カザフスタン科学・高等教育大臣や外務省第一次官、エネルギー省次官などの同国政府要人と会談し、二国間・多国間の協力案件について連携していくことで一致した。

2025 年、ISTC は日本が重視していた大阪・関西万博の成功に大きく貢献した。具体的には、ISTC は同万博に参加する7つの国際機関の1つとして、事務局員を大阪に長期派遣しパビリオンを開設、期間中、約 50 万名の来場者を迎えた。開幕日にはアンゲリエバ事務局長が訪日、要人では湯崎広島県知事がパビリオンに訪れ、核兵器を含む大量破壊兵器などの(人的)不拡散を活動目的の一つとする ISTC にとって広島県との交流は特筆すべき出来事となった。2025 年8月に開催された ISTC スペシャルデーの一環で、平和的科学研究事業に参加する科学者らに対する表彰が行われた際には、これら科学者らから日本の活動について高い評価と感謝の意が示された。

また、大阪・関西万博参加の機会を捉え、2025 年8月に東京において第 80 回 ISTC 理事会が開催され、来日したアンゲリエバ事務局長と日本政府関係者との間で活発な意見交換が行われた。同会合ではヌルベク・カザフスタン科学・高等教育大臣の参加も得て、科学者らへの支援を通じた国際社会の平和と安定、及び、発展に貢献する ISTC の役割の強化に焦点を当てた議論が行われた。

拠出の観点では、外務省は(経済)安全保障・不拡散の観点から事務局の運営費用に拠出(コア拠出)しており、文部科学省はより専門的な科学技術協力の観点からプロジェクトに任意拠出(ノンコア拠出)し日本の大学や研究機関が関与する、米国や EU と連携した事業を支援している。このように外務省と文部科学省の拠出が相互補完的に行われ、車の両輪のごとく ISTC を支えている。日本の政策目標に沿う国際機関である ISTC との連携は有意義であり、上記 1-1(1)を達成する上で ISTC への拠出は有用かつ重要である。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

ISTC の意思決定は、全加盟国から構成される運営理事会において全会一致方式で決定される。日本からは運営理事会(今次評価期間中は、2025 年8月と 12 月の2回開催された。)に外務省国際科学協力室長が常任理事として参加しているほか、ワーキンググループ会合(日米 EU の担当官レベルで運営理事会に向けた共通認識の醸成やその他事務的調整などを行う。今次評価期間中は、2025 年4月と 2025 年 10 月に開催された。)にも外務省国際科学協力室担当官が参加しており、ISTC の意思決定に積極的に参画している。さらに、ISTC の 2024-30 年戦略ロードマップ作成の際、日本は同ロードマップ作成の議論に参加し、大量破壊兵器技術の拡散防止、SDGs の促進及び加盟国の科学技術発展促進などの日本の関心事項が同ロードマップに反映されるよう努めたほか、同ロードマップが 2023 年末に発表された後は、そのフォローアップの議論にも参加している。また、日本は米国や EU と並ぶ原署名国として創設当時から ISTC で主要な地位を維持確保してきており、ISTC の事業を審査する科学諮問委員会(SAC)委員長を輩出し続けるなど負担応分の人的プレゼンスも確保している(現 SAC 議長は 2021 年7月就任、任期5年)。さらに ISTC 事務局には日本人専門家1名がシニアプロジェクトマネージャー(SPM)として日本の文部科学省拠出により派遣されている。これにより、支援事業候補を審査する SAC において日本の考えが反映されるのみならず、ISTC 事務局の活動においても、事業採択から終了まで日本人 SPM が関与することで、日本の意向を反映した運用が確保されてきている。特に 2024 年から派遣中の日本人 SPM の人選に外務省が関与することで、より頻繁に日本人 SPM と意見交換し、日本の意向を ISTC 事務局に伝達しやすい体制の構築に努めている。また、ISTC 事務局長と外務省ハイレベルの意見交換も機会を捉えて実施するなど、日本は、ISTC の運営計画の策定、活動対象分野の選定に関する議論、事業採択などを含む意思決定の各段階に関与し、対象地域への科学的価値の普及の重要性を度々主張することで、日本が重視する課題が ISTC の活動に反映されるよう継続的に働きかけを行っている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年8月、大阪・関西万博において ISTC スペシャルデーイベントが実施された際、訪日したアンゲリエバ事務局長が生稲外務大臣政務官と意見交換を実施し、同事務局長から日本の継続的な拠出に対して謝意が表明された。

2025 年8月、大阪・関西万博において ISTC スペシャルデーイベントが実施された際、訪日したアンゲリエバ事務局長が柿田文部科学審議官と意見交換を実施、同事務局長から日本の継続的な拠出に対して謝意が表明された。

2025 年4月、就任挨拶のためアンゲリエバ事務局長が訪日し、中村外務省軍縮・不拡散・科学部部長を表敬、意見交換を実施した。日本の拠出に対して謝意が表明されたほか、継続した協力関係を引き続き構築していくことを確認した。

2025 年4月、アンゲリエバ事務局長が就任挨拶のため井上科学技術・学術政策局長を表敬した。日本の拠出に対して謝意が表明され、継続した協力関係を引き続き構築していくことを確認した。

・日本側の取組

2025 年8月、ISTC は大阪・関西万博参加の国際機関としてスペシャルデーを開催した。日本政府を代表して生稲外務大臣政務官が参加し、アンゲリエバ事務局長と共に公式式典においてスピーチを行った。また特別行事として、柿田文部科学審議官が、ISTC の平和的科学研究事業に参加するアルメニア、ジョージア、カザフスタン及びタジキスタンの科学者らに対する表彰を行ったほか、パネルディスカッションには小谷外務大臣次席科学技術顧問や小口国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長などが参加し、ISTC 加盟国の研究者などと共に活発な議論を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【日本企業】

ISTC は、日本企業などのパートナー(事業協力企業)が、ISTC が実施する研究プロジェクトへ投資する制度を持っており、日本企業などのニーズに応じた研究事業実施が可能である。このような制度を利用すると ISTC が各種税金の免除、機材の調達、事業実施に当たっての各種手続の代行など、調達や手続の仲介を行うため、日本企業などが低コストでカザフスタン、アルメニア、キルギス、タジキスタン及びジョージアの研究機関と共同研究を行うことができるというメリットがあり、日本企業などの研究開発促進にも貢献する。2025 年5月現在、78 の日本企業(海外法人含む)・機関がパートナーとなり、この制度を活用するなど、多くの日本企業が関与・裨益している。

【大学など】

・ISTC が支援する研究開発事業のうち、2025 年に終了した事業では、名古屋工業大学(アルメニア)、千葉大学及び岐阜大学(ジョージア)、長岡技術科学大学(ジョージア)、早稲田大学(タジキスタン)がコラボレーター(協力団体)として関与し、活発な研究交流が行われた。また、東京大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(QST)、及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)が参加する事業も進められている。さらに 2026 年から新たに ISTC が支援することを決定したカザフスタンにおける事業には福島大学環境放射能研究所が、タジキスタンにおける事業には早稲田大学、明治大学、信州大学が、アルメニアにおける事業には東京農業大学がコラボレーターとして関与しており、ISTC の事業に参加する日本の研究機関の幅が広がっている。ISTC の事業を通じた共同研究の成果が国際的な学術誌に多数掲載され、ISTC の事業は日本の研究機関に裨益している。

・2025 年4月に ISTC 事務局長が訪日した際には、タジキスタン国立科学アカデミー／ウマロフ記念物理学研究所との協力事業に参加している早稲田大学と事業の成果を継続していくことやタジキスタンの若手研究者の育成の重要性について話し合い、JAEA と QST とはカザフスタン及びジョージアとの 2025 年から開始した新規事業や今後の協力について意見交換するなど ISTC との更なる関係構築が行われた。

・ISTC は 2025 年大阪・関西万博に公式参加者としてブース出展し、その活動について広く紹介した。とりわけ 2025 年8月に ISTC スペシャルデーの行事(公式式典及びパネルディスカッション)には日本企業や大学・研究機関から多く参加し、このような ISTC の活動を支える事務局経費を負担する本件拠出は、日本政府以外の日本関係者にとっても有用かつ重要である。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際科学技術センター(ISTC)拠出金は ISTC が中央アジア・コーカサス地域出身の CBRN(化学・生物・放射性物質及び核)分野や大量破壊兵器関連の研究開発の知見を有する科学者・技術者を平和目的の事業に従事させる支援活動を行うことで国際社会における不拡散の取組への貢献及び中央アジア諸国の科学者らの雇用確保・国際科学コミュニティへの統合や日本を含む加盟国間の科学技術協力への貢献を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国際社会の平和と安定及び日本の安全と繁栄の確保に貢献することを目標としている。

ISTC は、基準2のとおり、科学者らを平和目的の事業に従事させる支援活動や大阪・関西万博を通じた ISTC の国際的プレゼンス向上などに対し、合計 51 件の平和的研究開発事業に約 1,450 万米ドルの支援を実施することで、平和的事业に 741 名の科学者らを雇用するといった効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な大きな課題はないが、行財政マネジメントにおける更なる改善として本部及び支部所在国の消費者物価や人件費、旅費の上昇などにより、事務局運営費が増大する状況の中、更なる運営の効率化と経費削減に努めている。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

2015 年のロシアの ISTC からの脱退や近年の国際的な安全保障環境の変化などを踏まえ、2017 年に「国際科学技術センターを継続する協定」が発効した。ISTC は同協定に基づき、支援対象国を広げると共に新規加盟国の獲得を目指しながら、国際社会における不拡散の取組への貢献及び中央アジア・コーカサス地域出身の科学者らの雇用確保・国際科学コミュニティへの統合や日本を含む加盟国間の科学技術協力の進展に資する活動を支援することを基本的な目標としている。事業の対象分野は、基礎研究、核融合、エネルギー、原子力安全、医学、電子工学、材料、宇宙・航空などと幅広い。また、ISTC は、2023 年末に 2024-30 年戦略ロードマップを発表し、同期間の戦略目標として、「大量破壊兵器の拡散を防止し、ISTC の戦略的優先事項に沿った科学技術協力を促進するため、平和的で安全な科学技術パートナーシップを支援すること」、「不拡散・安全保障問題についての政府間科学技術プラットフォームとしての活動を行うこと」、「ISTC の成果の認知度向上」を掲げている。2025 年は、特に「ISTC の成果の認知度向上」の点で、約 50 万名が来場した大阪・関西万博でのパビリオン出展及びスペシャルデー開催などを通じて進展が得られた。

2-1 (2) 【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果

ISTC 設立から 2025 年末までに、食料安全保障やエネルギー・環境問題、CBRN などの多岐にわたる 3,820 件以上の事業に 77,705 名の被支援国の科学者・技術者が従事した。

2025 年に ISTC は、国際社会における不拡散の取組への貢献及び中央アジア・コーカサス地域出身の科学者らの雇用確保・国際科学コミュニティへの統合や加盟国間の科学技術協力の進展を目指し、同地域の CBRN 施設のセキュリティ強化事業や軍民両用技術の輸出管理強化研修、水質・資源モニタリング、再生可能エネルギー技術開発、小型モジュール炉関連などをはじめとする 51 件の平和的研究開発事業に約 1450 万米ドルの支援を実施することで、741 名の科学者らを雇用した(2024 年実績:46 件、722 名)。これら支援活動には、日本で開催された科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム(STS フォーラム)やバイオテクノロジーに関する展示会である BioJapan などへの合計 11 名の研究者派遣や、文部科学省の提出により支援している研究開発プロジェクトなども含まれている。

また、ISTC は、2024-30 年戦略ロードマップに沿って、中央アジア・コーカサス地域だけでなく、欧米、中東、アジア、アフリカなどにも新規加盟に向けた働きかけを行っており、いくつかの国は新規加盟へ関心を示している。

ISTC は、認知度の向上に向け、ホームページや SNS の刷新を行い、日本の支援を含む実施事業の積極的な広報に取り組むなど、ISTC の活動の可視化を進めている。2025 年大阪・関西万博を ISTC の国際的プレゼンス向上の機会とすべく、事務局員を日本に長期派遣して展示ブースの設置やコンテンツ開発などの準備を進めた。2025 年4月の大阪・関西万博開幕には ISTC 事務局長が訪日し、ISTC のパビリオンにおいて積極的な広報活動を行い、期間中、約

50 万名を動員した。また、大阪・関西万博の機会を最大限活用すべく、2025 年8月 27 日には同万博の ISTC スペシャルデーを実施した。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・会計年度:1月から12月 ・決算報告書の受領(先方公表)年月:2025年6月(日本の2024年度拠出分) ・決算状況ISTCの2024会計年度:収入:13,536千米ドル、支出:15,268千米ドル、差額:1,732千米ドル(差額はISTCの外貨建資産(ユーロ建)を決算時の為替レートで評価替えした際に生じる帳簿上の損失(unrealized foreign exchange loss(未実現為替差損))。 ・外部監査監査主体:RSM Qazaqstan LLP社、結果:fairly ・その他内部監査の制度あり。 2025年6月の運営理事会で提出された2024会計年度事務局運営経費決算報告書によると、日本の2024年度の拠出金が含まれる同事務局運営経費(1,210千米ドル)の決算・執行率は100%となった。外部監査については、2025年に監査法人RSM Qazaqstan LLP社が2024年決算の監査を実施した結果、ISTC事務局による決算報告は正確かつ公正であり、国際財務報告基準に則ったものであるとする外部監査報告書を提出し、マネジメントに対する指摘事項もなかった。2025年の運営理事会では決算報告及び外部監査報告について特に問題が指摘されることはなかった。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
ISTC事務局は、運営理事会の働きかけを受け、運営の効率化と経費削減に努めている。本部及び支部所在国の消費者物価や人件費、旅費の上昇などの状況がある中、運営理事会による事務局・事業経費削減努力の指摘などに対し、ISTC事務局は、オンライン会議の活用などで可能な限りの経費削減や運営理事会に対する必要経費の詳細説明に努めている。また、ISTC事務局は、事務局を効率的に運営し、より多くの事業を実施する観点から、事務局運営経費の対事業・事務局事業費を10%以下とする目標を設定している。2024年はISTC創設30周年記念事業の実施費用などで事務局運営経費が前年比約10%(2023年1,210千米ドルから2024年1,330千米ドル)の増額となったが、事務局運営経費の対事業・事務局事業費割合で見ると2023年13.4%から2024年は13.1%に減少しており、運営の効率性が向上した。 ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	11
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
ISTC事務局における専門職相当以上の職員数は2025年4月時点で11名であり、そのうち7名が日・米・EUの原署名国から派遣されている。日本は1名の日本人(シニアプロジェクトマネージャー)を派遣しており、既に適切に人的貢献をしていることから、現状を超えて日本人職員数の増強(増員)を目指してはいない。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

s

b

b

s

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
平和的利用イニシアティブ拠出金	
2 拠出先の名称	
国際原子力機関(IAEA)	
3 拠出先の概要	
IAEA は 1957 年に発足(2025 年 12 月現在の加盟国は 181 か国)し、その目的は「全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、増大するように努力する」こと、及び IAEA が関与する「援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保する」こと(国際原子力機関憲章第2条)である。本部はウィーン(オーストリア)に置かれ、毎年9月に総会、年5回理事会が開催される。東京に地域事務所を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
IAEA は、同機関が有する原子力技術における専門性や加盟国の研究機関や他の関連国際機関とのネットワークを活かし、発電分野に加えて、保健・医療、食料・農業、水資源管理・環境、産業応用などの非発電分野を含む幅広い分野において、加盟国を対象とした技術協力プロジェクトなどを実施し、国際社会における原子力の平和的利用の促進に大きな役割を果たしている。平和的利用イニシアティブ(Peaceful Uses Initiative: PUI)は、2010 年5月に開催された核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議において、原子力の平和的利用の促進に係る IAEA の活動を支援するための追加的な財源として設立されたものであり、本件拠出は、開発途上国などを国際的な核軍縮・不拡散体制につなぎとめ、NPT体制を下支えするとともに、社会・経済的開発を支援し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に寄与することを目指すものである。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	75,862 千円
日本の拠出率 29% (拠出順位2位。2025 年 12 月末時点での各国拠出総額に基づき算出)。全額イヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室、在ウィーン国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進」の下に設定された中期目標「原子力の平和的利用のための国際協力の推進のため、IAEA やG7各国との協議を通じ原子力安全・核セキュリティを確保する

とともに、IAEA 主導の様々なプロジェクトへの拠出金等を通じた支援を実施しつつ、また、二国間協定の適切な運用を推進する。加えて、東日本大震災からの復興プロセスにおける重要課題である ALPS 処理水の海洋放出の安全性については、IAEA と緊密に連携しつつ、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国内外に丁寧に説明するとともに、事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有することで、国際社会の一層の理解を醸成していく。」を達成するための手段の一つと位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

IAEA は、原子力を専門とする国際機関であり、原子力の平和的利用の促進において中心的役割を担っている。具体的には、IAEA が有する原子力技術における専門性や加盟国研究機関・国際機関とのネットワークを活かし、発電分野に加えて、保健・医療、食料・農業、水資源管理・環境、産業応用などの非発電分野を含む幅広い分野において、加盟国を対象とした技術協力プロジェクトなどを実施している。さらに、ロシアによるウクライナ侵略により脅威にさらされているウクライナの原子力施設の安全・セキュリティの確保のために、IAEA 職員のウクライナ駐在などの取組も行っている。原子力の平和的利用の促進において、IAEA は、技術、知見及び国際的認知度の点で極めて強い比較優位性を有しており、他の国際機関が IAEA を代替することは不可能である。

日本は、唯一の戦争被爆国として、国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化を重視している。原子力の平和的利用は、核軍縮や核不拡散と並んで NPT の3本柱の1つとされており、日本は、「奪い得ない権利」としての原子力の平和的利用を重視する開発途上国などを NPT 体制につなぎとめ、同体制を下支えするための国際協力を推進している。原子力の平和的利用の促進に係る IAEA の活動を支援する本件拠出は、日本が推進する「核兵器のない世界」の実現に向けた「現実的かつ実践的なアプローチ」を具体化するための効果的なツールの1つである。

また、IAEA は、「平和と開発のための原子力(Atoms for Peace and Development)」という信条を掲げ、原子力科学技術を活用した SDGs 達成へ貢献するために、技術協力プロジェクトなどを実施している。近年、IAEA は、原子力科学技術の活用を通じて海洋プラスチック問題への対処に貢献する「NUTEC プラスチック」、がんの放射線治療や画像診断・核医学検査などの能力構築のための「Rays of Hope」、食料問題への対応にあたり原子力科学技術の活用を促進する「Atoms4Food」といったイニシアティブの立ち上げ、原子力の平和的利用の促進に向けた取組を一層強化している。こうした取組を財政面で支えることは、SDGs の推進を重視する日本の外交政策とも合致するものであり、SDGs 達成に向けた日本の取組として、「[持続可能な開発目標\(SDGs\)に関する自発的国家レビュー\(VNR\)2025](#)」でも紹介されている。

日本はこれまで PUI に総額約 9,000 万ユーロ以上を拠出しており(補正予算を含む)、米国に次ぐ第2位の拠出国である。本件拠出を通じて社会経済開発を支援する日本の姿勢は開発途上国などの加盟国から高い評価を受けており、本件拠出は、IAEA をはじめとした国際場裡における日本のプレゼンス強化に大きく貢献している。例えば、2025 年5月の生稲外務大臣政務官のマーシャル諸島共和国訪問に際して、ハイネ大統領から、本件拠出を通じた海洋モニタリング能力構築支援に係る日本の取組に期待が示された。ALPS 処理水の海洋放出を含む東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や福島県の復興といった日本政府の重要課題にとって、IAEA との連携は不可欠であり、本件拠出は、IAEA との関係強化の点でも有効に機能している。また、本件拠出は、IAEA の枠組みの下で実施されている ALPS 処理水の海洋放出に関する追加的モニタリングにも活用されている。

IAEA に対しては、通常予算である分担金や技術協力活動のための予算である技術協力基金といった義務的拠出金の拠出も行っているが、本件拠出はイヤマーク拠出であり、日本が外交的に重視する IAEA のプロジェクトに柔軟かつ機動的に割り当てることが可能であるため、極めて重要な外交上のツールとなっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

【IAEA 全体について】

日本は、加盟国 181 か国中、35 か国から構成される理事会において、IAEA 設立以来一貫して指定理事国を務めている。日本は指定理事国として、IAEA の予算や政策策定、重要課題への対応及び一連の活動に積極的に関与し、意向を反映できる地位にある。

【本件拠出について】

本件拠出はイヤマーク拠出であり、日本が外交的に重視する IAEA のプロジェクトに機動的に予算を割り当てることが可能である。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

評価対象期間中、日本と IAEA との間では、以下のとおり、ハイレベルでの要人往来が頻繁に行われており、本件拠出についても取り上げられている。

(1)2025 年9月、オーストリア・ウィーンで開催された第 69 回 IAEA 総会に日本政府代表として出席した城内実内閣府特命担当大臣(科学技術政策)は、グロッシェーIAEA 事務局長と会談し、日本と IAEA は、NPT 体制の維持・強化に資する核不拡散と原子力の平和的利用の促進という目標を共有し、互いに強い信頼関係を構築できる重要なパートナーであると確認し、連携を一層深めることで一致した(内閣府「[城内内閣府特命担当大臣記者会見要旨令和7年9月 19 日](#)」参照)。

(2)2026 年2月、エルヴィウ IAEA 事務次長が訪日し、国光外務副大臣を表敬した際、国光副大臣から、日本はウクライナの原子力安全確保や国際的な原子力安全強化に係る IAEA の取組を高く評価し、支援していると述べ、エルヴィウ事務次長から、ウクライナにおける IAEA の取組に対する日本の支援に感謝すると述べた([エルヴィウ IAEA 事務次長による国光外務副大臣表敬](#)、[エルヴィウ IAEA 事務次長の訪日\(結果\)](#)参照)。

(3)2026 年3月、フランスにおいて開催された第2回原子力エネルギーサミットに出席した井野経済産業副大臣は、グロッシェーIAEA 事務局長と会談し、ALPS 処理水の海洋放出に関する安全性レビューなど、グロッシェー事務局長のリーダーシップに敬意を表するとともに、IAEA の国際安全基準に基づく客観的な活動は重要であり、日本として引き続き IAEA と協力していきたいと述べた。グロッシェー事務局長から、IAEA の責務として、客観的な立場で関与することで原子力に対する信頼性を確保することは重要であり、原子力の安全な利用を推進していくために、引き続き日本と緊密に連携していきたいとの発言があった(経済産業省「[井野経済産業副大臣が原子力エネルギーサミット 2026 に出席しました](#)」参照)。

・日本側の取組 (IAEA 関連会議などにおける広報)

また、IAEA とも連携の上、IAEA 関連会議などにおいて、以下のとおり、本件拠出を活用した日本の原子力の平和的利用の促進に向けた取組の発信に努めている。

(1)2025 年8月、英利外務大臣政務官は、第9回アフリカ開発会議(TICAD)の IAEA テーマ別イベント「原子力科学技術を通じたアフリカの健康と食料安全保障の向上」において挨拶を行い、アフリカの潜在力を最大限に引き出し、持続可能な開発を実現する上での、原子力科学技術の重要性について述べた上で、IAEA の2つのイニシアティブへの日本の貢献について紹介した([英利外務大臣政務官の TICAD 9 テーマ別イベント「原子力科学技術を通じたアフリカの健康と食料安全保障の向上」への出席](#)参照)。参加したアフリカ加盟国の閣僚などから、日本の支援に対する謝意が表明された。

(2)2025 年9月、オーストリア・ウィーンで開催された第 69 回 IAEA 総会に日本政府代表として出席した城内内閣府特命担当大臣(科学技術政策)は、一般討論演説の中で、日本は、原子力応用分野における IAEA のイニシアティブを強力に支援していると述べた([国際原子力機関\(IAEA\)第 69 回総会](#)参照)。

(3)2025 年 11 月、遠藤在フィリピン日本国大使は、フィリピン・マニラにおいて開催された「NUTEC プラスチック国際ハイレベル・フォーラム」において演説を行い、これまでに IAEA の「NUTEC プラスチック」イニシアティブに対して約 130 万ユーロを拠出し、放射線照射を用いたプラスチックのリサイクル技術の発展や、海洋プラスチック汚染に関する海洋

環境監視のための機材提供・人材育成を支援してきたと述べた([IAEA 主催 NUTEC プラスチック国際ハイレベル・フォーラム\(結果概要\)](#)参照)。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件拠出を活用し、日本の研究機関や大学、企業などが協力・関与する IAEA での活動への財政的な支援を行うことで、原子力分野における日本の優れた技術や製品の国際展開に努めている。評価対象期間中の具体的な事例として、以下のような活動が行われた。

【大学・研究機関など】

2025 年6月、本件拠出を活用して、日本と IAEA の共催で、日本において、原子力分野における若手・中堅女性のキャリア開発を支援する IAEA リーゼマイトナープログラムを開催し、13 か国から計 15 名の女性専門家が参加した。同プログラムは、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻・原子力国際専攻、原子力人材育成ネットワーク(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)、一般社団法人日本原子力産業協会(JAIF)、一般財団法人原子力国際協力センター(JICC))を始めとする関係機関の協力を得て実施され、日本国内の原子力関係機関で見学や実習も行われた。

・2025 年8月、IAEA の「Rays of Hope」イニシアティブの日本アンカーセンター(IAEA により同イニシアティブに協力する団体として指定された放射線腫瘍学・医学物理学分野及び核医学・放射線診断分野を専門とする世界 16 の大学や研究機関、病院のネットワーク)を構成する機関の1つである国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(QST)において、本件拠出を活用して、日本が世界をリードするがんの粒子線治療に関する研修が開催された。

【日本企業】

・2025 年に開始し、本件拠出で支援しているプロジェクト「アフリカにおける乳がんの早期検出能力の強化」を通じてアフリカ諸国に供与されるマンモグラフィーとして、日本企業の製品の調達が予定されている。

【国会議員など】

2026 年1月、福山哲郎参議院副議長を団長とする参議院議員団一行が、グロッシーIAEA 事務局長と会談を行い、IAEA の原子力の平和的利用、ザポリッジャ原子力発電所の現状や、地域における安全保障対話の枠組みなどについて意見を交わした(参議院「[外国議会との交流\(副議長班\)令和8年1月11日～17日](#)」参照)。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

平和的利用イニシアティブ拠出金は IAEA が開発途上国などの加盟国に対する技術協力プロジェクトなどを実施することで、全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献の促進及び増大を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である原子力の平和的利用のための国際協力の推進に貢献することを目標としている。

IAEA は、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

本件拠出は、IAEA 内に設置された日本単独の基金に充当される。具体的なプロジェクトへの割当ては、IAEA 事務局が作成する計画書に基づき、日本が外交的意義などを勘案した上で決定している。実施されたプロジェクトの進捗状況や決算状況は、年次報告の形で事務局から日本に報告される。2025 年 12 月時点の年次報告では、概要以下の報告があった。

・2025 年(1～12 月)には、6件のプロジェクトが完了、41 件のプロジェクトが実施中、新たに7件のプロジェクト(リーゼマイトナープログラム、AI 及び原子力エネルギーに関する国際シンポジウムの開催、ソマリアにおける地下水の年代及び動態の評価、シリアにおける医療分野の支援、アジア太平洋地域における医療分野の支援、アフリカ地域における医療分野の支援、ウクライナの原子力安全及び医療分野の支援)が開始された。

・完了した事業は、いずれも当初の目標を達成している。

・2025 年 12 月末時点での基金の残高は 76 万 3,395.13 ユーロであり、特段問題は認められなかった。

【今次評価対象期間内に完了したプロジェクトの例】

・「放射線改質による高分子廃棄物の再利用・リサイクルと工業製品の生産」プロジェクト

原子力科学技術を活用して海洋プラスチック問題への対処に貢献する IAEA の「NUTEC プラスチック」イニシアティブの一環として、アジア太平洋地域のプロジェクト対象国であるフィリピン、インドネシア、マレーシア、タイにおいて、放射線技術を活用したプラスチックのリサイクルに関する機材供与や関連会合の開催を実施した。これらプロジェクト対象国において、技術成熟度レベル(TRL)4を達成したことを受け、アジア太平洋地域におけるプラスチックリサイクルプロジェクトは、研究段階を無事に終了し、開発段階へと移行した。

・「リーゼマイトナープログラム」

2025 年6月、本件拠出による支援を通じて、内閣府と IAEA の共催で、日本において、原子力分野における若手・中堅女性のキャリア開発を支援する IAEA リーゼマイトナープログラムを開催し、加盟国 13 か国から計 15 名の女性専門家が参加した。同プログラムを通じて、参加者の技術的専門知識の向上やマネジメント／リーダーシップ能力の開発を支援するとともに、日本国内の原子力関係機関で見学や実習を通じて日本の先進的な原子力技術に触れる機会を提供した。

【現在実施中のプロジェクトの例】

・「がんの放射線治療及び核医学の質強化」プロジェクト

原子力科学技術を活用したがん対策強化のための IAEA の「Rays of Hope」イニシアティブの一環として、セネガルにおけるがん治療及び診断の能力を強化するため、計 14 名の医療従事者に対する人材育成研修を実施したほか、医療用サイクロترون及び PET 放射性医薬品調剤施設に向けたフィージビリティスタディやその他準備作業を実施した。評価対象期間以降は、医療用ラジオアイソトープ製造のためのサイクロترونの調達などを行う予定である。

・「アフリカにおける乳がんの早期検出能力の強化」プロジェクト

原子力技術を活用したがん対策強化のための IAEA の「Rays of Hope」イニシアティブの一環として、アフリカ 23 か国に対するマンモグラフィー装置(各国1基ずつ)の供与に向け、調達手続を実施している。日本企業の製品の調達が予定されている。

・「太平洋地域の開発途上国における海洋放射能モニタリング能力の構築」プロジェクト

東南アジア諸国や太平洋島嶼国を中心に、海洋における放射能のモニタリング能力の向上のため、研修コースや機材供与を実施している。2025 年3月に、日本の大学において、ガンマ線検出装置の使用方法に関する研修コースを実施し、加盟国 13 か国から専門家が参加したほか、同 12 月には、IAEA 海洋環境研究所において、海洋放射能測定・

評価のための研修が開催され、太平洋島嶼国から19名の参加者が参加した。評価対象期間以降も、研修コースやワークショップの開催、分析機器の供与などを予定している。

・「ALPS 処理水海洋放出の追加的モニタリング」プロジェクト

国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行うため、2024 年9月 20 日の岸田総理大臣とグロッシーIAEA 事務局長との電話会談において、IAEA の枠組みの下で現行のモニタリングを拡充することで一致。これを踏まえ、PUIを通じて実施経費の一部を支弁する形で、評価対象期間中に5回の追加的モニタリングが実施され、参加国の専門家による試料の採取などが行われた。2026 年5月時点で、2025 年6月実施分までの追加的モニタリングの分析結果に関する IAEA の報告書が発出されており、ALPS 処理水の海洋放出の安全性に関する国内外の一層の理解醸成につながっている。また、追加的モニタリングの実施及びハイレベルを含む中国側への働きかけの結果、2025 年5月 28 日に北京で開催された4回目の技術協議において、日中双方は、中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について合意に至った（[日本産水産物の対中輸出再開に向けた日中当局間の技術協議](#)参照）。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況:2026 年3月（日本の 2025 年 12 月末時点での拠出総額分）

同報告書は、日本が拠出を開始した 2011 年以降の収支総額に関するものであり、評価対象期間中に拠出した 41 万 8,460 ユーロを含め、総収入は 8,260 万 6,889.90 ユーロとなっており、総支出分の 8,184 万 3,494.77 ユーロを除く、76 万 3,395.13 ユーロが残高として残っている（2024 年 12 月時点の残高 99 万 8,502 ユーロと比較して残高は減少）。

報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。

・監査 監査主体:インド会計検査院、対象:拠出先全体、結果:2025 年9月の IAEA 総会に提出された外部監査報告において、2024 年 12 月末時点での財務諸表について、特に問題はないとの意見が付与されている。

・その他 内部評価の制度あり（IAEA の技術協力活動全体）。内部監査室（OIOS）は、2025 年に、欧州及び中央アジアにおける医療分野の技術協力活動に関する評価を行い、IAEA による放射線治療分野での人材育成活動が加盟国の能力の向上に貢献したなどの内容を含む報告書を提出している。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（不適切事案の有無を含む。）

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。）

4-1(1) 日本人職員数の増減（日本人幹部含む）

過去3年の日本人職員数（日本人幹部含む）				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		（参考） 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
40	36	42	39.33	46	6.67	1421

備考 専門職以上の職員のうち、専門家（CFE）を含め、JPO、コンサルタントを除く合計を記載。

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						（参考） 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025

2	2	2	2	2	0	57
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
【日本人幹部職員の獲得状況】						
金子智雄氏が事務局長の側近である特別補佐官のポジションを維持している。同ポジションは、事務局長が抱える重要案件について、事務局長と緊密に連携できるポジションであり、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や福島の復興といった日本の重要課題などでのIAEAとの協力促進に貢献している。						
桐生みはる氏は、保障措置局実施B部長のポジションを維持している。同ポジションは、イランを除く中東地域における保障措置の履行を所掌の一つとしており、核拡散懸念のあるシリアの問題の解決に尽力している。						
【日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況】						
IAEAにおける日本人職員数は、本件拠出を含む日本のIAEAへの貢献度合いに比して少数にとどまっているため、IAEAにおける日本人職員の正規採用増加に向けて、日本からIAEAに対して原子力発電、放射性廃棄物の管理、原子力施設の安全及び保障措置等の分野において優れた知見を有する専門家 (CFE) を積極的に派遣しているほか、様々な協議の機会などを捉えて、本件拠出を通じた日本の貢献を強調しつつ、IAEAにおける日本人職員の正規採用増加に向けた働きかけを行っている。						
日本人職員が少数にとどまっている要因としては、日本人応募者数自体が少数にとどまっているという事情も大きい。また、原子力人材育成ネットワーク (日本国内の産官学から成る原子力人材育成推進のためのネットワーク) などとも連携しつつ、JPO派遣制度の周知やIAEAの採用に関する説明会やワークショップの開催など、応募者数を増やすための取組も行っている。2025年度には、日本人職員の採用に向けた以下のような取組を行い、その応募促進及び実施結果について外務省のプレスリリースやSNSなど、関係省庁や日本企業への声掛けを通じて発信を行っている。						
(1) 2025年12月、外務省はIAEAとの共催により、採用オンラインワークショップを開催した。同ワークショップは国際機関における日本人職員増強の取組の一環として、2023年以降オンライン形式で実施しているものであり、今回もIAEAの人事担当者から、IAEAにおける勤務 (含むウィーンでの生活) や採用情報、応募書類の書き方、ビデオ面接の心得などを網羅的に紹介した。同ワークショップには、原子力関係団体・企業関係者・大学生・大学院生など、延べ約90名が参加した。また、参加者のうち約30名は、最終日に開催した個別模擬面接やキャリア相談にも参加し、IAEAの人事担当者から個別に助言を得る機会を得た。						
(2) 2026年2月、フォガントIAEA特別補佐官の訪日機会を捉え、幹部職員候補の日本人との面談を実施し、採用に向けた働きかけを行った。また、古本外務省軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課長から、IAEAと日本との一層の連携強化に向けて、日本の優れた原子力技術や専門性を有するより多くの人材がIAEAの業務に貢献することが望ましいとの申し入れを行った。						
(3) 2026年3月、フローベルIAEA人事部長の訪日機会を捉え、東京科学大学ゼロカーボンエネルギー研究所主催、外務省共催によるフローベルIAEA人事部長による学生 (学部生) 向けの講演会及び学生 (大学院生) ・社会人向けの採用ワークショップを開催した。両イベントは、国際機関における日本人職員増強を目指し、IAEAでの勤務に関心がある日本の学生・社会人向けに開催されたものである。採用ワークショップではIAEAの人事部門担当者らに直面で直接質問などができる機会を提供し、約30名が参加した。具体例を用いた履歴書の記載や希望者に対しては個別模擬面接の機会を設けた実践的なプログラムも用意、参加者からは好評を得た。また、古本外務省軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課長から、本件拠出を含む日本のIAEAへの貢献度合いに比して日本人職員が少数にとどまっている状態を改めて提言し、日本人職員増強を極めて重視していると申し入れを行った。						
(4) 東京工業大学原子力規制人材育成事業の一環で日本人学生4名がインターンシップ生としてIAEAにて研修を行った。						

(5) 上記の取組の他にも、日本人の採用に向けてIAEAの空席情報を配信するLINEアカウントが日本人インターンにより運営されている。

こうした働きかけや取組の成果もあり、2025年には日本人職員数全体として前年の42名から46名に増加した。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際原子力機関緊急時対応能力研修センター(CBC)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際原子力機関(IAEA)	
3 拠出先の概要	
IAEA は 1957 年に発足(2025 年 12 月現在の加盟国 181か国)し、その目的は「全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、増大するように努力する」こと、及び IAEA が関与する「援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保する」こと(国際原子力機関憲章第2条)である。本部はウィーン(オーストリア)に置かれ、毎年9月に総会、年5回理事会が開催される。東京に地域事務所を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、東京電力福島第一原子力発電所(以下、東電福島第一原発)事故後の日本と IAEA との原子力安全分野における緊密な連携の一環として、2013 年5月に福島県に指定された緊急時対応能力研修センター(CBC: Capacity Building Centre)のために活用される。具体的には、①CBC に常駐する IAEA 職員の人件費、②原子力及び放射線緊急事態への対応能力の強化などを目的とした、CBC で実施されるワークショップ開催などの活動費用及び③CBC の維持費に活用されている。こうした CBC における取組を支援することで、以下の効果が期待されている。 (1)東電福島第一原発の経験を国際社会に共有し、国際的な原子力安全へ貢献する。 (2)IAEA の人材育成の活動拠点を支援することで、IAEA 及び国際社会における日本のプレゼンスが向上する。 (3)IAEA の緊急時対応の拠点として世界各国から研修参加者を受け入れ、福島県の現状を、研修参加者を通じて発信し、福島県の復興に貢献する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 39,010 千円	
本件拠出は日本が 100%拠出するもの。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室、在ウィーン国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進」の下に設定された中期目標「原子力の

平和的利用のための国際協力の推進のため、IAEA やG7各国との協議を通じ原子力安全・核セキュリティを確保するとともに、IAEA 主導の様々なプロジェクトへの拠出金等を通じた支援を実施しつつ、また、二国間協定の適切な運用を推進する。加えて、東日本大震災からの復興プロセスにおける重要課題である ALPS 処理水の海洋放出の安全性については、IAEA と緊密に連携しつつ、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国内外に丁寧に説明するとともに、事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有することで、国際社会の一層の理解を醸成していく。」を達成するための手段の一つと位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

CBC は、原子力に係る専門性を有し、国際協力を推進する唯一の国際機関である IAEA が管理・運営する、チヨルノービリ事故を受けて発効した「原子力事故または放射線緊急事態に関する援助に関する条約」及び「原子力事故の早期通報に関する条約」に基づく国際的な支援の枠組みである緊急時対応援助ネットワーク(RANET: Response and Assistance Network)のための世界唯一の研修センターである。昨今のウクライナやイラン情勢に鑑み、原子力安全分野での国際的な関心が高まる中、CBC における活動の重要性も高まっている。

CBC の有用性と重要性は主に(1)原子力及び放射線緊急時対応能力を強化するためのワークショップや RANET 共同支援チーム(JAT: Joint Assistance Team)演習を通じ、日本を含む世界各国の緊急時対応能力の強化が期待されること、(2)東電福島第一原発事故の経験や教訓を国際社会に共有すること、(3)原子力及び放射線緊急時対応に必要な機材を保管し、迅速に利用できる体制を整えることにある。

(1)に関し、CBC が、研修参加者に対して、放射線モニタリングなど、原子力及び放射線緊急時対応に必要な知識と技術の訓練を行うことで、原子力及び放射線事故が発生した際の迅速かつ効果的な対応が可能となることが期待され、国際的な原子力安全に貢献しており、上記の外交政策上の目標に合致する。また、IAEA の拠点として世界各国から研修参加者を受け入れており、二国間支援と比較して、先進国を含むより幅広い国・人材に対する支援を行うことができ、同分野での国際協力の促進にもつながっている。このような原子力及び放射線緊急時対応に特化した研修を行っている国際機関は CBC だけであり、他の国際機関や二国間協力によって代替することはできない。

(2)に関し、外交青書 2026 に「東京電力福島第一原子力発電所事故の当事国として、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である」とあるように、日本は東電福島第一原発事故の経験を国際社会に共有することで国際的な原子力安全に寄与してきており、IAEA 及び国際社会における同分野での日本のプレゼンスの向上につながっている。また、IAEA の拠点として世界各国から研修参加者を受け入れ、福島県の現状を発信することを通じ、福島県の復興に貢献していくことは日本の責務であり、外交政策上の目標の中期目標における重要事項の一つとなっている。

(3)に関し、CBC における機材の保管は、日本のみならず近隣の IAEA 加盟国の原子力及び放射線緊急事態に際して円滑な対応を図ることに寄与することとなり、上記外交政策上の目標に合致している。

このように、本件拠出は日本の外交政策上の目標を達成するための重要な施策となっている。また、東電福島第一原発に関連する IAEA の他の事業との関係性があり、IAEA との更なる関係強化が行われている。具体的には、(1)ALPS 処理水については、処分を進めるにあたり、IAEA との連携が不可欠であり、ALPS 処理水の海洋放出に係る日本の分析機関のモニタリング能力及び分析結果の信頼性向上を図る「国際原子力機関(IAEA)拠出金(東電福島第一原発関連)」と本件拠出は、原子力安全分野及び福島県の復興に向けた貢献という共通目的の達成の上で不可欠である。(2)2012 年から継続している IAEA と福島県の実施取決めに基づく IAEA と福島県の協力事業(「福島県に対する除染、廃棄物管理及び放射線モニタリングの長期的支援」)は、福島県の経験を国際社会に共有し、同事業で得られる分析結果やデータの提供により国際的な原子力安全に貢献していること及び CBC 常駐の IAEA 職員が福島県の業務を補佐していることから、相互補完性が認められる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

【IAEA 全体について】

日本は、加盟国 181 か国中、35 か国から構成される理事会において、IAEA 設立以来一貫して指定理事国を務めている。日本は指定理事国として、IAEA の予算や政策策定、重要課題への対応及び一連の活動に積極的に関与し、意向を反映できる地位にある。

【本件抛出について】

本件抛出は日本が全額を支出するものであり、任意抛出金として、IAEA が事業計画案を作成し、日本側に提出している。日本側においては、日本の外交政策との連携を十分に考慮の上で同計画案の精査を行い、必要に応じ修正を行った上で承認の判断を行う。IAEA による同計画案の作成時点から、必要に応じて、福島県駐在の IAEA 職員や在ウィーン日本政府代表部を通じて事前の調整を行うことで、日本の意向を反映させている。

1-3 本件抛出に係る日本側の取組等(抛出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・抛出先との間での要人往来、政策対話

日本と IAEA との間では、以下のとおり、ハイレベルでの要人往来が頻繁に行われたほか、原子力安全を含む原子力の平和的利用における協力について会合が多数開催され、本件抛出についても取り上げられている。

(1) 2025 年9月、オーストリア・ウィーンで開催された第 69 回 IAEA 総会に日本政府代表として出席した城内内閣府特命担当大臣(科学技術政策)は、一般討論演説の中で、原子力の平和的利用について、不可欠となる最高水準の3S(原子力安全、核セキュリティ及び保障措置)に関し、日本は、原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)や、福島県に指定された IAEA 緊急時対応能力研修センター(CBC)などを通じて、東電福島第一原発事故の経験も踏まえつつ、国際的な人材育成・技術開発に努めていくと述べた([国際原子力機関\(IAEA\) 第 69 回総会](#)参照)。また、城内大臣は、グロッシー IAEA 事務局長と会談し、日本と IAEA は、NPT 体制の維持・強化に資する核不拡散と原子力の平和的利用の促進という目標を共有し、互いに強い信頼関係を構築できる重要なパートナーである旨を確認し、連携を一層深めることで一致した(内閣府「[城内内閣府特命担当大臣記者会見要旨令和7年9月 19 日](#)」参照)。

(2) 2026 年2月、エルヴィウ IAEA 事務次長が訪日し、国光外務副大臣を表敬した際、国光副大臣から、日本はウクライナの原子力安全確保や、本件抛出ほかを示す国際的な原子力安全強化に係る IAEA の取組を高く評価し、支援していると述べ、エルヴィウ事務次長から、ALPS 処理水の海洋放出は国際的な安全基準に合致していると説明があるとともに、日本との連携を引き続き強化していきたい、また、ウクライナにおける IAEA の取組に対する日本の支援に感謝すると述べた([エルヴィウ IAEA 事務次長による国光外務副大臣表敬](#)、[エルヴィウ IAEA 事務次長の訪日\(結果\)](#)参照)。

(3) 2026 年2月、フォガンテ IAEA 事務局長特別補佐官が来日し、松本外務省軍縮不拡散・科学部審議官及び田中同国際原子力協力室長ほかが面会し、日本の原子力の平和的利用や CBC を含む原子力安全への取組について紹介した。

(4) 2026 年3月、フランスにおいて第2回原子力エネルギーサミットがマクロン仏大統領とグロッシー IAEA 事務局長との共催で開催され、日本からは井野経済産業副大臣が出席し、福島県の復興と、東電福島第一原発の安全かつ着実な廃炉に全力で取り組み、科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信を続けることを強調し、原子力を安全かつ持続的に進めるためには、原子力安全・核セキュリティ・核不拡散を確保しつつ、本件抛出を始めとする国際的な協力が不可欠であることなどについて発信した(経済産業省「[井野経済産業副大臣が原子力エネルギーサミット 2026 に出席しました](#)」参照)。

(5) 2026 年3月、CBC において IAEA が主催する原子力又は放射線の緊急事態におけるパブリック・コミュニケーションに関するワークショップ及びRANET共同支援チーム(JAT)演習が開催され、田中外務省国際原子力協力室長ほかが出席した([外務省ホームページ](#)参照)。

・日本側の取組など

定期的に IAEA 関係者と外務省員との間での往来があり、2025 年度はピナック IAEA 原子力安全・核セキュリティ局放射能安全・モニタリング課長や CBC の所属部署であるフセイン IAEA 事故・緊急センター(IEC)部長代理と田中外務省国際原子力協力室長が会談を行い、CBC の今後の活動や CBC 予算などについて協議を行い、双方の意見の擦り合わせを行うことができた。また、同室長は、CBC が所在する福島県とも打ち合わせを行い、IAEA と福島県の協力事業の中での CBC 活用について協議を行った。さらに、外務省担当官が福島県環境創造センターに指定されている CBC を視察の上、福島県庁職員及び CBC に常駐する IAEA 職員とそれぞれ CBC の意義を確認の上、今後の CBC の活用について意見交換を行った。

なお、ワークショップなどに関しては、外務省ホームページで広報を行っており、本件拠出の国際社会における認知向上や日本の支援に関するプレイアアップやビジビリティの確保に取り組んでいる。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件拠出事業においては、効果的かつ効率的なワークショップ実施に向け、会場手配、現場演習に係る必要手続、参加者への講義などにおいて、福島県や日本原子力研究開発機構(JAEA)の協力を得ている。本件拠出を活用して実施されるワークショップは、国内及び海外の政府関係者などを対象に福島県で実施されることになっている。権威ある国際機関の拠点として日本を含む世界各国から来訪者を受け入れ、福島県の現状を発信することで、福島県の復興に貢献している。

また、本件拠出を財源元に雇用されている IAEA 職員は、IAEA の他の関連事業の機会も捉え、福島県内の大学(福島大学や東日本国際大学ほか)に対する講座実施を側面支援しており、大学生が福島県の復興や原子力安全に関する知見を深める機会を支援している。

CBC は福島県環境創造センターに位置し、福島県と IAEA の協力促進の役割を担ってきており、2025 年度は7月及び12月に IAEA 専門家ミッションを受け入れた。

その他、福島県や地方自治体関係者、県議会議員が、CBC が事務所に指定されている福島県環境創造センターを視察する際に CBC についても紹介された。

このように本件拠出を通じて、東電福島第一原発の事故の経験の共有や福島県の復興の発信につながっており、ひいては ALPS 処理水の海洋放出や廃炉に向けた取組への理解醸成につながっていると考えられる。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際原子力機関緊急時対応能力研修センター(CBC)拠出金は世界各国の原子力及び放射線緊急時対応能力を強化することで、日本の外交政策上の目標である原子力の平和的利用のための国際協力の推進に貢献することを目指している。

IAEA は、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については、4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

本件拠出により、以下(1)～(3)の効果を出すことを目標としている。

- (1) 東電福島第一原発の経験を国際社会に共有し、国際的な原子力安全へ貢献する。
- (2) IAEA の人材育成の活動拠点を支援することで、IAEA 及び国際社会における日本のプレゼンスが向上する。
- (3) 世界各国から研修参加者を受け入れ、福島県の現状について CBC 研修参加者を通じて発信し、福島県の復興に貢献する。

IAEA 総会や加盟国との協議を経て決定した CBC 活動方針を踏まえて、IAEA は CBC の具体的な活動計画を日本側に提案する。例えば、2025 年 10 月、原子力及び放射線緊急時対応能力を強化する目的でワークショップ(以下(1))が実施され、研修参加者は座学と福島県の制限区域内における実習を通じて、原子力・放射線緊急時対応能力にかかる専門知識と知見を深めることができた。

本件拠出の活動として、CBC において原子力及び放射線緊急時対応に関するワークショップを 2013 年度から実施してきているが、累計 85 か国から 690 名以上が参加しており、二国間支援と比較して、より幅広い国・人材に対する支援を行うことができています(注:なお、本件拠出は 2018 年度から実施しており、2013 年度から 2017 年度までは日本政府の IAEA に対する別の拠出金から支出されていた。2018 年度以降、日本が本件拠出をノンコア事業として 100% 拠出し、ワークショップ事業を継続して実施することとなった。)

2025 年度については、以下の(1)～(3)及び(5)に加え、以下(4)の事業の側面支援を行い、上述の効果に貢献してきている。

これらの事業運営のために、日本は事業開始当初の 2013 年から福島県に常駐する IAEA 職員に係る人件費を負担している。直近の IAEA 職員は 2023 年 10 月に雇用され、CBC 事業の業務や保管機材の管理を一人で担っている。同 IAEA 職員により、事業関係者(主に IAEA、外務省及び福島県)のコミュニケーションがスムーズとなっている。また、関連事業を担当する IAEA からの出張者の受け入れも行っており、福島県におけるネットワーク構築や福島県内における IAEA 事業の円滑化が認められる。

【今次評価対象期間内に完了した事業の例】

(1) 原子力及び放射線緊急時対応のモニタリングに関するワークショップ

実施期間: 2025 年 10 月 20 日～24 日

内容: 参加者に対し、放射線モニタリングの能力強化及びモニタリングに基づく原子力及び放射線緊急時の公共防護戦略のための訓練を行った。5 か国から 16 名が参加した。事後 IAEA のホームページに掲載された他、日本の新聞でも原子力にかかる国際協力の一環として紹介された。参加者からも、実際に原子力事故が起こった現場での実地研修を受けられたことへの感謝が寄せられた。

(2) 原子力及び放射線緊急時対応におけるパブリック・コミュニケーションに関するワークショップ

実施期間: 2026 年 3 月 2 日～6 日

内容: 原子力及び放射線緊急時対応における一般市民とのコミュニケーション、広報担当としての発言・対応スキルの習得や、誤情報・偽情報への対応などについての研修、東電福島第一原発事故の教訓に関する座学及び関連する福島県内での視察を実施した。5 か国から 15 名が参加した。

本ワークショップでは、福島県内視察を組み合わせたプログラム構成により、理論と実践を統合した効果的な研修が実現し、参加者からも特に東電福島第一原発の視察から多くの学びを得た旨感想が寄せられた。

(3) RANET 共同支援チーム(JAT) 演習

実施期間:2026 年3月9日～13 日 内容:世界各国の原子力及び放射線緊急時対応能力の強化が目的である。同演習では、原子力及び放射線緊急時に RANET 参加国から構成されるチーム(JAT)に関する演習を実施した。8か国から 27 名が参加した。 多国間参加による JAT としての実践的訓練は、実際の緊急事態発生時における迅速かつ効果的な国際支援の実現可能性を高めるものであり、世界各国の緊急時対応体制の底上げに寄与する成果をもたらした。 【現在実施中の事業の例】 (4)福島県に対する除染、廃棄物管理及び放射線モニタリングの長期的支援事業 実施期間:2023 年4月1日～2028 年3月 31 日 内容:2013 年～2022 年まで実施された事業の継続案件である。IAEA と福島県との実施取決めにに基づき、放射線モニタリング及び除染に関連した分野における IAEA から福島県への広範囲な支援の提供が目的であり、今般実施期間では、モニタリング及び除染に関する取組を次世代に伝える情報発信に尽力している。今次事業では、過去の事業成果の情報発信をすることを主眼とし、大学生向けに講座が開催されている。2025 年度は、7月及び 12 月の2回にわたり講座が開催されており、本件では、本件拠出で雇用されている IAEA 職員が IAEA ミッションの受入れや関係者間の調整という側面支援を行った。 (5)放射線モニタリング機材を管理 内容:放射線モニタリング機材を研修活動などに活用すると共に、アジア太平洋地域において、万一原子力及び放射線緊急事態が発生した場合に IAEA として同機材を貸与するために保管する役割を果たしている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2026 年5月に提出された決算報告書によれば、2025 年度に日本が拠出した 182,032 ユーロ(29,671,216 円)のうち、2026 年3月末時点で 73,375.49 ユーロ(11,960,204.874 円)が執行済額、108,656.51 ユーロ(17,711,011.13 円)が残額として報告されている。残額については、今後人件費などに当てる予定である旨の報告を受けている。 ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 ・監査 監査主体:インド会計検査院、対象:拠出先全体、結果:2025 年9月の IAEA 総会に提出された外部監査報告において、2024 年 12 月末時点での財務諸表について、特段問題ないとの意見が付与されている。 ・その他 内部評価の制度あり(IAEA の技術協力活動全体)。内部監査室(OIOS)は、2025 年に、欧州及び中央アジアにおける医療分野の技術協力活動に関する評価を行い、IAEA による放射線治療分野での人材育成活動が加盟国の能力の向上に貢献したなどの内容を含む報告書を提出している。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)		
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)		
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)	☒ 拠出金の使途範囲内 (原子力安全・核セキュリティ局(IAEA 内の CBC 主管局)) ☐ 拠出先全体	(参考) 全職員数

2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件拠出については、福島県にあるCBCにおいて実施されているものであり、IAEA職員増員の動きもないことから、長期的な日本人職員の増強になじまない。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

s

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際原子力機関(IAEA)拠出金(東電福島第一原発関連)	
2 拠出先の名称	
国際原子力機関(IAEA)	
3 拠出先の概要	
IAEA は 1957 年に発足(2025 年 12 月現在の加盟国は 181 か国)し、その目的は「全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、増大するように努力する」こと、及び IAEA が関与する「援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保する」こと(国際原子力機関憲章第2条)である。本部はウィーン(オーストリア)に置かれ、毎年9月に総会、年5回理事会が開催される。東京に地域事務所を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、2021 年4月に公表された ALPS 処理水の処分に関する日本政府の基本方針において、モニタリングの強化及び IAEA との協力に基づき、IAEA が有する原子力分野の専門家・技術や、IAEA と加盟国研究機関間のネットワークを活用し、加盟国の専門家の参加を得て、IAEA による海洋モニタリングを実施することにより、東京電力福島第一原子力発電所(以下、東電福島第一原発)の ALPS 処理水処分にかかる日本の分析機関のモニタリング能力及び分析結果の信頼性向上を図ることを目的としている。IAEA は、分析機関間比較(ILC: Interlaboratory Comparison)及び分析能力テスト(PT: Proficiency Tests)などを実施し、海洋モニタリングの結果を報告書として公開している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	45,872 千円
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室、在ウィーン国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進」の下に設定された中期目標「原子力の平和的利用のための国際協力の推進のため、IAEA やG7各国との協議を通じ原子力安全・核セキュリティを確保するとともに、IAEA 主導の様々なプロジェクトへの拠出金等を通じた支援を実施しつつ、また、二国間協定の適切な運用を推進する。加えて、東日本大震災からの復興プロセスにおける重要課題である ALPS 処理水の海洋放出の安全性に

については、IAEA と緊密に連携しつつ、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国内外に丁寧に説明するとともに、事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有することで、国際社会の一層の理解を醸成していく。」を達成するための手段の一つと位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

東電福島第一原発事故の経験を国際社会に共有し、国際的な原子力安全に貢献することは重要であり、日本の責務となっている。原子力に係る専門性を有し、国際協力を推進する唯一の国際機関である IAEA の活動を支援することは、日本の外交政策を遂行する上で必要不可欠である。ALPS 処理水の海洋放出に関しては、日本は、2021 年4月の「ALPS 処理水の処分に関する基本方針」に基づき、IAEA と連携して国際社会に対し、科学的根拠に基づき、透明性高く情報発信を行い、また、風評被害を助長しかねない主張に対しては、しっかりと反論していくことが重要であり、当該の海洋放出が今後数十年にわたって段階的に実施される中、本件抛出を通じて海洋モニタリングを継続することは不可欠である。

国際的な原子力安全への貢献という観点では、日本は、「国際原子力機関緊急時対応能力研修センター(CBC)抛出金」に抛出しており、日本が東電福島第一原発事故の経験から得られた教訓を活かした、緊急事態の準備及び対応の分野での貢献として、IAEA 加盟国に対する研修を実施してきており、原子力安全分野及び福島県の復興に向けた貢献という共通目的の達成の上で不可欠である。

また、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から一部国・地域の関心を踏まえて新たに IAEA の枠組みの下で「追加的モニタリング」が実施されるようになり、日本は、「国際原子力機関(IAEA)抛出金(ALPS 処理水の海洋放出にかかる追加的モニタリング)」にも抛出している。追加的モニタリングは、IAEA 関係者及び第三国分析機関の専門家が直接試料の採取などを実施する点において本件抛出対象の海洋モニタリングと異なるが、ALPS 処理水の海洋放出の安全性について IAEA と緊密に連携しつつ、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国内外に丁寧に説明するという観点、ひいては国際的な原子力安全への貢献という観点で、相互補完性を有する。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

【IAEA 全体について】

日本は、原子力先進国であり、加盟国 181 か国中、35 か国から構成される理事会において、IAEA 設立以来一貫して指定理事国を務めている。日本は指定理事国として、IAEA の予算や政策策定、重要課題への対応及び一連の活動に積極的に関与し、意向を反映できる地位にある。また、IAEA 事務局長の側近である特別補佐官のポジションを維持している。特別補佐官は、事務局長が抱える重要案件について、事務局長と緊密に連携できるポジションであり、東電福島第一原発の廃炉や福島県の復興といった日本政府の重要課題などでの IAEA との協力促進に貢献している。

【本件抛出事業について】

本件抛出は日本が全額を支出する任意抛出金であり、IAEA が事業計画案を作成し、日本側に提出している。日本側においては、計画案の精査を行い、また、日本の外交政策との連携を十分に考慮し、必要に応じ修正を行った上で承認の判断を行う。

1-3 本件抛出に係る日本側の取組等(抛出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・抛出先との間での要人往来、政策対話

評価対象期間中、日本と IAEA との間では、以下のとおり、ハイレベルでの要人往来が頻繁に行われており、本件抛出についても取り上げられている。

(1)本件抛出を活用し、2025 年 10 月、日本の分析機関が海洋モニタリングを実施した。今後、従前と同様に IAEA が報告書を公表する予定である。(国際原子力機関による 2025 年海洋モニタリングの実施)

(2)2025 年9月、オーストリア・ウィーンで開催された第 69 回 IAEA 総会に日本政府代表として出席した城内内閣府特命担当大臣(科学技術政策)は、一般討論演説の中で、ALPS 処理水の海洋放出は、IAEA の関与の下で行われ、こ

れまで計 14 回(注:当時)にわたり、計画通り安全に行われており、これらの海洋放出の安全性は、現行の IAEA によるレビューや、近隣諸国を含む IAEA 加盟国の分析機関や国際専門家による拡充された参加の下で実施されている強力なモニタリングを通じて継続的に確認されている点、日本は引き続き国際社会に対して、科学的根拠に基づき、透明性の高い情報発信や丁寧な説明を継続していくとともに、IAEA によるレビューやモニタリングにしっかりと協力していく点について言及した([国際原子力機関\(IAEA\)第 69 回総会一般討論演説参照](#))。また、同大臣は IAEA 総会のマージンで、グロッシェ IAEA 事務局長とバイ会談を行い、ALPS 処理水の海洋放出における IAEA の継続的な関与について意見交換を行った。IAEA からは、ALPS 処理水の海洋放出に関連して、IAEA のレビューは独立性・公平性・透明性を備え、科学的かつ国際的な安全基準に照らして行われており、同レビューを通じて放出の安全性が確認されているとの見解が示された。([国際原子力機関\(IAEA\)第 69 回総会参照](#))

(3)2026 年2月、エルヴィウ IAEA 原子力安全・核セキュリティ担当事務次長が訪日した。同訪日で、エルヴィウ事務次長は、日本の原子力規制に係るレビューを行った総合規制評価サービス(IRRS)ミッションを閉会したほか、東電福島第一原発を訪問し、ALPS 処理水の海洋放出に関する設備や ALPS 処理水の測定や分析を行う施設、また廃炉に向けた取組の様子を視察するとともに、東京電力関係者との意見交換を行った。さらに、エルヴィウ事務次長は、経済産業省、環境省及び原子力規制庁などとの間で、ALPS 処理水の海洋放出に関する取組などについて意見交換を行ったほか、外務省では、国光外務副大臣を表敬した。同表敬では、国光副大臣から、今般のエルヴィウ IAEA 事務次長の訪日を歓迎するとともに、ALPS 処理水の海洋放出を含む東電福島第一原発の廃炉に向けた取組に関する IAEA の協力に対して、謝意を述べた。また、今後とも IAEA と連携し、ALPS 処理水の海洋放出の安全性について、国際社会に対し、科学的根拠に基づき透明性高く丁寧に説明し、国内外の一層の理解を醸成していくことに努めると述べた。これに対し、エルヴィウ事務次長から、ALPS 処理水の海洋放出は国際的な安全基準に合致していると説明があるとともに、日本との連携を引き続き強化していきたいと述べた。([エルヴィウ IAEA 事務次長の訪日\(結果\)](#)及び[エルヴィウ IAEA 事務次長による国光外務副大臣表敬参照](#))

(4)2026 年1月、IAEA 理事会の理事を務める加盟国大使に、日本の核不拡散・原子力の平和的利用の取組についての理解を一層深めてもらうことを目的として、外務省の招へいにより IAEA の理事4名(フィリピン、チリ、ガーナ、タイの在ウィーン国際機関代表部大使)が訪日した。理事一行は、東電福島第一原発、東電廃炉資料館及び震災遺構・浪江町立請戸小学校を訪問し、ALPS 処理水の海洋放出を含む、東電福島第一原発の廃炉に向けた取組が安全かつ着実に行われている状況を視察した。参加した理事からは、実際に各現場を訪問したことで、東電福島第一原発の廃炉に向けた取組が安全かつ着実に実施されていることや、原子力の平和的利用に関する日本の高い技術について一層理解を深めることができ、非常に有意義だったとして、高い評価を受けた。([国際原子力機関\(IAEA\)理事会理事招へいの実施](#))

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件拠出を活用し、IAEA による海洋モニタリングを実施することにより、東電福島第一原発の ALPS 処理水処分に係る日本の分析機関のモニタリング能力及び分析結果の信頼性向上を図り、日本が公開するモニタリングデータへの国内外からの信頼を醸成し、風評被害の発生リスクの低減、ひいては一部の国・地域による輸入規制の撤廃につながることを期待される。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際原子力機関(IAEA)拠出金は、IAEA が 2021 年4月の「ALPS 処理水の処分に関する基本方針」に基づき、ALPS 処理水の安全性や規制面及び海洋モニタリングに関する IAEA のレビューの実施に協力していくこと、東電福島第一原発の状況について、国際社会に対して、科学的根拠に基づき、透明性高く説明を継続していくことで、東電福島

第一原発事故の経験の共有を通じた国際的な原子力安全への貢献、IAEA の活動支援にも大いに寄与するものであり、ひいては 1-1(1)の日本の外交政策目標に貢献することを目標としている。

IAEA は、2-2 のとおりの効果を上げている。また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については、4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

[目標]

・2021 年4月に公表された「ALPS 処理水の処分に係る基本方針」に基づき、IAEA が有する原子力分野の専門家・技術や、IAEA と加盟国研究機関間のネットワークを活用し、加盟国の専門家の参加を得て、IAEA による海洋モニタリングを実施することにより、東電福島第一原発の ALPS 処理水処分に係る日本の分析機関のモニタリング能力及び分析結果の信頼性向上を図る。

[取組]

・IAEA 海洋環境研究所と日本の分析機関の専門家が共同で東電福島第一原発近傍の海水・海底土及び福島県での水産物を採取した後、IAEA 専門家によって採取した試料の前処理を確認し、IAEA 及び第三国分析機関に試料を輸送。その後、IAEA 及び日本国内外の研究機関による試料の個別分析を行い、これらの分析結果を IAEA が比較評価することで、日本の分析機関のモニタリング能力及び分析結果の正確性及び能力を確認する。これらの活動は、報告書として取りまとめられ、IAEA のホームページで公表される。

[成果]

・2025 年9月2日から 12 日にかけて第三国分析機関(韓国、スイス、フランス)が参加する形で海洋モニタリングが実施された。現在、分析結果がとりまとめられているところであり、追って分析結果が IAEA から公表される予定である。

・なお、至近では、2023 年 10 月7日から 15 日に実施した海洋モニタリングについて、2024 年 12 月 30 日に IAEA から報告書が公表され、同報告書において、IAEA は、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、かつ、海洋サンプル中の放射性核種の分析に参加した日本の分析機関が、引き続き高い技術的能力を有していると報告している。報告書の URL は以下のとおり。

https://www.iaea.org/sites/default/files/24/12/japan_ilc_2023_report.pdf

・2025 年6月末には、中国から、日本の一部地域の水産物の輸入を回復させる公告が発出された。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況: 2026 年3月(日本の 2023 及び 2024 年度拠出分)

- ・2023 年度拠出分については、拠出した 293,486 ユーロのうち 2,830.34 ユーロが残高として残っており、2024 年度拠出分については、拠出した 293,486 ユーロのうち、245,982.77 ユーロが残高として残っている。なお、いずれの残高も使用予定のため、繰り越される予定。
- ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。
- ・監査 監査主体：インド会計検査院、対象：拠出先全体、結果：2025 年9月の IAEA 総会に提出された外部監査報告において、2024 年 12 月末時点での財務諸表について、特に問題はないとの意見が付与されている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（不適切事案の有無を含む。）

行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案は発生していない。

海洋モニタリング関連では、IAEA は、日本側と緊密に連絡し、事業計画案を作成し、日本側に提出。日本側においては、計画案の精査を行い、また、日本の外交政策との連携を十分に考慮し、必要に応じ修正を行った上で承認の判断を行う。

また、IAEA は日本からの拠出金に係る報告書を提出しており、こうした報告書や、随時の意見交換などを通じ、拠出金の使用状況をチェックし、事業を評価している。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。）

4-1(1) 日本人職員数の増減（日本人幹部含む）

過去3年の日本人職員数（日本人幹部含む）				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		（参考） 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
40	36	42	39.33	46	0.67	1421

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						（参考） 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
2	2	2	2	2	0	57

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況（ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等）

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由

本件拠出は、1-1(1)の目標達成に向け、効果的かつ効率的なプロジェクトの実施のために真に必要なかつ適切な規模の費用をノンコア拠出するものであり、現状、拠出金の範囲内において、本件拠出事業の実施目的を超えて日本人職員の増強を図ることは困難であるため。

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

N/A

N/A

N/A

N/A

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際原子力機関(IAEA)拠出金(ALPS 処理水の海洋放出にかかる追加的モニタリング)	
2 拠出先の名称	
国際原子力機関(IAEA)	
3 拠出先の概要	
IAEA は 1957 年に発足(2025 年 12 月現在の加盟国は 181 か国)し、その目的は「全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、増大するように努力する」こと、及び IAEA が関与する「援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保する」こと(国際原子力機関憲章第2条)である。本部はウィーン(オーストリア)に置かれ、毎年9月に総会、年5回理事会が開催される。東京に地域事務所を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、2024 年(令和6年)9月 20 日の岸田総理大臣とグロッシーIAEA 事務局長との電話会談において合意した ALPS 処理水の海洋放出についての「追加的モニタリング」に使用される。具体的には、日本と IAEA は、ALPS 処理水の海洋放出について、一部の国・地域の関心を踏まえ、IAEA の枠組みの下で、IAEA 加盟国専門家及び第三国分析機関の専門家が、直接、試料の採取など実施し、分析を行う。追加的モニタリングを通じた IAEA との連携により、ALPS 処理水に係る情報の透明性・客観性・信頼性を高める。追加的モニタリングの分析結果は報告書として公表される。なお、本件拠出は、追加的モニタリングの実施に特化した拠出金として、令和8年度当初予算から拠出を開始している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	25,979 千円
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室、在ウィーン国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進」の下に設定された中期目標「原子力の平和的利用のための国際協力の推進のため、IAEA やG7各国との協議を通じ原子力安全・核セキュリティを確保するとともに、IAEA 主導の様々なプロジェクトへの拠出金等を通じた支援を実施しつつ、また、二国間協定の適切な運用を推進する。加えて、東日本大震災からの復興プロセスにおける重要課題である ALPS 処理水の海洋放出の安全性に

については、IAEA と緊密に連携しつつ、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国内外に丁寧に説明するとともに、事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有することで、国際社会の一層の理解を醸成していく。」を達成するための手段の一つと位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

ALPS 処理水の海洋放出に関し、2021 年4月、日本が ALPS 処理水の処分に関する基本方針を公表し、同年7月には日本と IAEA との間で、「東京電力福島第一原子力発電所(以下、東電福島第一原発)における ALPS 処理水の取扱いの安全面のレビューに関する日本政府に対する IAEA の支援についての付託事項(TOR)」が署名された。同 TOR に基づき、IAEA 職員及び IAEA が選定した国際専門家で構成される IAEA タスクフォースが組織され、日本及び東京電力に対し、第三者の立場から安全性と規制面に係るレビューを実施してきた。2023 年7月、グロッシーIAEA 事務局長が訪日し、これらのレビューを総括する IAEA 包括報告書が岸田総理大臣に手交された。同報告書では、ALPS 処理水の海洋放出に対する取組及び関連の活動は、関連する国際安全基準に合致していること、ALPS 処理水の海洋放出による人及び環境に対する放射線影響は無視できるほどであることが結論として示され、同年8月 24 日、ALPS 処理水の海洋放出が開始された。海洋放出開始後も、その安全性は、同 TOR に基づく IAEA によるレビューや近隣諸国を含む加盟国の分析機関や第三国分析機関の専門家の参加を得て実施されているモニタリングを通じ継続的に確認されている。

一方、依然として一部の国・地域は、ALPS 処理水の海洋放出に伴う日本産水産物に対する輸入規制を継続しており、また、一部の国・地域から現行のモニタリングに対して様々な関心が寄せられてきた。これらを踏まえ、日本は現行のモニタリングは十分なものであると考えているが、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から、2024 年(令和6年)9月、日本と IAEA は、これらの一部の国・地域の関心を踏まえ、IAEA の枠組みの下で従来のモニタリングを拡充し、その中でモニタリングに参加している専門家による採水などのサンプリングを実施することで一致した。同年 10 月以降、近隣諸国を含む IAEA 加盟国専門家も参加して追加的モニタリングが累次実施され、これらの公表済みの結果報告書では、ALPS 処理水の海洋放出の安全性が確認されている。

日本と中国との二国間では ALPS 処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について、2024 年9月に「日中間の共有された認識」を発表し、IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、中国は日本産水産物の輸入規制の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。同年 10 月以降、中国を含む第三国専門家も参加して追加的モニタリングが累次実施され、中国からも、これまで分析が完了したものについて、結果が全て正常であったことが発表された。2025 年6月末には、中国から、日本の一部地域の水産物の輸入を回復させる公告が発出された。他方、ALPS 処理水の海洋放出は今後も続く予定であることに加え、輸入再開には引き続き信頼回復のための検証や風評対策が必要であるため、本件拠出を通じた追加的モニタリングを継続する必要がある。

上記のとおり、追加的モニタリングの引き続きの着実な実施と、国際社会に対する更なる透明性の高い情報提供は、ALPS 処理水に係る情報の客観性及び信頼性を高め、中国など、一部の国・地域による日本産水産物の輸入規制撤廃に向けたプロセスの進展に資するものであるとともに、1-1(1)の目標達成に寄与するものである。

IAEA への拠出は、国際的な原子力安全への貢献という観点では、日本は、「国際原子力機関緊急時対応能力研修センター(CBC)拠出金」に拠出しており、日本が東電福島第一原発事故の経験から得られた教訓を活かした、緊急事態の準備及び対応の分野での貢献として、IAEA 加盟国に対する研修を実施してきており、原子力安全分野及び福島県の復興に向けた貢献という共通目的の達成の上で不可欠である。また日本は、「国際原子力機関(IAEA)拠出金(東電福島第一原発関連)」にも拠出している。当該拠出は IAEA 関係者及び第三国分析機関の専門家が直接試料の採取などを実施しない点において、本件拠出と異なるものの、ALPS 処理水の海洋放出の安全性について IAEA と緊密に連携しつつ、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国内外に丁寧に説明するという観点、ひいては国際的な原子力安全への貢献という観点で、本件拠出と相互補完性を有する。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

【IAEA 全体について】

日本は、加盟国 181 か国中、35 か国から構成される理事会において、IAEA 設立以来一貫して指定理事国を務めている。日本は指定理事国として、IAEA の予算や政策策定、重要課題への対応及び一連の活動に積極的に関与し、意向を反映できる地位にある。また、IAEA 事務局長の側近である特別補佐官のポジションを維持している。特別補佐官は、事務局長が抱える重要案件について、事務局長と緊密に連携できるポジションであり、東電福島第一原発の廃炉や福島の復興といった日本の重要課題などでの IAEA との協力促進に貢献している。

【本件拠出事業について】

本件拠出は日本が全額を支出する任意拠出金であり、IAEA が事業計画案を作成し、日本側に提出している。日本側においては、計画案の精査を行い、また、日本の外交政策との連携を十分に考慮し、必要に応じ修正を行った上で承認の判断を行う。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

評価対象期間中、日本と IAEA の間では、以下のとおり、ハイレベルでの要人往来が頻繁に行われており、本件拠出についても取り上げられている。

(1)2025 年9月、オーストリア・ウィーンで開催された第 69 回 IAEA 総会に日本政府代表として出席した城内内閣府特命担当大臣(科学技術政策)は、一般討論演説の中で、ALPS 処理水の海洋放出は、IAEA の関与の下で行われ、これまで計 14 回(注:当時)にわたり、計画通り安全に行われており、これらの海洋放出の安全性は、現行の IAEA によるレビューや近隣諸国を含む加盟国の分析機関や第三国分析機関の専門家による拡充された参加の下で実施されている強力なモニタリングを通じて継続的に確認されている点、日本は引き続き国際社会に対して、科学的根拠に基づき、透明性の高い情報発信や丁寧な説明を継続していくとともに、IAEA によるレビューやモニタリングにしっかりと協力していく点について言及した([国際原子力機関\(IAEA\)第 69 回総会一般討論演説参照](#))。また、同大臣は IAEA 総会のマージンで、グロッシー IAEA 事務局長とバイ会談を行い、ALPS 処理水の海洋放出における IAEA の継続的な関与について意見交換を行った。IAEA からは、ALPS 処理水の海洋放出に関連して、IAEA のレビューは独立性・公平性・透明性を備え、科学的かつ国際的な安全基準に照らして行われており、同レビューを通じて放出の安全性が確認されているとの見解が示された。([国際原子力機関\(IAEA\)第 69 回総会参照](#))

(2)2026 年2月、エルヴィウ IAEA 原子力安全・核セキュリティ担当事務次長が訪日した。同訪日で、エルヴィウ事務次長は、日本の原子力規制に係るレビューを行った総合規制評価サービス(IRRS)ミッションを閉会したほか、東電福島第一原発を訪問し、ALPS 処理水の海洋放出に関する設備や ALPS 処理水の測定や分析を行う施設、また廃炉に向けた取組の様子を視察するとともに、東京電力関係者との意見交換を行った。さらに、エルヴィウ事務次長は、経済産業省、環境省及び原子力規制庁などとの間で、ALPS 処理水の海洋放出に関する取組などについて意見交換を行ったほか、外務省では国光外務副大臣を表敬した。同表敬では、国光副大臣から、今般のエルヴィウ IAEA 事務次長の訪日を歓迎するとともに、ALPS 処理水の海洋放出を含む東電福島第一原発の廃炉に向けた取組に関する IAEA の協力に対して、謝意を述べた。また、今後とも IAEA と連携し、ALPS 処理水の海洋放出の安全性について、国際社会に対し、科学的根拠に基づき透明性高く丁寧に説明し、国内外の一層の理解を醸成していくことに努めると述べた。これに対し、エルヴィウ事務次長から、ALPS 処理水の海洋放出は国際的な安全基準に合致していると説明があるとともに、日本との連携を引き続き強化していきたいと述べた。([エルヴィウ IAEA 事務次長の訪日\(結果\)](#)及び[エルヴィウ IAEA 事務次長による国光外務副大臣表敬参照](#))

(3)2026 年1月、IAEA 理事会の理事を務める加盟国大使に、日本の核不拡散・原子力の平和的利用の取組についての理解を一層深めてもらうことを目的として、外務省の招へいにより IAEA の理事4名(フィリピン、チリ、ガーナ、タイの在ウィーン国際機関代表部大使)が訪日した。理事一行は、東電福島第一原発、東京電力廃炉資料館及び震災遺

構・浪江町立請戸小学校を訪問し、ALPS 処理水の海洋放出を含む、東電福島第一原発の廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められている状況を視察した。参加した理事からは、今般の訪日を通じて実際に各現場を訪問したことで、東電福島第一原発の廃炉に向けた取組が安全かつ着実に実施されていることや、原子力の平和的利用に関する日本の高い技術について一層理解を深めることができ、非常に有意義だったとして、高い評価を受けた。(国際原子力機関(IAEA)理事会理事招へいの実施)

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件拠出を活用し、IAEA の枠組みの下で追加的モニタリングを実施することにより、日本の分析機関から公表される、東電福島第一原発の ALPS 処理水の海洋放出の安全性に関する情報の透明性・客観性・信頼性を高めるとともに、国内外の一層の理解の向上につながる。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際原子力機関(IAEA) 拠出金(ALPS 処理水の海洋放出にかかる追加的モニタリング)は、IAEA が、IAEA の枠組みの下で実施されている現行のモニタリングを拡充し、IAEA 加盟国専門家や第三国分析機関の専門家による採水などのサンプリングを行う追加的モニタリングを行うことで、東電福島第一原発事故の経験の共有を通じた国際的な原子力安全への貢献、IAEA の活動支援にも大いに寄与するものであり、ひいては 1-1(1)の日本の外交政策目標に貢献することを目標としている。

IAEA は、2-2 のとおりの効果を上げている。また、基準3においては、3-1 のとおり、2026 年度からの拠出のため報告書は受領していない。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については、4-2 の理由から N/A としている。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

[目標]

・本件拠出事業の着実な実施を通じて、ALPS 処理水の海洋放出に対する国際社会の更なる支持と理解を獲得する。

[取組(予定)]

・2026 年度においては、追加的モニタリングを合計5回実施する。

【参考 評価期間内における追加的モニタリングに関する取組内容及び成果】

[取組]

・評価期間内においては、追加的モニタリングは合計5回実施された。

[成果]

・2025 年4月に実施した追加的モニタリングの結果については 2025 年 10 月に報告書が IAEA から公表され、同報告書において、参加した各分析機関から提出された結果は、ALPS 処理水が計画通りに海洋放出された際に、人及び環境に対する放射線影響は無視できるほどであるとする 2023 年7月公表の ALPS 処理水の安全性レビューに関する

IAEA 包括報告書の結論と整合していると記された。(なお、2024 年 10 月及び 2025 年2月に実施された追加的モニタリングの結果についても、それぞれ 2025 年6月及び 10 月に公表されている。)

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2026 年度から拠出が開始されたばかりであるため、報告書は未だ受領していない。 ・監査 監査主体: インド会計検査院、対象: 拠出先全体、結果: 2025 年9月の IAEA 総会に提出された外部監査報告において、2024 年 12 月末時点での財務諸表について、特に問題はないとの意見が付与されている。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
40	36	42	39.33	46	6.67	1421
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
2	2	2	2	2	0	57
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件拠出は、1-1(1)の目標達成に向け、効果的かつ効率的なプロジェクトの実施のために真に必要なかつ適切な規模の費用をノンコア拠出するものであり、現状、IAEA事務局は既存の人員体制の下で本件拠出事業の実施を担うことができおり、定員を追加する計画・見込みはないため。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

N/A

N/A

N/A

N/A

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
核不拡散基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国際原子力機関(IAEA)	
3 拠出先の概要	
IAEA は 1957 年に発足(2025 年 12 月現在の加盟国は 181 か国)し、その目的は「全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、増大するように努力する」こと、及び IAEA が関与する「援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保する」こと(国際原子力機関憲章第2条)である。本部はウィーン(オーストリア)に置かれ、毎年9月に総会、年5回理事会が開催される。東京に地域事務所を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
核不拡散基金は、国際的な核不拡散体制の強化を目的として、日・IAEA 間の取決めにに基づき 2001 年に設置された。IAEA の包括的保障措置協定に基づく保障措置の実施支援や IAEA 追加議定書(任意の加盟国のみ)の普遍化やその実施に関する支援などを実施している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 71,380 千円	
本件拠出は日本が IAEA に対して単独で拠出している。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部 不拡散・科学原子力課、在ウィーン国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野 9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組」の下に設定された中期目標「1 「核兵器のない世界」の実現に向け、現実的かつ実践的な取組を強化する。」及び「2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。」を達成するための手段の一つと位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。
1-1 (2) 上記 1-1 (1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
IAEA は、加盟国との包括的保障措置協定及び IAEA 追加議定書に基づき、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されないことを担保することを目的に、加盟国における原子力検認(nuclear verification)及び

監視活動を実施している唯一の国際機関である。IAEA 保障措置は、上記1-1(1)の目標達成に向けて欠かすことのできない役割を担っている。

また、日本には、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の取組を主導していく歴史的使命がある。日本単独拠出である核不拡散基金は、国際的な核不拡散体制の維持・強化に向けた IAEA の取組を強力に支援するツールとして、日本の核不拡散政策の独自性を示すものである。

日本の外交青書 2026 においても述べられているとおり、IAEA の検証活動は核兵器不拡散条約(NPT)の3本柱の1つである核不拡散の中核的手段であり、2026 年に開催された同条約の第 11 回運用検討会議において日本政府代表団の北野外務省参与(大使)から IAEA によるこうした活動の強化を訴えた。しかしながら、北朝鮮、イラン、ウクライナなど、検証活動の全部又は一部の実施に支障をきたしている国・地域も存在し、同基金は、こうした課題への対処に活用されている。例えば、ウクライナにおいては、ロシアによる侵略が継続中も、同基金を通じた支援により、IAEA は不可欠な検証活動を行うことができた。また、同基金を通じた支援の一つである IAEA による北朝鮮の監視活動の成果は、IAEA 事務局から日本政府に対しても然るべくフィードバックされており、北朝鮮の核関連活動の情報収集ツールとして有効に機能している。

さらに、IAEA は、同基金を通じた支援により、IAEA 追加議定書の普遍化及びその実施のための能力構築支援にも取り組んでおり、アジア大洋州保障措置ネットワーク(Asia Pacific Safeguards Network: APSN)会合の開催支援などを行っている。2001 年の同基金設置以降、東南アジア諸国の8か国が IAEA 追加議定書を締結した。

なお、IAEA は、保障措置制度を通じた国際的な核不拡散体制の維持・強化のほかに、原子力の平和的利用の推進にも取り組んでいる。保障措置制度は原子力の平和的利用にとって不可欠であり、日本は、IAEA 総会における政府代表演説などを通じて、原子力の平和的利用の推進に当たって、最高水準の保障措置の規範化を政策目標にしているところ、IAEA 保障措置制度の維持・強化のための本件拠出と、外務省が別途 IAEA に対して拠出する平和的利用イニシアチブ拠出金事業は、両輪で進めていく必要がある。

日本は同基金に対して、近年、補正予算を通じて拠出を行ってきており、補正予算は 1-3 に記載のとおり、緊急性の高い個別の国・地域の核不拡散課題への対応に係る IAEA の活動支援などに活用されているが、令和8年度から北朝鮮の「非核化合意」の検証体制の整備、イランの核活動の監視検証及び国際的な原発需要の高まりを受けたグローバルサウス諸国向け不拡散能力構築支援を図る目的で当初予算での拠出を再開することとなった。当初予算は、緊迫する国際情勢の常態化や原発需要の高まりといった動向も踏まえた中長期的な地域の国際的な核不拡散体制の維持・強化という分野に活用され、両者は重複なく整理されている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

【IAEA 全体について】

IAEA 加盟国 181 か国中、35 か国から構成される IAEA 理事会において、日本は、IAEA 設立以来一貫して指定理事国を務めている。日本は指定理事国として、IAEA の予算や政策策定、重要課題への対応及び一連の活動に積極的に関与し、意向を反映できる地位にある。

【本件拠出について】

本件拠出は日本が全額を支出するものであり、本件拠出又はその執行に関する IAEA 事務局内の調整・とりまとめには IAEA 日本人職員が中心的役割を果たしているなど、日本の意向が反映できる体制を整えている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

評価対象期間中、日本と IAEA の間では、以下(1)及び(2)のとおり、ハイレベルでの要人往来が行われており、本件拠出についても議題として取り上げられている。これに加えて、IAEA の幹部職員が訪日する機会や、外務省幹部が IAEA 本部を訪問する機会などにおいても、本件拠出の活用成果などについて協議している。

(1)2025 年9月、オーストリア・ウィーンで開催された第 69 回 IAEA 総会に日本政府代表として参加した城内内閣府特命担当大臣(科学技術政策)は、一般討論演説の中で、日本が重要な核不拡散などの課題に取り組む IAEA を支援していると述べた。また、城内大臣は、グロッシーIAEA 事務局長と会談し、北朝鮮やイランの核問題の解決に向けた両者の取組などについて意見交換を行った([国際原子力機関\(IAEA\)第 69 回総会](#)参照)。

(2)2025 年9月、米国・ニューヨークを訪問中の岩屋外務大臣は、グロッシーIAEA 事務局長と会談し、北朝鮮の核問題について議論したほか、イランの核問題について同事務局長から IAEA の取組に関する説明を受けつつ、イランが IAEA との協力を再開するために、日本として IAEA の取組を支えていくと述べた。

・日本側の取組

日本は、同基金に対する令和4年度、令和5年度及び令和7年度の補正予算を活用し、以下の事業を実施している。また、城内内閣府特命担当大臣(科学技術政策)による第 69 回 IAEA 総会一般討論演説において核不拡散などの重要課題に関する IAEA の取組への支援に言及するなど、対外発信を行った([第 69 回 IAEA 総会一般討論演説](#)参照)。

(1)令和4年度拠出(補正予算):2024 年3月に運用が開始されたウクライナ保障措置実施に係る IAEA の活動支援:ウクライナにおける IAEA の検証活動が継続的に実施されることを確保することを目的とし、IAEA 査察官などの渡航費用、試料分析機材の購入費などを支援した。

(2)令和5年度拠出(補正予算):2025 年3月に運用が開始されたイランにおける IAEA の検証活動支援:イランにおける IAEA の検証活動が有効に実施されることを確保することを目的とし、専門家の人件費、渡航費用、試料分析機材の購入費などを支援した。

(3)令和5年度拠出(補正予算):2025 年3月に運用が開始されたウクライナ保障措置実施に係る IAEA の活動支援:ウクライナにおける IAEA の検証活動が継続的に実施されることを確保することを目的とし、専門家の人件費、試料分析機材の購入費などを支援した。

(4)令和7年度拠出(補正予算:イラン):2026 年3月に運用が開始されたイランにおける IAEA の検証活動支援:イランにおける IAEA の検証活動が有効に実施されることを確保することを目的とし、専門家の人件費、渡航費用、試料分析機材の購入費などを支援している。

(5)令和7年度拠出(補正予算:北朝鮮):北朝鮮の核計画の監視及び同計画検証に向けた準備強化に関する IAEA 事務局の取組支援として、専門家の人件費、試料分析機材の購入費などを支援している。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

2026 年1月、福山参議院副議長を団長とする参議院議員団がウィーンを訪問し、グロッシーIAEA 事務局長と会談した。会談では、同事務局長から、日・IAEA 間の幅広い協力とその重要性につき言及があるとともに、日本の支援に対して謝意が表明された。

国立研究開発法人「原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(Integrated Support Center for Nuclear Nonproliferation, Security and Human Resource Development: ISCN)」は、核不拡散・核セキュリティの分野における技術開発、政策研究、能力構築支援などに取り組む組織であり、同基金を通じ、IAEA と保障措置に関する研修プログラムを共催することで、同センターの取組を推進し、知名度向上につなげている。

また、同基金を通じた評価基準2に記載する各種事業の実施に当たっては、可能な限り日本人専門家の活用及び日本企業製品の調達を促進している。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

核不拡散基金は IAEA が北朝鮮、イランなどの地域の不拡散課題への対応や包括的保障措置協定及び追加議定書に基づく保障措置を実施することで IAEA 現行事業計画(2026 年-2027 年)の大目標4「原子力検認」の下で国際的

な核不拡散体制の維持・強化を推進することを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「核兵器のない世界」の実現に向けた現実的かつ実践的な取組や大量破壊兵器などの拡散防止のための取組の強化に貢献することを目標としている。

IAEA は、基準2のとおり、今後支援が実施される予定である。

また、基準3においては、3-1 のとおり、過去の当初予算や補正予算による拠出分に関し、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における繰越額の未把握について会計検査院による指摘があったものの、適切なフォローアップを行い、IAEA が繰越額の正確な把握を含めた適切な基金管理を行っていることを確認している。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

本件拠出は、IAEA 現行事業計画(2026 年- 2027 年)の大目標4「原子力検認」の下、IAEA による包括的保障措置協定及び IAEA 追加議定書に基づく保障措置の実施、監視・検証活動、同議定書の普遍化に向けた IAEA の取組などを支援している。今次評価対象期間内では、1-3 で記載の補正予算による支援事業を実施中及び完了済みであるとともに、評価基準3に記載の日本と IAEA 間のやり取りに基づき、令和元年度当初予算拠出による事業の積み残しの活動が行われた。また、日本と IAEA 間の協議により合意された、令和8年度に実施予定の内容は以下のとおりである。

【今次評価対象期間内に完了した事業】

令和元年度当初予算拠出事業：

2025 年 11 月にパース(オーストラリア)で開催されたアジア大洋州保障措置ネットワーク(APSNN)年次会合・IAEA 保障措置セミナーへの対開発途上国参加支援。

(1) 詳細：開発途上国による同会合・セミナーへの参加を確保するため渡航費を支援した。より多くの国の参加を確保し、同会合・セミナーの実施効果を高めることで、アジア大洋州地域における保障措置強化、ひいては国際的な核不拡散体制を強化することを目的とする。

(2) 成果：開発途上国3か国(ラオス、ブルネイ、モンゴル)から3人が同会合・セミナーへ参加した。同セミナーでは、上記のモンゴル人参加者が、モンゴル国内での保障措置強化に係る取組に関するプレゼンテーションを行って先行事例を共有したほか、IAEA によるセミナーを通じて、他の2人を含む参加者が自国内の保障措置強化に必要な知識を習得するなど、国際的な核不拡散体制の強化に寄与する有意義なやり取りが行われた。

【実施中の事業】

令和元年度当初予算拠出事業：

IAEA の保障措置制度の基盤の安定化・強化を支援する観点から、追加議定書の普遍化への取組や IAEA への専門家派遣といった核不拡散体制の強化に向けた IAEA の取組に対する支援。

令和8年度当初予算拠出事業：

北朝鮮の「非核化合意」の検証体制の整備、イランの核活動に対する監視・検証活動、及び国際的な原発需要の高まりを受けたグローバルサウス諸国向け不拡散能力構築支援。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況:2026 年9月頃(令和8年度当初予算分) IAEA は、年2回、核不拡散基金に関する財務報告書を日本に提出している。2026 年3月に提出された直近の財務報告書(2026 年3月4日時点)(評価対象期間中に補正予算を通じて拠出した 1,870,699 ユーロは含まれない)によると、総収入は 21,247,638.64 ユーロとなっており、総支出分の 18,252,659.79 ユーロを除く、2,994,979.85 ユーロが残高として残っている。未使用金が発生した場合は、日本と IAEA で協議の上、国庫返納や後継プロジェクトに割り当てるなどの対応を実施している。 ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 ・監査 監査主体:外部監査国(インド)、対象:拠出先全体、結果:特段問題はないとの意見が付与されている。 ・内部監査室(OIOS)による内部監査制度あり(対象は拠出先全体)。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
令和元年度当初並びに令和4年度及び令和5年度補正で同基金に対して行った拠出に関し、会計検査院から繰越額の未把握案件が指摘された。その後のフォローアップで適切な対応を行った。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
40	36	42	39.33	46	6.67	1421
備考	専門職以上の職員のうち、専門家(CFE)を含め、JPO、コンサルタントを除く合計を記載。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
2	2	2	2	2	0	57
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
【日本人幹部職員の獲得状況】						
金子智雄氏が事務局長の側近である特別補佐官のポジションを維持している。同ポジションは、事務局長が抱える重要案件について、事務局長と緊密に連携できるポジションであり、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や福島の復興といった日本の重要課題などでのIAEAとの協力促進に貢献している。						
桐生みはる氏は、保障措置局実施B部長のポジションを維持している。同ポジションは、イランを除く中東地域における保障措置の履行を所掌の一つとしており、核拡散懸念のあるシリアの問題の解決に尽力している。						
【日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況】						
IAEAにおける日本人職員数は、本件拠出を含む日本のIAEAへの貢献度合いに比して少数にとどまっているため、						

IAEAにおける日本人職員の正規採用増加に向けて、日本からIAEAに対して原子力発電、放射性廃棄物の管理、原子力施設の安全及び保障措置等の分野において優れた知見を有する専門家(CFE)を積極的に派遣しているほか、様々な協議の機会などを捉えて、本件拠出を通じた日本の貢献を強調しつつ、IAEAにおける日本人職員の正規採用増加に向けた働きかけを行っている。

日本人職員が少数にとどまっている要因としては、日本人応募者数自体が少数にとどまっているという事情も大きい。また、原子力人材育成ネットワーク(日本国内の産官学から成る原子力人材育成推進のためのネットワーク)などとも連携しつつ、JPO派遣制度の周知やIAEAの採用に関する説明会やワークショップの開催など、応募者数を増やすための取組も行っている。2025年度には、日本人職員の採用に向けた以下のような取組を行い、その応募促進及び実施結果について外務省のプレスリリースやSNSなど、関係省庁や日本企業への声掛けを通じて発信を行っている。

- (1) 2025年12月、外務省はIAEAとの共催により、採用オンラインワークショップを開催した。同ワークショップは国際機関における日本人職員増強の取組の一環として、2023年以降オンライン形式で実施しているものであり、今回もIAEAの人事担当者から、IAEAにおける勤務(含むウィーンでの生活)や採用情報、応募書類の書き方、ビデオ面接の心得などを網羅的に紹介した。同ワークショップには、原子力関係団体・企業関係者・大学生・大学院生など、延べ約90名が参加した。また、参加者のうち約30名は、最終日に開催した個別模擬面接やキャリア相談にも参加し、IAEAの人事担当者から個別に助言を得る機会を得た。
- (2) 2026年2月、フォガントIAEA特別補佐官の訪日機会を捉え、幹部職員候補の日本人との面談を実施し、採用に向けた働きかけを行った。また、古本外務省軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課長から、IAEAと日本との一層の連携強化に向けて、日本の優れた原子力技術や専門性を有するより多くの人材がIAEAの業務に貢献することが望ましいとの申し入れを行った。
- (3) 2026年3月、フローベルIAEA人事部長の訪日機会を捉え、東京科学大学ゼロカーボンエネルギー研究所主催、外務省共催によるフローベルIAEA人事部長による学生(学部生)向けの講演会及び学生(大学院生)・社会人向けの採用ワークショップを開催した。両イベントは、国際機関における日本人職員増強を目指し、IAEAでの勤務に関心がある日本の学生・社会人向けに開催されたものである。採用ワークショップではIAEAの人事部門担当者らに対面で直接質問などができる機会を提供し、約30名が参加した。具体例を用いた履歴書の記載や希望者に対しては個別模擬面接の機会を設けた実践的なプログラムも用意し、参加者からは好評を得た。また、古本外務省軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課長から、本件拠出を含む日本のIAEAへの貢献度合いに比して日本人職員が少数にとどまっている状態を改めて提言し、日本人職員増強を極めて重視していると申し入れを行った。
- (4) 東京工業大学原子力規制人材育成事業の一環で日本人学生4名がインターンシップ生としてIAEAにて研修を行った。
- (5) 上記の取り組みの他にも、日本人の採用に向けてIAEAの空席情報を配信するLINEアカウントが日本人インターンにより運営されている。

こうした働きかけや取組の成果もあり、2025年には日本人職員数全体として前年の42名から46名に増加した。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由